

第五章 近世の舟形

第一節	時代の動き
第二節	村の構成
第三節	代官・庄屋と農民
第四節	各村の概況
第五節	検地
第六節	年貢・運上・御用金
第七節	御触書
第八節	交通
第九節	山林の制度
第十節	農民階層・百姓騒動
第十一節	飢饉と人口
第十二節	キリスト教禁止と宗門改め
第十三節	福寿野の開発
第十四節	幕末・農民のくらし

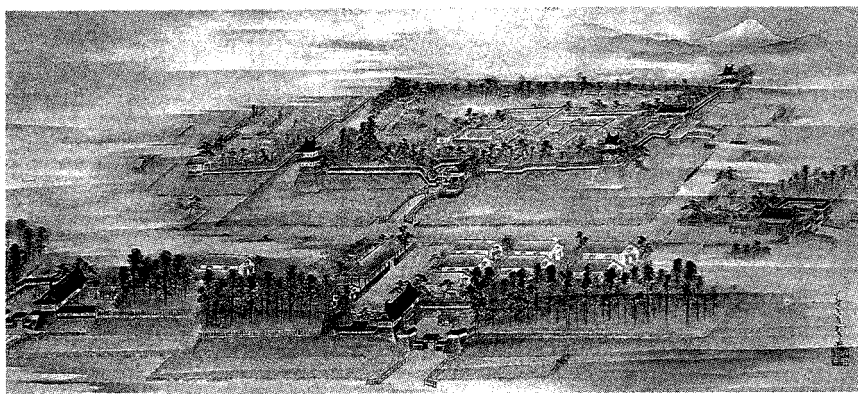
第五章 近世の舟形

第一節 時代の動き

元和八年（一六二二）、最上家改易に伴って、その遺領は鳥居忠政（山形二四万石）、酒井忠勝（鶴岡一四万石）、戸沢政盛（六万石、後に六万八二〇〇石）、その他が領することとなった。戸沢氏は秋田仙北の出であるが（南部滴石から仙北に移ったともいう）、関が原戦の論功によって、常州松岡四万石を賜わった。この地方を領すること二〇年にして、この度二万石を加増されて最上郡一円と村山郡の一部（最上川の西岸）を給された。

当地方では、すでに戸沢氏入部に先立って、旧来の土豪層の拠っていた城館は破却され、その勢力は一掃されていた。このようにして、郡内三分の形成はやみ、新庄を中心とする領内一円支配の条件は整えられていた。

入部当初、政盛は真室城に入ったが、寛永二年（一六二五）、新城（庄）に移り、本格的な藩政を展開した。彼は入部と同時に、領内産業の開発をはかり、鉾山を興し、新田開発をすすめて、領内物産を北海路廻しにて、京・大坂の市場に移出して藩財政の確立につとめた。また、城下町の整備をはかり、家臣団の編成、検地、鄉村支配制度の確立にも力を傾けた。



新庄城の図（幕末のころ）（新庄図書館蔵）

藩政確立の事業は、二代藩主正誠にひきつがれた。彼の治世は六〇年の長期にわたるが、この間に領主権力の専制化（渋谷助右衛門の目安事件、片岡騒動等）、城下町の整備（諸寺社の開創、移転、侍町・町人町の整備）、家臣団の再編成、地方知行の廃止（寛文八年）、領内領地の実施（寛文・延宝）、近世的貢租体系の整備（天和の石盛等、藩政確立の諸指標は殆どこの段階に求めることが出来る。こうした基礎の上に、元禄時代、新庄藩の全盛時代がもたらされた。二五〇年間に及ぶ藩政時代のうち、最も年貢収納高が多いのはこの段階であり、領内人口が頂点に達するのもこの時代である。

しかし、この繁栄も束の間、二代藩主の放漫な財政政策もあって、藩財政は早くも困難を来たしていた。宝永三年（一七〇六）には、領内銅山師から借金し、同七年（一七一〇）以降は、藩士からの「借上げ」が半ば常習化するようになった。

この跡をついだ三代正庸は退勢を挽回すべく、領内の土地改めを行い、土地台帳の整備を行った。このときの台帳が「正徳地方帳」として、以後の土地関係の基礎となった。他方、これと前後して、基本的農民法令とも言うべき「条々」を布達し、日常生活のすみずみに至るまで厳格に農民の生活を統制し、分地の制限をはかるなど、本百姓体

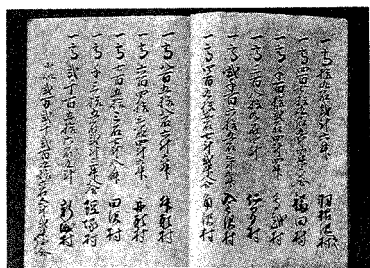
制の維持に努めたが、崩れかけた大勢は留め得べくもなかった。

藩主の参勤交代や江戸藩邸の経費を調達するために、藩重役が京・大坂・江戸の蔵元などの商人に頭を下げ、その借金の返済に窮して、藩役人が幕府に訴えられる事件がおこるのも、この時代である。百姓の田畑の質入、売買が目立ちはじめ、庄屋・山守などの不正を怒って、一般百姓が藩に強訴する農民騒動が頻発するのも、この時代である。

藩政後期には、殆ど周期的に凶作・飢饉が襲来し、藩財政をさらに圧迫した。宝暦五年（一七五五）・天明三年（一七八三）・天保四年（一八三三）の、いわゆる三大飢饉はこの代表的なものであるが、いずれも領内にも多くの餓死人が出るほどの深刻さであった。このために亡村になったところも少なくない。このような農村の窮乏を反映して、年貢取納高も、領内人口も急速に減退し始めた。

これに対して、藩はただ傍観していたわけではない。必死になって人口の増加をはかり、年貢の増徴に努めている。人口政策一つをとってみても、藩はしばしば条目を発して墮胎・捨子を禁止し、違反者を厳しく取締った。また、農民に対して、度重ねて儉約を命じ、一揆徒党を厳禁し、農業専一に努むべきことを諭している。さらに、積極的には、諸地域の新田開発をはかり、上州桐生・館林から織師を招き綾織の振興を期し、新庄東山に瓦小屋をたて、越後の涌井弥兵衛をよんで土焼をはじめ等、国産品の奨励につとめた。

こうした藩政改革の中でも、吉高勘解由の嘉永の改革が知られている。これによって、藩は幾分かの生氣をとりもどしたが、充分な回復をみることなく明治維新を迎えることとなる。



御前帳写（新庄市図書館所蔵）

第二節 村の構成

新庄藩が村々を支配するには、領内を一二の郷に分ち、それぞれに代官をおいた。現在の舟形町の地域は、その一つ舟形郷に当たる。舟形郷全体の村々と、その村高は次の通りである（元和八年の「御前帳写」による）。

舟形村 六四三石四斗六升

長沢村 一〇六八石八斗六升六合

堀内村 五九三石七斗一升六合

猿羽根村 一〇八〇石八斗九升二合

赤松村 四二一石四斗九升四合

以上は戸沢氏入部当初の村高で、後々御本知とよばれ重視された。村高とは、その村の生産力を米に換算したもので、年貢やその他の諸負担は、この村高に課せられた。新庄領内七二ヶ村の村高を合計すれば六万石になるが、これが藩租政盛が幕府から賜わった高であった。後にみるように、新庄藩の租率は「四つ成の制」（收穫高の四割を年貢とする）をとっていたから、藩に収納される年貢高はほぼ二万四千石となる。

第5-1表 舟形郷各村村高の推移

村 年	元和8年	正保3年	寛文4年	宝永6年	明和3年	文化1年	文政10年
舟形村	石 643. 46	石 742. 301	石 815. 0918	石 635. 6496	石 826. 198	石 827. 203	石 817. 余
長沢村	1,068. 866	1,453. 163	1,266. 2187	1,469. 9971	1,433. 482	1,435. 665	1,435. 余
堀内村	593. 716	848. 606	823. 85	1,084. 674	1,234. 672	1,236. 579	1,236. 余
猿羽根村	1,080. 892	1,413. 203	1,352. 4884	1,431. 5081	1,057. 266	1,061. 415	1,061. 余
長者原村					358. 306	357. 866	357. 余
芦沢村				76. 388	76. 388	76. 余	
赤松村	421. 494	632. 62	598. 013	536. 9846	613. 368	620. 169	612. 余
計	3,808. 428	5,089. 893	4,855. 6619	5,158. 8134	5,599. 68	5,615. 285	5,594. 余

〔注〕 元和8年～宝永6年の石高は「新田村新庄領村鑑」、明和3年・文化1年の石高は「吉村本新庄領村鑑」、文政10年の石高は「新庄領総高控」による。

第5-2表 藩政初期、舟形郷各村の改出及び新田高

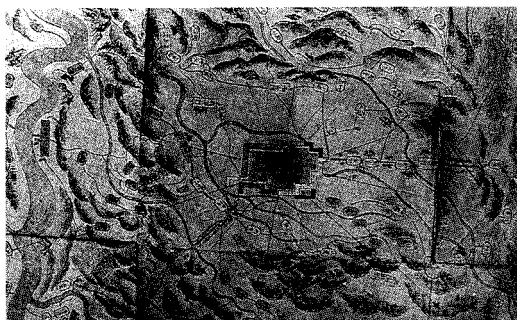
	正 保 3 年		寛 文 4 年	
	改 出	新 田	改 出	新 田
舟 形 村	石 227. 094	石 98. 841	石 34. 0967	石 171. 6318
堀 内 村	218. 607	107. 203	211. 953	163. 256
長 沢 村	257. 348	36. 283	250. 1125	18. 181
猿 羽 根 村	127. 073	74. 963	127. 834	21. 4839
赤 松 村		84. 053		48. 685

〔注〕 「新庄領村鑑」による。

もち論、この後、検地を厳しくし、さらに各村とも新田開発を行ったので、村高は時代とともに変化している。『新庄領村鑑』などによって、各村の村高の変化を示すと第一表のようである。なお、長者原村地方は藩政後期大規模に開発されたので、元禄十六年（一七〇三）に猿羽根村より独立し、「新村」となった村である。芦沢村は藩政後期に舟形郷に属するようになったが、この経緯は明らかでない。

また、猿羽根村は、文政年間「富田村」と改称されたという（『新庄領村鑑』による）。

これで見ると、各村ともそれぞれ増加しているが、中でも増加率が著しいのは、堀内村・猿羽根村（長者原村を含めて）・長沢村である。この増加は、検地のやりなおしや、新田開発によるわけであるが、検地のやりなおしは、藩政初期において、とくに厳格であったと見え、政盛入部の僅か四年後、彼が幕府から賜わった領知状には、六万八千二百石とあり、入部当時と比較して八千二百石の増加である。この内訳は新田開発による増が八千石、改出による増が二百石である。「改出」というのは、土地改めによって打出された出目のことで、当初の村高をさらに厳しく検査して、これだけの高を打出したわけで、この厳格さが察せられる。領内全体についてみると、各地域一様に出目が打出されたのではなくて、旧清水氏の領地にお



新庄領古図 (新庄市図書館所蔵)

いて最も厳しかったようである。(『真室川町史』三〇四頁以下)。これを舟形

郷各村についてみると、第二表の通りである。村高の増加は、新庄藩全体の

石高の増加に結びつくわけで、その後、新庄藩が幕府に書上げた石高は、

一古高六万石

内四千四百八拾壺石九升貳勺 両谷地ニテ地無高

一高八千貳百石

貳千三百拾四石九斗八升余 寛文四年御書上新田高

壺万三千八百壺石三升余 貞享元年御書上新田高

ノ新田壺万六千三百三拾六石九斗三升余

御本地八万四千三百三拾六石余 御上江書上也

(『新庄領村鑑』御領内総高寄)

この石高八四三三三六石余が、以後幕末まで新庄藩の表高とされ、幕府が藩に対して賦課する軍役等の課役は、すべてこの高を基準にして課された(『増訂最上郡史』二七四頁)。尤も、この石高は表高と言って、幕府から認められた新庄藩の公の高であり、実際の石高(有高)はこれよりはるかに多かった(前掲書二七四頁)。

右に挙げた舟形村・長沢村・猿羽根村(富田村)・堀内村は、ほぼ現在の大字に当たるが、単に本村のみでなく、それぞれ二乃至一ヶ村もの枝郷を有していた。すなわち、舟形村の枝郷は市野関・櫛坂の二ヶ村、長沢村のそれは内山・鼠沢・太平・上平野沢・楯・平石・大谷・羽場・野村・長尾の一〇ヶ村、堀内村のそれは瀬脇・洲崎・荒中沢・横沢・山家・実栗屋・榎野(奥木野)・西の又・円明・中野・松橋の一ヶ村、猿羽根村には折渡・絹縫・格

子・洲崎・長者ヶ原・日金の六ヶ村の枝郷があった。

このうち、長者原は開発がすすみ、戸数が増加して、元禄十六年に長者原村として独立したことは先に述べた。『新庄領村鑑』に「長者原村者猿羽根村之内、元禄十六年別村に成る也。」とあるが、宝暦年間に一時再び添郷になったことがあるとみえ、同書に「当村添郷長者原村元当村より別れて別郷と成りしか、近年また添郷被仰付しなり。」ともある。また、幕末には、長者原村の枝郷として、福寿野村がたてられたが、このことについては後に詳しく触れたい。

第三節 代官・庄屋と農民

新庄藩は領内を一二郷に分ち、それぞれ代官をおいて村々を支配したことは先に述べたが、その一二郷とは金山・大沢・庭月・川口・古口・北本町・南本町・舟形・下谷地・上谷地・上小国・下小国の諸郷である。このうち、大沢・金山・古口・舟形・両小国・両谷地には、それぞれ代官役所（陣屋）をおいたが、他は新庄城下にある代官の自宅をもって役所としたという（『増訂最上郡史』三七四頁）。

舟形郷の代官屋敷は、舟形本村の中央部（現在の津田宗明氏宅地）にあり、いまでも「代官屋敷」と呼ばれている。ここには四名の手代が詰め、代官の命をうけ、



代官屋敷跡

第5-3表 舟形郷代官一覧

氏 名	石 高	在 任 期 間
斎 藤 伝 七 後喜兵衛ト改	80	享保18 (1733) ~享保20 (1735)
桜 井 亦 七	100	宝暦2 (1752) ~
隠明寺 惣之助 後義兵衛ト改	67	宝暦6 (1756) ~宝暦8 (1758)
上 野 善 八 後六兵衛ト改	120	宝暦9 (1759) ~宝暦11 (1761)
川田 五郎太夫 後藤左衛門ト改	150	明和4 (1767) ~明和9 (1772)
山崎 孫右衛門	70	安永5 (1776) ~安永6 (1777)
岩 間 郡之助 後笹右エ門ト改	100	安永6 (1777) ~天明2 (1782)
松 永 貞之丞 後寛左エ門ト改	80	天明4 (1784) ~天明7 (1787)
伊 藤 小弥太 後勘助ト改	3人扶持	寛政元 (1789) ~
長 松 猪太郎 後次郎右エ門ト改	115	文化13 (1816) ~文政元 (1818)
角 館 新次郎 後六郎左衛門ト改	16人扶持	文政元 (1818) ~文政5 (1822)
小屋 郡右衛門 後段平ト改	80	文政5 (1822) ~文政7 (1824)
茂 木 左右吉 後太次右エ門ト改	14人扶持	文政7 (1824) ~文政9 (1826)
武 田 藤 吾	70	文政9 (1826) ~文政11 (1828)
大 場 豹之進 後勘太夫ト改	100	文政11 (1828) ~文政13 (1830)
熊 沢 栄 後為右エ門ト改	90	文政13 (1830) ~天保2 (1831)
太田原 東 馬	100	天保2 (1831) ~天保6 (1835)
熊 沢 栄 後為右エ門ト改	10	天保7 (1836) ~天保12 (1841)
安嶋 濤右衛門 後五左衛門ト改	50	天保12 (1837) ~天保14 (1843)
松 永 常 吉 後寛左エ門ト改	80	天保14 (1843) ~弘化2 (1845)
隠明寺 善 蔵	87	弘化3 (1846) ~弘化4 (1847)
平 塚 理 吉 後半左衛門ト改又理吉ト改	20人扶持	弘化4 (1847) ~嘉永4 (1851)
松 永 常 吉 後寛左エ門ト改	80	安政3 (1856) ~安政5 (1858)
大 塚 繁之助 後次郎太夫ト改, 後武七郎ト改	100	慶応4 (1868) ~
吉 高 銀次郎 後謙蔵ト改	100	慶応4 (1868) ~明治4 (1871)

郷中の支配と舟形に番所の事務をとっていた。手代の住した家もこの屋敷内にあった。舟形郷代官についてのまとまった記録はないが、「戸沢家中分限帳」などから拾うと次のようである。

代官は禄高五〇石乃至一〇〇石の中堅クラスの藩士が任命されるのが常で、数年ごとに交替させられたが、その有能なものには郡奉行、さらには家老などに拔擢された。職務は藩から出される法令を郷内諸村の庄屋に達し、年貢取立・川・堤の普請等の督励、治安維持、また反対に村々から差出された諸願いを受け付け裁決を下す等が、主要内容であった。もち論、代官一人がこれらの職務を行うのではなく、その下に二人乃至五人の手代がおつて、実務に当たった。

この手代は郷手代と呼ばれ、古口郷五人、金山・舟形郷四人、他は三人ずつの人数であつた。嘉永元年（一八四八）の改革以前は、同一人が同じ村に長年勤めたが、改革以後は新庄足輕の中から人選し、各代官につけ、年毎に交替するようにした（『増訂最上郡史』三七四頁）。郷手代は役得の多い職であつたという。

各村には、庄屋以下組頭・長百姓・山守等の村役人がいた。こうした村役人は村内の上層農民のものが任命されたが、とくに庄屋は村の草分けの旧家や、由緒あるものが任せられるのが普通で、名門のものは幾代も世襲される例もあつた。庄屋は延宝年間ごろまでは名主又は肝煎などとも呼ばれたが、その後は庄屋が一般的であつた。ただ、新庄南本町のみは、後々まで名主と称した（『新庄領村鑑』）。

庄屋の任務は奉行や代官を通じて村々に布達される様々の命令や通知を村民に伝え、村に一括して課せられる年貢・夫役を各戸毎に割当てたり、改門改めに立会い、改帳を作成・提出したり、また、一村を代表して村の様々の願いを差出し、村単位のお金・米穀の貸借などを行うことであつた。他面、村民の中に藩のお触れに背くものがある場合は、連帯してその責任を負わねばならなかつた。いわば、現在の町村長の如き職掌であつたが、その権限は町村長などとは比較にならない程大きく、身分的には、侍身分として扱われ、苗字帯刀を許された。いまでも、旧庄屋の家を「親方様」と呼んでいるところがある。

形郷の庄屋一覧表

舟形村	長沢村	富田村	長者原村
伊藤小三郎	伊藤作太夫	長沼藤右衛門 小 鉄新兵衛	小国久右エ門
	浅沼幸右エ門	長沼藤右衛門 八 鉄新兵衛	小国久右衛門
		長沼藤右衛門 八 鉄新兵衛	
	大場清左エ門	長沼藤右衛門 八 鉄新兵衛 長沼藤右衛門	□□金兵衛 層根田甚太郎 (善) 曾根田善太郎
	大場清左エ門	長沼藤右衛門	
		星 川 久 作 高 橋 庄 八	
沼沢清五郎 沼沢清五郎	大場清左エ門	高 橋 庄 八	叶 内 六 助
	大場清左エ門	高 橋 庄 八	小国久右エ門
	大 場 清 助	高 橋 庄 八	小国久右エ門
	大 場 清 助	石山作左衛門	
	大 場 清 助	石 山 作 助	小国久右衛門
	大 場 清 助	石 山 作 助	小国久右衛門
沼沢清五郎		高 橋 勇 吉	小国久右衛門
			小国久右衛門
			小国久右衛門
			小 国 政 吉
		高 橋 勇 吉	小 国 政 吉
		高 橋 庄 八	小国久右衛門 小国政吉 小国政吉 小国政吉 小国政吉 小国政吉
沼沢清五郎		高 橋 庄 八	小 国 政 吉
		高 橋 庄 八	小 国 政 吉
沼沢清五郎	大場清太郎	高 橋 勇 吉	小国久右衛門 小 国 政 吉

このように、庄屋は一村を代表して藩に対するという反面、代官の手先となって村民を支配するという微妙な立場にあったので、時として、農民側の利害を代表して藩にたてつき罰せられた例もあるが、反対に立場を利用して私腹を肥やし、一般百姓から非難される場合もあった。「庄屋を三代勤めれば蔵が建つ」との諺があったというが、こうした不正が農民を怒らせ、ついに村方騒動まで至る例も少なくない。このことについては、後に詳しく触れる。

舟形郷内各村の庄屋は、古い時代は明らかでないが、様々な記録から拾うと、ほぼ次の表のようである。

第5-4表 舟

	赤松村	堀内村
貞享元年 (1684)		
元禄16 (1703)		加藤佐治兵衛
宝永4 (1707)		
正徳2 (1712)		
享保4 (1719)		中嶋基右衛門
享保10 (1725)		
享保11 (1726)		加藤佐治兵衛
寛政元年 (1748)		
宝暦8 (1758)	八畝三郎右エ門	加藤門兵衛
宝暦13 (1763)		
明和2 (1765)		八畝理兵衛
安永6 (1777)		
安永7 (1778)		
天明4 (1784)		
天明8 (1788)		伊藤小三郎
文化7 (1810)		
文化8 (1811)		伊藤小三郎
文政2 (1819)	八畝丹次郎	伊藤善之丞
文政3 (1820)		伊藤小三郎
天保3 (1832)		
天保4 (1833)		
天保7 (1836)		
天保13 (1842)		
嘉永4 (1851)		
嘉永5 (1852)		
嘉永6 (1853)		
安政2 (1855)		
安政3 (1856)		
安政6 (1859)		
文久2 (1862)		
文久3 (1863)		
元治元年 (1864)		
慶応2 (1866)		
慶応3 (1867)		
慶応4 (1868)		
明治元年 (1868)		
明治2 (1869)		
明治4 (1871)		
明治6 (1873)		
維新前後	八畝三郎右エ門	伊藤小三郎

庄屋には表向の手当として、年額米九〇俵・黄金五両が与えられることになっていたが、これは諸役御免の庄屋付屋敷、田畑山林の收穫物をもつて替えていた。この收穫高は普通右の給与高を越すものであったが、越した分についても課税されることはなかった。加えて、庄屋の家は村中の手で建てられ、維持されたので、経済的にも、かなりの特権を有していたわけである。(前掲書)。

なお、郷内の庄屋のうち、代官が居住する村の庄屋を「割元」又は「割元庄屋」とよんだ。また、新庄藩においては、庄屋は藩庁の任命によるものであったが、実際は村民の信望がなければその任につけなかったようである(『真室川町史』二四七頁以下)。

庄屋には、「小走り」と「常番」が付けられていた。小走りは常に庄屋宅に詰めており、小使の役目を負った。必ずしも一人前の男とは限らず、子供・老人でもよく、通常は村内生活困窮者の中から選んで、これに当てた。庄屋の命令を村民に伝えるには、小走がその文書をもつて常番のところに行く。常番はこれを村内組頭に連絡す

るという順序であつた。常番は朝夕二回庄屋宅に顔を出し、用事の有無を伺つた。用事のないときは自宅で稼いでいた。

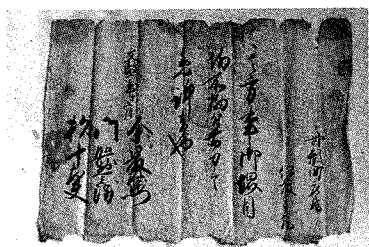
次に組頭であるが、これは庄屋に次ぐ重要な村役人で、一村に数名おり、庄屋を補佐して村内の諸事務を行つた。村から差出される様々な願書や証文には、庄屋とともに連署する。ほぼ現在の助役に当たるとみてよいであろう。庄屋の交替の場合は、組頭から選ばれる場合が多い。

その他、村方の願書を書いたり、藩から出される御触書を書き留めたり、年貢収納の計算をしたりする「筆取」が、各村に一名ずつおかれた。算盤・書筆の技術が必要であつたので、村内に適任者がいない場合には、他村から雇わねばならなかつた。給米は庄屋に次いで多く、年額一六俵であつた。筆取の職掌は、検地・検見・年貢割付と納入・願石（年貢軽減の願い）・宗門改め等、極めて多岐にわたつていたので、それだけに複雑な帳簿の仕立方、計算・諸願書の書式・諸慣行に通じていなければならなかつた。

庄屋・組頭等が村政の執行に当たるのに対して、「長百姓」は、農民側を代表してこれを監視する任務を負つた。各村二・三名がえらばれ、村内農業の世話をすることも、その役目であつたが、実際は名目のみであつたといわれる。古くは百姓代・村目付等ともよばれたが、享保初年ごろから長百姓の名称に統一されたようである（『増訂最上郡史』三七七頁）。

その他、「鍵取」・「升取」などの村役人もいた。前者は郷藏（年貢米などを一時収納する）の番人であり、後者は年貢収納時に米を量つた。ともに年に五俵ほどの手当米が給された。

また、街道筋の宿場には参勤交代の大名が宿泊する「本陣」（「問屋」をかねる場合が多い）があつた。これは大名や商人の荷物を運ぶ伝馬・人足を差配する役目をも有し、庄屋と同格であつた。舟形村（町と呼ばれる場合もあ



帯刀免許状

る)の間屋としては、宝暦十三年(一七六三)ごろの沼沢嘉右衛門・黒坂文兵衛、文化年間の清水万平・沼沢嘉右衛門、長沢村の間屋としては、宝暦十三年頃は矢野長吉(文化年間も同人)が知られている(『増訂最上郡史』四八八頁)。

さらに、各村に一名乃至数名の「山守」がおかれた。山守の任務は、藩林の保護と盗伐の監視である。これも庄屋と同じく、家柄のものが選ばれ、藩によって任命された。山守は薪・糠・荳大豆などの雑税が免除された。山守の中で重だったものは「大山守」に任ぜられたが、この場合は、帯刀御免・足米免許の特権を与えられた。「足米」とは、各農家に課せられる諸給米・定番米・名子役銭・伝馬などの雑税のことで、大山守はこれを免ぜられたわけである(『真室川町史』二五九頁以下)。

山守には、村民が木材を伐り出す折に、願主・庄屋とともに連署して願書を代官に差し出して許可をうける任務もあったが、その詳細については後に触れる。

藩政後期、新庄藩では藩政改革の一環として、漆をはじめ、栗・松・杉などの植栽の奨励をはかり、国産方の下に苗木方をおき、村毎に「苗木守」を任じたが、これも村役人の性格をもち、山守同様の特権を認められた。

また、これらの村役人とは少し性格が異なるが、他領に通ずる街道筋には御番所、間道筋の場合は口留番人がおって、往来の人馬や荷物を改め、監視の任に当たった。これも旧家の家柄のものが選ばれ、苗字帯刀、足米御の特権を与えられた。これも世襲するのが普通であった。羽州街道舟形口の番所については先に述べたが、『新庄領村鑑』にも、「当所村はづれに番所有り、是往来改めの所なり、番人二人村の者式

人扶持足米御なり、帯刀免許にて相勤る駅場なり。」とある。

間道の口留は長沢村から天領に出る道路と、堀内村松橋から同じく天領の次年子に出る道二ヶ所におかれた。これらについて『村鑑』は、「長沢村から尾花沢に出る忍道が二ヶ所（鑑回とアゲビ口、また、糸桜ともいう）あり、番人は一人扶持・足米御免にて勤めている。」と記し、また、「松橋村の口留一人扶持・足米御免なり。」としている。但し、同書「口留覚」には「上長沢村袋ヶ沢口留 与五右エ門」とある。

また、堀内村には、最上川の川舟を改める川舟改所があり、同村庄屋伊藤小三郎が改役を兼帯し、三人扶持を給され、帯刀御免の特権を認められていた。

第四節 各村の概況

1 舟形町村

舟形郷各村の村高については先にみたが、それぞれの戸数・人口・田畑反別・牛馬数・年貢等について、さらに詳細に述べてみよう。

舟形・長沢・猿羽根（富田）・堀内の各村は、その立地といい、産業といい、それぞれ異なる条件のもとに、特色をもつて発展してきた。すなわち、舟形村は羽州街道の宿場町として、長沢村は古くは長沢楯の城下集落として、また、その後は小国川に沿う農村として、富田村は猿羽根楯の城下集落として、長者原村は新しく開かれた

第5-5表 藩政後期各村村高、反別、年貢高

年	明和3年			文化1年			文政10年	
	村高	田畑反別	年貢高	村高	田畑反別	年貢高	村高	定免高
村	石高町			石高町				
舟形村	826.198	89.1129	1,317俵余	827.203	89.8822	1,319俵余	817石余	975俵余
長沢村	1,433.482	144.4029	2,131 "	1,435.665	147.8503	2,135 "	1,435 "	1,796 "
猿羽根村	1,057.266	103.4206	1,437 "	1,061.415		1,443 "	1,061 "	1,021 "
長者原村	358.306	40.2610	468 "	357.866	41.1928	402 "	357 "	341 "
堀内村	1,234.672	141.7503	1,580 "	1,236.579	139.9616	1,586 "	1,236 "	1,196 "
計	4,909.924	518.9477	6,933 "	4,918.728	418.8869	6,885 "	4,906 "	5,329 "

〔注〕 文政10年の数値は「新庄領総高控」による。他は『吉村本新庄領村鑑』

第5-6表 藩政後期舟形郷各村家数、人高、牛馬数

年	寛政6年		文化9年		文政10年		文化12年		文政10年	
	家数	人高	家数	人高	家数	人高	牛	馬	牛	馬
舟形村	64	404	72	426	83(7)	479		32		45
長沢村	122	705	136	817				68		66
猿羽根村	61	310	60	309	49	271		7		
長者原村	33.5	185	34	184	34	167				
堀内村	76	394	88	409	92	477	1	14	1	12
計	356.5	1,998	390	2,145	258	1,394	1	121	1	123

〔注〕 (1) 文政10年の数値は「新庄領総高控」、他は『吉村本新庄領村鑑』。

(2) 文政10年舟形村馬の内訳は駄馬13疋、駒32疋、同年、舟形村の家数()は、左のうち借家。



石標藩境峠根羽猿

新田村として、さらに、堀内村は最上川や松橋川に沿う農村としてそれぞれ発展してきたと言えることができる。それぞれの村の特色は、前頁の第五・六表からもうかがわれる。

舟形村（『吉村本新庄領村鑑』・『新庄領総高控』は「舟形町」としている）は、田畑面積に対して、戸数・人口・馬の数、とくに駒が多いのは、藩境の宿場町のためであろう。戸数の増加も注目されるが、この中には宿場の稼ぎで生計をたてるものもあつたとみえて、文政十年（一八二七）の統計に「借屋」七戸と記されている。宿場町である故、町として一定数の人馬を常に用意していなければならなかったのも、その代償として雑税の一部は免除されていた。

『村鑑』に「舟形町屋舗物成半分、天和三亥十一月方御用捨」、「糠藁かや直路、万治二亥年永御用捨」とあるのは、このことを指す。これによれば、町場に位置するため屋敷地の年貢は、半分免除されており、他に村に課せられる糠・藁・薪・萱・直路（すぐろ）などの雑税も免ぜられていたことがわかる。

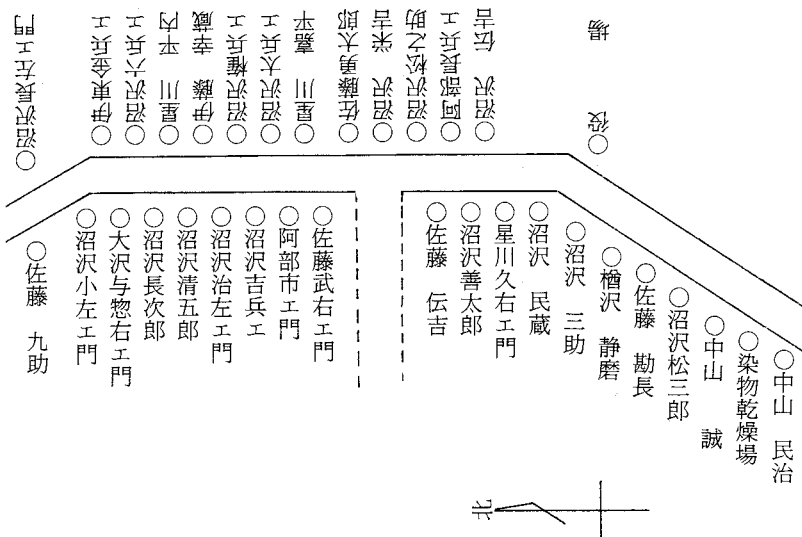
同村の「村絵図」がないので判然としないが、街の形態としては、山麓の羽州街道に沿って、その両側に家並が続き、中央よりやや小国川寄りの代官屋敷を中心に、本陣（大名が宿泊するところ。現在の伊藤昭八郎家）郷倉、問屋、旅籠屋などが並んでいたようである。こうした街の姿は明治三年頃の家並図によってもうかがうことが出来、いわば典型的な宿

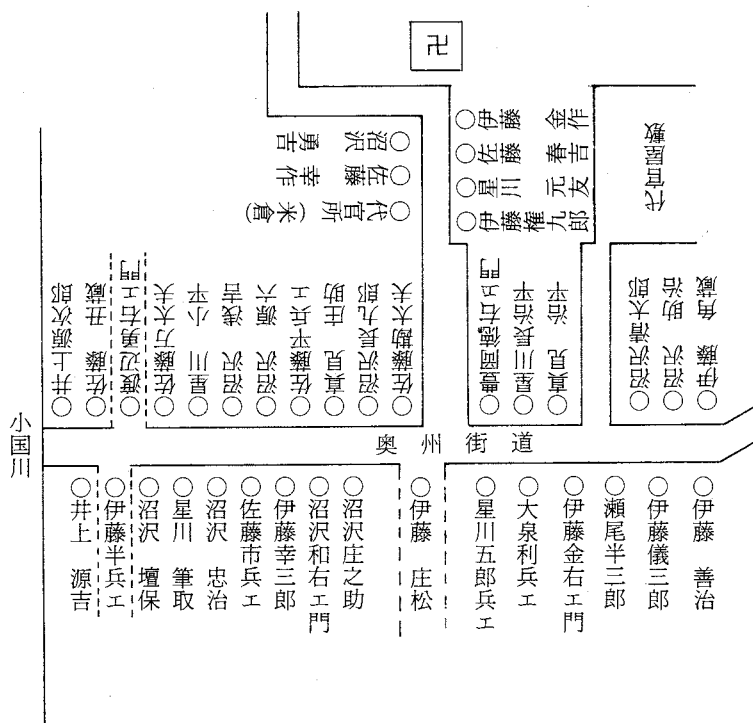
場町といい得るであろう。現在の本陣商店は、この時代に本陣をつとめた家であるが、同家に「弘前様御定宿」と記した御宿札が伝えられている。新庄藩・秋田藩・弘前藩・庄内藩・松嶺藩・亀田藩・矢島藩・本荘藩などが、参勤交代のためにこの街道を往来した。

尤も、江戸時代においても、街の姿には幾度かの大きな変化があった。江戸時代のはじめまでの舟形村は、現在の街の南にあったと伝えられ、元屋敷の字名が残っている。これが元和二年（一六一六）の火災により全焼してしまったので、北に移したといわれる（『増訂最上郡史』五七一頁）。なお、この折に宮田・内屋敷・（木友）櫛沢（西堀）の人家も移して、一つの宿場町をつくったとも伝えられる。舟形村を「村」といわずに舟形町、あるいは舟形町村と記した文書もあるが、これは舟形が右のような性格の町であるので、他の同様の村と同じく「町」と格付けされていたようである。「町」は領内で七ヶ町であったが、これが定められたのは正徳六年（二七一六）のことである（『舟形町資料集』八所収「堀内町某書之内抜書」に「同（正徳）六申正月店商売致候村ハ町ト唱候様被仰付事」とある）。

『最上郡年代記』によれば、正徳三年（二七一三）には舟形代官所焼失とあるが、どのような規模の火災であつたろうか。幕末慶応三年（一八六七）の火災は、八幡神社や郷倉までも含む殆んど全村焼失の程の大火であつた。こうした度重なる災害が、史料の伝存を少なくした理由の一つであろう。

舟形本村家並図（明治3年ごろ）





2 長沢村

長沢村は小国川の中流域に位置し、南岸の長沢を本村として、内山・上平沢・大谷・長尾・鼠沢・楯村・羽場・太平・平石・野村の一〇ヶ村を枝郷としていた。内山の裏手の山腰を長沢根とよんでいるが、長沢の称はここに由来するという説もある。

長沢の中央、字楯に長沢楯の古跡がある。むかし、曾我某という人がこの地に下つて、この楯主となつたが、その子孫長沢常陸のとき、山形最上氏の臣となつた。その後、最上義光のとき、長沢氏に嗣子がなかつたので、羽黒山の山伏をもつて跡をつがせた。これが長沢仁兵衛尉であると伝えられる。前章でもみたように、長沢村は曾我兄弟に関わる伝説が多く、新山権現や内山の鹿島明神も曾我兄弟の家来、鬼王・団三郎の兄弟（同く）が曾我氏の菩提回向のために、この地に勧請したとの伝えもあり、長沢村の伊藤家はその子孫に当たるといふ（『新庄領村鑑』）。

もちろんこれらのことは伝説であり、すべてが真であるとは言いが、本郷の新山権現には最上郡内では珍しく古い応仁三年の銘のある鰐口がある。この村は長沢楯を中心に発達した古村であることは確かであろう。

当村は鳴子街道の宿場町的性格をも有する村で、街道の夫伝馬の継所に当たるので、雑税として課せられる新の三分の一は免除されていた（『吉村本新庄領村鑑』）。『新田本新庄領村鑑』にも「当村者小国を通りて仙台江出る駅所なり、又御料の尾花沢江出る忍道有り、二ヶ所なり、番人一人扶持足米御免にて相勤るなり、壱ヶ所者鑑回と言ふ所也、壱ヶ所者アゲビ口また糸桜共言ふ。」と記してあり、この番人は下長沢糸桜口留は市内という百姓であり、上長沢村袋ヶ沢口留（鑑回と同じと思われる）は与左エ門であると思われていると記されている。

アケビ沢には魚体石という石が出たということであるが、『村鑑』には、「是者尋て取得る石にもあらず、自然川原杯にて拾ふ事有り、多分者鯛玉余魚の形有るなり。」とある。

道路については、長尾から峠を越え、休場村を経て新庄に至る道も大いに利用された道で、峠には近年まで茶屋があった。この峠道はとくに明治以後にぎわったようである。

野の伊藤庄五郎家文書に文政十二年（一八二九）頃の長沢村の百姓を記したものである。これによれば、字楯には庄吉・庄助・喜三郎・弥蔵・重兵衛・伊助・甚左衛門・治助・儀兵衛・嘉吉の一〇人、寺坂下には民蔵・伊八・久之丞・四兵衛・四郎兵衛・和助・久三郎の七人、宿には伝十郎・文蔵・太左衛門・善太郎・仁蔵・善仁右門・平助・文珠院・三左衛門・勘兵衛・清吉・庄右衛門・与兵衛・市右衛門・庄兵衛・佐治兵衛・清左衛門・策助・孫兵衛・永吉・万助・長助・久太郎・市郎兵衛・嘉左右門・重作・清蔵・小太郎・藤九郎の二十九人、平石には新吉・弥吉・徳左衛門・佐左衛門・幸助・伊七・太七・専次郎・嘉兵衛・清之助・久八の十一人計五十七人（軒）の農民がいたことが知られる。

本郷新山権現の境内に、神明・八幡・白山・薬師の各堂碑があるが、この白山権現は蚕の神として拝され、裏手の山には「おかいこ神」という碑が残されている。これは同村の養蚕業の盛況を反映するものであろう。

枝郷内山の鹿島神社の前の小国川には、むかしは「鹿島様の遊び石」といって跳び石のような配置で三つの巨石があったが、明治以後流れを妨げるとして砕いてしまった。いま残っている「亀の子石」は、このとき僅かに残った「遊び石」の一つであるという。

文政末年の同村の人名は、前掲の文書によれば、勘蔵・久作・作兵衛・七蔵・丑之助・三右衛門・九右衛門・七兵衛・久兵衛・伝七・久作・小五郎・寅之助・権八・門兵衛・彦右衛門の十六人である。同じく、幅村には、

田藏・惣十郎・重八・太郎兵衛・専右衛門・留藏・長三郎・文六・茂助・喜七・和助・半七・武兵衛・勘三郎・久藏・甚六・才兵衛・半太夫・重治郎・惣七・門三郎・惣右衛門・寅之助・専七・七兵衛・甚平の二六人が住んでいた。

長尾の地名は小国盆地の創世伝説に由来しているという。小国盆地は、昔大きな湖であった。ここには巨大な大蛇と蟹（亀ともいう）が棲み、ともに我こそは潮の主であるとして争っていたが、ついに蟹が敗れ、北岸の山を掘って逃げ出してしまった。蟹（亀）が割った山だから、ここを亀（蟹）割山と呼ぶようになったという。また、この折、蟹は大蛇の頭と尾を鋏で切ってしまったが、その長い尾が流れついたところが長尾であるというのである。

長尾の草分けは、治兵衛・長兵衛・安兵衛・五郎兵衛の四軒といわれる。また、長沢楯主仁兵衛尉の重臣伊藤武七という武士が、長沢氏滅亡後、この地に下り村を開いたとも伝えられる。武士が最初に開いた田んぼはヨシ谷地であるという。文政十二年頃のこの村の百姓としては、寅之助・清太夫・三郎右門・七右衛門・治郎四郎・市助・茂左衛門・文太夫・小四郎・三治郎と先の草分四人計一五人の名が挙げられる（伊藤庄五郎家文書）。

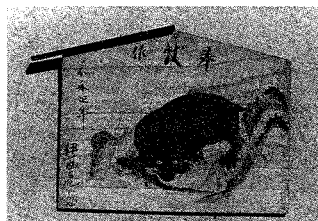
長尾の鎮守「おくまんさま」（熊野神社）はかなり古い時代に勧請された由緒ある古社のようなのである。堂内には稚拙な造りではあるが、ほぼ等身大の仏像（一木造り・坐像）が祀られている。恐らくは土地の農民が心をこめ、大木を削って造ったものであろう。当地の小堂にこのような大きな仏像が祀られていることは注目すべきことである。

また、堂内に貞享元年（一六八四）他三枚の棟札がある。貞享元年棟札によれば、この度の堂宇造立は「再建」とある。また、裏に記された墨書銘によれば、この地に熊野神社を勧請したのは、貞享度再興の開基伊藤作太夫（当時の庄屋）の先祖道哲居士なる人で、深く熊野神社を信仰し、三度までも彼の地に参り、熊野神を勧請したという。道哲居士は作太夫の十八代の祖とあるから、時代は南北朝時代にさかのぼるものであろうか。

とあり、裏に次のような墨書銘がある。

熊野堂縁記

伊藤元祖道哲居士者長沢村長尾之産而一村之長也、外以敬崇於神儒焉、以内皈於三宝焉、稟性質直而承上接下、有仁有義、無私無失所以遐通咸無不仰其德裔、或時有宿志、紀州熊野権現自爾已来弥増長信心、既詣詣性来三次覃第三遭帰郷之時帶來大悲之金像、以奉安此山、勸請熊野三処権現、以拝参晨昏而禱村里安全子孫繁栄、故世今相統枝葉及今于茲有人曰忠常、号伊藤作太夫乃元祖哲公十八代之末孫也、余偶官役来此地、于時忠常余需作銘、



長尾熊野神社繪馬



熊野神社仏像（長尾）

最上地方における熊野信仰は、この時代から江戸時代初期にかけて大いに広まった如くで、古口村角川奥の今熊野神社（文安四年の鰐口あり）、新庄市飛田の熊野神社（万治年間、村人が熊野山に巡礼している）なども、この時代の創建と思われる。なお、右棟札の銘は当時の舟形郷代官源生源右エ門の作と思われる。この棟札には、

貞享壬子元年春三月吉辰 供養師平石山延命寺

奉再興熊野堂一字祈村黒安全子孫繁栄処

再興主開基伊藤元祖道哲居士十八代孫 伊藤作太夫忠常

頻固辞再三其索益切親因伝来数語以為銘。

其銘曰

道哲居士 □ 発 □ □

熊野三処 既移此参

観音大士 慈光及今

山高谷邃 跡稀飛禽

松杉交緑 秀麗敷林 舟生無閑居士

月色映水 風声秦琴 欽手書

境閑流潔 洗清胸襟

幸依官役 不図登 □

善哉祖德 永伝往昔

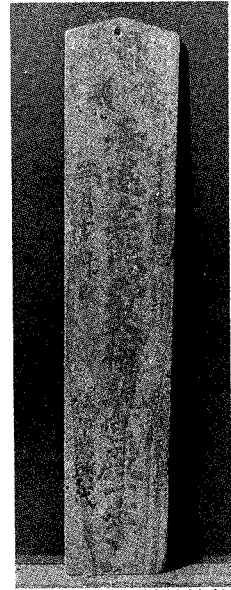
末孫枝葉 報 □ □ □

予今執筆 公 □ □ □ □

(注・最後二行鼠喰)

熊野堂には、この他に享保十四年(一七二九)と文政二年(一八一九)の棟札がある。これには、

享保十四_{己酉}年 別当延命寺



長尾熊野神社棟札

奉建立熊野大権現宮殿一字 大工伊藤加七
(裏に)

三月吉祥日 法印慧興代

施主武七 惣村中

文政二_{己卯}天 庄屋大場清左衛門組頭七右衛門

奉造立羽_為最上郡長尾熊野権現堂一字成就処

六月二十日

延命寺

大工 和助
木挽勤 太郎

別当

とある。

熊野神社の西北の方角、少し離れた所に空地があつて、最上三十三観音、庚甲・馬頭観音等数基の石碑が祀られている。昔、ここに延命寺という寺があつたと伝えられている。この寺は、後に平石に移されたが、いまは廃寺となり、その跡に小さな堂が建ち、中に石像の地藏尊や無縫塔・墓石がある。これらに「法印慧興 享保十四年酉五月十有五日」・「法印真珠 寛政五年癸丑天十二月」・「大然義然法印 天保十五年七月十八日」等と刻まれているので、同時の歴代住職の墓と思われる。

前掲伊藤家文書によれば、文政末年の野集落の人々として、庄五郎・庄治郎・五郎助・長治郎・勝之助・吉助・仁三郎・平吉・伊之助・長右衛門・長吉・策助・六右衛門・吉兵衛・六助・角助・吉蔵・亦七・孫作・武治郎・源之丞・清六・三助の二三人の名前がみえる。

経壇原の地名は御経ヶ原に由来するという。むかし、長沢の福昌寺が火災にかかり、所蔵の大般若経も焼けた



延命寺石碑（平石）

昭和十七年頃、この地の古峯神社境内から木棺に入った人骨が出土したという。周囲二〇メートル、高さ一メートル程の四角の土盛を、土取りのために崩したところ、その中ほどから木棺が出てきた。木棺は半ば朽ちていたが、材は栗のようで、手打の釘が用いられていた。中に、大柄の人骨と少数の宋銭が入っていたということである。昭和二十九年にも、近くから人骨が発見されたというから、この地は昔の墓地であつたかも知れない。

3 富田村

富田村はもと猿羽根村といい、猿羽根楯の麓に発達した城下集落である。猿羽根村は元来、現在の村の西の方、本堀内の対岸に当たる轟というところがあり、平安時代の仁和年間の開創と伝えられる。近年まで往時の屋敷跡があつたといひ、また根渡鳳凰権現の石祠があつたが、後世の最上川洪水によって河底に没したという。「根渡」

が、比較的損傷の少ない部分を壇家に分け与え、残りを経壇原で焼き、供養したので、この地を経壇原と呼ぶようになったと伝えられる。また、ここには壇森という土盛があり、これが祈禱塚の跡であつたとも言われるので、経壇原の名がついたともいう。さらに、ここからたくさんの一文字ずつ経文を記した小石が出土したというから、あるいは一字一石経塚の跡かも知れない。この壇森も大正三年から始まつたこの地の開田事業によって失われた。

は恐らく「荷渡」の転訛とみられるので、この地は堀内に越す交通の要地であつたのかも知れない。その後、寛平二年（八九〇）八幡神社が建立されたといい、また、延文五年（一三六〇）に至つて、義家の末裔義元の二男次郎義高なる武將が奥州より来つて轟に要害を構えた。さらに、貞治元年（一三六二）、居館を東部の山上に移し、土地の名をとつて猿羽根氏を称した。これが後の猿羽根楯であるという。猿羽根氏は数代にわたりここに住したが、天正七年（一五七九）義舜の時、山形最上氏に叛したとの故をもつて断絶させられ、以後は山形の下城となり、最上家臣氏家尾張守の知行地となつたが、後再転して清水氏の領に帰し、同氏滅亡後は再び最上領となり、元和八年（一六二二）以後、戸沢氏の支配地となつた。鎮守八幡社も居館とともに山上に移されたが、後麓の村内に遷したといわれる。

富田村は、このようにして猿羽根氏により、その城下集落として開かれたとみられる。このことは、現在の同村の街路の状況が碁盤目に走っているのからも充分推察出来ることである。

『新庄領村鑑』によれば、同村は折渡・絹縫・格子・洲崎・長者原（元禄十六年に独立して別村となる）・日金など六ヶ村の枝郷を擁し、村高千八十石余（後に千四百石）を有する大村であつた。この村が富田村と改称するのは、文政七年（一八二四）であるという（同村高橋家文書）。

元禄十六年（一七〇三）の同村「本屋敷新屋敷土書帳」によれば、この年の同村の屋敷数は本屋敷九〇軒、新屋敷一一軒計一〇一軒である。また、同年の同村「本田土書帳」によれば、本田は五八町四反余、新田八町八反余（「新田土書帳」による）、開発畑七町八反余、新畑五十町余、古畑・開発畑四町五反余（「新畑土書帳」とある。このうち、「本田土書帳」についてみると、本田の最大所有者は庄屋藤右衛門二町一反余、最少は弥右衛門の一七歩であるが、大部分は六反乃至七反歩の所有である。この帳簿によれば同村の百姓数一一三人を数える。こ

の傾向は正徳初年においても変わらない（同二年同村「地方帳」による）。なお、これらの帳簿によると、当時の同村の庄屋は長沼藤右衛門と八杵新兵衛の相役であった。組頭は甚右衛門、筆取は仁左衛門とある。

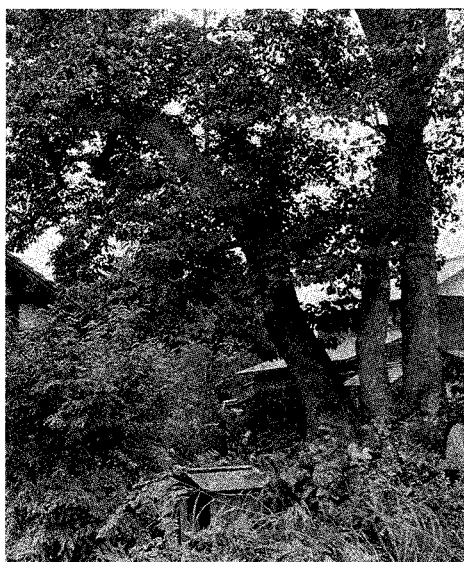
猿羽根村の村高は、その後次第に増加し、正保三年（一六四六）には、前記の本高の外に二五七石余の改出（その後の検地による増加分）と七四石余の新田が加えられた。これが寛文四年（一六六四）には一三五二石余となり、宝永六年（一七〇九）には一五〇八石余となった（『新田本新庄領村鑑』による）。このような村高の増加は、新田開発の結果と考えられるが、その場所の多くは枝郷長者原村ではなかったかと思われる。これによって長者原村は次第に人家が増し、元禄十六年（一七〇三）、村高三五八石余の新村として分離独立したとみられる。

藩政後期、明和三年（一七六六）の記録によれば、猿羽根村の村高は一〇五七石、反別一〇三町余とあり、この年貢米が一〇四三俵であった。また、文化元年の村高は一〇六一石余、で一四四三俵の年貢であった。田んぼに課せられた年貢の率は、本田上々田が四割九分五厘、苗代五割七分五厘、麴田（地味の悪い田んぼ）の上田四割七分、下々田四割二分五厘、新田五割三分五厘とあり、現在と比較すると、ずい分と高率であったことが知られる（『吉村本新庄領村鑑』による）。

また、同村鑑によれば、猿羽根村の家数・人口は、寛政六年（一七九四）六一軒、三二〇人、文化九年（一八一二）六〇軒、三〇九人で、馬が七匹（文化十二年）とある。

4 長者原村

前にみたように、長者原村は元禄十六年に分離独立した新村であるが、一時再び猿羽根村の添郷になったこともあったとみえ、『新田本村鑑』に、「長者原村者猿羽根村之内元禄十六年末年別村に成る也」とあり、また「当村添郷長者原村元当村より別れて別郷となりしか近年また添郷被仰付しなり。」とある。この『村鑑』が編まれたのは宝暦年間（『最上郡史料叢書』）といわれるから、時代はこの頃であろう。



長者原コブシの木（町指定文化財）

長者原の地名は、南北朝時代の武將北畠顕信が一時居住したことによる説や、それより遙かに古い平安時代の水駅のあったところとする説もあり、地形的にみても、古い時代から発達した村であることは確かであろう。村の北西、小字キツ坂にある高春壇が戦国時代の猿羽根楯主七代義舜（法名高春院殿輝山光公大居士）の墓と考えられ、村の中央、公民館脇の墓地にある赤城壇はその家老の赤城新左衛門の墓所と伝えられていることなども、その古さを物語るものであろう。

しかし、この村の本格的な開発は江戸時代に入ってからと考えられる。後にもみるように、長者原周辺の小国川右岸は川面からの比高が大で、揚水は容易なこ

とはではない。裏手丘陵部の沢水を集めての小規模な開田は、従来とも可能であろうが、大規模な開発はやはり小国川からの揚水にまつほかはない。

長者原村の新立は新庄藩の大きな政策によるものであった。記録によれば、元禄十三年から同十六年にかけて、藩は大滝村・釜淵村・境田村など一六ヶ村を新村として独立させた。長者原村もその一つである。開村当時の同村の状況は明らかでないが、享保十四年（一七二九）に書かれた「長者原村神明縁起書由緒書」〔折渡佐藤家所蔵〕には次のように記されている。

いつの頃か、長者原の中村に相馬惣助（福島相馬から移住したと伝えられる）という人がおり、厚く神明様を信仰していた。惣助には二人の娘がいたが、惣助が病氣のために姉娘を金三両で舟形町に売ってしまった。そ

の後、惣吉は妹に甚吉という聲をとり幸せに暮らしていた。しかし、妹は姉のことが心配になり、神明様を背負って、姉をさがしに旅に出た。元応二年（一三二〇）のことであるというが、もとより信じ難い。こうして三年の後、姉は庄内余目の押切弥惣次のもとで働いていることがわかり、ようやく再会することが出来た。

この頃、甚吉の家に、豊後国の浪人作右衛門というものが止宿し、方々に行商していたが、この話を聞き、姉の身代金を都合してくれた。そこで、連れ戻した姉を作右衛門にめあわせ、一家を構えさせた。その後、作右衛門は豊岡の姓を名乗り、甚吉の相馬家ともども大いに富み栄えた。これも神明様の加護によるものと、両家では十一月十五日餅について神明様に供え、十六



長者原村神明縁起書（太折・佐藤家文書）

日を縁日として祀るようになったというのである。

また、村役人については、はじめは猿羽根の枝郷であり、豊後（後の豊岡）作右衛門が組頭を務めていたが、あるとき急に幕府役人が村の街道を通るとの知らせがあった。作右衛門は急ぎ猿羽根村庄屋に伺いをたてたが、役人の通過には間に合わなかった。そこで村中協議の上、時の猿羽根村の小国与兵衛の弟久右衛門を推して当村の庄屋としたというのである。

長者原村下手の原八軒は弥右衛門・吉右衛門・長次郎・八郎兵衛・五郎七・久兵衛・辰兵衛・長太郎の八軒から始まるという。また、中村は長者屋敷と原八軒の中間に位置するのでこの名がついたと伝えられる。

長者原村の村高は、三五八石余、田畑反別四十町余、うち田方が二一町余とあるから畑地の多い村であったことが知られる。この年貢負担は四六八俵余、うち田方が四〇三俵余、田方の平均年貢率五割四分六厘（明和三年の調査、『吉村本村鑑』による）とある。これが文化九年（一八一二）に至ると、村高三五七石余、反別四十町一反余、年貢高四〇二俵と少しく減少している。また、戸数・人口は、寛政六年（一七九四）三三軒半、一八五人、文化九年（一八一二）三四軒、一八四人とある（前掲書）。枝郷は日金村と芦沢村の二ヶ村である。なお、天保四年（一八三三）の同村戸数二八戸、人口一四三人とある（小国家文書、「当寅年人別改帳」）。

長者原村は、小国川右岸段丘に発展した村である故、四季を通じて川魚をとり、これによって生活を潤してきた。とくに晩秋の鮭は漁獲が多かったので、鮭をとる場所をめぐる、小国川流域の村々が対立した。「猿羽根村蔵帳箱置帳写」（松井英房収集文書）に、

往古より舟形川筋鮭取川箇所古格之儀、往古より年々羅川にて舟形町・猿羽根村・堀内村三ヶ村に於て鮭取来候処、元禄十六末年猿羽根村枝郷長者原村故有之別村に成、都合四ヶ村に而年々羅川運上相納年々鮭取来候処、互に羅合既ニ御運上相嵩、其外諸雜用丈鮭払代不足に成、猶時々苦情等年々有之、就而者願之上各村相談仕、最寄地内にて羅川可致相定候、乍去羅川にてハ相互羅合村方難渋仕候に付、年期ヲ以て仮定川願之通御叶、右運上并字ヶ所左に、

一字一ノ関下ヨリ
大石迄

舟形町持之分、御運上錢六貫五百文

一同大石より
一同木友堰落合迄

舟形町并長者原村隔年持

一同同所より
一同原下タ迄

長者原村持分、御運上錢八貫四百文

一同同所より
一同白山迄

猿羽根村持分、御運上錢拾貫五拾文

一字二本木より
一同落合迄

堀内村、役運上錢拾貫七百元

右之通箇所持分相定、羅川仮定川運上相納連年川鮭取来候処、長者原ハ小村にて村雜用多分掛り、其上証拠等有之終困窮に成、色々苦情歎願に付、御代官様より度々御利解故、無詮方猿羽根村持分当年字明堂より字落合迄に相定、右之外猿羽根村持分、堀内村持分不残両村持場長者原村に而当年より御運上錢貳拾八貫文ツ、上納之極メ、為後年記置候。

とあり、その複雑さが察せられる。また、小国家文書に、

覚

一武七 伊之助 新八 藤七 栄助 藤四郎 八郎兵衛 仁七

十右衛門

〆九人

右之通り鮭仲買鑑札御下被成下候様、御執成被仰上被成下候様奉願上候。

巳九月（安政四年）

長者原村庄屋 小国政吉

高橋勇吉

町御会所

とあつて、幕末安政四年のころ、長者原村に九人もの鮭仲買人がいたことがわかる。また、同年十一月には、代官に次のような鮭川運上銭（一種の営業税）を納入している。

覚

一錢三〆百六拾三文 木友川川口〆最上落合迄御運上之分

内貳百文 年々帳紙代被成下候分

残貳〆九百六拾三文

右之通当巳鮭川御連上銭差上候間、御請取被遊被成度奉存候。以上

巳十一月

小国政吉

松永寛左衛門様

高橋勇吉

鮭の漁場をめぐることは、明治以後も争いが絶えなかったが、詳しくは後章にゆずる。

5 福寿野村

安政元年（二八五四）、福寿野村が開かれた。福寿野村開村について、『増訂最上郡史』の著者嶺金太郎は、次のように記している。

安政元年福寿野村立つ、往時長者原より清水への街道は茫々たる草原にして狐狸の棲所たり、冬は風雪の為に旅人の被害少からず、郡奉行佐久間清右衛門之を憂へ村山郡岩木村藤助新田村台村其他無高の百姓二十余戸を移し仮小野を往還の両側に建て名づけて福寿野村と言ふ。三十個年の無税村なり、始め長沢村地内土袋より新堰を通じ水を上げん



福寿野村開墾碑（安政元年）

次

とせしが丈量の不完全にて不成功に終わり、後瀬見村下三ツ石より水を引かんとせるも金子なくして果さず、別に七折坂に新溜井を築く、清右衛門は郡治に功勞あり、明治九年七十三歳にて死す（『最上郡史料叢書』一八二頁）。

右の佐久間清右衛門（後浅右衛門と改む）は、新庄藩の藩政改革——嘉永の改革において、家老吉高勘解由のもとで活躍した人で（『増訂最上郡史』七七七頁）、その墓は福寿野村に現存する。

福寿野村周辺の開発は、紫山開発とともに、家老吉高勘解由が企画実施した嘉永の藩政改革の一環であったと思われる。嘉永の改革は、一代藩主戸沢正実の治世に行われた財政改革であるが、厳しい儉約令と併せて積極的な国産奨励・新田開発政策がとられた。福寿野村近の開発に当たって、勘解由は、腹心の部下佐久間浅右衛門・地方奉行平賀庄右衛門・普請奉行小野十左衛門等を遣わして開発に従わせた。しかし、前記の如く、開発田の水にはずい分と苦勞したようである。

村山郡岩木村からの移住は、小国家文書によれば、安政二年の一三人が最も早いようで、「卯年引越参ル」として、喜三郎・庄右衛門・与右衛門・惣助・忠助・熊吉・甚六・豊二・与七・佐左衛門・千蔵・嘉七・庄助の名が記されている。また、「外二但し別紙ヲ以奉願上候分。」として、清太郎・庄吉の名もみえるから、移住は年を追って徐々に行われたようである。

これらの新百姓には家作金・飯米代金・駄馬購入資金などを貸与して、その定着をはかったが、荒地の開発だけに収穫も十分でなく、途中で脱落するものも少なくなかった。移住農民も肥料に粉糠や荏粕を用いたり、紅花を作付けたりして努力したが、その生活は容易ではなかった。

移住百姓の家作について、小国家文書に次のような係役人の指令書の扣がある。

一福寿野家作之儀、存寄有之候間、来春ハ先拾貳軒限り相建候様、御手配可被成候。

一殘拾貳軒ハ明年秋中此方ハ沙汰第相立候様可被成候。右之段村方へ御達被置候様ニ致度候。(中略)

一福寿野百姓之儀、未タ居馴不申、殊ニハ最上辺之氣合油断も不相成候間。御如才も無之儀ニ候得共、温和ニして強く置不致候へハ相成申間敷候、何茂威走兩様ニ而取扱不申してハ相成間敷ト被存候、(中略)

この文書は前後の關係から安政四年、恐らくは郡奉行か家老から舟形郷代官に達せられたものとみられる。一項によれば、福寿野村には、この年すでに三三戸の百姓が移住したとみられるが、なお検討の要がある。小国家には、この他福寿野村開村時の文書が残っているが、いずれも当時の移住農家の苦しい生活ぶりが偲ばれる。なお、前掲文書の「最上辺」は村山地方をさす。

長者原から福寿野に向かう道路の右側、田んぼの中に、変わった姿の一本杉がある。高さ五メートル位、幹の太さ四〇センチ位。樹齡はすでに四〇〇年にもなるというが、深山杉とかの種類で、昔から大きくならない杉といわれ、「万年杉」などと呼ばれている。江戸時代の街道は、この杉の傍を走っていたと伝えられる。

6 堀内村

堀内村は、昔は下手の方、現在の字本堀内にあつた。これが、宝暦七年（一七五七）五月の洪水で多くの家や田んぼも流され、加えて裏の黒森山が崩れて被害を蒙り、さらに、同年七月火災にかかり人家の過半を失つたので、同年八月藩に願いをたて、当時稻積場とよんでいた場所、即ち現在地に移つたという。「松井秀房収集文書・堀内村某書之内抜書」によれば、

一同（宝暦）七年五月廿五日、最上川大水出ル、最上^方御領内川通家数四百余流申候、最上^ニてハ人少し死、御領内^ニてハ死無之、さハネ川一切出不申平水也、堀内村家々^ニ砂置上ケ取除人足三百人御叶。

一同年七月十一日昼八つ時堀内村火事、家数十八軒、外^ニ寺井郷藏類焼、火元表百姓と申もの二日縄下^ニて罷在候所、御目付芦原関太夫殿御出、村中之者共^方口書取、別テ新八悪敷もの^ニも無之^ニ付而早速御免被仰付候。

一同年十二月晦日、米^一俵俵つ、本郷之者^ニ不残被成下、翌寅年^一俵丁前米^一廿表つ、被成下候。

一同年八月廿日^方段々稻積場と申所へ引越申候、末々堀内と唱新屋敷被成申候、尤其節郡奉行隠明寺儀兵衛様御出、御改之上^一上^一丁五反程居屋敷^ニ被成下候、尤古屋敷、寺古境内共早速御物成御用捨被仰付候。

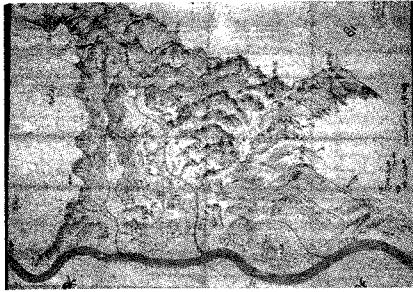
一禅宗東光寺州崎村引越、境内新屋敷新畑之内^ニて九畝歩被下候、尤古境内御取上ケ被成。

とあつて、東光寺もこのとき洲崎に移つたことがわかる。三二軒のうち、二六軒が移り、他の六軒はそのまま残つ

たので、この地を本堀内と呼ぶようになった。

堀内村の成沢強氏所蔵宝永四年（一七〇七）同村村絵図には、もとの場所に堀内村本郷が描かれている。この村絵図は縦八七センチ、横一一三センチほどの大きさで、堀内村の全域にわたって山川・道路・田畑・寺社・村落、四囲の村までの距離、村内村落間の道程など記されている。村落はその場所と各戸の配置まで描かれているまことに貴重なものである。右脇に「宝永四丁亥年四月八日 加藤左次兵衛彌重、筆画長沢村安部十右衛門經定」とある。左次兵衛は当時の堀内村の庄屋で、藩役人土崎安右衛門の命によりこれを作成したといわれる。描いた人が長沢村十右衛門とあるのは頼母しいことである。

この村絵図によれば、堀内村本郷の中央、最上川に面したところに川舟改所とみられる建物が鍵型に建ち、前に棚が結んである。ここから最上川迄の道は石段で、すぐ前の船付場には三艘の船がみえる。「川しき六十式間」



宝永四年堀内村絵図（洲崎・成沢家所蔵）

とあるから相当の川幅のようである。本郷の家数は舟番所を入れて一七軒（これは全戸数でないかも知れない）、これより東南の方向に少し離れて、東光寺（林で囲まれている）と御蔵（堀内村郷蔵）があり、伊豆神社が、遠くはなれて南の方の山の中にある。隣村から堀内村までの距離は、「猿羽根村下夕迄九町十五間、同村御札場迄ハ十三町」、「赤松村御札場と堀内村御札場迄廿五町三拾間」とある。「御札場」は、各村の庄屋役宅の近く、村の中心部の道路端に設けられた制札場のことで、ここに藩から各村に達せられる御触れや隣村までの距離を掲示した。

松橋川に沿って、瀬脇（六軒、地藏堂あり）、洲崎（一〇軒、上手に荒神

社)、荒中沢(二軒、山神堂あり)、真木野(七軒、地藏・明神あり)、横沢(二軒、鹿島大明神・山神堂あり)、沢内(二軒、山神)、山家(二軒)、西又(三軒、山神堂あり)、円明(三軒、不動堂あり)、中村(三軒、山神堂)、松橋(四軒、薬師堂・大里神社)などの各支郷が記されている。また、最上川に沿って立子(三軒)、実栗屋(五軒、熊野堂・明神あり)の枝郷があり、その上手に土まき・ゆすなご・森越などの地名がみえ、御料の毒沢村との境に「分石」が描かれている。この藩境の石標には、「従是西新荘領」と刻まれていたはずである。

村の東から南・西の囲りには、鳥屋ヶ森、高森・セキヤカクキ・大畑・ししこえど・そとは峠・鳥屋場・くつう・もやうとや・黒森・老の森などの高山が連なり、この間から松根沢・実栗屋沢(川)・よなこ沢・焼之沢・内子沢の谷川が流れ出している。これらの高山を越えて、こもつち越(峠)・大畑峠・そとは峠などの他村に至る峠路があった。松橋の奥には、とちの木平・小屋ヶ平などがある。

現在の堀内本村あたりは、当時は一面の田んぼであった。恐らく最上川の川水などの溢水する低湿地ではなかったかと思われる。

堀内村絵図はこの他にも二面あるが(ともに成沢家所蔵)、これは幕末に作成されたもので、堀内村は現在地に位置し、川舟改所の様子なども克明に描かれている。

『新庄領村鑑』によれば、堀内村の村高は新庄藩開創の元和八年(一六二二)五九三石余、その後寛文四年(一六六四)八二三石余、宝永六年(一七〇九)一一二三石余と増加している。増加分は正保三年(一六四六)二一八石余以外は新田開発によるものである。枝郷としては、瀬脇・洲崎(元禄十五年以前は荒小沢新田村とよんだ)・荒中沢・横沢・山家・実栗屋・楨野・西の又・円明・中野・松橋の一ヶ村が記されている。

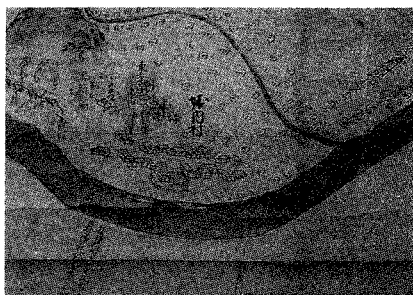
藩政後期の村況は、天明三年(一七八三)の村高一二三四石余、田畑反別一四一町余(うち一〇九町余田方)

で、一四六五俵余の年貢を納入している。文化元年（一八〇四）においても、それぞれの数には殆んど変わらない。田方の高に対す年貢の率は平均四割七分一厘であった。同じ時代の同村の戸数・人口は、寛政六年（一七九四）七六軒・三九四人、文化九年（一八一二）八八軒・四〇九人で、同十二年の牛馬数は、馬一四匹、牛一匹である（『吉村本新庄領村鑑』）。なお、「新庄領総高扣」によれば、文政十年の堀内村の戸数は九四軒、人口は四七七人うち男二四二人・女二三五人であった。

先にもみた如く、堀内村は新庄領内を流れる最上川の最上流部に位置するため、同川を上下する舟を改める川舟改所があった。川舟改所について『新田本新庄領村鑑』は、

此所者最上川上郷を横下す諸荷物ならびに川上江登る舟共を改所なり、当村庄屋三人扶持被成下帯刀御免也、舟改共に兼て勤るなり。

とあり、また、『吉村本村鑑』には「最上川上郷を諸荷物上下トモ扱、庄屋舟改トモ相勤、三人扶持帯刀御免」とある。「新庄領総高扣」には、「一堀内最上舟路越口 御番所庄屋持、諸荷物登改、三人扶持帯刀御免」とあって、下り荷は扱わないとしているようである。「堀内某書之拔書」のうち「御堺目改所并忍道口番人」には、「堀内改所舟役陸役共伊藤源三郎相勤、四人扶持、庄屋兼帯、代々庄屋上席帯刀御免、付往古ハ上下之舟改所也、尤舟改之義公儀へ拘り候故、三つ道具長柄鎗共直ニ立ル、余方々横ニ立ル也、酒田舟宿茂吉、最上舟宿門吉」とある。三つ道具長柄鎗を真直に立てる作法は、前掲成沢家所蔵の村絵にも描かれている。これは藩から支給されたらしく「堀内村某書之内拔書」に「寛保二戊二月十七日、御鎗二本三つ道具御渡被遊候、長野彦兵衛様御書付の役人二も



堀内舟番所（堀内村絵図）

たせ、菅八郎左衛門様へ差上候而請取之。」とある。文中の「酒田舟宿・最上舟宿」は、当村の茂吉あるいは門吉が酒田あるいは大石田舟等の舟宿をつとめているという意であろう。

堀内庄屋は、古くは長沢村の伊藤八左衛門の長子で舟形村庄屋を勤めていた小三郎を招き、堀内村庄屋兼舟改役としたと伝えられ、同家に「三人扶持被成下帯刀御免」、「舟改陸改共伊藤源三郎相勤、四人扶持庄屋兼帯代々庄屋上席帯刀御免」などと記した文書があったという。同家の屋敷は最上川に面して設けられ、母屋だけでも築間七間、桁行一七間もの堂々たるもので、玄関から真直ぐに最上川に通ずる道路があり、傍に梨の古木がそびえ、当時の川舟改所の様子を今に伝えるものであったが、先年の火災によりすべて烏有に帰した。当時の役部屋に一杯の古文書があったというが、惜しみても余りあることである。

伊藤家の先祖は例の曾我兄弟の遺児を奉じて長沢村に下ってきた伊東団三郎で、代々長沢楯主に仕えだが伊東を改め伊藤姓を名乗った。慶長十九年（一六一四）、八左衛門のとき清水氏滅亡とともに長沢氏も亡び、八左衛門は討死したが、その子孫は四戸に分かれ、それぞれの村に栄えた。長子八左衛門は舟形村庄屋から転じて堀内村庄屋となった。太平の伊藤家もその一人というが、尚吟味すべき点が多い。先にみたように宝永四年の頃の堀内村庄屋は加藤佐次兵衛であり、また、『増訂最上郡史』によれば、宝暦十三年（一七六三）ごろは加藤門兵衛、文政二年（一八一九）伊藤善之助、維新前後伊藤小三郎とあるから、同家の堀内村庄屋就任はそれほど古くないのかも知れない。「新庄領総高控」には堀内村の項に「文化八末十月被仰付 庄屋伊藤小三郎」とある。

川舟改役がどのようにして川舟を改めたか、あるいは積荷の統制を行ったかについては後にのべたい。

この他、当村が関係する最上川舟の運行について、『村鑑』に「御料御城米の下りはしめには当村を先乗之者宅人丸木舟江乗り案内するなり、此始り者往昔烏川に鮭築有りしのに川中に右の杭有りし故、案内の者出したるか格と成て今に出せしなり、其御築の有りし時者鮭のほり兼て川原の柳の中に鮭道つけしと言伝ふなり」とある。しかし、この慣例も天明初年には廃止されたようで『奥山本村鑑』には「右先乗の者江米三俵被成下、天明三年より相止ム。」とある。

右の「御領御城米」とは、村山地方における天領の年貢米のことで、この大部分は最上川により酒田に下され、ここから海船に載せて大坂または江戸まで運んだ。

新庄藩においても同様で、各郷の年貢米ははじめ各村の郷倉に納入されるが、後藩の指令によつて最上川の河岸に運ばれ、やがて酒田に下された。各郷の年貢米はこの河岸の蔵に入れるか（蔵宿という）は、予め定められていた。元文年間、小国郷の蔵宿が当村に設けられたことが、「堀内村某書之抜書」に記されている。すなわち、これによれば、

一同（元文）末四月小国郷御米積御蔵当村江御公儀様方御立被遊候、大工ハ小国之者請負、壁共ニ、上塗土ハ御公儀方、萱直路同葺大工新庄方、人足方ハ小国郷方、御奉行御役所方御越候事、御蔵守当村長三郎・伝七。

一小国郷御米川下ニ付、午三月十五日御役所ニ而岩間作右衛門様方被仰付候、右御下米御蔵入舟積之節、諸事手間無之様可仕度直々被仰付候事。

小国郷御米積蔵建所、岩間作右衛門・早坂喜右衛様・金田勘太郎様・横山方御下被遊候節、当村ニて御昼休（中略）、

右之御蔵立所御覽被遊候而長三郎屋敷内へ被仰付候事。

一右御米午ノ三月廿七日より段々積下し申候事。

とある。当時、小国郷の年貢米は瀬見から舟で下したようであるが（前掲文書に「一元文三年午三月廿日小国郷城米、瀬見村より舟下シ之事」とある）、これが最上川に出て、対岸の堀内（現在の本堀内）に着けて蔵積みしたかと思われる。あるいは、小国川の河口が現在よりも上流の方であったかとも考えられる。

堀内村から他領（幕府領）に越す道は二つあったが、藩境には口留番人がおかれ、往来の人々の荷物を監視した。一は藁沓に出る口であるが、この番人は万七という人であった。他は松橋を通って大畑山を越し、次年子に至る道で、この西又口留番人は吉兵衛（与右衛門）という農民で、ともに一人扶持・足米御免の特権を与えられていた。

御料次年子村は山深い村である故、松橋の区域に入り耕作するものが少なくなかった。この分については、新庄藩は年貢その他の負担を免除した。大畑峠の藩境には、これを示す標柱が立っていたが、これは石標でなくて木柱であつたらしい。

第五節 検 地

1 領内総検地（寛文・延宝）

検地は近世大名が藩政の確立をはかる上の最も大切な事業で、これによって自領の生産力を把握し、年貢高を定めていくことができた。それ故、とくに転封大名の場合は、その入部当初に、一定の基準によって厳密な領内総検地を行うのが常であった。新庄藩においても、元和八年（一六二二）入部直後に総検地を実施したと考えられるが、その基準・方法等は明らかでない。

その後、新田などについては、しばしば検地が行われたようであるが、一定基準に基づき、全領域に及ぶ検地、いわゆる総検地が行われたか否かは明らかでない。後にみるように、このような基準が設けられたのは、延宝年間であるように思われる。この意味で、同六年（一六七八）の検地条目が注目される。

新庄藩における検地帳の初見は、寛永十一年（一六三四）の「中之渡村 田方之帳」（現鯉川村中渡）である。中渡村は荒木伊左衛門の先祖が下総国より百姓二八人を率いて下り開いた村といわれ（『増訂最上郡史』）、元和八年戸沢氏入部時の村高は一〇一石六斗式升であった。右「田方之帳」の記載様式は、

前田面

一三拾五束苧 取米三斗九合八夕 八郎左衛門

同所

一拾束苧 取米八升八合五夕六さい 同人

(下略)

とあって、田地一筆毎にその臥所・苧高・取米（年貢米）・作人名を記し、末尾に苗代目の苧高と、屋敷分の取米を挙げ、次に苧高合計と取米合計を記した名寄帳形式のものである。この記載様式は、戸沢氏以前の土書記載様式と同一で、基本的には最上氏蔵入地の検地帳記載様式によるものとみられる（拙稿『戸沢氏以前史料集』七〇頁及び『郷土資料叢書』十三輯）。ただ、元和五年飛田一乗院あて知行村付等では一〇升一俵で、石・斗の単位を欠くのに対し、この帳では石・斗の単位が付されている。

次の段階の検地帳としては、正保二年（一六四五）の谷地郷北口村「本田新田苧帳」（明治大学刑事博物館所蔵）と、同年の泉田村「上様方村々石高苧高御改之帳」（奥山家所蔵）の二帳であるが、前者の記載様式も苧高制で、ここから直ちに取米を算出している。また、畑地は貫文高で表わし、ここには取米を記している。但し、明屋敷と新田のみは、反畝歩の面積で表わし、取米を算出している。

以上から推考し得ることは、少なくともこの段階までは、本田畑の丈量検地は行われず、従来の苧高制・貫文（高）制に基づく「指出検地」であつたと思われる。実際に田畑に竿を当てての丈量検地は、新田と明屋敷のみについてであつたと思われる。

泉田村「御改之帳」は、本格的な検地帳ではないが、この帳において始めて田畑共「上・中・下」の地位が付され、一筆毎に反別・石高（分米）・取米が示されている。しかし、一筆毎の分米は、いわゆる石盛によつて算出

されたものでなく、斗代法「上畑壹反壹石代中畑一反付八斗代・下畑一反付六斗代」(同帳)によるものである。田については明記ないが、中田二石代・下田一石八斗代と計算される。すなわち、中田一反歩について、米二石がとれるとの意味である。

この後の検地帳としては万治四年(一六六一)「泉田新田御検地之帳」(奥山家所蔵)が挙げられるが、この記載様式は、野々村せきひがし

一 上田貳反壹畝六歩 内九畝六歩八万治四丑ノ竿下打出分 古田 助作

此取米貳表六升但壹反二付五斗代



地方帳(富田・高橋家文書)

とあつて、本帳においても、なお分米(生産高)の表示はなく、反取法によつて直に取米が算出されている。この場合の「壹反に付五斗代」とあるのは、反当年貢米の高の意である。この点は正保二年「御改帳」の記載様式よりもむしろ後退している如くみえるが、この理由は明らかでない。なお、年貢米の高は石・斗・升の単位でなく、「俵」単位で表わされているが、正保期同様五斗一俵である。この総締高は一九町七反四畝余、内四町五畝が「丑ノ棹下出目ノ分」とあるから、この度の検地はかなり厳密に実施されたことがうかがわれる。右の「丑」は万治四年に当たる。

なお、泉田村新田については、この年から斗代が確定され、歟下年季(年貢を徴収しない期間)も、従来の一〇年から五年に短縮された(同帳)。このことは、この段階において、藩の農民支配が次第に強化されてきたことを物語るものであろう。

寛文年代に至つて、はじめて検地についての記録が散見される。「松井秀房収集文書」

に「寛文五年初 一御領内田地へ御竿入、寛文十一年（二六七一）迄七ヶ年ニて極ル」、「延宝六年 一御領内田地へ式番竿入、子年迄七ヶ年相懸ル」とあるのがこれである。また他に、「一田地に御竿入申候は寛文五年巳年より亥年まで七年極」（金山村旧記『増訂最上郡史』二五七頁。）、「一寛文十年九月十九日久世大和守老中へ御同竿下盛取相成」（『戸沢年鑑録』）などの記録がある。この寛文度検地がいわゆる総検地であるか否か判然としないが、前掲史料に延宝度の検地を「二番竿入」としていること、また延宝六年検地条目写（『新田本新庄領村鑑』所載）に延宝度の検地を「中竿」と記してあることなどから推して、寛文年間に何等かの形の総検地が行われたものと考えられる。但し、この場合の基準や実施方法、その範囲については明らかでない。

寛文年間の地方帳としては、同九年（二六六九）「泉田村新田之内百五拾石」（奥山家所蔵）と同十年の谷地郷北口村「新田畑検地帳」（明大刑事博物館所蔵）の二帳がある。前者は藩士岩間左次兵衛の知行地の村付であるが、その記載様式は、

一上田三反七畝七歩

右馬之丞

取米貳石貳斗三升九勺八才

とあり、斗代は記されていない。新庄藩においては、寛文八年に地方知行の廃止、蔵米制への転換が行われたが（『新庄古老覚書』一〇〇頁）、右の岩間氏の如く、新田開発に功のあった家臣に対しては、この後も地方の知行を認めた（拙稿「新庄藩成立期の諸問題」）。

次の延宝年間は、同六年（一六七八）に当藩の近世的検地の統一基準を示す「検地条目」が定められ、最も総

括的な検地が実施されたとみられる画期的な段階であった。「検地条目」以前の関係史料としては延宝二年の北口村「御検地帳」がある。また、同年の記録に、

一 御竿下御盛付は延宝三卯暮より御取立御座候（金山村旧記『増訂最上郡史』二五七頁）。

一 延宝三卯年仁兵衛開発之場所年代新検被仰付候事（文政四年庭月村庄屋書上、前掲書六五八頁）。

とあって、延宝三年（一六七五）に、すでに「盛付」が行われ、「石盛法」に移行したかにみえるが、後にみる如く「石盛制」に移るのは天和年間に至ってからである。なお、金山村では、延宝三年から上・中・下・下々・悪田の五段階の地位がつけられた。

延宝初年の検地帳類としては、下谷地郷「田沢村本田本畑新田帳」（明治大学刑事事博物館所蔵）、同三年向松坂村（現戸沢村）半左エ門家土書（『最上郡戸沢村史』一五頁）および朴木沢村（現真室川町）佐藤三郎右衛門家土書がある。半左エ門家土書は、

□之沢五拾かり

一下田一反三畝歩 取米八斗四升五合 六斗五升代

との記載様式であるが、この斗代は従来よりも高率で、上田八斗五升代、中田八斗代・下田六斗五升代・下々田五斗五升代である。

三郎右衛門家土書は、

御竿下ニて盛付之寛

沢口

一下々田畝廿四歩

三郎右衛門

(中略)

田留り本新田高三入

一下々田壹反壹畝歩

取米貳斗七升五合

貳斗五升代

とあつて、本田分は単に臥所・反別・地位のみを示し、新田についてのみ反取法による取米が記されている。奥書に「右之通御竿下ニ而盛付仍而如件」とあることから、延宝三年の「盛付」は、いわゆる石盛を付したのではなくて、反当年貢高を示す斗代法であつたことが知られる。

延宝五年(一六七七)、「泉田村畑検地之帳」は、同村畑方についての総括的な検地帳であるが、この記載様式は、

村東

一下々畑三畝貳拾四歩

九助

と単純化されている。以後の検地帳は、このような記載様式に統一されるようである。

延宝六年(一六七八)、次のような総括的な「検地条目」が布達された。これは新庄藩における検地施行上の最

初の統一基準として注目されるものである。その全文は、

（延宝六・嶺氏註） 検地被仰付候御条目次第

一 検地者百姓進退浮沈之究所ニ候間、別而入念相改、相談之上、明細可致吟味事。

一 検地致間数手帳ニ記シ、於其場反歩仕、間違候哉、大既致見分、其反歩百姓共江可為申聞事。

附竿之延縮有之哉、折々置繩を以可相改事。

一 田畑位付之義上々中下々五段ニ可相極事。

一 地面入組場所ハ目印を立、縦横十文字之□尺不違候様明細ニ可相改事。
（曲也）

一 先帳一筆之田畠所々ニ候ハハ其通何ヶ所成とも別筆ニ可書載之事。

一 隣村者境内相極候節ハ双方名主組頭呼寄、詮義之上村界江分杭ヲ立可申事。
（ママ）

一 雖為悪田畑坪数之通書載、肩書ニ惡地と可致事。

一 百姓居屋鋪家下迄地詰仕、位付上畑並ニ可仕之事。

一 間竿之義者壹丈貳尺貳分之竿を以可相改之、勿論老反歩畦を引三百坪たるへき事。

一 寺社領入組候場所、寺社領ともニ致検地、具ニ可記事。

一 田畑ノ内大石大木其外作毛仕付ニ不相成所ハ吟味之上、其分除キ検地可申事。

附田畑道付替申度候由、百姓願候ハハ見分之上吟味致、具ニ書付可請差図之事。

一 御年貢米詰置候蔵屋敷望候ハハ致吟味、具ニ書付可請差図事一持来候田畑或半分或三ヶ一分地ニ致作り候ハハ、本地主之名肩書ニ可記之、又ハ永代受取候ハハ其人之名を可書付事。

一兼而被仰出之通、猶以堅音物請中間敷候、縦輕キ者たりとも此方より所望も仕間敷候、勿論竿取御足輕家来共二も堅可申付事。

一検地中役所之外隣家江成共罷出間鋪候、勿論御足輕家来ともへも堅可申付事。

一竿取御足輕依怙仕候段見届候ハハ、於其場誓詞（注・『増訂最上郡史』には「其場にて殺害可申候此方へ不及伺事」とある）。

一名主五人組地見之者、其所鎮守堂江為致誓詞、地合有疆ニ申上候様可申付事。

一役所江郷中之者一切出入為致間敷、不叶用所ニて参候者ハ御足輕目付を以用事可相達事。

一検地仕廻以後目付衆惣百姓呼寄、検地次第諸事様子具ニ相尋罷歸り其通可申上事。

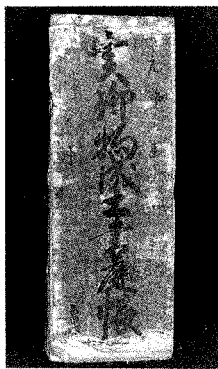
右之通検地役人中五組迄通宛相渡、目付衆江迄通つゝ相渡候。

延宝六年午三月五日

右中竿被仰付候節御書付候由。

（新庄市吉村家文書）

右検地条目は、第一条で検地の重要性を強調し、検地役人の綱紀の厳正を令し、第三条では田畑地位を五段階と定め、地面入組の場所の丈量方法を指示し、村境の確定をはかり、一筆の反別の大きいところは分筆すべきことを指示している。また、悪地をも検地すべきこと、屋敷地には上畑並の地位を付すべきこと、六尺一分竿にて量り、三〇〇坪一反としたこと等、年貢徴収の強化とともに、近世的検地の基準を確立していることが注目される。



亥御物成土書庭帳
（富田・高橋家文書）

さらに分地を認め、永代受取の場合は、受取人の名を記し、永代受取でない場合は本地主の名を肩書すべきことを令している。最後に検地役人の不正を戒め、「軽キ音物」たりとも厳禁し、万一竿取の足輕に不正のあった場合は、「於其場殺害可申候、此方へ不及何事。」としている。

しかし、実際はかなりの不正・贈賄による依怙・贖負があつたと思われる。年々の作毛を検査する内検見の折にすら、これにたずさわる役人・庄屋等は「割元へ集り、熊野牛王御札江依怙・贖負無之趣証文書印形致し、壹枚ハ代官江上、壹枚者割元江納、灰に焼、皆五臓に確与納。」（拙稿「沓沢家日記抄」）めているほど厳正を期しているにかかわらず、一方で「大御廻り様酒等不正御馳走ケ間敷儀、決而不相成様被仰出候共、下役衆江別座ニ而寝酒等進候事格別之事候。」と記しているものもある（同文書）。検地の場合は、なおのこと、役人の手心を期待して、様々の形の贈賄めいたことが行われたものと推考される。

「検地条目」は一九ヶ条にわたっているが、このうちのいくつかは、この条目制定以前に、すでに事実上施行されているものであつた。「検地条目」はこれらの公的に確認し、体系化したものとみられる。

最も総括的な検地とみられる延宝検地は、右の「条目」に基づいて実施され、田畑の隅々まで丈量され、従来縄延や隠田が摘発されたとみられる。『新庄領村鑑』にみえる元禄十三年（一七〇〇）の総高の増加分四三五四石は、この結果であると考えられる。

延宝六年（一六七八）以後の検地関係史料は次の如くである。

一二番度田地に御竿入申候は延宝六年の年より子迄七年（金山村旧記『増訂最上郡史』二五七頁）。

延宝六年 一御領内田地へ式番竿入、子年迄七ヶ年相懸ル（松井秀房収集文書）。

右によれば、延宝検地は二度目の検地であり、実施の期間は、延宝六年から貞享元年までの七ヶ年にわたったことが知られる。なお、金山村旧記に、

一田地へ御検地入申候は天和三亥五月より金山領へ入申候、当三ヶ町は加々尾清兵衛様、田口五左衛門様、富津郷右衛門様御打被成候、十日町本検十三町九反の所十七町七反に成申候。(『増訂最上郡史』二五七頁)

とある由であるが、此度の検地によつて、金山十日町のみで三町九反もの出目が打出されているのは、延宝の条目に基づく検地が如何に厳格なものであつたかを物語っている。『増訂最上郡史』によれば、右の「本検」は寛文度検地をさすものであり、この後十数年にして、このような多くの出目が打出されたのは、恐らくは、寛文度までの検地は従来のままの緩やかなもので、丈量の竿も六尺五寸又は六尺三寸の竿であつたが、延宝度に至つて始めて六尺一寸の竿で耕地・屋敷の隅々まで厳密に丈量するようになったためと思われる。

延宝七年(一六七九)、泉田村の検地が行われた。同年の検地帳として「岩間佐次兵衛知行検地帳」および「改新田検地帳」(ともに奥山家所蔵)がある。前者は標題の如く岩間氏知行地の検地帳で、その記載様式は、

関東

一上田七畝拾四歩

久三郎

(中略)

古検ノ五反五畝貳拾三步

新検ノ五反九畝九歩

とあつて、百姓一人毎の古検(恐らくは寛文度検地の高)、新検の締高が記されているが、新旧を比較するに、この帳においても、新検によつてかなりの出目が打出されていることが明らかである。後者の記載様式および検地役人も、前帳と全く同じであるが、これは同村における蔵入地の検地帳とみられる。

本帳においては、新検総反別が古検のそれに比し、三一パーセントの増加がみられる。これは新田開発の進展を物語るよりも、むしろ延宝検地の厳しさを示すものであらう。

このように延宝度検地帳は、一筆毎の地位・反別・作人・分米(その土地の生産高)を記すのみで、取米高の記載はない。また、この反別からどのようにして分米や取米が算出されたか明らかでないが、恐らくは依然として斗代法に拠つたものと思われる。後にみるように、当藩において「石盛法」がとられるのは天和初年からである。

延宝検地に関する史料は充分ではなく、その実施の詳細を知ることが難しいが、この後の地方関係の帳簿はすべて延宝検地を基礎にしている点からみて、その意義は決して小さいものではなかった。例えば、正徳二年(一七一一)、領内一斉に郷村帳が作成されるが、この折の各村々高は、延宝検地を基準にすべきことが指示されている。即ち「正徳地方始末帳」に、

村々御本高之儀、延宝年中盛相定候帳面を以致吟味、御検地以後の川欠永荒等は指引不仕、村々高辻相極、此度之郷村帳

仕立可申。(下略)

としている(『吉村本新庄領村鑑』)。

また、元禄・正徳ころの地方帳類は、本田・新田の諸引に延宝七年(一六七九)以降の川欠を記しており、同六年度を基準にしていることがうかがわれる。さらに、延宝以後は、幕府に届けた正式の検地は行われなかったといわれる(『増訂最上郡史』二五九頁)。

このように、新庄藩成立期における総検地は、寛文ごろから徐々にすすめられ、延宝六年の「検地条目」によって実施基準が確定し、その後の総検地によって完成したものと考えることができる。

2 天和の盛付

延宝六年(一六七八)の「検地条目」は、右のように藩政成立の一指標ともいうべき画期的意義を有するものであったが、これにおいても、「石盛」の方法について触れるところはなかった。この意味では、延宝期においてもなお一筆毎の生産高(分米)を基準にして年貢を課するという近世的な年貢収取の体系が確立されたとはみなし難い。

新庄藩において「石盛法」がとられるのは、天和二年(一六八二)以後である如くである。これを「天和の盛付」と呼んでいるが、この実施に当たっても、地域によっては検地が行われたらしく、「名高村開発之覚」に「天和三亥四月大検地被仰付候」とあり(『最上郡戸沢村史』一一五頁)、また、庭月村庄屋書上に「天和三亥年御盛

付新検被仰付候事。」とある（『増訂最上郡史』六五八頁）。但し、これらの検地はあるいは延宝検地の一環であったかも知れない。

新庄藩における石盛の初見は、天和二年（一六八二）泉田村「酉之御物成納指出張」であるが（奥山家所蔵）、一般には同三年以後実施されたものと考えられる。前掲の「庭月村庄屋書上」もそうであるが、金山村旧記に、

一御竿下新検御盛付、天和三年十月被仰付、十日町上々十七・上十六・中十四・下十二・下々十・悪地八ツ迄、但新田御盛付は貞享二年丑の暮より新畑に御盛付被成候（『増訂最上郡史』二五七頁）。

とある。

また、天和以前に石盛法がとられていなかったことについて、前記「正徳地方始末帳」に「寛文年中迄は田畑盛無之、御取箇を以って高を割出候様に相見之候」とあり、新庄市吉村家文書に、「御領内御取箇ハ貞享元年丑之頃付候様相見候、其以前ハ石代ト相見候。」（『吉村本新庄領村鑑』所収）とあることから傍証される。

石盛とは、田畑の等級に応じて反当收穫高を指数で表わしたもので、普通上田は盛十三、中田盛十一、下田盛九などと記す。この場合は、上田は反当一石三斗の收穫高、中田は一石一斗、下田は九斗の收穫高があるとの意である。従って、反別にこの盛を乗ずると、この筆全体の收穫高が算出される。これが分米である。この分米に一定率の租率を乗ずると、当該田畑についての年貢高が計算される。新庄藩の租率は原則としては收穫高の四割と定められていたが（四ツ成の制という）、地域・本新田の別・時代によって異なる。

このように、検地帳記載様式が、臥所（小字名）・反別・石盛・作人・分米（石高で表示）が記されるようになって

て、始めて近世的な年貢收取体系が整えられたと言い得るのであるが、新庄藩においてこれが確立するのは天和・貞享に至ってである。

天和初年の「新検盛付」によって、地方帳の記載様式はどう変わったであろうか。朴木沢村（現真室川町）佐藤三郎右衛家文書は、

新検高盛付之事

田留り

一下々田壹反五畝式拾三步

盛九

三郎右衛門

分米壹石四斗壹升八合六夕

とあり、また木下村五十嵐久作家文書は、

本田畑開発畑亥之御検地之帳（天和三年）

堂か畑百拾式束三把かり

一下田壹反七畝拾八歩

盛拾三

半左エ門

分米式石式斗八升八合

（中略）

高畑童子三拾文地

一上畑三畝拾八歩

本畑

盛拾

分米三斗六升

とある。これらは、ともに土書であるが、この段階に至って初めて石盛が付され、これに基づいて一筆毎の分米が記されたことが知られる。これによって一筆毎の分米に一定率の年貢を賦課する近世的な年貢収取の体系が確立された。

盛付の作業は、地域により遅速があるようで、名高村（現戸沢村）は貞享二年（一六八五）「本田新田御盛付帳」によって、泉田村は宝永元年（一七〇四）、「泉田村田畑新検御盛付写之帳」によって行われた如くである。

このようにして、新庄藩の年貢収取の体系は、寛文・延宝の総検地および天和・貞享期の「盛付」の二段階を経て整備・確立されたという事が出来る。石盛法の採用によって、年貢は一段と増徴されるようになったが、このことは項を改めて検討する。

3 正徳の地方始末帳

延宝検地以後、領内全域にわたる地方改めとしては、正徳二年（一七一二）郷村帳作成のために行われた地方帳の調整がある。これは、延宝検地を基礎として入封以来延宝期までの新田開発による増加や、川欠・永荒などによる諸引を従来の村高に加除して現実の村高を把握することにねらいがあった。実施の方法としては、一筆毎の丈量よりも、むしろ帳簿上の調整に重点があったといわれる（『増訂最上郡史』二六〇頁）。

右の郷村帳作成に先立つて、係役人笹伝兵衛が作成上の疑問点を質し、藩老職の指示を仰いだものを「地方始末帳」とよんでいるが、その主な内容は、

正徳二辰年郷帳取調候様笹伝兵衛被仰付伺書之写、始末帳ト言

一御上納之郷帳ニ引合候得ハ村々之高或過或不足御座候、就中村山郡之古高水分減少仕候得共、只今致方無御座様奉存候、田畠相改有高次第相極可申由被仰付御事。

相改有高次第相極可申由被仰付御事。

一村々御本高之義延宝年中田畠盛相定候帳面以致吟味、御検地以後之川欠永荒等ハ指引不仕、村々高辻相極、此度之郷帳仕立可申哉申上候。

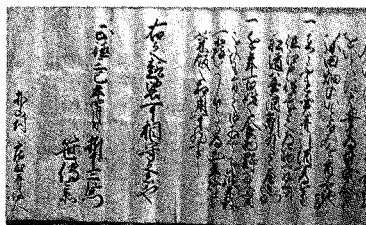
申上候通ニ可仕之由被仰付御事。

一八千弍百石之御加増 御朱印ニ開発ト御座候様ニ及承候、就夫此度相調候帳面本田ト仕、肩書ニ開発ト可仕哉と申上候。

肩書を相止、本田ト斗為書可申由被仰候、其趣村方江申付候得ハ本田ト斗御座候得而者本田之紛御座候、肩書被仰付被下度由、庄屋共願申ニ付、右之通追而申上候所、御相談之上、開発肩書可仕之由被仰付御事。

一福宮真木佐渡釜淵此四ヶ村元禄年中御書出シ新村ニ相見候。(下略)

一福宮真木佐渡小和田名高向居、此六ヶ村元禄年中郷村帳之面新村と相見候、乍然右之村々御物成諸役ともニ御本知ニ不相替、指出帳面ニも本田ト御座候得共、本田ト仕候得ハ元禄



正徳2年御触書

年中之御書出ニ相違仕候勤方ニ御座候得ハ新田トモ難相極奉存候、如何様ニ可仕哉、但古新田ト可致哉申上候。

古新田ト可仕候由被仰付、追而真柄新吉田谷口銀山准之、以上九ヶ村古新田ト仕候、為以後古新田と仕候村々異細左記ス。

一 小和田福宮新吉田谷口銀山右四ヶ村古指出帳ニ開癸本田と御座候得ハ御加増八千貳百石之内ニ相聞候、就中小和田村ハ正保年中之古帳ニも相見候。

一 真柄村新田之内古口村古畑開候本田入交候、此度古新田と仕御本高ニ加へ候、元禄年中之御書出新村ニ御座候、乍去新田ニ開可申残地御座候間、開候ハハ御書出し被遊候高ニ余り可申様奉存候。

一 小月野滝倉御茶屋地古来御改無御座候、此度坪数相改、其村之高ニ入可申哉、但其儘ニ而指置可申哉申上候。

坪数相改其村之高ニ加へ可申由被仰付候、山屋御茶屋地ハ山ニて御座候間、相改申ニハ及申間敷様ニ奉存候由、口上ニ而申上卒入不申候。

一 鍛冶町新屋鋪之内島越百姓屋敷金山古城前新屋敷、何茂田地を屋敷ニ仕候付而田方之御物成年々上納候、就夫此度郷帳ニハ本田之反歩ヲ出し屋敷帳ヲ除可申哉と申上候。

田地之反畝ヲ記シ屋敷帳ニハ除可申由被仰付候。

一 泉田村之高過半畑方御座候、同村ニ新畑一円無之子細ハ延宝年中御領内新畑御檢地被仰付候少前、泉田村新畑御竿入候付而、不残本畑ニ罷成、右之分ケ有之、不残御本高ニハ難成道利相立候と相聞、貞享五年^{つゝ}御本高之内三百拾五石三斗壹升七合諸役御免許ニ御座候、永々之義と存候得ハ本畑之内を分ケ新畑仕候て可然儀奉存候、乍先規之通相極可申哉と申上候。

尤ニ被聞召本畑之内訳ケ新畑ニ可仕由被仰付候事。

一 御菩提所五ヶ寺御祈願所壹ヶ寺之義奉窺候。

其村之高等除可申由被仰付候事。

一村々ニ有之寺院境内并庭地、其村之高ニ不出も御座候、此度ハ不残高ニ出し御物成御用捨と記可申哉、若除地ニ可被仰付哉と申上候。

不残相改其村之高ニ入、御物成御用捨之由記可申由被仰付候御事。

一 郷村地方帳外題末書并判形仕候村方役人之列書付掛御目候、但郷帳ニ有之通ニ御座候間略之。

書付懸御目候通相調可申由被仰付候御事。

右之外ニも奉窺候儀御座候得共、以後迄之通用無之義ニ御座候間略之、以上追而段々申上候埒明品々

一 御持足輕町御長柄町之義上畑と地方帳出シ、指出帳面ニて御用地罷成、御物成不出之段記可申之由先達而申上候、乍然御長柄町之義南本町ニ統候間、町並ニ屋鋪主之名を記、尤御長柄町と御座候をハ相止可申候、御持足輕町御先手足輕等屋鋪数多金沢町分ニ御座候、是ヲハ先達而申上候通、上畑と地方帳ニ出之、差出帳面ニて御用地罷成候由記申候、為念別帳面付相調指置候事。

一 大川与五兵衛并小国郷三ヶ所御判所守朴木沢村三郎右エ門ニ被下地方之義申上候。

前々之通ニ可仕之由被仰付候御事。

一 横山村百姓三人被下候新畑壹反七畝拾八步同村高ニ出不申由申上候。

新畑高ニ入、御物成御用捨之由記可申旨被仰付候。

一 赤松村畑方其以前御檢地無御座候、先格之通其儘ニて差置可申候哉、但反畝ヲ相改高ヲ顕し、御物成御用捨之由記可申哉申上候。

其儘にて除地ニ可致由被仰付候、但其後相改可申由被仰付、高ヲ顯し御物成御用捨之御事。

一新庄岡町金沢町其外在々居住之御扶持人屋鋪之義申上候。

名字相止町並名斗リ記可申由被仰付御事。

一永松銅山ニ付而出来候屋敷之分帳面ニ除可申哉申上候。

申上候通除地可致由被仰付候。

一御持足輕町御長柄町五日町金沢町高ニ入申候、乍然一町揃申候御扶持人屋鋪其儘にて高ニ入申義如何敷奉存候間、古來ハ畑方御座候處、御用地罷成候分ニ仕、高を残し可申哉と申上候。

申上候通可仕候由被仰付、尤上畑仕郷帳ニ入、指出帳面にて御用地ニ罷成御物成不出由記可申上候。

一村々座頭屋敷其村高ニ不出モ有之不同御座候、此度者不殘高ニ入、御物成御用捨之由記可哉と申上候。

其村之高ニ入御物成御用捨之由記可申旨被仰付候所、追而御物成納候様被仰付候御事。

一所々渡守屋敷奉窺候。

高ヲ除キ可申由被仰付候所、又追而御物成納候様ニ被仰付候御事。

一新畑永荒大分御座候、永荒之分引捨相殘畑斗リ此度之帳面ニ書のせ可申哉と申上候。

一津谷村古畑新畑割崩、先年田地ニ開候得共、水無之村而荒地罷成候、又畑ニ返リ候得共、地面致混雜、盛付不相成候

間其段申上候。

相改可申御事。

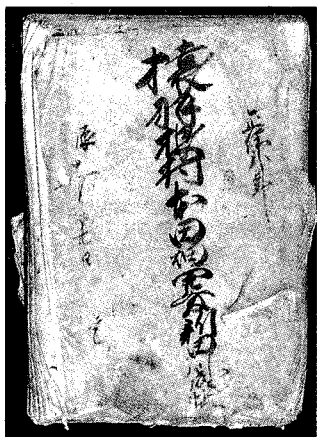
一谷口銀山村屋鋪以前より御改無御座候、此度被仰付相改候、銀山跡にて御座候付而御物成御用捨ニ被遊候御事。

一御朱印寺社領混乱仕候所ニ御朱印ニ引合不申段申上、奉得御差図 御朱印ニ引合候様ニ指引仕候帳面相極候御事。

享保五^子年十一月三日

正徳の「地方始末帳」はこのように詳細なものであるが、これを貫く原則は、延宝検地を基礎に現実の村高を把み、貢租の増徴、農村の再編成を図ることにあった。正徳期は三代藩主正庸の初世に当たり、前代以来の藩財政窮乏化（宝永七年より家臣俸禄の借上始まる『新庄古老覚書』二一四頁）のあとをうけて、一連の改革が行われた時代である。右の郷村帳作成もその一環であった。また、新庄藩の最も総括的な農民法令「条々」が布達されたのも、正徳二〜三年（一七二一・二二）であるが、これには本百姓体制維持のための諸施策がうかがわれる。

正徳の「地方始末帳」に基づいて、村々から田地一筆毎の詳細な改帳を提出させた。これが「正徳地方帳」で、以後の地方帳作成の基準とされた。「正徳地方帳」は領内全域にわたって残っているが、本町内においても、富田村旧庄屋高橋家に同年の「本田帳」・「新田帳」・「開発本田帳」・「新畑帳」が伝えられており、村々の基本台帳であったことがうかがわれる。



正徳地方帳（高橋家文書）

右「地方帳」の記載様式は、

あくど百束苅

一上田老反老畝拾歩 舍人

同所

一下田六畝拾五歩 同人

（中略）

〆 老町壹反九畝拾三步

などと、臥所と地位・反別・作人を記載するのみで、石盛や分米・取米を記されていない。

このような記載様式で、最後に作人一人一人の本田・新田・本畑・新畑別にそれぞれの持分合計を記している。この様式は延宝六年（一六七八）以後の検地帳と全く同じである。「正徳地方帳」の作成は同二年から享保六年（一七二一）まで八ヶ年余りを費した大事業であった。この結果、領内総高は七五九四石三斗九升二合と確定され、以後これを変更する場合は郷村帳ともに書き改むべきことと定められた。即ち吉村家文書に、

古高六万八千貳百石

高合七万五千九百九拾四石三斗九升貳合 御本高

右之通御本高相極候、若御本高直し被成義御座候者、申通迄無之候得者、御帳トモ御直し被成御事

これ以来、帳簿上では、領内本田畑に増減なく、明治初年の郷村帳も右の高に合わせて作成された（拙稿『郷土資料叢書』十三輯）。

この後の土地改めの大規模なものに「安永の地押」と天保末年の地方大改革である。いずれも藩政改革の一環として行われたもので、各段階における田畑の現実の生産高を正確につかみ、年貢の増徴をはかったものである。「安永の地押」は安永四年（一七七五）ごろから始められたようで次の史料が散見される。

隠明寺義兵衛領内地面改、安永四年末七月被仰付、

一米納壹万四百三十六表余

年々不仕付度々洪水川欠分

内七千七拾表余 不仕付川欠山崩永引相成分

同千五百四拾表余 不仕付候内追々仕付相成分把地申付分

同千八百貳拾壹表余 改出し候分

一同七百貳拾壹表余 改新竿之分

ノ
(『吉村本村鑑』)

また、「堀内村万年帳」に、

一安永五申十月二日より四日迄大検地帳本田畠開発田新田新畑分川欠山落永引の所御役所に於て御引合、其節御役人様方隠明寺善蔵様木田官兵衛様松永貞之丞様御三人、其節太兵衛罷上り逗留にて御引合。(『増訂最上郡史』二六五頁)

末尾の太兵衛は堀内村筆取であり、実施の検査に先立つて帳簿の引合わせが行われたことが知られる。実施の検査は安永六年(一七七七)から行われた。

一安永六酉年四月十七日当村川欠当毛引不仕付の場所御改被遊候に付て、御郡奉行隠明寺善蔵様(中略)上下五人、家来十人都合十五人、四月十七日より同廿日朝迄御賄日数三日皆々永引被成下候、其節庄屋八楯理兵衛・筆取太兵衛・金左

衛門。

(堀内村万年帳・前掲書二六六頁)

なお、庭月村付近の改めは、安永五年(一七七六)に行われた。

一安永五申年地所御改有之、御田地取立荒地御吟味御役人様(中略)

一同三月廿日佐渡村より当村へ御移被遊御昼、去未歳より書上帳(中略)仕付等正徳式土書御引合わせ、翌廿一日御出懸け、観音へ御参詣、夫より曾兵衛川原荒所御見分、川原畑人前へ御棹申請候

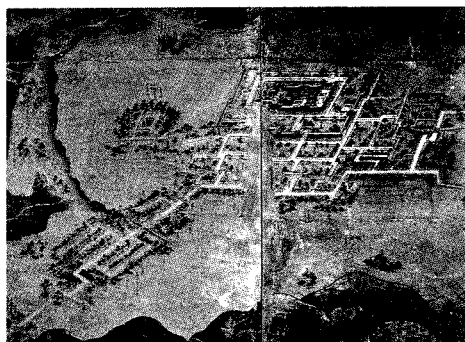
一八月中荒地川欠永引帳二冊、取立田成り畑二冊、右立帳にて、外に不仕付抱地面付帳八月十三日御役人へ直に指上る(下略)。

(「庭月村留帳」・前掲書二六七頁)

このように「安永の地押」は正徳期の地方帳作成後、「六十余年の歳月を経て、帳簿面も土地の実際も大分混雑してきたので、之が実地調査を行つて従来の川欠不仕付等にして永引とすべきものは引き、新規に取立つべきは取立て帳面並びに実地の高反別の整理をしたもの」と考えられ、この後明治初年まで、年貢の差引はこの調査を基礎にしていたといわれる(前掲書二六九頁)。

4 天保の改革計画

「安永の地押」以後の大規模な地方改革は、天保年間に計画されたもので、十代藩主正令の企てた藩政改革の一環



新庄城の屏風図（新庄市図書館所蔵）

であつた。彼は天保十一年（一八四〇）家督を相続すると、先代以来の家老を更迭し、翌年帰国とともに郡奉行・代官を呼び出し、正徳以来の地方帳の引合わせを命じた。庭月村旧記に、

四月廿六日、御郡奉行様御代官様惣登城御席へ御呼出、正徳年中以来地方帳御役所へ御引合候様、御老中戸沢伝右衛門様より重き御達有之候由、御代官様御咄にて承る。
（『増訂最上郡史』二六八頁）

とある。また、この折の仕法と思われる「土書御引合ニ付伺済之写」があるが（『新庄市萩野広野家文書』第一集所収）、これは冒頭に「此度正徳之土書を御引合被仰出候御事故、正徳之伺始末書之通相心得可燃哉之御事」

とあり、以下二一ヶ条にわたつて細々と様々な具体的事項について指令している。これは天保度地方改革の全貌を示す唯一の史料の如くであるが、新田開発をすすめ、その改めを厳格にして年貢の増徴をはかること、農村荒廃の原因は人口の減退にあるとし、その増加策をたてていること等は極めて注目される。

天保度地方改革の趣旨は、百姓の隠田を摘発し、旧来の慣行によつて村役人等が手心を加えてきた年貢収納の厳正を期し、年貢の増徴をはかったものであつたが、彼の死（天保十四年）によつてついに実現をみなかった。

第六節 年貢・運上・御用金

1 本途物成

江戸時代の経済は「米遣いの経済」といわれるほど、米が中心であった。すなわち、藩では検地によって領内全域の土地をはかり、その生産力を米で表わし（石高制）、その一定率を年貢として取立て、財政の基礎とした。これが本途物成とよばれるもので、財源の根幹となるものである。この他に山・川に課せられる役銭、銅山に賦課される運上、商工業者に課せられる運上・冥加金、その他の雑税があるが、これは一括して小物成とよばれる。

本途物成は田畑屋敷に課せられるが、その率は新庄藩においては収穫高の四割を原則とした。これを「四つ成の制」という。元和八年（一六二二）、戸沢氏入部当初、真室城在城時代の家臣に下した禄米支給の仕切、「戌ノ御物成相渡申覚」に「但四ツ成之算用に相渡者也。」とあり、寛永十一年（一六四〇）の知行村付に「物成之儀者四成之勘定を以跡々済候。」とある（『増訂最上郡史』三七〇・三五六頁）。

「四つ成の制」は、当時の農民にとつては苛酷なものであったらしく、寛永元年（一六二四）、庭月村名主大膳が百姓二〇人を語らつて仙北に逃した理由が「右京様御入部以後御取方大分」であったとある（前掲書）。

その後の租率を地方帳類からみると、寛永十一年（一六三四）、「中之渡村 田方之帳」では、一一七石六升に

対して、四六石三斗八升九合の取米と記されている。これは村高に対して三九・六パーセントに当たる。正保二年（一六四五）、「北口村本田新田苅帳」では、年貢米の総計二〇〇一俵二斗三升九合九夕を、『新庄領村鑑』記載正保三年同村々高二〇一六石九斗九升余にあてると、四九・六パーセントの高率に当たる。他方同年の「泉田村 上様方村々石高苅高御改之帳」では、田は一八・五パーセント、畑は一二・五〜一二・九パーセントの低率であるが、これは開発途上の村柄の故であろうか。

万治四年（一六六二）「泉田新田御検地之帳」においては、上・中・下三段に分ち、上田は一反につき五斗代、中田は四斗五升代、下田は四斗代と定められた。この斗代は反当年貢高を表わすもので、天和初年までこの制度がとられた。この期間の斗代の推移を示したのが第七表である。

第5—7表 正保～天和期斗代の推移

年次	苗代	上田	中田	下田	下々田	悪田	上畑	中畑	下畑	村名	備考
正保2年	斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗 1.0	斗 8.0	斗 6.0	泉田村	上様方村々石高苅高御改之帳
万治4年		5	4.5	4						〃	泉田新田御検地之帳
寛文11年		5.5	4.8	4.4	3.6		2.4	1.8		松沢村	松沢七藏家文書 新田分
延宝以降		7.5	7.0	6.5	5.5	5				金山村	金山村旧記 新田分
延宝3年		8.5	8.0	6.5	5.5		2.0	1.8	1.6	松坂村	『最上郡戸沢村史』15頁
延宝3年	3.24			3.0	2.5					及位村	御竿下ニて盛付之覚 新田分
延宝3年		6.0	5.5	5.0	4.0		1.5	1.2	1.0	田沢村	田沢村本田本畠新田帳 本田分
延宝3年				4.8	3.6					〃	田沢村本田本畠新田帳 新田分
天和2年		6.6		5.4	4.8		1.4	1.2	0.9	赤坂村	西之御物成納指出帳 新田分

〔注〕 正保2年泉田村畑斗代は生産高、他は取米。

寛文九年（一六六九）、泉田村「岩間佐次兵衛知行検地帳」では、「三ツ五分一厘一毛」の免と明記されている（奥山家文書）。同十一年には、従来の地位、上・中・下に下々を加えて四段とし、夫々五斗五升・四斗八升・四斗六升・四斗四升と細分、租率を高くしている（「新田戌年御竿下覚」松沢村柿崎家文書）。

さらに延宝三年（一六七五）に至ると、地位は一層細分化され、下々田の下に悪田を加えて五段とし、中田以下の斗代を高めた（「金山村旧記、延宝以来御取立覚」『増訂最上郡史』二九三頁）。しかし、これは領内一斉に行われたものでないらしく、谷地郷田沢村・古口郷松坂村等は依然として四段であった。また、この頃の金山村の場合、上作四ツ四分以下、中作四ツ迄、下作三ツ九歩九厘以下とされ、その年の作柄によって多少の上下がみられる（「金山村旧記」『増訂最上郡史』二九四頁）。延宝六年（一六七八）「検地条目」において、初めて上々・上・中・下・下々の五段の位付が条目として規定された。

この後、新庄藩においては、先にみたように、天和初年に至って「盛付」の作業を通して「石盛制」が実施され、これによって近世的年貢収取体系が確立された。石盛の初見は、天和二年（一六八二）「泉田村 酉之御物成納指出之帳」（奥山家文書）で、苗代十六・上田十六・中田十五・下田十四・下々田十二・悪下々田十、畑方居家數十・上畑十・中畑八・下畑六・下々畑四の盛付となっている。翌天和三年になると、金山村・及位村・真室木ノ下村の例がみられる。

比較的初期——宝永初年までの石盛を村毎にみると、地域により、また本田新田の別によって、かなりの違いがあることがわかる（第八表）。

なお、領内全体の傾向としては、「御領内盛取高下之覚」（『吉村本新庄領村鑑』）にうかがうことができる（寛政ごろの史料）。これを一覧表（第九表）にすれば、

藩政後期、文化元年（一八〇四）の調査であるが、舟形町域各村の石盛および租率は第一〇表の如くで、かなり
のばらつきがあることがわかる（『吉村本新庄領村鑑』）。

石盛制の施行によって、農民の年貢負担は、どのように変化したであろうか。これを示す直接の史料は見付け難いが、金山村「御物成取立引方万覚」によれば、同村十日町のみで、以前は三〇〇俵台の年貢が天和三年（一六八

第5—8表 各村石盛と取（天和～宝永）

村名	石 盛											取		備 考		
	田 方 畑 方											田 方 畑 方	備			
	苗代	上々	上	中	下	下々	悪田	上	中	下	下々					
萩野村	16		16	15	14	13	10	10	8	6	4	4ツ9分	2ツ5分	天和2，西之御物成納指出帳	本田	
〃	16				14	12	10	8	10	8	6	4	4. 5	2. 1	〃	新田
泉田村	16		15	14	12	10	8	10	8	6	4	4. 3	1. 7	〃	新田	
金山十日町		17	16	14	12	10	8							天和3，金山村旧記		
及位村						9	7							天和3，新検盛付之覚		
田沢村		17	15	13	11	9		10	8					貞享1，田沢村（名寄帳）		
泉田村	16		16	14	12	10		10	8	6	4			宝永1，泉田村田畑御盛付写帳		

第5—9表 領内石盛の最高・最低

種 別	最 高		最 低	
	盛（村）	取（村）	盛（村）	取（村）
本 田	18	6ツ	5（銀山）	3ツ六分五厘（小反）
本 畑	10（青芋畑12）	3ツ48	3（安沢）	2ツ九分
新 田	17（舟形）	5ツ9分	5	2ツ五分五厘（朴山）
新 畠	10	3ツ4分（津谷）	3	1ツ2分（長者原）

（「御領内盛取高下之覚」より作製）

三)以降四〇〇俵から五〇〇俵台に上り、元禄時代には七〇〇俵を越すに至ったという(『増訂最上郡史』一五八頁)。また、泉田村の場合は、延宝五年(一六七七)「烟検地之帳」(斗代法で表わした最後の帳)と宝永元年(一七〇四)「新検御盛付写帳」(石盛法で表わした最初の帳)とを比較してみると、第二一表の如くである。但し、延宝五年「烟検地之帳」は反別と年貢高とを示すのみに対し、宝永元年の帳は反別・石盛・分米を記すのみであるから正確を期し難いが、宝永ごろの烟免(年貢率・元禄十三年に一ツ八分)から年貢高を算出して、両者を比較してみると、その間の反別の増加を考慮しても、なお三〇パーセントの増加がみられる。

石盛制施行により、藩の年貢収納高は大幅に増加・安定するようである。「御收納並人高之覚」(『吉村本新庄領村鑑』は延宝元年(一六七三)以降文化十四年(一八一七)までの新庄藩の年貢収納高と人高とを記しているが、この期間の年貢収納高のピークは元禄十三年(一七〇〇)の一三〇二七三俵で、人高の最高は同十六年(一七〇三)の五八五一一人で、ほぼ元禄・宝永・正徳期が最も充実した時代であることがわかる。このことも天和期の石盛施行が大きな要因をなしているように思われる。

第5-10表 町域各村盛取概況(文化元年)

		舟 形 町	長 沢 村	長 者 原 村	猿 羽 根 村
盛	田 方 平 均	10.81	11.504	11.85	13.7
取	田 方 平 均	5774	595	5461	
	本 田	580		565	上々田 495
	苗 代			55	575
	鹿 本 田	570	510		上田 470
	〃				下々田 425
	新 田	590	515	535	535

〔注〕 『吉村本新庄領村鑑』より作成

第5—11表 石盛制施行による年貢負担の加重（推定）

百 姓 名	A 延宝5 畑 反 別	B 宝永元 畑 反 別	X A/B×100	C 延宝5 年 貢 高	D 宝永元高	E 宝永元推 定年貢高	Y E/C×100	実質加重 (Y-X)
	町反畝歩	町反畝歩	(%)	石斗升合	石斗升合	石斗升合	(%)	(%)
仁 兵 衛	13004	18215	140	1,205	12,690	2,284	190	50
治右エ門	24813	29225	128	2,217	14,276	2,480	155	27
喜左エ門	17022	18501	108	1,377	8,792	1,818	118	10
勝 之 助	13219	14919	113	1,137	7,539	1,355	119	6
伝左エ門	10423	11221	108	989	6,055	1,055	118	10
治左エ門	5311	6816	128	446	3,864	694	155	27
半 三 郎	16803	18518	109	1,465	9,795	1,762	120	11
藤 三 郎	12317	13819	111	1,133	8,346	1,501	132	21
吉 蔵	5921	9506	161	548	5,602	1,008	182	22
弥左エ門	11711	13216	113	999	7,134	1,283	128	15
吉左エ門	11000	12505	114	973	7,001	1,260	130	16
久 三 郎	11516	13005	113	985	6,813	1,225	124	11
佐 平 次	9914	11406	115	881	6,427	1,155	133	17
久 助	14408	15026	104	1,183	7,899	1,405	119	15
与左エ門	8609	11117	129	726	6,431	1,157	159	30

〔注〕 延宝5年『泉田村畑検地之帳』と宝永元年『泉田村新検御盛付写帳』の比較。

宝永元年推定年貢の算出は、元禄13年の同村畑の免1ツ8分を基準とした。

石盛制の施行は、年貢増徴の点で大いに農民の負担を重くしたことは以上の如くであるが、この体制がそのまま幕末まで持ち続けられたわけではない。領主側は盛や取を高くつけて年貢の増徴をはかるのであるが、農民側は「盛下げ」、「取下げ」、「当毛引」などを要求し、実質負担の軽減をはかった。

『吉村本新庄領村鑑』によれば、安永年間の領内総田畑の盛平均は九つ八分四厘、取平均四つ二分七毛、田方の盛一一・三〇一、畑方の盛は六つ九厘四分六毛、畑取均二つ七分三厘四毛であった（安永年中改取平均之覚）。これが天保十一年（一八四〇）頃に至ると著

年次	年貢収納高	人高	年次	年貢収納高	人高	年次	年貢収納高	人高
	俵余	人		俵余	人		俵余	人
宝暦 4	104,835	52,135	天明 1	94,050	49,544	文化 5	81,038	48,393
5	31,232		2	94,354	49,585	6	92,158	48,004
6	48,820		3	50,227	49,786	7	95,883	48,008
7	62,066		4	82,535	49,001	8	82,164	48,231
8	81,778		5	56,707	47,374	9	91,789	48,493
9	92,105	45,366	6	50,040	47,220	10	62,807	48,508
10	82,770		7	81,343	46,980	11	67,603	48,603
11	84,238		8	83,762	46,140	12	89,301	47,127
12	95,028	46,103	寛政 1	71,000	45,742	13	91,927	48,495
12	95,028	46,103	2	95,985	46,171	14	91,692	48,242
13	78,431	46,542	3		46,279	文政元	90,847	
明和 1	100,050	46,888	4		46,358	2	94,489	
2	77,406	46,933	5	74,380	46,260	3	96,594	
3	98,060	47,710	6	92,331	46,326	4	93,279	
4	69,291	47,725	7	76,698	46,238	5	94,699	
5	90,329	48,700	8	93,491	46,907	6	94,828	
6	84,028	48,750	9	94,430	49,397	7	85,673	
7	80,542	49,238	9	94,430	49,397	7	85,673	
8	81,940	49,877	10	75,582	47,618	8	76,424	
安永 1	73,482	49,965	11	97,593	47,924	9	98,661	
2	72,370	48,719	12	91,695	48,188	10	93,181	
3	83,749	50,685	享和 1	96,182	48,645	11	85,821	
4	90,175	50,394	2	93,097	48,213	12	96,589	
5	76,642	50,227	3	86,141	47,787	天保元	65,694	
6	93,134	48,981	文化 1	86,358	47,726	2	61,609	
7	84,669	49,794	2	94,513	48,069	3	67,688	
8	102,517	49,514	3	97,141	48,278			
9	81,879	49,602	4	86,798	48,427			

〔注〕 文政年間は「文政元年以来納高覚」（『新庄領総高控』）による。

また、天保年間は嶺金太郎氏のメモによる。その他は『吉村本新庄領村鑑』（御収納並人高之覚）による。

第5—12表 新庄藩年貢収納高並人高の推移

年次	年貢収納高	人高	年次	年貢収納高	人高	年次	年貢収納高	人高
	俵余	人		俵余	人		俵余	人
延宝1	93,173		元禄13	130,273	57,447	享保12	116,524	57,102
2	77,861		14	100,771		13	102,269	57,774
3	93,201		15	98,640		14	112,284	57,795
4	89,093		16	124,900	58,511	15	114,632	56,147
5	103,909		宝永1	115,176		16	95,718	55,803
6	105,034		2	100,052	58,177	17	121,160	55,260
7	97,472		3	112,201	58,206	18	98,202	55,429
8	98,187		4	110,110	58,476	19	120,550	55,201
天和1	121,540	(52,560)	5	127,802	58,011	20	125,422	55,497
2	95,703		6	120,011	57,374	元文1	120,031	55,400
3	109,823		7	113,088		2	120,296	55,477
貞享1	105,925		正徳1	120,328	56,598	3	114,131	55,506
2	110,092		2	111,077	57,089	4	123,341	54,182
3	91,341		3	119,645	56,754	5	107,545	54,502
4	87,513		4	113,220	56,526	寛保1	118,157	54,683
元禄1	96,019		5	123,232	56,800	2	124,263	54,444
2	108,452		享保1	104,601	57,027	3	124,542	54,471
3	115,370		2	122,493	57,540	延享1	120,052	54,238
4	113,310		3	120,525	57,673	2	94,729	54,083
5	86,370	54,799	4	107,670	58,116	3	115,863	54,037
6	128,356		5	84,630	57,452	4	93,452	53,838
7	120,960		6	112,669	57,095	寛延1	89,600	52,651
8	86,989		7	116,328	57,456	2	72,188	51,928
9	105,670		8	88,532	57,533	3	112,238	51,987
10	98,270	54,589	9	116,047	57,664	宝暦1	110,044	51,980
11	103,585		10	128,071	57,804	2	117,173	52,204
12	90,436	57,832	11	112,263	57,196	3	73,765	52,177

しく低下し、当時の農村の荒廃をそのまま表わしているように思われる。天保の地方改革に關係した当時の地方役人の伺いに、

御領内は山国に御座候間、村々御收納の割合、格別甲乙御座候、御城下廻り川通り両谷地郷は多分四公六民、夫より山内は三公七民、極山内は二公八民、一公九民の所迄御座候、是等の所は三年に一度、五年に一度の上作も六ヶ敷御座候、百刈につき惣生れ高二俵余、極上作に二俵半ならて実取無御座候、御城下廻り川通り六七分の作にも右同所は書立にて一向実取無御座候由。

(『新庄萩野広野家文書』第一集所収)

これには、多少の誇張があるかも知れないが、實質において藩政前期の「四つ成の制」は大きく崩れている様子がうかがわれる。前掲表にみる藩政後半期の年貢収納高の減少は、当時周期的に襲来した凶作なども考慮しなければならぬが、基本的には領主側の農民把握の破綻の表われと考えることができる。

2 検 見

藩政時代における年貢徴集方法に、「検見法」と「定面法」の二つがあつた。前者はその年の作柄によつて年貢率を決定する方法であり、後者は年々の豊凶にかかわりなく、一定率で賦課する方法である。時代的な推移をいえば、初期には検見法がとられたが、後定免法に移り、諸藩の財政安定化がはかられたといわれる。

新庄藩においては比較的古くから定免法がとられたようであるが、この場合も全く作柄を考慮しないというのではなく、殆どの年、大部分の村から様々な理由でもって年貢減免の願いが出され、それなりの減免が行われた。

その方法は、定免（決められている一定の年貢高）に対して、およそ一割以内の願いの場合は、代官が取調べ、藩庁に伺った上で許可された。これを実施の検査をしないとの意で「座敷検見」とよんだという（『増訂最上郡史』二九六頁）。しかし、これ以上の減免の願いに対しては、「見渡検見」といって、実際の作柄を検査して、租率を決定した。「見渡検見」の順序は、まず村役人が百姓一人毎、田地一筆毎に毛付札をたて、村毎の野帳をつくり、代官に提出する。代官は村々を廻り、見分の上、年貢減額が免除を決定する。また、より重要な決定の場合は、代官の報告により、郡奉行その他が直接に赴き、減石の額を決定する。これを「大廻り」とよんでいる。藩政末期、文化・元治年間、川の内村（現真室川町）筆取をつとめた沓沢幸助の手記に、検見の作法を記した一節がある。

一 検見与申ハ庄屋組頭立合之、百姓村々より割元へ集り、熊野牛王御礼江依怙鼻負無之趣証文書印形致し、吉枚者割元江納、灰に焼、皆五臓に睨与納、夫より下田表江罷出仰付致シ帰宅仕候而内検見相始申候。

一 内検見出来候へハ新庄へ罷出、左候へハ直々御代官様御出御見分之内、帳面仕立立札等仕候。殊ノ外喧ケ敷、昼夜差別無之、御代官様新参なれハ添参候。相済御帰リ□直々大御廻り御出御座候。

一 見渡横帳差出候様検見方より度々才足有者ニ御座候得共彼是言はづして不出法□□。

一 五段毛仕法定法も有之候得共口伝、検見方時之重役に依而、其場之立札繰替候事も間々有之口伝也。

一 毛附目錄急ニ認候者ニ候間、苗代畑坏ニ毛付致候事可有之候。或ハ年々不仕付等入念吟味可申不馴御安心。

一御支配村々順見済候へハ大滝村宿リニ切手ニ被仰付。乍然存寄無之処ニ被仰付候而者御受成兼候。其節ハ其村ニ而相究不申。及位成り金山成り追懸行可申候。

一大御廻り様酒等不出、御馳走ケ間敷儀決而不成様被仰出され候共、下役衆江別座ニ而寢酒等進候事格別之事候。

一組頭百姓代同道ニ而村堺迄罷出可申事。

一内検見之節組頭立合、百姓代村より大勢出渡り、村々ニ而百姓衆寄合賄致候者なれ共、段々上手成り、其組ニ斗立合見渡し、是ハ余り僥略なれ共造用不相懸、乍去大事之毛付なれハ口伝。

一見渡し後れ、大御廻り引受候事遅く相成候へハ雪降候事も有之、其節ハ願上、十文字刈申付、不後様見斗へ肝要也。

一唯今古法相逃れ願石も割高無構為差出、どっさり切毛ニ被仰付候事もあり、無左ハ支配所□何表杯与表數割以被仰出、当毛ニハ不当者ニ候。

（関沢沓沢家文書「覚書記」）

内容は必ずしも明らかでないが、右の「切毛」とは年貢の減石のことをいい、これが農民側の減免の高と大きく違っている場合は、大廻り役人をどこまでも追いかけて行つて、願いを繰返し、少しでも年貢高を減らすようにすべきだとしている。これと似た例は庭月村についてもみることができる（『増訂最上郡史』二九六頁）。

このような減石の願いは、当時一般的であつて、検見の行われない年はむしろ例外であつた。各郷の代官も、庄屋の願いを多少とも容れるのが例であつた。藩では代官に対し繰返し、村方からの減石願いに対しては厳格な態度を持すべきことを令しているのであるが、実効は挙がらなかった。

幕末、嘉永の藩政改革に参画した佐藤茂平の手控によれば、領内各郷の願石及びこれが定面高に対する比率は

次の如くである（第一三表）。

また、このような願石がなされる一方、村々の年貢不納の額も少なくなかった。例えば、天明三年（一七八三）の年には、舟形郷不納五四五俵余とある（『吉村本新庄領村鑑』）。この年はいわゆる「天明の飢饉」の年にあたるが、嘉永ごろの舟形郷定面高が五三一二俵であるから、この不納額は相当な率を占める。

しかし、このような全体としての年貢収納高の減少がそのまま一般農民の負担軽減に連なるわけではない。むしろ、一般農民は課せられた年貢を納入するために、ある場合には先祖伝来の田畑を売り、あるいは我が身すらを売らねばならなかった。藩政後期に多くみられる田畑売買証文には、殆ど例外なく「御物成不足ニ付」田畑・屋敷を売却する旨が記してあり、当時の農民の生活の苦しさを物語っている。

第5—13表 各郷定免高願石高

郷名	定面高	願石	その率
北本町郷	一一四二八俵	一七一四俵	・一五
南本町郷	八三〇	一二一九	・一五
金山郷	八五一〇	一二七六	・一五
大沢郷	七八五六	一六六五	・一九
庭月郷	六七七三	六七七	・一〇
川口郷	六六一八	一六五四	・二五
古口郷	四九八一	七四七	・一五
舟形郷	五三一二	五三〇	・一〇
下小国郷	二六七三	四〇〇	・一四
上小国郷	三六九四	五五〇	・一五
下谷地郷	一三四二七	一七五六	・二三
上谷地郷	一三〇〇七	一三〇〇	・一〇
計	九二四〇九	一三四八八	・一四七

（『増訂最上郡史』二七九・二八〇頁）

3 年貢納入

年貢米の賦課は村高に対して、各村毎（庄屋）に行われた。この場合、天災その他の事情により、村方から年貢減免の願いがあり、これが叶えられた場合は、この分を控除して残りに課する。減免には様々な方法がある。すなわち、盛下げ（石盛を下げる）、取下げ（租率を下げる）、永引（潰地になったために、永久的に年貢を控除する）、当毛引（その年の年貢の何分かを控除する）などがこれである。このようにして各村庄屋に示された年貢高は、次に庄屋の手によって村内各百姓にその持高に応じて細分賦課された。

各農家はこの年貢を年の十二月五日までに（時代によって相違がある）納めなければならない。年貢米は規定の升目を割らぬよう、また精米の中にあら米や砕け米のないよう充分精選し、更に俵拵えを厳重にしなければならない。当時の御触書に、

御物成取附相渡候条、庄屋役人立合、アラ碎無之、中実升目之儀、前々相触候通、俵拵入念、納候時二喜人切百姓共へ受取出之、極月五日切急度皆済可申候（真室川町沓沢家文書）。

と記している。また文政十年（一八二七）の御触書には、

一御年貢米御下候米ハ勿論惣而粉碎餅米等無之様可致候。

一俵拵へ者、御手本俵之通入念拵へ可申候事。

一前々より被仰出候通、千斛通堅無用之事。

右者前々より度々被仰出候茂有之处、近頃弛ミ勝ニモ相聞候得ハ御下シ米等之儀ハ御他領地差出、何国迄も運送致候事ニ而、御国風ニモ抱り候間、別而入念拵へ候様可致候。左候へハ自然面々之冥利モ宜敷、御上之御為ニモ相成候間、心得違無之様ニ篤ト村方へ可被申達候。以上。

八月

右之通、被仰出候間、御支配所村々江御申付可被成候。以上。

同日

熊沢為右工門殿

覚

一斗斛所時致候者村々吟味之上□前書付ヲ以、其ものより郷藏へ差上可申候。

一御下し米被仰付候節、舟場へ出し差留め候付、役人之吟味を請、郷藏へ相納候而取揃之处、西丸御藏御家中舟場夫々之处差遣し可申候。

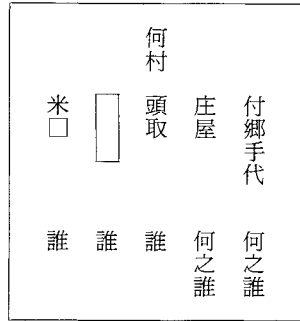
一俵拵へ御手本俵通拵へ可申候。左様無之候而者拵直し幾度も可申付候。

一あら碎もち米等之儀は、忝粒たり共入不申様に入念米拵へ可致候、若しあら碎もち米交り入候而者、是以幾も拵へ直し可申付候。(度脱力)

一さし札忝俵へ内外忝枚つつ睨と相□り候様に書付可致候。

さし札書付左ニ印也。

米納三斗五升入



右之通、別段我等より申付候間急度相守入念拵候様ニ、御村々へ可被申付候。以上。
 文政十亥八月被仰出候。（御用書永留帳）金山町松田十次郎家文書）

秋の天候の不順な年は、外で粃を乾燥することもならず、囲炉裏の上の火棚に重ね、不眠不休で焚火をして乾し、また手干しと言つて、稻穂を掌でもんで乾燥し調整したと伝えられている。このように苦労して精製した米も、郷蔵に納めるときは、代官の下役である郷手代の厳しい検査に合格しなければ、再び背負つて家に帰らなければならなかった。

年貢米は一旦村毎に建てられている郷倉に納められた。また、その一部は新庄家中の飯米として給せられるか

ら、代官の指示によって新庄の藩庫、又は直接藩士の家に運ばれた。残りの大部分は、舟に積んで、最上川を下し、酒田廻米とした。この場合は、蔵岡・出舟・本合海などの河岸の蔵宿に運ばれ（どこの村がどこの河岸に出すかは定められていた）、そこから川舟に積んで酒田に下した。いずれの運賃も農民が負担するもので、最上川川下げの運賃は、藩の規定によれば、百俵につき、蔵敷・船頭飯料等も含め、四俵四分四厘であった。

（『増訂最上郡史』三〇〇頁）。

4 小物成について

以上は田畑・屋敷にかかる本途物成であるが、この他に小物成とよばれる雑税があった。これは多く金銭・現物をもって納めるもので、主なものとしては銅山運上、酒屋・染屋・糶屋・温泉等の営業税（運上）や冥加金、藩士の家庭用の薪・炭、屋根葺用の萱・直路、御厩用の糠・藁・刈大豆、その他真綿・真虫（蝮）等の現物納があった。小物成はこのような種々雑多であり、その収入額は一定していなかったので、本途物成に比し、著しく軽視されていた。小物成は時代による変遷がはげしく、その総体は明らかでないが、元禄十三年（一七〇〇）の「小物成之覚」によれば、

一金二千七百両

永松銅山運上（九千個にて）

一金二百六十両

山川運上

一金五百三十三両三分

酒造運上

一金三十三兩一分	瀬見肘折運上
一金十五兩二分	青苧紅花綿湯運上
一金二十一兩二分	谷地大久保萩野運上
一金六兩	染屋運上
一金三十七兩一分	馬形錢
一金百四十兩	せり駒御臨時小国駒立分金共運上
一金二百五十一兩	蠟漆御臨時運上(払代)
一金百六十一兩二分	御買綿御臨時運上(払代)
一金三百十三兩	糠藁青引代納運上
一金三百四兩	薪代納運上
一金百七十兩	雪垣諸品代納運上
一金三百九十四兩二分	御材木杣取金運上
一金百四十一兩二分	萱直路孤繩代納運上
一金四兩	(ママ)
計金五千四百八十六兩三分	紫千五百十束代納運上

(『増訂最上郡史』二八一・二頁)

この内、御買綿以下は農民全体にかかるもので、他の營業稅的なものと趣を異にしている。明治四年(一八七

一)の「諸運上取調」によれば、運上の種類・金額は次のようである。

一 鍛台 永一九二文 一挺錢一文半

一人別山運上 永一〇〇貫九七三文 一人銀二分

(本来は村々百姓にかかり、棚木で納めるものであった。)

一 威銀砲運上 永一五〇〇文 一人三〇〇文

(鳥獸を追うものとして藩が貸下げたもの)。

一 諸職人運上

(大工・舟大工・木挽・屋根葺は一ケ年七日間、石切・疊刺・土方・壁塗・師は五日宛、差物師・小細工・張師は三日あて城中又は諸役所の手間奉公をすること。普請のない年は役銀一人につき七匁より三匁取立。

一 馬形錢 永七貫五八一文

農馬取替のとき、一匹につき二〇〇文、売馬は金一步につき四〇文、他所からの通行馬は一匹につき五〇文かけた。

一 牛追運上 永六〇文

一 他所払運上 永一一貫一二二文

漆七貫五〇〇目入一樽につき金二分ずつ

炭五貫目一俵につき錢四文ずつ

杉皮一間に付錢三文ずつ

敷居一間に付銀二分ずつ

梶木地椀十人前につき錢四〇文ずつ

雑木椀十人前に付錢一六文ずつ

桐下駄一足に付錢三文ずつ

雑木下駄一足につき錢一文ずつ

山実（楮並に漆の実）百俵につき金一兩二分ずつ

右は他領に売出しの節、往來の口々において取立てたもので、一種の關稅的なものである。すべて他所払出判料は運上の三分の一をとりたてるのが定法であつた。

一材木他所払運上（出判料） 永二貫六一一文

一焰硝煎取運上 永八三文

（これは小国富沢村にて製造し、藩で買上げたもの）

一引掛商人運上 永七一二文

（村々小百姓農間に近郷触売の者より取立）

一在方問屋役 永一四貫二二三文

（藩公認の元売捌所にかかる）

一木綿小間物売物役銀 永三六貫五二七文

（他所商人持込の商品にかかる。木綿一箇六匁）

一越中売葉役銀

永二三貫文一人一兩宛

(昔より越中売葉商人二三人が領内にはいることを許されていた。)

一生糸仲売役銀

永三三三三文

(商人一人につき銀一〇匁宛。鑑札を渡す。)

一在町人役銀

永一九貫五〇文

(村々より諸商人新庄へ諸品持込の節一箇につき銀一分より六匁位迄取立。入市税)

一諸材木運上

永三二貫三〇〇文

(農民が材木を伐出して売出すときにかかる。)

一瀬見温泉湯役運上

錢一一〇貫文(廿両)

一山手運上

永三貫八七二文

一刈草山役

永七貫二八四文

一村山郡横山村林山役

永一〇〇文

一萱野役

永二貫一〇一文

一罌刺役

永二〇〇文 一人錢五〇〇文

一南山村紺灰役

永二五〇文

一川運上

永六六八貫〇五文

(最上川その他の川々にて鮭網渡世の者より上納。)

一鳥打鉄砲運上

永一貫七〇〇文 一人錢二貫文

一 狩師鉄砲運上	永一貫九五〇文	一人錢一五〇〇文
一本合海村山実運上	永一九四文	
一 湯役運上 肘折	永五貫四八四文	
今神	永三貫〇〇〇文	
赤倉	永三〇〇文	
一 塗師運上	永二一六文	
一 染屋運上	永九貫二四〇文	一人錢二一六文
一 糶屋運上	永一八貫四八四文	一人錢二一六文
一 桶屋運上	永一貫四〇〇文	一人錢二一六文
一 豆腐屋運上	永九三文	
一 木綿古手類商人運上	永一貫五八三文	
一 在町店役銀	永八二貫二七八文	
一 五十集渡世商人運上	永六二五文	一人錢三〇〇文
一 菓子屋運上	永一九九文	
一 旅籠屋運上	永五〇〇文	
一 小見世商人運上	永一貫一五〇文	
一 小国志茂村質屋運上	永六六六文	
一 引酒屋運上	永二五四文	

一 油屋運上

永三三三文

一 小国本城村水車運上

永一〇〇文

一 酒役銀

永九貫一六〇文 造石高一升につき四文ずつ

一 鮭払代役銀

永七貫七三八文

一 小魚払代役銀

永三貫七〇九文

一 五十集物払代役銀

永四四貫九一二文

(右三種は新庄町五十集問屋にて売上代金の内三厘の役銀)

一 川魚仲買役(鑑札料)

永二貫〇八一文

一 背負子商人役銀

永四貫七八〇文

(これは他所より新庄町へ持込売上の内二厘取立)

以上

(『増訂最上郡史』二八三頁以下)

この合計は元治元年(一八六四)より明治二年までの六ヶ年平均で、

金拾壱兩三分貳朱

銀七貫七百四拾匁貳分九厘貳毛

錢四拾貫六百貳拾貳文

山運上

金老兩壹分

銀三拾九匁七分五厘

川運上

錢四百拾壹貫貳百九拾七文

金七兩貳分

酒造運上

金壹兩

萱野運上

銀三貫五百拾四文

錢五百文

罌差運上

銀五匁貳分五厘

苧草山運上

錢七拾貳貫七百七拾八文

錢六拾三貫文

威鉄炮鳥打鉄炮運上

銀三貫四百四拾壹匁

諸職人運上

銀壹貫六百貳拾目

染屋糒屋運上

錢拾九貫貳百七拾六文

小商人役錢

(「羽前国^{最上郡}村山郡^{郷村}高帳」)

であつた。

寛政十一年(一七九九)の御触書に「冥加金並渡世運上銀御定法」として、次のように記している。

諸商人冥加金覺

一金拾五兩

居商願

一同五兩

引掛商願

一同三兩貳分

引酒商願

一同貳兩貳分

染師願

一同老兩

糒渡世願

一同貳歩

禽獸捕師願

一同貳分

罌さし願

右之通算加金差上相叶候上ハ其年与三ヶ年運上御用捨、三年過候得者左之通運上定

一居商売ヶ月二

銀七匁五分

一引掛商売ヶ月二

銀三匁五分

一引酒売売ヶ月二

右同断

一染師売ヶ月

銀貳匁五分

一糒渡世売ヶ月

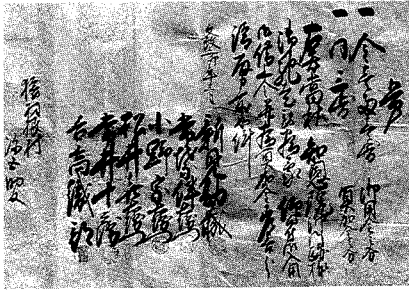
銀壹匁

右之通之御定也、但七ヶ町大川筋通谷地郷者前々之通。

(「新庄領総高控」)

5 御用金と夫役

本途物成や小物成は、年々決まって納入するものであるが、この他、臨時の課役として、幕府から課される軍役、種々の普請、その他の夫役の負担があった。寛永十一年(一六三四)將軍家光上洛の折の供奉、同二十年山



御用金 (富田・小国家文書)

形城勤番、寛文九年(一六六九)・天和元年(一六八二)の大坂加番や幕末の横浜・神奈川の異人宿警固、文化四年(一八〇七)蝦夷地へロシア船渡来につき及位村へ出兵、享保八年(一七二三)村山長瀬質地騒動鎮圧のための出動、享和元年(一八〇一)村山騒動に備え、谷地陣屋警固のための出動等は、幕府の命令による出兵で、軍役の一種とみられるが、この費用は直接間接に領内農民に課せられた。

また、江戸城石垣普請(正保四年その他)、日光廟修理(天和元年)、勅使下向の折の接待(寛永七年以来しばしば)、朝鮮使節接待役(寛永十二年以降しばしば)の費用も、その都度農民に賦課された(軍役・国役の記録は『戸沢年代記』による)。

越後国信濃川の普請(明和六年・安永九年等)の費用も、高にに応じて村々に割当てられた臨時の課役である。これらの費用は村高にに応じて、村単位で課せられるのが例であるが、時として、御用金として、主だった町人や農民に課されることがあった。御用金は時代が下るにつれて、種類も金額も多くなり、藩主の家督相続、子息の乗出し、天保飢饉の折、他国の費用等も御用金の形で調達した。富田小国弥三郎家の史料によってこれを見ると、

金壹両 東海道筋川々御普請御手伝御入用ニ付、御借上金請取申所如件

寛政十一年十月

杉沼夫次右衛門

(以下五名略)

猿羽根村 弥五助殿

寛

一金老兩歩老

御用金之分

一同三分

冥加金之分

右者当秋 知恩院御門跡様御馳走被為蒙 仰候付、御入用御借上金冥加金差上候分請取申所如件

文政二年

新見 勘助（印）

（以下五名略）

猿羽根村 弥五助殿

金三両貳歩 作秋

若殿様御乗出ニ付、御用金之分受取申所如件

文政十三寅年

下田 尉作（印）

（以下五名略）

富田 弥五助殿

金三両三歩 去々巳年凶作ニ付、夫食米大坂表并越後分御買入ニ付、御才寛金之分請取申所如件

天保六未年十月

武田 藤吾（印）

（以下四名略）

富田村 弥五助殿

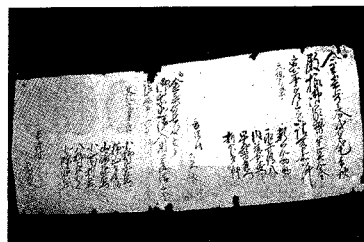
同様の御用金請取は、堀内村三蔵院、富田高橋家等々にも見ることが出来る。堀内石井家文書「万留帳」(『舟形町資料集』七集)嘉永七年正月の項に、

此度江戸品川通り浦賀表江余国舟参り、日本国中大さわき、此節ハ国元ニ而軍用金不足ニ而軍方^(株)かふ立場ニ而御用金当り、扱又右之金ハいくさニ而ならず候ハハ御返し之御意成、是又小さき物^(書)ハあだらず、其故沢内家ナミ為錢致、日ニ五文三文ツツ成程も老月二百五十文ツツ成、右之錢ハ格別也といたし為置へしとの仰成せどの為印形以一札出置物也。

とあり、幕末黒船襲来の折は、村々の農家まで御用金が課せられたこと、これを調達するために沢内村では家並で溜銭をしたことなどが知られる。領内全体では、出陣に備え三千兩を郡内に割当てたといわれ、領内豪商に対しては、大野屋次郎兵衛一五〇両、辺見内太夫・舟形六右エ門百兩ずつ、金山岸三郎兵衛百兩、岸甚蔵八〇兩という如く戸毎に割当てた(真室川町沓沢家文書)。この御用金は後に返還されたが、堀内村では各戸には返さずに、村の基金にした如くである。また、文久三年三月二十五日の項には、

親方ニ而一同寄合、此度江戸表ニ而重人共十一人出来ニ而弥々いくさえ仕立、右之就^(付)ハ軍用金之割合ニ而私し金老朱納、村方不残皆納る也、石之割合ハ一高ハ四兩三分老朱次右衛門也、又ハ下ハ八拾五文迄之割合也。

とある。これは、攘夷運動の猛火の中での神奈川表警固役に備えたもので、郡内在町に三千兩、谷地郷に二千兩



御用金請取 (長沢・伊藤家文書)

割当たことが真室川町沓沢家文書に記されている。この年には、新庄藩はまた京都警固役をも命ぜられており、この分も村方・町方に割当てた。

以上は御用金の類であるが、農民の負担としては、この他に江戸藩邸や家中屋敷の雑役を勤める名子役、羽州街道宿駅に勤める御手伝人馬、堤や川普請のための詰人足などの夫役があつた。

名子役（小人役）は藩士に仕え、種々の雑役に従う奉公人であるが、これも村高に應じて割当てられた。本来下層農民の水呑・名子の役であつたが、江戸藩邸の雑役をつとめる江戸御小人（江戸名子）と、城下の諸役所に奉公する小人、さらに知行取りの藩士に一年一人ずつ貸下げられる（御家中名子）の別があつた。各村の庄屋は、割当てられた人数だけ志望者を募り、または生計難渋な百姓から年齢・人柄を考慮して選出した。その給金は村方と抱え主の両者で負担した。

御家中名子出人の場合は、二月二十五日に閏引きをして、それぞれの藩士に割当てられた。藩士の中には、老人などの配当されるのを嫌つて、前年雇った名子を翌年も重ねて召使う傾向が目立ってきたらしく、寛政十一年（一七九九）には次のような御触書を発して、名子の勤務年限は農業の障りになることを恐れ、一ヶ年に限ることを原則とした。

御家中召仕候儀壹ヶ年奉公為致候上ハ召仕江相對之上閏ニ而向き候人を勿、去年中より召使候者ニ郷方より高金ニ雇を為取、直々召仕候族有之様に相聞へ候。右躰ニ而ハ郷方甚々迷惑之筋相聞候。依之已来左之通被仰出候。

一御家中ニ而去年中より召仕馴候者を又々召仕度族者実人不申立、御役所より御定法之金済にし自分抱ニ可致候。

一聞ニ而向き参候もの難召仕訳有之候者、其旨人別方へ相断可申候。左候ハハ人代り申付、吟味之上引替遣可申候。右之通り引替候而も又々難召仕訳有之候ハハ、幾度迎も子細人別方へ断次第御役方吟味の上人替遣可申候。

一自分抱之者重年召仕候儀者格別、望之旨書出候上ハ、去年中召仕候ものに郷方より高金為取候而重年為致候義者決而不相成候。勿論聞ニ而参候者を刎候而郷方へ金済申付候義是亦堅不相成候。

右之趣郷方へも此度堅申付候間、右躰之族有之候ハハ急度御咎可被仰付候。心得違無之様ニ可致候。以上。

二月 (寛政十一年)

右之通被仰出候間支配所村々へ嚴重御申付可成候。尤右之趣御家中へも御触書ヲ以被仰出候。然ル上ハ出人差出候もの、御定之年令人柄共猶吟味之上、中間奉公相勤之躰之者を指出可申候。且村々より実人ニ罷出候もの重年不致、老ケ年切ニ而村方へ立戻り候様ニ御申付可被成候。乍去無廻訳方も有之候ハハ、願之上、又々奉公ニ罷出候様ニ御申付可被成候。右之趣心得違無之様ニ急度御申付可被成候。以上。

二月十日

可兒作兵衛

奥山滋左エ門殿

〔未之御廻書留帳〕近岡家文書

長者原小国家文書に、名子出人に関する記録がいくつかある。その一つに、

差出申一札之事

一名子実人引請当三月五日と来已之三月五日迄水原菊太郎様御奉公申所相違無御座候、然ル上者

御上様御法度不申及、御家之御作法急度相勤可申候、若万一病氣等之節ハ人代差上可申候、病氣等有之候節ハ二三日者御用捨可被下候、其余者人代成共、弁金成共差出可申候、其上欠落、取逃等之節者人主引請、急度埒明可申候、為其証文一札差出申所仍而如件。

文久四年

人主 勘七

子三月

請人 武七

加判 弥左衛門

小国政吉殿

（『舟形町史資料集』第八集）

名子出人として奉公する場合は、このような請書を提出せねばならなかった。この場合は、長者原村から実際に奉公した（実人）例であるが、村に割当られた名子を他村から雇入れて差出す場合もある。同じく長者原村のことであるが、文久三年（一八六三）の名子出人は川口村（現鮭川村）の寅吉を雇い入れて差出している。この雇賃は八両三步とある。また、嘉永六年（一八五三）には谷地工藤小路村の文吉というものを七両で雇い入れている。（前掲文書）。他の史料によると、他村より雇うことは厳しく禁ぜられているのであるが、実際は随分と例外が多かったようである（拙稿『真室川町史』四六五頁）。

各村に割当てられた江戸御小人の人数は明らかでないが、大沢村の場合は三名であるので、およそ二・三名とみることが出来る。なお、これらの割当ての人数を村内で差出すことが不可能な場合は、金納で済ますことも出

来た。

諸大名の参勤交代、幕府役人の往来の折、舟形宿への詰人馬も農民にとっては大きな負担であった。(「第八節 交通」の項参照)。幕末文久三年(一八六三)以降は、とくに御手伝人馬の回数は増加しているようである。真室川町沓沢家文書等を見ると、この季節は春から初夏にかけてと、秋の収穫期に集中しており、ことさらに農民を苦しめた如くである(『真室川町史』四六七頁以下)。

村内外の築堤・川普請などの夫役も少なくない。当町域では、とくに長者原・福寿野開発にかかわつての詰人足が多かった。小国家文書に、

乍恐奉願上候御事

一人足千人

内貳百五拾人 舟形郷方相詰候分

同七百五拾人 他郷詰奉願上候

但七折沢水上柏山分江新堤築立願之儀、先方御役方様御見分被成下、皆出来迄ハ凡三千人程も相懸可申旨被 仰聞候処、当年千人も相懸り候ハハ、福寿野百姓共可也之開発仕候ニ宣敷相見候間、御叶被下候様恐入候得共奉願上候。

後にもみるように、七折沢堤は福寿野開田のために開かれたものである。このような大規模な普請の場合は、他郷村にも人足を割当て工事をすすめた。但し、この場合は、一人一日五合の夫食米が給された。福寿野開発については、この他にもずい分と多くの人足割当てがあつた。

第七節 御 触 書

1 正徳の「覚」

江戸時代の社会は、農民から徴収する年貢米にその基礎をおいていた。従つてこの社会体制を維持するには、是が非でも一定量の年貢米を確保しなければならない。このためには、年貢を負担する百姓——表百姓（本百姓・石高一〇石、面積にしてほぼ一町歩の田んぼを保有する平均的百姓）が広範に存在しなければならない。本百姓が健全であれば藩体制は安泰であるが、これが何かの事情で貧窮化し、土地を手離して水呑百姓、あるいは名子百姓になったりしたのでは、予定の年貢は徴収できなくなる。かくては、藩財政は逼迫し、ついには幕藩体制そのものが崩れてしまう。

このため、幕府や藩ではあらゆる機会を通して、百姓の奢りを戒め、衣食住のすべてにわたつて質素儉約をすすめる、確実に年貢を納入すべきことを令した。幕府の場合は、「五人組帳前書」という農民統制法を制定して、村々の庄屋がこれを農民に読み聞かせたが、新庄藩においても、時代・時代に応じて、同じような趣旨の御触書を布達して本百姓体制の維持につとめた。

新庄藩においては、このような法令は極めて古い時代に出されたと考えられるが、ややまとまった形では寛文十一年（一六七二）の「覚」がある。その全文は、

覺

一 為年頭之祝儀 小百姓ハ不及申、名主組頭至迄新庄江罷出間敷候。勿論御代官役人江も年頭之義ハ不及申、至時山野川之物、或瓜茄子焼米等、餅類以下まで、百姓中ケ間にてても、上下替し申間敷事。

一 田畑悪敷、身体潰候百姓有之ハ、御代官へ伺之為売可申。身之代三ケ二者年貢いたし、三ケ一地代に致、代百姓可相立之。若右之地代不足候ハハ、名主組頭貢にて利足をかへ、百姓可相立之事。

一 公儀御用有之割賦或夫伝馬之手形可遣之、自然手かた無之、夫伝馬賄申付之輩有之ハ其名承、急度可訴之、若密々に賄夫伝馬致にをゐてハ、名主之儀不及申、馬指可迄為越度事。

一 御買綿麻糸、其外諸色役人方江上納候ハハ、其役人より請取手かた申請、郷中之百姓とも江為申聞、兼手形をも見せず申事。

一 年貢納役人賄之儀、一汁一菜たる辺し、其外其村名主組頭役人迄、一切賄申間敷事。

一 村々名主、跡々より小百姓耆人付、年中に三人宛雇召仕候得由被仰付之外、耆人も徒かひ申間敷事。

一 在々にて贅娶と里、媒人之外、不遁よしミはか理寄合、輕ケ祝言可仕候。媒之者も其日之祝言過候ハハ、在所江可罷歸之事。

一 年忌仏事、出家一人呼、いかにもかろくとふらひ可申事。

一 祝事仏事等、其村之座頭はかり呼可申。他領之座頭ハ不及申、他村之座頭も呼申間敷候。附勤行之儀も可為同前之事。

右条々堅可相守之由候也

寛文拾一年

加々尾金左衛門

好勝（花押）

下多勘右衛門

光隆（花押）

飛ヶ森 名主中

（金山町谷口近岡家文書）

この中で、とくに注目されるのは第二条である。すなわち、田畑の作柄が悪く「潰百姓」が出た場合には身売りをし、その代金の三分の二を年貢とし、残り三分の一を地代として代りの百姓を立てよ、というのである。後の時代のものであるが、宝暦七年（一七五七）の御触れには、

村々ニ而身売金ニて、御物成之内金納ニ致度由、四拾三表直段ニ而金子五拾も七拾も相調次第当月中ニ可差出候。以上。

二月七日

門屋角太夫

村々庄屋中

（『戸沢藩御触書類纂』）

とあって、代金の納入を促しているのがみられる。「四拾三表直段」とあるのは、金一〇両につきではないかと思われる。

農民に対する統制令が一応の完成をみるのは、正徳三年（一七二三）の二つの「覚」においてであるように思

われる。この段階は「正徳地方始末帳」・「正徳地方帳」の作成等、土地制度上も一連の改革が行われた時代である。右の正徳三年「覚」は、後々まで農民法令の基本となつたらしく、いまでも各村旧庄屋に残っている。村によつては、これを常時庄屋の長押に貼り付けておいて、村民に周知徹底したという。二つの「覚」のうち一つは、

覚

一御領内村方百姓共耆人前之田地をわかり、永代ニ相渡候儀ハ累年御制禁也、若田地之余慶所持いたし、跡之さハリ無之分地之願ニ候ハハ、御代官へ相達可受差図事。

一季売之田地を調御年貢を不出之作候義ハ古来方御停止之条、弥以其旨可相守事。

一質地致候者田地減候付而作徳少く、其上質地之諸役相勤及困窮之由相聞候、若質地不仕難叶子細有之ハ御代官へ相達、御年貢ハ不及申、田地相応ニ高役足前共ニ買主可相勤之、年季之儀三ヶ年を過へからざる事。

付御年貢之過米取一季為作候儀者不苦事。

一借物をむすひ田地請渡并質地無用之事。

一田畠於相渡ハ御種借等田地指添可相渡事。

一御年貢仕切手形早速百姓方へ可相渡之處、令遲滞庄や有之様ニ粗相聞之段、以之外無念之至也、以後及延引候ハハ可為越度事。

一人別之改念を入大切ニ致へし、若相替儀有之者早速御代官へ可相達事。

一百姓ニ男三男壮年ニ及家之助をも可存之處、疾別家を持候而本百姓令衰微候様ニ相聞候、向後親類致同心願候者庄屋役人吟味之上御代官へ達之可受指図事。

一役錢等取集之砌当座ニ可出之者ニも不申聞、利足金ニて埒明新米を以御年貢同前ニ取立、役方不宜庄屋有之由其沙汰相聞候、自今以後耆人切ニ承届早速ニ可相濟之由申者をハ可任其意事。

一万御用ニ事寄、或ハ作毛内検見之時分庄屋役人郷中之賄を給、或ハ内勘定之節酒を調、右之入用並百姓ニ割付、其外無用之費致候村々有之様ニ相聞候、向後致簡略、尤並百姓疑ひ無之様ニ段々其訳為申聞、一ケ年之入目帳正ニ記置、御代官可及披見事。

一利付之借金を以新米下直之直段ニ致差引儀可為無用事。

一諸役人借物頼候共庄屋役人預り申間敷事。

一諸役人へ音物之儀ハ兼而御制禁也、縦妻子へ為勤瓜茄子焼米等輕音物たり共、庄屋役人者不及申、古来致奉公馴染有之ものニても致持来候義可為無用、向後脇へ之土産物成とも為持役人之門前ニたゝすミ候ハ、可為越度事。

右之趣堅可相守之者也。

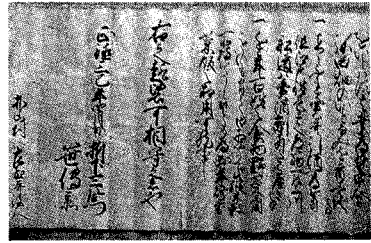
正徳三巳年四月 日

折下二左衛門

笹 伝 兵 衛

台海町庄屋并役人中

第一条はいわゆる分地制限令であるが、「一人前の田地」を細分して分家を出せば、農家の再生産ができなくなり、年貢徴集が不可能になる。分家を出せるのは、平均以上の田地を有する農民のみ、しかも藩役人の許可をうけた上である。藩政時代の農家戸数、人口が殆ど増加していないのは、このことが大きな原因の一つであった。



正徳の条々（新庄・大場家文書）

第二・三条は田畑売買についての制限である。田畑の売買は原則的には禁止されているのであるが、実質は質地・一季売りの名目で多くの永代売買が行われた。この御触書は三年間の質地と一季売は禁止していないようである。第五条では庄屋の不正を戒め、六条では二・三男を分家させる場合の制限、七・八条では村入費の割付に關して起こりがちな庄屋の私曲を防ぎ、最後の条項では庄屋が藩地方役人に賄路を贈ることを戒めている。

他の一つの「覚」は、

覚

一在々之者侍中ニ対し慮外いたすへからず、縦往来之横たり共侍と相見候者、致下馬かふり者を取片寄て通へし、且又御家中之侍ニハつくは為可申事。

一諸役人在々廻り之節賄一汁二菜、但魚類之汁を不可用、其所之物ニテ候者一菜ハ魚類ニても不苦、他より調候義ハ不及申、縦待合候共右之外堅可為無用、尤麵類酒共ニ出すへからず、并かるき物ニても音物一切可為無用事。

一御足輕手代以下在々賄一汁一菜猶以輕くいたし、尤酒杯出し候義堅可為無用事。

一於在々娶取婢人之節不遁親類縁者并両隣向亭軒等迄寄合輕く祝言可調候、其日之祝過候ハ、媒人ハ早々可罷帰事、付百姓之衣類兼而被仰出候通、布木綿之外絹紬ハ下着ニも一切不可着之、然処勝手宜百姓婚礼之砌着用之為ニハあらず、えやうニ小袖帷子等改支度之段粗相聞候、向後無益之入用無之様ニ可相心得事。

一在々之者共事能を見習、段々木綿合羽を着用、自今以後褰を着し可申候、乍然庄屋問屋并御用等承之ものハ不苦事。

一 鄉村之作事或ハせかゝるを出し、或ハ座敷之しつらひ結構ニ相見ヘ百姓ニ不以合義也、向後ハ作事ハ丸木之柱を用ヘし、庄屋等其品有之もの角柱を用候者家之指図いたし、御代官ヘ相達可受吟味、往還之道筋ハ可為格別事。

一 於在々幼少之世倅日傘用儀甚奢之至也、向後可為無用、農人ハいとけなきより寒暑をいとハす其業を為習、成人候てハ弥田畑のいとなミを旨と可致事。

一 在々ふれ売并引酒可為無用、但江戸往還之道筋最上川船道ハ売酒制外たるヘき事。

一 近年百姓之食物野菜不用ものも有之由相聞候、縦米穀所持いたし候共為凶年貯置、菜飯之相用可然事。

正徳三巳年 四月 日

折下一二左衛門

笹 伝 兵 衛

台海町庄屋并役人

この御触書は、第一条で村々の百姓は侍に対して土下座すべきことを規定したものである。この時代の社会は、「士農工商」の身分社会であるが、ただひとり武士のみは支配階級であり、苗字帯刀、切捨御免の特権をもっていた。侍と庶民との間には、第一条のような隔りがあった。

百姓は年貢を納める身分として庶民の上位におかれたが、その生活は最も厳しく規制された。第四条以下、婚礼の簡素化、衣類は布・木綿に限ること、合羽着用の禁止、家作については「せがい造り」（出桁を出して軒を支える工法）の禁止、角柱の禁止、後には石場建ての禁止（柱はすべて掘立）、板敷・畳敷の禁止（住いは土間住いたるべきこと）も行われるようになった。日傘の禁止、ふれ売り行商の禁止、菜飯の奨励等々、儉約令は生活の

すみずみまで至っている。とくにふれ売り、引酒の禁止は、農村への貨幣経済の滲透を防ぎ、自給自足経済の維持をはかつているものとして注目される。

村役人の不正に対する戒め、祝言・仏事に関する儉約令は以後何回となく繰返し布達された。例えば享保三年（二七一八）の御触書をみると、

寛

一村々通賄等、蕎麦切麵類酒肴調之儀、堅可為無用。上ハ一汁壹菜、但香物斗、茶漬大根之類、下ハ壹汁塩斗ニ而、此外堅く無用ニ可仕候。酒茶たはこ出し候儀、無用之事。

一郷蔵ひらき之祝儀、不依何事寄合之節、右之外堅仕間鋪候。右之段々相背候ハハ庄屋ハ勿論□□役人不依上下罪科可被仰付候間、堅可相守事。

一小役米払勘定、自今己後壹ヶ月切に代官改、入用多無之様ニ可遂吟味事。

一茶たはこなと役人□□節ハ調早速代物出シ、尤役人より手形取置可申候。不依何義右外馳走かましき儀相仕者後日相聞く共、御詮儀上□罪にも可被仰付候。此段百姓共其旨奉存候。相背候ハハ代官又ハ役所江成共罷出可申上く候事。勿論末々迄 □ □ さるやうニ可被仰付事。

一諸祭日待、不依何ケ様之儀、百姓に割掛候儀、曾以致間敷候。自分之入用ニ而仕候儀ハ各別事。右之段々得心仕、無用之儀仕間鋪者也。

享保三戊正月 日

一上者 壹汁香物斗

一下者 塩汗塩斗

(大沢山田家文書)

享保三年(一七一八)「寛」第一条の「通賄」とは、藩役人が役目として村々を廻る折に差出す食事のこと。同十三年の「寛」では、近年奉行人が我儘になっているとの条項が注目される。

2 寛保の条目

新庄藩の財政が著しく逼迫してくるのは宝永年中からといわれるが(同七年に最初の借上げが行われた。『増訂最上郡史』三六一頁による。但し「堀内村某書留之内拔書」には「宝永八卯二月、殿様御歎難ニ付御家中知行之分在々扶持人迄減少」とある)、窮乏化の度合いは年とともに深刻化した。これに應じて、郷村・町方・家中に対する儉約令は、一そう頻繁に、一段と厳しく達せられるようになった。寛保三年(一七四三)、四代正勝が発した御触書は、領民の衣食住のすべてにわたって、細々と規定している。

寛

一村方御法度之儀、先規条目を以申付候通堅相守、百姓之害業專可相勤事。

附村方願役人江不相達、年寄を以内々を扱次第を猥、勝手筋違たる義取上申出は縦首尾整備候得而も、願主ハ不申役人迄不調法可申付事。

一博奕一統之御停止たり、然処近年在々ニテ密々徒之遊び有之様相聞以之外之儀、第一庄屋役人不吟味之至也、此已後

役人共昼夜を付ケ尤手代被相廻、見当り次第繩を懸可指出候、且又不意ニ目付可相廻之条、其上ニ而相知候者、庄屋役人迄ひしと可為不調法事。

一近年在郷所々出火有之候、畢竟油断之至候、猶以秋冬雜穀共取込之時節火ふきた、又は老人足弱之者杯留守居ニ置、或ハ夏ニ至り蚊除ケ之類より出火有之万端疎成故也、向後火元は勿論品ニ寄り、兩隣向家迄、不調法に可申付事。

一近年申付候通、郡方より出候付繼、尤賄指紙龜末ニ不致、無賄紙堅不可取扱事。

一最上川通伝馬舟指紙にて出し候節、漸式三人之乗合に、大きな合船を出し相送、大分之舟越人足出候様相聞へ候。向後舟乗合之人数、多少を考可相送、若し違乱申者あらは、庄屋ヲ以御代官江可相達事。

一在々衣類法度之儀、兼々申付候通可相守事。是又近年猥ニ相聞候。組頭以下百姓之勝手次第たる辺し。右之外組頭以下合羽を着し、町方又者家中江入来らは、見当り次第はき取候様ニ、町同心並目明シニ可申付置事。

附、女者振袖之合羽、向後為無用候。ひら袖之合羽ハ勝手次第之事。

一在郷より持出候売物、町方之者、中途にて出買前々より法度被仰付候処、是又近年相猥絶言語候。依之町方より出買之者は、同心共擲捕候様申付、勿論在郷之者も、町江不入中途にて出買之者江於売渡者、右同前ニ申付候。此旨可相心得事。

一在郷嫁入或ハ妻となり縁付、夫を嫌、逃かくれ、脇宿を取、或ハ家中江懸込、我儘致増長、呼取候家を困窮いたさせ、或ハ田地にはなれ、潰と成もの多く有之由相聞候。右之類有之者庄屋を以可申出、穿鑿之上、右之女髪をそり、坊主ニいたし、親類江可預置事。

附、聳ニ入り候者も同前之事。但男女共ニ、相對にて暇取候者ハ、格別之事。

一在々通賭、兼而定法急度被仰付候処、近年相猥不届候。是又定法之通一汁一菜たるへし。酒肴出候義、可為無用事。

附、先規之通村方持賄たる辺し。是又近年庄屋、又者脇家を定賄いたすのよし、相聞不屈候、若賄之善惡申者有之者、御代官江可相訟也。乍然本郷支郷之間相隔、村ニより不勝手之筋有之者、御代官江相達可請指図事。



御触書（堀内・伊藤家文書）

一檢見大廻り、其外之重役並小役人在廻り、尤往来之族、賄先法之通り不可猥之。酒肴決而不可出、且右賄之跡にて、庄屋役人村方を費し、酒肴相催打寄候様に相聞、不屈之至也、堅無用可致、追々遂吟味、急度可申付事。

一妻嫁呼取、或ハ暇をとらせ、或は女之方より暇をとり、及離別之節、去り証文不相渡、数年非道につるし置、剩金銀之及沙汰之由、是又不屈之儀也。向後、離別之当日より百日限へし、百日過候者庄屋役人に達し、縁付候義勝手次第之事。一御城下近き村方遠在共、春夏秋冬之内、在家農業留守之間などに遊山、殺生人、たはこの火、水賁に事寄、女童をなふり、おひやかし、法外之仕方有之由、相聞へ候、向後左様之類有之者、庄屋役人江相達シ、其者之名、御代官江可相訴事。

一村方之因窮者、畢竟庄屋之取扱善惡による事にて、盛衰之品有之候、依之前々申付候通、百姓之疑をさり、年々仕切、又者渡物等可為潔白事。

附、村方により、百姓之夫食ニ事よせ、脇々より倍々之利合を以、米大分に借り入、返米之節者、蔵方御物成に相紛し、後聞き仕方、剩始終百姓之及難儀候由、相聞絶言語候、右等之儀共、密々の務方有之ハ、吟味之上、賞罰可相糺、勤方宜庄屋は可被相知候、其上ニ褒美可出之候、但遠近在共、庄屋役人之取宿、当町之村用相達候節、逗留候村方百姓之物入費を不辨もの有之由、此等之儀も庄屋之戒勤ニ可入事。

右者兼而申付ルに随不相替候。今度町方江制法之書付相渡候ニ付、町方在郷と入り交り、双法之疑、強弱混雜、又者新

規之ケ条指加、御法度之訳申付候間、前条之通、急度御申付可被成候。己上。

寛保三亥十一月

塙 庄兵衛

長野彦兵衛殿

岩間作左衛門

(堀内・伊藤家文書)

これによれば、従来とも厳禁されてきた博奕の風は止まず、今後は見当たり次第繩をかけて差出すべきこと、百姓が合羽を着ている場合は、見つけ次第はぎとるべきこと、妻が夫を嫌って逃出した場合は、吟味の上髪をそり坊主にして親類に預くべきこと、離縁状は百日以内に遣すべきことなどを定めており、注目すべき条項が多い。

元文元年(一七三六)の御触書は、百姓が農業をおろそかにして行商に出たり、日用とり、鉾山稼ぎをすることを禁じ、人別改めを厳重にして、農村人口を確保しようとしている。

(紙裂ケ損前分欠)

商一切無用之事

付家内田地之働人何人商人 [] 之品何を商候哉 [] 兄弟之方江介抱之為 [] 無扨訳尤之筋

有之ハ、庄や役人吟味之上代官達し、人別改役人之礼を渡し腰礼させ、村方負ひ商等為致へし、但運上可申付事。

一新庄町舟形町金山町清水町古口町谷地北口町小国向町、右七ヶ所におゐて店を出し候ほとこの商売人ハ格別、其外在々負

ひ小商人之類田畑之働もなるべきもの、親類之助ニも農業可致ほともの我儘ニ渡世いたし、在々茶塩売徒ニ日を送候ものも有之様ニ相聞候条、右人別役人随分逐吟味過料同前之運上、其渡世之品ニより増減可申付事。

一費用取或ハ町裏家等徘徊かね堀舟乗之類家内逐吟味、田畑働もいたさす無故ふらつき、氣儘ニ日用を取日切ニ暮候者之類急度相改之、吟味之上品ニ寄過料同前可申付事。

付右之類不叶訳を以雇取候者ハ証文を庄屋へ指出、庄屋之末書を以人別改役人へ可差出事。

一表立候商人たり共面付証文ニ其町庄屋末書相認、人別役人へ可差出事。

但家中奉行人ニ出候者は又面付証文ニ其所之庄屋末書相認、人別役人へ可差出事。

一在々ニ於て引酒仕間敷段兼而停止申付候処、今以有之様ニ相聞候、併無勘訳有之引酒候者聞届運上可申付、左もなくして引酒いたし候者急度可申付事。

一向後如何様之渡世致候共、人別役人へ不達して銅山銀山へ行き、我儘ニ渡世致候者於有之ハ、吟味之上其支配代官并庄屋役人越度可申付事。

一百姓屋敷ニ居ながら、其身勝手を以其屋敷ニ付候田地、立田等ニ相渡、当町へ引越居候ものも有之様ニ粗相聞候、是又遂穿鑿ケ様之類急度運上可申付事。

一在々大工木挽其外無断他領へ雇ニ出候もの有之由相聞候、兎議之上運上可申付事。

付江戸新庄共ニ欠落もの有之者親類急度尋出へし、不尋候ハ、過料可申付事。

一年々一度つゝ人別改役人支配所へ相廻可逐吟味事。

一右者近年町在々共ニ田地心付薄余力之渡世有之付而、働人不足百姓農業之務方疎カニ成、村々田地人足作り明田多く、其上諸願相増候、村方困窮之筋を以、立不足盛下ケ取下ケ段々申付候と雖も、其訳不相見候、畢竟我儘之渡世有之故明

田等出候間、人別改役人申付ケ様之ものあらハ、過料同前之連上急度可申付事。
右之通今度被 仰出候間、急度相守候様ニ御代官并庄屋役人へ可申付候、以上。

元文元辰六月

〔舟形町史資料〕第二集

3 宝暦の俵約令

また、宝暦十三年（一七六三）の「覚」では、庄屋以下百姓が他領に出ることを禁止し、家作は角柱・畳を使用することを禁じ、衣類は布・木綿の他使用すべからずとしている。この他、博奕や番楽・三味線等の遊芸を禁じ、他国の寺社参詣をも禁止している。要するに、百姓はその分に安じて、四季寸暇を惜んで農耕に専念し、年貢諸納を全うせよ。百姓は定められた年貢さへ完納すれば、如何に上作であろうと余計に年貢をとられることがないから安穩に生活することができる。最後の条には、「年貢さへすこし候へば、百姓ほど心易きものはこれなく、能々此趣を心がけ、子々孫々まで申伝へ、よくよく身持をかせぎ申べきもの也。」という幕府の「慶安の御触書」と不思議なほど一致している。

覚

一庄屋役人百姓水呑名子之類迄、惣品他領江出候者ハ、向後郡奉行出判出候故、御代官書付を以相願可申候、御代官郡奉行江書付差出出判可請事。

但、谷地小国只今迄之通、乍去此度別而相改、一ヶ月切ニ郡奉行へ出入人高御代官より書付可遣事、惣而無届他領

へ出候者、人別相除可申事。

一 鄉村之家作此末肩替候分、仮令庄屋たり共角柱無用、丸木ニ而可相建候、畳ハ菅を可用ひ、庄屋前々より有来候分ハ来春中迄指免候間、夫迄ニ菅畳ニ敷替可申事。

但、往還駅所ハ、前々より有来候分ハ不苦候。此末新敷表替仕間敷候。家財□財右ニ准し随分輕可相用事。

一 庄屋郷役人百姓之長ニ而候間、随分百姓共田畑踏込候様相進メ可申事專要也。常々可相心得事。

一 衣類ハ六ツ布刺木綿用ゆへし。庄屋役人男女共布地木綿着用、染等美々敷ハ停止之事。只今迄持来共堅不可着事。

一 合羽傘袖帽子桐油向後ハ停止候。庄屋役人男女堅用申間敷事。

但、髮油沢山ニ付、元結多卷申事、百姓ニ不似合見苦候。向後急度可相心得事。

一 喰物常々野菜可用候。白米・清酒堅不可用候。万端百姓在家不似合事ハ急度咎候間、随分気を付可相慎事。

一 博痴兼而御制禁たり。身上之破滅多くハ是より出候。常々庄屋郷役人遂吟味可申事。

一 百姓若キ者寄合及大酒はんかく舞（番楽）三味線等引候儀等、百姓之仕業ニ無之候。

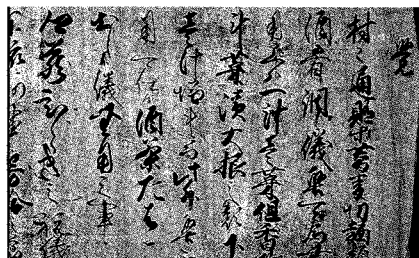
向後急度相止可申候。別而はんかく舞数日村々相廻無用之□代費候。右駄之遊び必至

と無之様可申付、此末右之風俗有之村方ハ、年々御物成帳面ニ可申付候。

一 輕奉公人、郷手代等在之御廻、万一非法申懸る儀も候ハ、密々注進可申事。

一 他国之神社江參詣、此度停止申付候。若無坻詔有之候ハ、郡奉行江申立、聞濟之上ニ而可致參詣事。

一 百姓ハ春夏秋冬共大得寸暇、寒暑を厭さる難儀、殊ニ其業筆紙ニ尽かたく、余力無之事候。乍去其職分之事故、御物成諸役不相調而不叶候。亦可納程納候ハハ、上々作ニ而



御 触 書

も過分ニ納候事も無之候間、百姓ハ万事指置、田畑之稼江思入厚ク、粉骨を尽候得ハ、家内相続相成候。平日油断有之、万一至極之凶作ニ逢ヘハ、及饑渴候事目前也。依之常々衣食住共、飾ケ間敷事毛頭有間敷事。内々宜百姓忝人風俗みたし奢候得ハ、其村之百姓段々見馴、不似合奢出候と相見候。家業余力無之百姓、金銀衣類家財ニ費し候事、殊ニ石をいたき淵ニ入かことし。當時在家之風俗甚著見候間、ケ条を以申付候。

若相背候者有之ハ、庄屋役人迄為不調法事、右之条々堅相守、庄屋共老通ツツ書写致所持、百姓共ニ申合、相慎候様御申付可被成候。以上。

未四月（宝曆十三年）

郡奉行

隱明寺儀兵工殿

（戸沢藩御触書類纂）

安永六年（一七七七）の御触書は、享保年中の儉約令をさらに徹底し、これに赤子養育、他国寺社参詣の規制を記している。当時伊勢参宮に出かける人々が多かったとみえ、この日数を五十日に限るとし、また、無断で参詣に出て三十日以内に帰郷しない場合は庄屋に届出よとしている。

御上を初、御家中在町共ニ及困窮候付、此上万々一時変有之候而ハ、如何様ニ茂被成方無付、向五ヶ年別而御儉約被仰付候。在々之儀も亦簡略いたし、無油断朝夕野菜沢山ニ相用ひ、冬尚ハ粥等給難いたし、常々寄合飯酒等振舞候儀、向五ヶ年相互に可為無用事。

覚

一村々通賄上一汁一菜、但香物汁菜漬大根之類、下ハ一汁塩斗出之へし、餅麵類肴茶煙草出候儀無用候、此外惣而馳走

かましき儀仕間敷事。

一 郷藏ひらきの祝儀何事ニよらず寄合候節茂、右ニ准し祝儀一通りいたし、酒肴等取調候儀無用ニ候事。

一 小役米払勘定、自今以後一ヶ月切ニ御代官共改之、入用多無之様ニ可遂吟味事。

一 諸祭日待何事ニよらず、右駄之儀百姓江わりかけ候儀曾而以いたす間敷候。自分之物入ニ而仕候儀ハ格別之事。

一 諸役人並御用にて相廻り候軽きもの共、夫伝馬定之外多出すましく候、内々ニ而かり候共決而出間敷事。

一 従前々時々相触候通、赤子越産捨候儀堅可為停止、懐胎之内より名主庄屋心懸出産之節、入念可遂吟味候、若養育不成
 訳者有之は、名主庄屋を以御代官江可申出候。自然背候もの後日ニ相知候ハハ、当人は勿論名主庄屋五人組迄越度可
 仰付事。

右之条々享保年中被仰付候通、亦被仰出候間、弥堅可相守者也。

一 他所見物都而余情に米錢費候儀致無用、随分儉約を相守農業可相励候。乍然其身せいとふにて親兄弟之世話不相成、
 伊勢参宮いたし或ハ信心立願寺有之、他所之諸寺諸山江参詣致候儀ハ格別候得共、右之類事寄所々見物に手間取、無
 益々金錢を費し候事自然と村方之障リニ相成候間、脇々見物無用ニ候。参宮ノ日数ハ上下五十日に限り農業障リニ不
 相成様可心懸事。

一 伊勢参等ニ風与罷出、三十日不相帰候ハハ、早々庄屋方江付置致へく候。庄屋承置百日茂不罷帰候ハハ、御代官江其旨
 可申断事。

一 欠落いたし候様子ニ相見候ハハ、早々庄屋より御代官へ可相届事。

右者古来被 仰出候通、可相守者也。

安永六年 五月

右之通今度被仰出候間、御支配所へ御申触可被成候。己上。

五月

長松治郎右衛門

隠明寺儀兵衛

鈴木志兵衛

江口理左衛門殿

右之通被 仰出候間、村々江御申触堅相守可申候。己上。

同十二月

江口理左衛門

稻下村

庄屋中

（『北村山郡史』下・七六二頁）

天明二年（一七八二）の条目は、農民の離村禁止に重点がおかれている。年貢・夫役等の重圧に堪え兼ねた農民たちは、伊勢参宮・善光寺参りにかこつけて村を離れるものが多かったものであろう。このことは同時に農村をさらに荒廃させる原因でもあるから、藩はこのような厳しい御触れを繰り返し布達しなければならなかったとみられる。町方への奉公、江戸への出稼ぎ禁止なども注目される。

一村々より町江出店借等致渡世候儀停止之事。

但、是迄右之類有之分ハ、吟味之上様子次第帰村可申付候。

一奉行人ニ出候事並家内引連家守ニ出候事停止之事。

但、無拠子細有之候ハハ、願之上可申付候。

一江戸詰小人式年詰停止之事。並御屋敷内奉公致候事、御代官聞濟之上可致約束事。

一他所江渡世稼之出候儀、御代官聞濟之上可出事。

一御留守年、庄屋共年始御祝儀罷出候儀、一支配所之内、外之名代兼而式人程可罷出事。

一恐悅勤之儀右同断。

一檢見濟候時罷出候儀、右同断之事。

一音物手土産、兼而被仰出候通急度停止ニ候、兼而出入心安所江參候共、買調之品決而無用候。手作殺生之品、或ハ餅等持參候ニも、是迄よりも數減、親ミ之印迄心得可申事。

一步伝馬遣候儀、可成丈御役方ニ而相減候。右ニ付、庄屋手元ニ而遣候儀、随分相省キ可申候。尤遣方書付御代官江可差出事。

一兼而被仰出候通、食事衣類其外諸道具專儉約可相用候。若御停止之衣類等着候ハハ、見当次第急度可申付事。

一高利之借物兼而停止候条、庄屋共三割以上之才覺物ニ而、村々取扱致間數候。若高利之借物於有之ハ、貸方借方共ニ

可為不調法候。勿論御物成下相濟内□差引可為無用事。

一小役帳、代官明祭ニ吟味可有之候。其次第追而相尋候儀も可有之候。

一御家中より殺生等ニ參、泊借族有之候ハハ、庄屋宅ニ而宿致候儀決而無用ニ候。飲米等持參いたしへく事ニ候間、村中之内ニ而兼而出入知台之もの、相對ニ而宿可致候。尤泊宿ニ不限、庄屋宅江立寄候族有之共、酒等出候儀是又可為停止候。右之通被仰出候間、御代官所村々江申触可被成候。以上。

寅十月廿三日

門屋角太夫

(天明二年)

門屋 永藏殿

(戸沢藩御触書類纂)

4 文化の条々

文化二年（一八〇五）「条々」は、正徳三年の条目とともに、最も多く各村に残っている御触書である。この「条々」は新庄藩における最も体系的な御触書の一つであるが、これには時代の動きが如実に表われているように思われる。例えば、第六条からは脇街道を利用する商品流通の動きがよみとられ、第七条からは農民の離村が依然として多かったこと、第八条からは嬰兒の間引きの絶えなかった様子がうかがわれる。第一一条では一揆を起こすものは死刑と定めている。

條々

一 公義御制禁之趣毎々申渡之通專可相守事。

一切支丹宗門之事常々無油断相改之、他所より来者ハ不及申、跡々より五人組之内成共、少も不審成者於有之ハ、役人方へ早速可申出之、自然隱置脇々より顯るゝニおゐてハ、僉議の上、五人組迄可被行罪料事。

一 毒薬にせ薬種并人売買之儀堅可為停止之、若かくし商売仕もの有之ハ可被行罪料、縦同類たり共申出へし、御ほうひ可被下之事。

一 雖為往還之道筋一人ものニ一夜之外宿不可借之、自然二夜も泊るニおゐてハ、其旨可申出之、脇々の在郷にてハ一人者ニ一夜宿もかすへからず、手負たる者ニ一夜の宿もかすへからず、若於有之者早々申可出之事。

一 他領境目、従先規之番所之外脇道と女人并米穀荷物等出入堅令停止之訖、若密ニ相通輩有之ハ可申出之、応其品御ほ

へ可申之事。

一開発之地御物成七年休ニ相定といへとも、新田所地方より可限三年五年、其所之代官ニ地方見分いたさせ、御物成取立させ可申事。

付開発之地休年過るといへとも、御物成不致取納ものあらハ訴人仕へし、急度御ほうひ可被下之、勿論隠置之ものハ可為曲事。

一諸役人諸侍等百姓ニ対し非分申懸候族於有之ハ、目付方迄可申出之、其身迷惑不仕様ニ可申付之事。
右之趣堅可相守之旨依仰如件。

文化二年十月

駒 杵 主 膳 (書判)

倉知十郎右衛門 (同)

馬場五郎右衛門 (同)

(奥山家文書)

5 文化の俟約令

藩政時代の最後に発せられた体系的な御触書は、次の文化十年 (一八一三) の条目の如くである。

寛政年中ケ条書ヲ以被仰出候処、年月移替候内、自然之弛ミ勝相成候様被及御聴、猶又今度繰被仰出候条、以来急度相守可申様、当年柄来秋中迄ハ婚礼・法事・葬礼等御家中江も厳敷被仰出有之候間、諸事右准シ取計候様、郷方へ可被相

うひ可被下之、自然其所之庄屋組頭見遁聞遁、脇々よりあらはるゝニおゐてハ可為曲事事。

一 在々所々五人組之内奉行出、或欠落或相果跡目及断絶者、代官へ伺之、五人組を改、かけめ無之様ニ仕へし、若無廻義有之候而百姓をたをす事あらハ代官へ可申出之、五人組之内徒もの又ハ欠落等可致之覚悟之者、兼而見聞なから、庄屋組頭ニもしらせずして欠落致させ申ニおゐてハ、五人組可為曲事事。

一 在々所々百姓之妻并召仕之下女等はミ子出生、不日赤子をころし堀川へ捨る事甚無道之至也、自今以後弥以堅令禁之、若養育ならさる子細あらハ下女ハ主人ニ伺、百姓は可相達庄や事。

一 在々所々耕地入精、田畑不荒様ニ致へし、縦庄や肝煎之妻子たりと云とも、農業を相勤へし、若自今以後田畑をあらし置輩有之者可為曲事事。

一 往還之道橋入念破損於有之ハ庄屋組頭見計可繕之、及大破其郷中斗ニて難叶時ハ急伺代官可受差図、若致油断往還之者令難義ハ、其所々庄や組頭可為越度事。

一 於在々所々庄屋組頭惣百姓、不依何事致一味、神水を吞申合於有之ハ庄や組頭一兩人奉行所へ可罷出、自然庄や組頭ひかこと訟申刻者、小百姓之内一兩人可罷出、縦道理たりといふ共、大勢罷出ニおゐてハ取上へからさる事。

一作毛不熟川押川欠有之時ハ、如例年検見可出之、引方相極、帳面村々ニて惣百姓を集、一人々々の引方明白ニ申聞之、無相違様ニ可致之、御物成諸色等、惣百姓より於請取之ハ、度々ニ百姓方へ証文可遣之、勿論惣百姓、右之証文無失念可請取之、若於不出之ハ其子細可申出之、惣而依怙最負なく、年中之勘定明細ニ惣百姓ニ可申聞之、庄屋組頭少も私曲於有之ハ、科之随輕重可被行嚴科事。

一 於村々明田畑明屋敷之内、能所ハ庄や組頭私曲ニ致支配置、惡所を残し郷中之痛ニ仕之義、令停止之詔、跡々之儀ハ不及申、自今以後、如此之事於仕ハ急度可被行曲事。百姓之家猥ニうらせへからず、自然不売して不叶義あらハ代官

触候。以上。

一在々之者衣類之儀、男女共ニ万々布木綿之外不可着之。絹布ハ堅御停止之事故、帶並下着ハ不及申、頭布・襟・袖縁・笠之緒等ニ至迄、一切可爲停止。其外子供之掛け着物・かけ帷子並日傘停止之事。

但、櫛・かうかひ兼而被仰出候通可相心得候。

一家作之儀、農業之間ニ合候様住居計ニ而、余情ニ手広致候儀堅無用ニ候。尤床・裏板・長押停止之、畳ハ菅筵ニ可限事。

一諸事之□物等も随分塵抹なるを可相用事。

一他所見物、都而余情ニ米錢費候儀堅停止之事。

一伊勢参宮之儀、前々被仰出候通相心得、其村々より其度ニ御代官へ可相屈事。

附、御代官一支配々々名前書付候而、御役所へ可差出事。

一郷日待其外何事ニよらす寄合節、酒肴等取調、其入用百姓共江割付候儀停止之、郷日待等之儀ハ、人々宿々ニ而致候而も可相濟事。尤御物成取立中、藏方ニ而酒肴等取調給候儀、其外郷賄等致候儀停止之事。

一百姓・名子・水吞ニ不限、農業志薄ク、田畑を荒し、百姓株潰、或ハ脇村江引越、渡世致候もの有之様相聞候。向後右躰之者於有之ハ、吟味之上被仰付方可有之事。

一従前々被仰出候通、専ら儉約を相用ひ、農業之用意大切ニ可致候。且又祝儀・〔寄合・年忌・法事・葬礼等〕至迄、兼而被仰出を急度可相守事。

一蔵・蔵開・升立之祝儀取□計ニ而相濟し可申候。酒肴等取調祝儀停止之事。

一通賄之儀、兼而被仰出候御定法之通可相守之。賄差紙持参之もの、無心ニ預り共、郷賄差出候儀堅停止、自分もの振

廻候儀ハ可為格別事。

一 庄屋並役人とも、御家中へ音物無用、手作之野菜たり共一切停止之事。

附、輕品・青物・干物・餅等之類ニ至迄、庄屋役人何方へ罷出候共、持参候儀停止之。尤庄屋間屋礼ニ罷出候共、

右之品々持参相勤候儀可為無用組頭など年礼ニ罷出候共、入用之品小役へ懸候節、宿払ハ格別、正月入用之食餞其外藏方無扱入用、年始・蔵暮・五節句・寒暑其外如何様之儀有之候共、右品等ハ持参候儀堅止之事。

一 諸勸化ニ附候儀停止之事。

一 盛下・取下・当毛引・其外何儀ニよらず、御叶物百姓方江割渡候儀、同領其村々御代官迄逐吟味置可申候。

一 小役米・金錢・其外何事ニよらず、百姓方へ割付取立候ハ、其時々庄屋方より壱人切ニ急度受取手形差出候様ニ可申付置事。

一村方請願近年相嵩候、年季明候て願書等難相叶候間、不差出候様ニ取計可申事。

右之外、安永六酉年被仰出候ケ条書之通堅可相守候、先年より被仰出候御条目、御大法一通り之様存候而ハ、以之外心得違ひ、是迄被仰出候儀も自然と弛ミ、奢つよく相成候様相聞江候。畢竟被仰出儀相背候。今度御家中へ嚴敷御勘略被仰出候間、在々ニても右ニ准し儉約專ニ可致候。此後相背候者有之候ハ、当人ハ不及申、庄屋役人迄御吟味之上、急度御沙汰可有之候間、向後被仰出候御法度趣、堅相守候様可被申付候。

右之趣在々江可被相達候。以上。

十二月（文化十年）

6 衣・食・住の統制

以上の体系的・総括的な御触書の他に、農民の衣食住に関する禁令は、各段階毎に繰返し布達された。まず、衣についてみると、衣類は布（麻布）・木綿に限り絹布は決して用いざることを令しているが、このことは反面、貨幣経済が年とともに広がっていること、上層農民の生活が次第に向上しつつあることを物語っているように思われる。

安永六年（一七七七）御触書

今度一統被仰出候御条目之内ニも、衣類之儀ハ数度被仰出候。在町之者妻子共迄、布木綿之外不着様兼々被仰付置候得共、近年自然とゆるみ、妻子之著つよく、婚礼等之節ハ、帯並ニ下着等ニ御停止之絹布も有之様相聞候。以来御法度之品着候もの於之ハ、御吟味之上急度可被仰付候。右ニ付、在々へも忍び忍びに廻り之もの指出候。右ニ付、猶又御改左之通被仰出候。

一在々之者、男女共三万々布木綿可相用事。

但、絹布ハ堅御停止之事ゆへ、帯並下着等ハ不及申、頭布・襟・袖縁・笠之緒等ニ至迄、一切無用之事。
一帷晒下着無用候。勿論模様鹿子入、惣而高値之染並布半晒之類専ニ可用事。

但、子供之かけ着物かけ帷子並日傘無用候。

一庄屋並年始之御目見ニ罷出候格合之者外ハ、妻子共ニ布木綿合羽堅く不可着事。

但、合羽装束ハ、もんほうんさい小倉以下可相用、内袖布木綿可限候。

一羽織之裏ハ不及申、前条ニ有之候通、袖縁等ニも絹布無用候。麻木綿之類可相用候。並紐も絹糸打可為無用事。
附、草履之緒絹布堅無用之事。

一櫛かうかい随分鹿相成品ニ而、くしハ専木櫛可相用事。

一蛇の目傘無用候。白はり可相用事。

一緒事冠物等も随分鹿抹成品相用、いけ様之祝儀無尽寄合等有之候とも、一汁二菜、酒肴二種、吸物壺ツニ可限候。尤右之品々も、右相成たけハ手作之畑物並野菜等を専ニ可用事。

一婚禮仏事葬礼等も、随分身上より輕可致事。

但位牌厨子入並石塔金箔入無用候。

一前々より御停止之通在々より御家中諸役人へ音物堅無用事。

右之通被仰出候間、在々江可被相触候。

同 日

鈴木志兵衛

井上曾野右エ門殿

(『戸沢藩御触書類纂』)

さらに寛政六年（一七九四）の御触書では、

寛政六年（一七九四）御触書

在々衣服之儀、從公儀被仰出有之、万々木綿布相用候様、古来より御制禁之處、近頃御法度之品致着用候ものも、数多有之様相聞へ候。甚不屈之至候。兼而相触候通、布木綿之外不可着。男子ハ勿論、女之帶腰帶たり共、御法度候間、尤前々より被仰出候通り、女之帷子模様縫入等決而着用不相成候。是又布を相用可申候。

一合羽傘在々之もの古来より御法度之通、是又近頃ハ猥りニ相成候。百姓ハ惣而蓑笠相用可申筈ニ候。以来合羽決而不可相用候。

一庄屋並御目見ニ罷出候者、合羽傘不苦候。乍去合羽之裝束、羅紗天鷲絨之類決而不可相用候。尤内袖も可為木綿候。

右之外庄屋之子供たり共蓑笠可相用候。

但、庄屋之子供新庄御用於被仰付者、親ニ可為同様候。

右之趣此度御□当有之候。近年在々之者何となく心緩ニ而、頓ニ凶作之艱難忘候様相聞候。惣而不相應之衣類器財を求候儀ハ、身之程不存者ニ候。詰ル所、在々衰之基江候。在々ニ而嫁入之支度等費之物致候様相聞候。甚以心得違ニ候。古来より夫々程ハ從公儀御定被着候處、畢竟在々ニ而ハ庄屋役人心緩ニ候得ハ、百姓とも御制法之訳も不存候様相成候間、庄屋役人別而油断無之様ニ其支配、一昧風儀之善惡御代官常々氣を付、聊驕ケ間敷儀無之様、御代官へ可被相触候。以上

十月 (寛政六年)

(前掲書)

これらの禁令は日常的なものであるだけに、充分には守られなかった如くである。藩としては、さらに厳しい御触れを布達して質素儉約をすすめなければならなかった。文化二年(一八〇五)の「覚」は、些細なことにも

過重な罰金を課して衣類の統制をはかったものである。

覚

一 籠甲象牙之櫛香かひかんさし合羽子供之掛之着物相用候者

過料七匁、品ハ御取上打こわし

但、小供常ニ着致候品相用候不苦候。

一 布合羽相用候者

過料三匁五分、品ハ御取上ケ

一 傘さし候者

過料三匁、品ハ御取上ケ

但、御目見以上之かふ立候者並乳吞子うふい候者ハ、用捨之事。

一 綿ほうしかふり候者

過料貳匁、品ハ御取上ケ

但、六拾以上之者雪中斗りかむり候儀、用捨之事。

一 塗下駄草履付ニ皮緒之下駄貳枚草履ふし抜キ草履雪駄之類はき候者

過料貳匁、品ハ御取上ケ

右之通、御法度之品相用候者、閉戸之上、右過料品ハ御取上ケ打こわし候様被仰出候。左様御心得可被下候。己上。

十一月（文化二年）

吉高沢右エ門

小野宗右エ門殿

前書之通被仰出候間、左様可被相心得候。已上。

同日

小野宗右エ門

村々庄屋中

(前掲書)

天保四年(一八三三)の御触書は、さらに細かい点に及んでいる。

一衣類之事

糸入島縮緬帷子・藍錆奈良晒、熊与仕入候懸ケ着物・帷子・牡丹附股引・足袋・日傘・笄波笠・絨帽子・式枚草履・塗下駄・草雪駄・笄草履

但、御目見以上ハ、足袋不苦。

一合羽・傘・帽子・腰附・婦人迄都而百姓ニ不以合衣類、堅無用可為事。

一上下、右者御免之者以来木綿上下、其外者吉凶共着用不及候。尤拝領之上下届之上着用不苦。

一通賄之事

朱膳・朱碗・蠟燭・盃・鉢肴・海魚鮮物・御停止。暮信贈答、たとへ手作、殺生之品たり共、御停止。

別紙之通、此度改而嚴敷被仰出候間、郷藏江呼寄、忝人切不洩様、急度可被相達候。以上。

已三月

新見 勘藏

支配所 村々庄屋中

家作についての統制は、すでに正徳三年の御触れにみられ、その後前記諸条目においても重ねて規制されていたが、最終的なものとしては、次の天保三年（一八三二）の「寛」を挙げることができる。この法令によって初めて「石場建て」と一部板敷が認められた。

寛

一 百姓共家作候ハ、玄閑並せかい作り停止之事。

一 床棚裏板長押縁側停止之事。

一 畳ハ菅筵ニ限り、厚畳へり付停止之事。

一 唐紙障子停止之事。

一 都而百姓家不似合手厚普請不致相心得可申候、前々より小百姓家掘立柱土間ニ限り候処、近頃ハ猥相聞へ、併石場ニ致候之方家持ハ宜敷相聞候間、以来石場ニ致候儀ハ不苦、板敷ハ座敷ニ限、其外ニ勝手廻り板敷皆停止之事。

但し、七ヶ町湯元ハ可相除候。

右条々急度相守、心得違無之様、庄屋組頭常々可申聞候。寛政年中猶又文化年中改而被仰出候処、近頃弛勝相成、新規普譜並建替等、不相応ニ家作致候ものも有之哉ニ相聞へ、不埒之事候。向後仰出之趣堅相守、心得違無之様可致候。若相背者於有之ハ、吟味之上急度被仰付、庄屋組頭迄御咎可被仰付者也。

右之通、猶亦改而被仰出候間、不洩様ニ御支配所村々江御申触可被成候。以上。

三月十七日

(天保三年)

木田官兵工

安藤 多膳殿

(『戸沢藩御触書類纂』)

農家の家作に用いる木材についても種々の制限があった。例えば、槻桂檜姫松杉黒檜桐漆柏等は、正徳三年(一七三三)以降、藩令によって「御留木」とされ、勝手にこれを伐ることは許されなかった。(『日本林制資料・新庄藩』)。また、農家の築間桁行等についても種々の規制があったようである。現存の旧家の用材が雑木であること等は、このことと関係するものと考えられる。

農民の生活はこのようにすべての面にわたって統制され、ただひたすらに農業に精を出し、年貢を完納すべきことが強制された。村祭りに催される番楽・鹿子踊・芝居の禁止、さらには正月のかるた・宝引(ほっぴき)までも禁止されていたことは、前掲御触書の通りである。

このようにみると、農民の生活は全くの暗黒の如くであるが、この中にも彼等の楽しみはあった。右のような禁令にかかわらず、最上地方の各村には、田植踊り・番楽・鹿子踊り・地芝居等の農民芸能が豊かに発達し、いまに堀内田植踊り・京塚芝居・稲沢番楽・平枝番楽・仁田山萩野の鹿子踊り等の名を残している。

7 博奕禁止

博奕も盛んに行われた。博奕についての禁令はとくに厳しく、また、村民自体としても厳格な掟を定めて自戒

した。長沢村の「村定条々」の中に、博奕の宿は「其家取ほごし、過代として料三貫文、日数三十日定番たるべし」。(文久二年・伊藤家文書)と定めた条項がある。

娯楽・遊芸禁止の主な御触書は、

明和四年(一七六七)御触書

今度中務様左之趣被仰出候。御在所正月ニ成候得ハ、子供等手遊かるた福引等有之、夫江統候得而ハ忍びに年丈候者も加り、松過候而も不相止方も有之様ニ被仰聞候。御幼年之間ハ別而右驅之儀相慎候様ニ思召候。且又年中所々之祭礼ニも博奕有之由、第一衰微之可為基候。ケ様之儀ハ其方江相達可申候。

右之通被仰出之旨江戸より申来候間、役方之者ニ不限、昼夜敷敷申付相廻候。若此以後博奕致候もの見当候ハ、宿致候者過料錢壹貫文、頭取ニ成候もの七百文、連中ハ三百文宛差出候へ而、訴出候ものへ過料錢不殘為取可申候。右之外賄之諸勝負御停止之儀前々より被仰出候得共、猶又御幼年之うちハ一統ニ心得可申候。

一在々之女房子供まで布木綿之外着用不可致之旨前々被仰出候、至頃日弛候様ニ粗々相聞候。依之向後絹布之類諸事ニ相用申間敷候、若此末着候もの有之ハ、急度被似付候。以上。

二月

右之通仰出候間、急度慎候様御支配所村々江、御申触可被成候。以上。

亥二月四日

吉高 字蔵

平賀 兼八殿

(『戸沢藩御触書類纂』)

寛政十一年（一七九九）御触書に

在々に於て、神事祭礼之節、或ハ作物虫送り・風祭など、名付、芝居見物同様之事を催し、衣裳道具等をも持、見物人を集、金銭を費し候儀有之由相聞、不埒事候。右様之儀企渡世にいたすものハ勿論、其他ニも風儀あしき旅商人或ハ川原者など、決而村々江立入せ中間敷候。遊興情弱よからぬ事を見ならひ、自然と耕作ニも怠り候よりして、荒地多く、困窮ニ至り、終ニ其果ハ離散之基ニも成候事候間、右之次第能弁ひ候様ニ心懸候。依而自今以後遊芸歌舞〔虫〕淨瑠璃踊之類、惣而芝居同様之人集堅く制禁たるべく候。今度右之通相触候上ニも、若不相止ニおゐてハ、無用捨急度咎可有之者也。右之趣、御料ハ御代官並其所之奉行、御預所私領ハ領主地頭、寺社領共ニ不洩様ニ相触、無油断令吟味、小□所之分ハ最寄代官よりも常々心付候様可致候。

六月

（寛政十一年）

右之通、此度従公儀被仰出候間、在々に急度可被相触候。以上。

右之通被仰出候間、御支配所村々へ、不洩様被御申達可成候。以上。

同日

吉高沢右エ門

鈴木志兵衛殿

（前掲書）

博奕については、寛政六年（一七九四）の御触書に、

博奕御停止之儀、前々被仰出有之、猶又近年從公儀茂御法度被仰付、御制札場へ掛置候処、今以密々博奕有之様相聞候ニ付、別而御制禁被仰付、忍々吟味之もの相廻、見出候次第訴出候間、向後博奕いたし候者共御定メ左之通被仰出之、

博奕宿 家財闕所永牢品により死罪

兩隣五人組 戸ノ之上科料

博奕致候者共家財闕所之上追放

右之通此度御改被仰出候間、五人組切ニ急度申渡相守候様ニ、在々ニ可被相触候。就中谷地郷ハ御料へ入交り博奕致候様相聞候間、兼々五人組合之者共相互ニ常々申合逐吟味、疑敷もの於有之ハ早々可訴出候。捨置後日ニ右越度之儀相知れ候ハ、御定メ之外御咎被仰付候。尤かるた商売堅不致候様是又可相達候。以上。

壬十一月 (寛政六年)

(前掲書)

とあつて、宿のものは死罪に処せられることもあるとしている。長者原あたりでは、鮭の梁場などでよく開帳されたものとみえ、小国家文書に、博奕の詫証文が記されている。

奉差上証文之事

兼而嚴重ニ被仰出候御法度博奕、昨秋中瀬下川ニ而博奕仕、不屈至可申上様無御座、重々恐入奉存候、依之 御上様之御沙汰ニも可相成所、色々御歎申上、御赦被成下候段奉願上候所、格別之以 御憐愍、議定書差上候通、壹人分式メ文

宛過料奉差上御内済被成下候段、難有仕合奉存候、此上者急度相慎、博奕者勿論不埒成儀、毛頭為仕間敷候、猶亦此後心違ひニ而博奕并埒等仕候ハハ、如何様之不調法可被 仰付候、為後日組合親類一統引請差上申所仍而如件。

丑正月（元治元年） 清吉親三五郎

親類 門兵衛

（以下二名略）

組合 平蔵

五人組頭 弥左衛門

（以下略）

小国政吉殿

前書之通急度為相守可申候、此後心違ニ而博奕不埒仕候ハハ如何様之不調法被仰付候而も不苦候、為後日書付仍而如件。

同 小国政吉

郷下周右衛門様

この博奕は、沼台村及び塩村（現大蔵村）の若者を加え四人で行ったものであるが、各二貫文の罰金を納め、代官段階の内済にしているようである。それにしても、詫証文は五人組・親類・組頭等の連印が必要であった。堀内石井家文書「万留帳」にも、博奕発覚の詫事がずい分と多く記されている。

一嘉永五年子二月十五日晩、本郷世脇州崎横沢山川真木野原ノ六村博奕不調法ニ而親方ハ吟味いたされ、此節印形ニ而書

（証）

文ヲ出し相済。

一安政四年五月十一日、西の又村長九良内ニ而御法度のばぐいき（博奕）致、右ハ二年子村ハ人々参リ（中略）、人数ハ七八人也、此時新庄（先手）方おさぎて参り見とどけ、庄屋方へことハリ（断リ）、其方庄屋組頭参り、当人長九郎木引共ニ郷蔵入三日ほど（下略）。

一安政六年十二月廿九日、当村ニ而ふらち者ハ大工運次郎内忠治ト申者、ばぐじ宿致（中略）、くわ代（過）ニ而繩三十わつつ也。

一慶応元年四月十六日、善次郎殊ニ而正月九日晚仁王経之時、権右衛門三助米ニ善助富田松蔵私しとばく致、右くわ代（過）としてかり足五間、長木五本つつ出し、外ニ丑吉藤吉兩人ハ日くわ代也。

幕末慶応三年（一八六七）十二月、金山下野明村の百姓一八名が密かに博奕を開帳したが、不運にも庄屋に知られてしまった。これが表沙汰になれば大変なことになるので、百姓一同が揃って庄屋に願いを立て、ようやく内済にして貰った。このときの証証人には、一人一人血判を押し、今後このような不埒なことには一切手を出さないと誓い「湯殿山江立願仕候、若万々一心得違候儀御座候節者即座ニ権現様之奉蒙御罰候、仍而血判如件」と結んでいる。（『真室川町史』五一六頁）

8 農休日

農業専一ということから、農休日についても藩による規制が行われた。次掲の天明三年（一七八三）の御触書

は、この例であるが、これが農民の間で如何ほど守られたかは疑しい点がある。

今度申達候御書付、休日書付、両通相廻申候間、村々写置可申候。以上。

正月廿三日（天明三年） 門屋永藏

村々庄屋中

寛

一正月元日より七日迄、十四日より十六日迄廿日

一二月彼岸中日廿五日

一四月朔日外二十一日廿一日

一五月、但、田植月故、節句も休日相成間敷候。田植相済候ハ、庄屋より相触三日休

一六月朔日

但、宗門改之当日休ニ致、虫追可致候。

一七月十三日より十六日迄。

一同月廿五日七夕ハ盆中数日故相除

風祭二百十日之当日休

一八月朔日

一九月朔日

但、稻刈最中ニ候ハハ休無用

鎮守祭礼其村計当日

右之通、休日之儀拾壹御代官申合、御領内一統ニ日限相定申付候間、村々心得違無之急度相守申候。乍然、老人又ハ兼々病身成者、休日迄続兼、相休候儀ハ格別之事ニ候間、其旨相心得、村中兎や角不申候様ニ、庄屋役人共為申聞候。尤老入手間等之者、休日ニ無休農業致出情候儀、尤之事ニ候間、是又村中役□ニ不申候様ニ相心得可申候。兎角村々役人共折々氣ヲ付、若農業おくれ候者有之候ハ、急度申付候様ニ心懸可申候。以上。

正月（天明三年）

門屋永藏

村々

（『新庄藩御触書類纂』）

農民法令としては、この他に赤子養育令、商業統制令などがあるが、これらはそれぞれ別の項で触れて行きたい。

博奕の禁止については、藩の禁令の外にどの村でも村定をもつて、その禁圧をはかっていた。長沢村野では次のような厳しい村定めを定めていた。他の村では、契約講の村極めの中に定めている例が多い。

村定条々

- 一 博奕宿致候ものハ其家取ほこし、過代として料三貫文日数三十日定番たるべし。当人困窮ニ候ハハ組合親類弁金之事。
- 一 博奕場江居合候ものは過代式貫文、日数廿日ツツ定番たるべき事。
- 一 博奕宿兩隣向三軒過代壹貫文ツツ日数拾日ツツ定番可申付候。但し風聞たり共三ヶ条同様之事。
- 一年忌佛事相当り候ハハ法事近キ親類親兄弟斗相勤可申候事。

其の他佛事相当り候而も入時ニ可致事。

一月待日待等親兄弟ニ限り手軽く相勤可申候事。

一村中之内年祝ひ致条ものハ濁酒式種看ニ而相勤、祝儀ハ三拾文ニ限る。引物一切無之、一同二月朔日限るべく候事。

一婚礼縁組之祝儀致候節者仲人親兄弟斗寄集り、式種看ニ而萬事手軽く相勤可申事。

一衣類ハ布木綿ニ限り絹布ハ小切たりとも相用申間鋪、其外塗下駄波穗一切無用たるべく事。

一神事祭礼有之候節ハ神酒の外酒看調候儀ハ無用之事。

一他所より来候物まね等ハ勿論、花角力又ハ若者寄合物まね一切無用之事。

一村方組々ニ非常備として軒別老軒ニ付、日々老文ツツ月々三拾文ツツ溜銭、当戌より寅年迄五ヶ年之内備置、組々組長長百姓方ニ而帳面ニ引合、年々十二月十五日御蔵元江備可申事。

一穀物他所越之儀御停止之处、中ニハ心得違ニ而、他領江持運ひ候見当り次第ニ其品取揚、其者御田畑並穀物所持之分、御蔵元江引揚可申候。尤見当り候もの、訴出候もの同様、三貫文三十日之伝馬褒美可被下候。米穀等他所越致候趣跡ニ而相し連候共右同断事。

一雑菓子類引酒等ハ祭礼日之外一切差留可申候事。

右之通当戌より寅迄五ヶ年之内儉約致、親切備穀仕度、村限り之仕方致候。依之前書ヶ条之通急度相守可申候。若右之内相背候ものハ吟味之上、夫々過代可申付候。為其帳面並木札相渡申候。以上。

文久二年



長沢・野の村定（野・伊藤家文書）

戌二月より

役元

枝郷野村貳拾貳軒

庄五郎殿

吉助殿

組中

(舟形町長沢野伊藤家文書)

右の「村定」によれば、博奕の宿を引受けた家は取りこわす、その上罰金として三貫文、村の小走り役を三〇日間勤めなければならない。もし、本人が貧窮の場合は隣近所と親類のものが弁金せねばならない。また、博奕の場に居合わせた者は罰金二貫文、定番二〇日間勤むべきこと。博奕宿の向こう三軒両隣は罰金一貫文、定番一〇日と定めている。

この外、婚礼・祭礼・仏事等はごく内輪に簡略に行うべきことと極めている。法事の「入時」とは簡略化した法事のこと、縁者が寺に赴き、住職から読経して貰い簡単に済ますことをいう。

しかし、このように厳しい博奕禁止のとり極めは農村が自主的に協議決定したというよりも、むしろ上からの指示によって藩法令同様、またはそれを上廻る規制を定めているように思われるふしがある。ただ、後半の「非常備」とよぶ備荒貯蓄は、農民の相互扶助の立場から実施され、藩でも規定により一定の補助を与えていた。

第八節 交 通

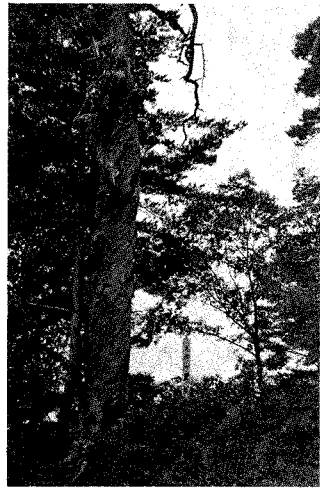
1 宿場町・舟形

舟形村は羽州街道と鳴子街道（最上町辺では水戸街道とよぶ）および長者原・福寿野を経て大蔵村清水に至る清水街道の交差点に当たる。加えて、同村は新庄藩領の南端に位置し、その関門を守るべき重要な任務をも課せられていた。舟形町村は、このようにして羽州街道宿場町として発展してきた。

参勤交代のために羽州街道を上下する大名は、新庄藩をはじめ、秋田・津軽などの諸藩であつた。また、日本海側の庄内・本荘・矢島・亀田・松嶺などの諸藩は最上川をさかのぼり、清水河岸に上陸し、福寿野・長者原を経て舟形に至り、ここより羽州街道にて江戸に向かった。公用により庄内に下る幕府役人や将軍の代替り毎に派遣された巡見使も、尾花沢から名木沢を通り、猿羽根峠を越して舟形に至り、ここから長者原・清水を経て庄内地方に下った。参勤交代の行列に加わって江戸に登った一人の庄内藩の日記に、「猿羽根峠にてもう一度故郷の空を仰ぎ、中空に



旧羽州街道（紫山一里塚）



一里塚 猿羽根峠

浮ぶ鳥海山を遠望して別れを告げた。」と記してある。

村々から伊勢参りや金比羅参りに出立する折も、親しい友人や親戚は、やはりこの峠まで来て送るのが常であった。幕府巡見使を送迎するような場合は尚更である。

重要な街道には一里毎に塚が築かれ、そこに榎や松・ぶなが植えられた。舟形町域の羽州街道の一里塚は、猿羽根峠の頂近くと櫛坂の北方約一・五キロメートルのところにある。

一里塚は、道の両側に数坪の土盛りを築き、その上に右の木を植えるのが定法である。新庄市鳥越に残る一里塚が、当時の面影をよく伝えている。長者原街道にも一里塚はあったと思われるが、いまは残っていない。

諸大名の参勤交代の経路は幕府への届出を必要としたが、時代を通して必ずしも一定ではなく、例えば庄内藩は鳴子街道をとるとか、新庄藩が本合海から大石田に至るといふ場合もあった。道路の損壊などの場合、幕府に願ひ出て、こうした経路を認めて貰ったものであろう。

宿場町には本陣・脇本陣・問屋・旅籠などがあつて、大名行列の人馬・荷物、往来の人々の宿泊、荷継などの世話をした。本陣は大名の宿泊する旅館であるが、当地方では問屋とも呼び、大名や公用の役人が用いる駅馬・人足を差配した。この場合の問屋は商品を扱う問屋や商人宿としての問屋と異なり、格式も高く、庄屋と同等かそれ以上で、世襲するのが常であった。舟形宿の問屋は宝暦十三年（一七六三）の頃は沼沢嘉右衛門と黒坂文兵衛の兩人、文化頃のそれは沼沢嘉右衛門、清水万平の二人、庄屋は前者が伊藤小三郎、後者が沼沢清五郎・清水半助の兩名であった（『増訂最上郡史』四八八頁）。また、「堀内村某書之抜書」によれば、宝永七年（一七一〇）

の幕府御回国衆の昼休みは、大沢与次右衛門・沼沢嘉右衛門・伊藤四五左衛門が御宿を勤めているので、当時はこの三人が問屋であつたかと思われる。さらに、天明八年（一七八八）の巡見使の御本陣は早坂久兵衛、沼沢嘉右衛門であつた。文政以降の本陣兼問屋としては清水半助、脇本陣大泉理兵衛の名がみえるが（「五街道細見」、文久二年（一八六二）の頃は大泉良藏・清水順平であつた）。

新庄の御本陣は南北両町にあり、南の御本陣問屋兼は伊藤弥三右衛門、北のそれは中島惣内であつた。清水の小屋十右衛門、金山の柴田九平次なども世襲の問屋であつた。

舟形町の商人としての問屋・旅籠は明らかでないが、寛保二年（一七四二）の記録に、

一寛保二年戌三月、御領内入用之塩、今度御買上にて、問屋共々、望次第可相渡、此未自分塩商乞人隠しく売候義、又ハ塩預り置候段相聞候ハ、預り置候者之家屋敷御取上、急度可被仰付候事。

塩問屋 御町にて沼沢久兵衛 越前屋三右衛門 竹屋平兵衛

同問屋幸助 玉川や久兵衛

当村にて甚兵衛・長兵衛・喜作



舟形本陣宿札
(舟形・伊藤家所蔵)

とあるので（堀内村某書之内抜書）、右の「御町」が舟形町とすれば、これらの人々が本町の問屋であつたわけである。なお、この文書は、新庄藩の塩の専売制を示すものとして注目される。

宿駅には、その大小によって一定の人馬が用意されており、公

用の武士はこれを規定の賃金又は無料で利用することが出来た。このため、宿場の町に限って、村に課せられる藁・糠・薪などの雑税が免除されていた。舟形町の規定の人馬数は明らかでないが、金山駅が五〇匹、及位駅が二五匹の定めであった点からみて、『真室川町史』六三三頁以下）、当町の場合も、二五人・二五匹ではなかったかと思われる。いずれの宿場町においても、これら定められた人馬を用意して置くことは容易なことではなかった。通常の場合、公用の規定賃金は不当に安く、赤字になるのが常であったので、宿場町では商人荷の運賃を高目にして、公用による赤字を解消しようとした。また、秋田藩の如き大藩の大名行列の場合は、規定の人馬数のみでは、とうてい捌き切ることではできなかった。この場合は、周辺の村々に対し人馬を割り当て、その荷を運送させた。いわゆる助郷役がこれであるが、新庄藩では「手伝人馬」と呼んでいる。「手伝人馬」の割当は幕末の動乱期にはとくに頻繁であった。

藩政時代前期、元禄初年における舟形町から近隣宿駅までの駄賃は次のようであった。

舟形町駄賃定御札

覚

- 一 駄賃増銭之儀被 仰出之間、向後者此御定之通人馬之賃可取之事
- 一 舟形町名木沢へ沓里拾八丁、沓駄ニ付五拾五文、内拾文山坂まし銭、但荷なしニ合乗ハ三拾文。
- 一 同所より新庄へ沓里八丁、沓駄ニ付七拾三文、内五文川之増銭、無荷四拾九文。
- 一 同所より横山へ三里貳拾壹丁、百貳拾三文、内拾六文ハ山川増、無荷ハ拾三文。
- 一 同所より清水へ沓里拾七丁、沓駄八拾文、内六文川増銭、無荷五拾四文、元禄六年書入。

一同所^ろ長沢へ壹里貳丁、壹駄三拾貳文、無荷貳拾壹文。

一壹駄ニ付四拾貫目、乗掛ハ拾八貫目限へし、但五貫目迄ハ荷なし可為同前事。

一夜通しハ無荷ニ而乗たりといふとも、本駄賃可取之事。

一乗物老挺ニ付繼人足六人、山乗物ハ四人ニ定之、人足賃取可相送之、長櫃^{ひつ}ハ一棹三拾貫目限へし、人足壹人ニ五貫目之荷ニ而三拾貫目^ろ人足六人、夫^そ輕荷物ハ貫目ニ随ひ人数可減少之、此外何荷物も可准之事。

右之通從、公儀御制札之趣ヲ以定之条、堅可相守之、若違背之族有之ハ縱雖相聞後日糾、科之輕重或死罪籠舎、或ハ可為過料者也。

この駄賃定めは舟形町中央の制札場に掲示されていたものと思われる。右規定によれば、一駄の荷の重量は四〇^ロ、乗掛馬の場合は荷一八^ロ以内としている。また、駕籠一挺は人足六人、山駕籠は四人でかつぐことが定められていた。舟形から名木沢までの賃金五五文のうち一〇文は「山坂まし錢まし錢」とあるのは、猿羽根峠の峻路のための増錢であろうし、同所新庄への賃金のうち「五文川之増錢」とあるのは、主として小国川を越すための増錢であつたと思われる。

藩政時代においては、小国川には橋が架けられておらず渡舟で越すのが常であつた。洪水のときには幾日にもわたつて川留めとなり、このために舟形の宿場が賑わつたという程であつた。『新庄領村鑑』舟形村の項に、「此村下に舟渡し有り、此川小国郷中^ろ流来る川なれば洪水の節者たびたび往来留るなり、また川前に樺村と言ふ所有り、此所むかしより笹巻食の名物有、是によつて年中絶る事なし」と記してある。この笹巻をもつて猿羽根地藏尊に参詣するのが、この地方の習いであつたと伝えられる。

2 巡見使案内帳

宝永七年（一七一〇）五月十六日、幕府巡見使が舟形町に来たときの有様が、「堀内村某書之抜書」に記されている。この折の巡見使は、御使番一五〇〇石細井佐二右衛門、御書院番一五〇〇石 新田庄右衛門、御小姓組一四〇〇石 北条新左衛門の一行八一人であった。一行は前日の十五日尾花沢に泊り、翌十六日大石田を廻り、同日昼舟形町で休み、新庄——清水——庄内に至ったものである。舟形での御宿は大沢与次右衛門・沼沢嘉右衛門・伊藤四五左衛門がつとめた。

新庄藩は巡見使を迎えるために、すでに十三日から二名の侍が一行に付き添って案内した。一行がいよいよ新庄領に入る十六日、さらに三名の重臣が、馬三匹をひいて猿羽根峠まで迎えに参上した。前掲文書に、

一御料界猿羽根山御分木之所へ笹伝兵衛殿・折下二左衛門殿・福田小隼殿・荒川石左衛門殿御出向、御迎馬三足出候、殿様御文之くらにて

とあり、さらに、

一御三人様へ馬三十疋足、人足百五拾六人、御朱印人足馬添共、新庄方御馳走。

一舟形町頭へ杉山縫殿助殿是方御先払、御一人様へ御足輕式人御供、目付壱人、川端へハ山名源藏殿・田口与左衛門殿。

一御宿三人ハ上下ニテ猿羽根山坂ノ下迄相詰、是方御宿へ御先立。

一御案内之者ハも、引羽折、扇子斗(織)ニテ御駕籠の方へ式人つゝ、御乗掛へハ壱人つゝ羽折なし、も、引扇子斗、給仕人ハ袴斗、但足袋用。

一御茶屋雪垣猿羽根山、櫓坂、柏木山之内水茶屋あり。

と記してある。

巡見使を迎える各藩の心遣いは大変なものであった。巡見使は將軍の代替り毎に全国に遣わされ、各地の御料・私領（大名領）を視察し、その政治状況を幕府に報告するのが役目であったから、その報告によつては、代官や大名が所替えに処せられるかも知れないからである。迎えの侍が他領に至つて、三日も四日も前から付き添つてゐるのもこのためである。また、藩重役が藩境まで出迎え、ここからは案内のものが付きつきりで、街道筋の所名旧跡、村々の様子などを案内するのであるが、これも自分勝手に説明するのではない。案内の役は、近村の庄屋である。彼等は一ヶ月も前から藩役人からこまごまとした注意をうけ、「御巡見様御廻国御案内帳」なるものを作成して（これも藩役人の指導による）、説明の仕方を練習する。質問されたら記載の通りのことを答える（拙稿「巡見使について」『新庄文学』第一集所収）。

この後、巡見使は天明八年（一七八八）と天保九年（一八三八）と来新している。このうち、天保九年の「御案内帳」には舟形町周辺のことを次のように記している。

猿羽根山より新庄迄御案内ニ罷出候者共御尋之節可申上候。

一 猿羽根山地蔵堂御尋罷成候ハハ縁起迎も無御座候、前々有来候由可申上候。

一 折渡墨染桜儀義経公御通之節、笈掛桜と申伝之由可申上候。

一 御分杭ハ川端迄道法拾七丁三拾八間、地蔵堂ハ苅里塚迄三拾間、同所ハ御札場迄拾三丁貳拾五間、同所ハ川端迄三丁四十三間。

一 古楯之義御尋之節、最上義光公御家来沼沢新左衛門与申仁住居之由可申上候。

一 舟形町之内間数四丁、家数五拾九軒、人数三百四拾壹人、馬数貳拾五疋。

本田畑高八百拾五石余

盛 四方十七ハ八ツ迄 畑方十ハ四ツ迄

取 四方五ツ八分ハ三ツ六分迄 畑方三ツ壹分ハ貳ツ九分迄

新田高三百五拾九石余

盛 田方拾六ハ七ツ迄 畑方十ハ四ツ迄

取 田方五ツ九分ハ四ツ九分五厘迄 畑方貳ツ九歩

当所惣而諸役御免御座候。

一 八幡宮 別当 修驗 普賢院

一 禪宗 平沢山 定泉寺

一同町火災之事御尋有之候ハハ去西十月三日家数四拾七軒焼失仕候由可申上候。

一 右同所川之義御尋有之候ハハ水上小国郷沢々落合参候、渡舟義御造作合船貳艘丸木船壹艘、渡守貳人、切米拾五俵被下候、外ニ水主三人都合五人相勤申候。



猿羽根山の地藏堂

一東之方舟形町枝郷市野関村、家数拾六軒、人数九拾老人、馬数拾六疋

一櫛坂村、此所人家無之候得共、洪水之節往来之者行掛り可及難儀ニ付、先年方

家三軒立置申候、尤狐ヶ沢与申所四町余新田為作置候由、従是左道清水村江之

街道ニ而同所迄道法三里程与可申上候。

一月山湯殿山義当領肘折口与申候、烏川村与申所別当阿呼院与申修験罷在候、但

高拾右被下候与可申上候。

一柏木山東西ニ壱里程木立ニ御座候。

一紫山之義紫無之候得共名のミはかりニ御座候。

一鼠沢川義、此川上鼠川と申候而元式三軒之小村有之候ニ付、唱来候儀ニ御座

候、近年迄老軒御座候処、去ル巳年疫病ニ而潰ニ相成由可申上候。

一小紫山東之方ニ御座候由可申上候。

一大平道、此入口大坪村与申小村御座候、爰許にも家四軒御座候宝曆五亥凶作、本郷へ引越申候、畑村ニ御座候得共、

鹿猿多、実を為取不申様ニ付、番小屋、且ハ往来之為ニ立置申候と可申上候（この項のみ天明度案内帳による）。

（新庄市泉田奥山家文書）

天明八年度の「御案内帳」も、その内容・文言は天保度と全く同じである。但し、舟形町火事の記録はない。つまり、前例によって作成し、落度なくやり過ごそうというわけである。このうち、戸数・人口のみを抜書すると、天明八年度、舟形町四九軒・二七六人、馬二五疋、市野関村一三軒・九七人・馬五疋、櫛坂村四軒・一五人

とある。

なお、宝暦十一年「御案内帳」に、この度巡見使の荷物・駕籠・長持運送のために一四三人の人足と本馬二四匹を差し出すようにと記した指令書の末尾に、

右者舟形町江五月八日骨詰、但しかち夫老一人一日ニ米払老升ツツ、馬老足ニ付一日老升五合宛問屋江渡置候。

とあつて、村々から差し出した人馬については、この程度の手当が給されたことがわかる。

天明八年度の巡見使は、地理学者古河古松軒等をも加えた一行一一九人の大規模なものであつた。これに関する「堀内村某書之内抜書」の記録は、

一 天明八申六月廿一日、御巡見御三人様舟形御昼ニて御通行、同日新庄御泊（中略）

千五百石 御使番 藤沢要人様

御宿 御本陣 早坂久兵衛 御案内 当村喜作

貳千石 御書院番 川口久助様

同 沼沢嘉右衛門 同 同半三郎

千石 御小姓組 三枝十兵衛様

同 御役屋亭主堀内高山茂右衛門

同 庄ヤ 伊藤小三郎

右御三人上下百拾九人也（下略）

この一行の送迎に動員された人馬は明らかでないが、人数が多いだけに大変なことであつたと思われる。一行はこの日新庄泊り、翌日最上川にて庄内に下つた。古河古松軒は新庄領と庄内領を比較して、次のように記している（『東遊雜記』）。

新庄は戸沢侯の御城下、一筋町にて長し。人物・言葉山形辺よりは劣れり（中略）。市中皆草葺きの家居にて見苦しき町なり（中略）。戸沢侯の御領分を見るに、豪家なく皆忤しき住居にて、人足に出でし者も猥りにて、制度正しく見えず。

これに対して、庄内領は、

在々に至るまで屋家のもよう寄麗なり。豊饒の百姓も数多見え、人足に出る者の衣服も賤しからず。馬なども肥えふとり宅居も美々しく、山川草木に至るまで、上国上の風土なり。

これは新庄に対して少しく酷な批評のように思われるが、両地の対比を巧みに表わしている。

文久二年（一八六二）五月、幕府の目付役山口勘兵衛が箱館から江戸に帰る折、これを迎えた舟形宿の様子が「御目付山口勘兵衛様御帰府御通行三関する書留覚」（山形市長井政太郎先生所蔵）に詳しく記されている。これによれば、舟形宿ではすでに二ヶ月前から準備をすすめ、舟形郷代官郷下周右衛門の指揮のもとに本陣の大泉良

蔵・清水順平を中心に一行の人数(約三〇人)や日程を確かめ、宿割・詰人馬・賄・町の警固・案内等の手配を急いだ。接待役をつとめるものとしては、遠く清水・赤松・富田の村々から女・子供までも動員することとし、手伝い人馬としては、川口郷の村々までも割り当てた。

このときの「御案内帳」は、天保九年度のものと同じく街道筋村々の概況、寺社の由来などを内容としたものであった。また、一行を迎える街道筋村々には、次のようなお触が達せられた。

一御通の節、家々簾を巻揚、家の内見通様致、男女子供共ニ街道ニ立渡見物為致間舗事。

一御通の節、御本陣エ斗盛砂鋪、家々の前掃除可致事

一御通の節、家主共帯を持ち、袴を着し、手をつき平伏ニ而可罷在事。

これも、巡見使を迎える場合、いつも出されるものである。

(『山形県歴史の道調査報告書・羽州街道』)

3 舟形番所

舟形町は新庄藩の南の関門に当たり、この守りを固めるために番所を置き、往来の人々を改めたことは先に述べた如くである。新庄領における番所は、正式には主要街道藩境の舟形・及位・笹森・古口の四番所で、他は口留と呼ばれた。但し、堀内川舟改所は番所と同格である。舟形番所は『新庄領村鑑』に「舟形村はづれに藩所有り、是往来改の所也、番人二人村の者式人扶持足米御免なり、帯刀免許にて相勤る駅場なり、いま者郷手代之者勤

る。」とあつて、古くは番人二人と扶持米を給された村の者二人がこの任に当たつたが、後に郷手代が勤めるようになったという。郷手代はもともと代官に属し、その手足となつて働く下級武士であるが、舟形町の場合は往来改めをも兼帯していたようである。「堀内村某書之内抜書」には「御堺目改所并忍道口留番人」として「舟形改所郷手代五人にて相勤、往古ハ舟形之内にて御扶持被下相勤。」とある。このように変わったのは嘉永の改革以後といわれるが、なお吟味を要する。

舟形番所がいつ設置されたか明らかでないが、藩政初期寛永年間には、すでに置かれていたものとみられる。すなわち、「最上郡年代記」によれば、「一同年（寛永十一年）八月、舟形村代官戸沢九郎右衛門の一子彦九郎十九歳番所破りの仙北浪人を追懸け猿羽根峠の彼方に打果たす。」とある。地藏尊登り口の「彦九郎松」は、この事件に因むものであるという。

番所には次のような武具が備えられ、番人が往来の人々や荷物を改めた。

御番所渡品々覚

一鉄砲五挺 一鍵二筋 一三ツ道具 一鑑 一鉄さし一本
 一棒二本 一法被五ツ 一桐油三ツ 一高提灯二ツ
 一手提灯一ツ 一算笥一ツ 一出判樋一ツ 一硯箱一ツ
 一六行燈二ツ 一状箱一ツ 一印鑑一ツ 一御条目二通 以上

（増訂最上郡史、四〇三頁）



彦九郎松（猿羽根山）

これは笹森番所に渡されたものであるが、舟形町も同様であつたと思われる。

4 人馬往来改・留物

人馬の往来改、荷物の移出入に関する法令は、享保八年（一七二三）の頃に集中して定められたようである。すなわち、各番所に達せられた条目は、

覚

一 往来之旅人侍者勿論下々にても奉公人之分者不及出判事。

一 往来之妻子並附添之下女ともに右同断之事。

一 往来武家之荷物江輕宰領付候共、荷印差札有之おゐて者右同断事。

一 往来之出家並座頭右同断之事。

一 往来之百姓町人等、男女とも宿詰之手形を取、庄屋共出判可出之事。

一 留物之儀、領内より他領江出候分、別紙書付之通印形たるべし。但他領舟積いたし積荷状持通候分ハ相改間敷事。

一 他領より陸付にて其町江至来候荷物ハ、留物之外、ともに其町庄屋出判にて堀内古口ともに相通すべし。他領より積荷状なしに至来之品者、堀内古口ともに庄屋共入念認、其町迄送り候間、右之入判ニ引合出判可出之事。

右之通可相守者也。

享保八年卯五月 日

(大蔵村清水・小屋家文書)

また、同年六月の条目をみると、女人・百姓・町人が他領へ越すのを警戒して、次の条目を布達している。

覚

一家中並町在々の女、縁組等にて他領へ引越候節は、家老出判を以可相通事。

一家中之女上下共に、他領へ通ひに参り候節は、本_ノ出判を以可相通事。

一新庄町之女、他領へ通ひに参候節は、町奉行出判を以可相通事。

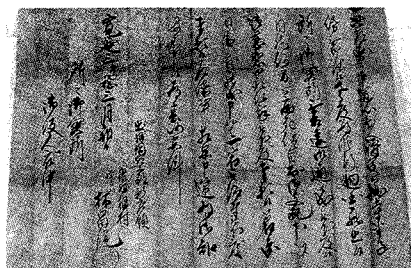
一在々之女、他領へ通ひに参候節は、其所之代官出判を以可相通事。

一百姓町人等他領へ参候節は、其所之庄屋出判を以可相通事。

右之通可相守者也。

享保八年癸卯六月 日

(金山村旧記・『増訂最上郡史』所収)



道中手形 (富田・林昌院)

更に、米・雑穀をはじめ、酒・漆実・蠟・綿・銅・鉄・材木・紅花・青芋等の移出には藩役人又は町問屋の出判を要することを達している。

覚

一米雜穀 一荏胡麻並油 一酒 一漆実並漆 一蠟並蠟燭 一綿 一鮮鮭並塩引 一鮎 一皮類 一錢荷物 一銅
一鉛 一鉄類 一材木 一丸木舟並船材木 一新 但川舟にて焚候分は前々之通 一わうりん 一干狗背
右之品々本ノ出判を以可相通者也。

一鉄類 一紅花 一青苧 一麻糸 一紙 一むらさき 一あかね

右之品々は新庄は問屋、清水は庄屋出判にて相通へき者也。

享保八癸卯年六月

(大蔵村清水・小屋家文書)

同時代の条目と思われるが、次のような「留物」の品目も定められた。

御留物之覚

一女、但通り状有之候は、勿論、縦通り状無之共侍之妻子と相見へ申候は、可通之事。

一米雜穀共・水油・真綿・麻糸・蠟・漆・蠟燭・紅花・青苧・材木・皮類。

一紫・あかね・わうりん・鮭・漆の実、右之通堅改之、手形無之一切可通からず。

一飛脚之者、状箱持通候者、無判にて可相通事。出家・山伏共無判にて可通也。

一馬は前々之通、馬役之者判にて可相通事。家来一人召連候以上之侍は、町奉行判にて可相通之事。

右二十一色義は貞享元子の三月廿日新庄天野権太夫様・馬場五郎右衛門様・井関内蔵介様より御書付にて及位へ参候写な



伊勢参宮道中日記 (長沢・叶内家文書)

り。

(金山村旧記『増訂最上郡史』四〇〇頁)

このように、番所は本街道筋の往來を監視する役所であつたが、その他の間道筋には、享保十八年(一七三三)以降「口留番人」がおかれ、密かに往來する人馬・荷物を取締つた。上長沢鎧曲口(庄次郎・長吉)・下長沢あふミ口(庄助)・下長沢糸桜口(矢野長吉・七右衛門)・堀内西又口(吉兵衛)などがこれであるが、これらの間道口留番人に対して、嘉永元年(一八四八)、次のような条目が達せられた(ともに「堀内村某書之内抜書」による。括弧内は番人)。

覚

一他所之者荷物背負間道越來候ハ、子細相尋ニ及ハす追返すへし、尤背負追落さす返し候様可心得事

付背負もの捨置逃去候ハ、其品早々注進可有之事。

一山道幾筋有之候共、他所堺迄無油断見廻り氣を付可申事。

一御領内之者他所へ忍ひ越、米穀其外何品ニて背負通り候ハ、無用捨取押ひ当人召捕名前聞届、庄屋役人迄早々注進可有之候事。

(洞カ)

一他所之者大勢連立來候而手ニ余り防兼候ハ、番人桐貝ニ而致相図村方之相図次第早々駈集、其口不被破様可致事。

但御代官右之趣兼而村方へ堅申付置、相図之不違様相達可申事

一他所者大小差出家山伏男女ニ不限、如何様之風俗之者越來及狼籍候共、刃物ニて不可手向、無規儀有之候ハ、棒を以取押、事柄ニよつて擲捕注進可有之事。

付御領内之者ハ男女共番人方へ留置、早々注進可有之事。

申六月

間道口留番人

なお、これと同様のお触書は明和二年（一七六五）にも発せられている（『真室川町史』六六一頁）。

幕末の頃の状況であるが、商人荷物改めの実際は次のようであった。荷物を領外に移出しようとする場合は、先ず新庄町問屋で量目改めを受け、規定の料金を差し出して出判を受け取る。藩境の番所でこの出判と荷物を改める。反対に他領から入ってくる荷物は、番所で改めをうけ、入判を貰う。これを新庄町会所にもって行つて入判料を支払う定めであった。

生鯿の如く庄内から清水に陸揚げされ、村山地方に運ばれる荷物については、舟形町の問屋が出判料を徴収した。出判料は運上金の三分の一が原則であったといわれ、木材の場合は漆七貫五百目入一樽につき金二分、炭五貫目一俵に付銭四文の規定であった。出判料は問屋と番所の手代に、手数料として幾分ずつか渡されたので、この収入はかなりの高であり、このため舟形・及位・古口の番所手代には勤金はなかったという（『増訂最上郡史』）。

5 犬の伊勢参り

富田村小国家文書に犬の伊勢参りに関するものがある。全文は、

送書一札之事

一羽州最上郡新庄領長者原村黒犬疋四才

一御初穂金沓歩相添遣候

右者此度心願有之、御伺之上伊勢参宮ニ為罷立申候。尤畜類之事候間、道案内之行先も存知不申候事故、御宿々御村々格別之御面倒ニ御座候得共、以 神力御方便、案内口引耆人御差出、先々江御仕送り被下度奉希候。尤行掛り飯時ニ相成候ハ、一飯御振舞可被下候。万一道中ニ而病死致候ハ、其場所ニ而御始末奉希候。此方へ届ケニ不及申候。為其送書一札仍而如件。

嘉永六年

羽州最上郡

丑正月何日

長者原村庄屋

小国久右衛門（印）

所々

御宿々

御村々

御役人衆中

伊勢参りは一生に一度は誰でも行くべきものとされていたが、江戸時代後期においては、「抜け参り」と称して伊



犬のお伊勢参り（小国家文書）

勢参りにかこつけて離村するものが多くでた。さらに幕末のころになると、村を挙げて伊勢に向かうことが流行となった。いわゆる「お陰参り」である。この地方ではこのような爆発的な伊勢参りはみられないが、かなりの人々が行っていることは確かである。

文書には、長者原村庄屋が自分の代りに黒犬を参詣させるので、途中の村々においては、御手数でも次の宿に送ってほしい。昼飯時になったら一飯を恵んでほしい旨が記されている。当地からの犬の伊勢参りは珍しいことである。長者原から伊勢までは遙かに遠い。見ず知らずの他国の人の善意を信じることの出来た昔がうらやましい。

6 堀内川舟改所

堀内川舟改所の概略については、すでに述べたので、ここでは主に舟荷改めの実際についてみてみたい。

最上川船の運航制度が整えられるのは、戦国時代末期、最上義光時代と考えられる。江戸時代に入ると、幕府は内陸地方に設けた領地(御料)の年貢米を安全に、しかも安く大坂乃至江戸に運送するために、寛文十二年(一六七二)、河村瑞賢に命じ、最上川の状況を調査させた。彼は息子とともに現地調査の上、航行の安全をはかる諸制度を調べ、翌延宝元年船団を組んで城米の川下げに成功した。『最上郡年代記』に、「延宝元年、川村瑞軒の廻米三百五十七艘最上川を下る。二月十二日より四月十六日迄堀内村通過」とあるのがこれにあたる。酒田に下された米は、やがて海船によつて無事に大坂・江戸に運ばれた。これによつて、いわゆる西廻り海運が開かれたわけである。

堀内口の由来について、『松井秀房収集文書』は次のように記している。

堀内口古格

最上川通船差配之義、古来山形ニ義光様御居城之節御定被置候、其節堀内口ニ而入判差出来候、猶又元和八年此方御上様御入国被成、山形へハ鳥居様御入国被成、右川船差配之義漆山村片桐善左衛門初最初ハ四人ニ而方々詰合、最上川筋通船差配横山村へ出役ニ而舟会所相立、諸荷物惣而切手差出、堀内口ニ而切手書替可差出旨、古来御定置候通御極ニ相成、其後大石田へ引移舟会所勤候様相成、宝曆十一巳年頃迄ハ右差配拾六人ニ而万事前書之通舟会所勤来候处、追々山形へ御少祿之御大名様方御国替有之、亦々御料所も多出来、右方々詰合差配相止、寛政四巳年方御公儀御廻米向舟差配等有之候ニ付、御料御代官所方大石田へ手代出役、川船方役所相立最上川舟差配候様ニ相成、惣而積下諸荷物之分御同人切手差出、最上川通船候様ニ御極相成候、尤出役方切手持参之分堀内口ニ而古例之通入判差出ス。

一 正徳二年川方御条目、大石田并堀内酒田右三ヶ所へ御公儀様方御下ヶ被置候
 一 享保八卯年御領内方他所へ陸地出入之儀、嚴重ニ相改候様被仰出之。
 一 寛保二戌年湯殿山并鳥海山羽黒山へ参詣之者自他共、新庄紀伊正藏院切手ニて通候様被仰出候ニ付、同年方右参詣最上川下り之分ハ清水ニて相改、同院方之切手ニて古口御改所通し仕来也。

一 堀内口入判筆墨料定 男一人十五文、女一人三十文。

大小豆其外雑穀類壹俵十八文、其他種々明細記有之略之、尤古来之仕来ニて定法とてハ無之由。



船方差別帳（折渡・佐藤家文書）

これによれば、堀内口はすでに最上義光時代から「入判」を出してきたといい、その後（享保年間）最上川船の通船制度が改められてからも、さらに寛政四年（一七九二）の川船制度の改革（通船を幕府の直差配とし、大石田河岸に川舟役所をおく）後も、堀内は古例により入判を差し出す権利が認められてきたとある。この文書によれば、入判料は男一人一五文、女三〇文、雑穀一俵一八文の慣例であった。また、正徳二年（一七一二）の通船条目は大石田および堀内・酒田の三ヶ所にしか出されていない（それほど堀内は重要地とされていた）とある。右の正徳二年の川方御条目とは、次のような内容の条目である。差出人は尾花沢・柴橋・寒河江の各代官である。

通船御条目

一 御城米川下ハ不及申、諸川舟共ニ遇難風ニ洪水之時ハ助舟を出し、不破損様ニ可精入事。

一 破舟有之時ハ其所近き河岸村之者共、精を入、荷物舟具等可取揚之、荷物之内濡荷物ハ三十分一、沈荷物ハ二十分一取揚候者へ可遣之事。

一 瀬懸之節米并荷物刎時ハ其所庄屋役人立会遂穿鑿、船ニ相残米荷物舟具等相改証文可出之事。

付船頭其所之者と申合荷物盜取候者刎荷物之由偽を申ハ、後日ニ露頭すといふとも、舟頭ハ勿論申合する輩可為曲事。

一 川岸永々舟を繋キ置輩あらハ、其子細を所之者方相尋、日次次第出舟致さすへし、其上も令難儀もの何方之者と承置、奉行役人へ可申達事。

一 寄船并荷物於流来ハ可揚置之、半年過ハ揚置候輩可取之、右之日數過舟主荷物主知来といふ共返すへからず、然とい

へとも其所之奉行役人之差図可請之事。

右之條々可相守、若於令違背之者可被処嚴料、仍而如件。

正徳二年八月

奉行

右御條目之趣無違失急度可相守もの也。

天明八年申四月

尾花沢 関川庄五郎

柴 橋 野田松三郎

寒河江 力石萩之進 (前掲書)

また、城米船遭難の場合はその損害の三分の一を船方で負担し、他三分の二を村方で弁償すべきことが、延宝四年 (一六七六) にすでに決められていた。

一御城米船破舟之節弁米船方三分の一、御支配切郡中三分の二掛ケ、濡米引取候義も右之割合也、是ハ延宝四辰年、御代官松平清三郎様御代より如此御座候。

一延享四卯七月神山三郎左衛門様船方御吟味ニ御下向之節、最上川ハ片運賃之儀ニ付、最上川舟ハ五厘増之御運賃被下置候、其節舟方ヱリ之為大石田方高木与左衛門、村岡六右衛門兩人差配役被召加候。(前掲文書)

文面から明らかな如く、正徳の条目のねらいは最上川船の運行をスムーズにするために、難風に遇った場合や破船・瀬懸の折の救助及び取分の規定、寄船・流荷の定め等を記したものである。最上川船の通船については、

これらの幕府法令に則らなければならないが、細部にわたっては慣例に基づく細かい定めがあり、さらに各河岸の慣行による特権、加えて上郷（村山地方）船と酒田船の対立などがあつて、誠に複雑である（拙稿「清水河岸について」『大蔵村郷土研究資料』第四集参照）。

堀内の如きは、このような最上川全体としての規制（幕府の規制）の他に、新庄領の関門としての役割をも担わねばならなかった。陸路の発達しない当時にあつては、河の路が物資輸送の大動脈であつた。従つて、自給自足を基本とする当時の藩経済にあつては、最上川の関門において、物資の移出入を厳しく監視しなければならなかつた。

新庄藩においては、これらの統制令が成立するのは享保年間のこと、同八年（一七二三）ごろ、これに関する法令が矢継ぎやに発せられた。前掲文書「堀内口古格」にある「享保八卯年御領内^{（苦）}他所へ陸地出入之儀、厳重ニ相改候様被出之」とあるのは、このことをさすものと思われる。

覚

一 御料御城米之外登船之分積荷状へ引合、相違無之候ハ、可相通、但下船ハ無改可相通事。

一 船中改之義前々之通^{（苦）}苦を撞上、はいを以手間取不申様ニ相改可申事。

一 積荷状へ引合若紛敷物有之候ハ、其品斗留置早速可相通事。

右之通可相守者也。

享保八卯年三月

堀内村番人

なお、これと同じ文書が『増訂最上郡史』にも載っているが、これには「下り船之分は積荷状へ引合、相違無之候は、」とあって、右文書の「登船之分」と反対であるので吟味を要するところである。『増訂最上郡史』所収の「堀内村万年帳」に、

一享保八年二月十二日晚於御役所、判所改之義被仰付候、同十三日より堀内へ最上より入荷物入判無し、清水にて取り（出判を）古口にて合せ通る也、最上へ登り荷物は清水判にて改通す、但宿無之（舟宿を経ないで、直に商人舟頭番所へ出す也。

とあり、前の問題を考える一参考となるように思われる。

同年六月には、他領に出る旅人の改めについて、

覚

一家中并町在々之女縁組等にて他領へ引越候節ハ、家老出判ヲ以可相通事。

一家中之女上下共ニ他領へ通ひニ参候節ハ、本々出判ヲ以可相通事。

付谷地郷之女家中并町在々より帰候節ハ、他領へ通ニ参候ニ同前之事。

一新庄町之女他領へ通ひニ参候節ハ、町奉行出判ヲ以可相通事。

一在々之女他領へ通ニ参候節ハ、其所之代官出判ヲ以可相通事。

一百姓町人等他領へ参候節ハ、其所之庄屋出判ヲ以可相通事。

右之通可相守もの也。

享保八癸卯六月 日

家中之侍他領へ参候節ハ質承り書留置、召連候下人共無出判可相通、但耆人通候侍ハ町奉行出判ヲ以可相通事、但召仕之男斗他領へ通候節ハ、主人之出判ヲ以可相通候。

右之趣今度被仰出候間可相心得者也。

享保八年七月 孫右衛門 金左衛門 一二左衛門

堀内口番人

一出家山伏ハ無判ニて可相通事。

という条目を出した。

最上川によつて内陸地方に運ばれる物資は、塩・反物・古手・魚類・乾物・茶・陶器・石材等であり、これは京・大坂の上方、あるいは瀬戸内海各地、さらには夷蝦地（北海道）から酒田に運ばれ、ここから川船で内陸各地に運ばれた。これと反対に内陸地方からは、幕府や諸大名の年貢米、商人が商う紅花・青苧・雑穀・葉煙草・荏油・真綿・水油・漆・木材等が酒田に運ばれ、ここから海船で上方市場に向けられた。

最上川の川船は五人乗乃至四人乗の大型船である鯖（積載量三五〇俵乃至二五〇俵）と、これより小型の小鵜

飼船、伝馬船などがあつた。この外に沿岸の村々で農用に使う丸木舟もあつた。小鷄飼船は、吃水線が浅く、小廻りがきくので、時代が下るにつれて盛んに用いられるようになったが、正式には酒田に下すことは出来ない定めであつた。

『松井秀房収集文集』に、「船寸法」として、

大船寸法

長拾貳尋 外幅九尺 追立板四間

はた三尺一寸但貳番台三而 柱九尋三尺

中船寸法

長拾壹尋四尺 外幅八尺 追立板三尋三尺

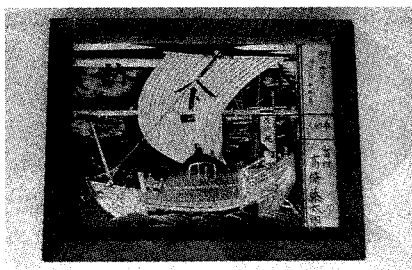
はた貳尺九寸但同断 柱八尋四尺

小渡用船寸法

長九尋三尺 幅五尺七寸 追立板三尋 はた貳尺七寸

と記してあるが、これは艀のことであろう。

川船の運航については、複雑な規定があり、またこれも時代を通じて幾度かの変遷がある。このうち物資の川下げについてみると、最も優先するのが幕府領の年貢米を積んだ船であり、次が諸大名の年貢米を下す船、最後が商人荷を積んだ



船絵馬 (大石田町・西光寺)

船である。前掲文書の一節に、

公義御城米酒田御下シ之節ハ、米沢上ノ山山形柏倉等之御手船共ハ、御廻米川往来之節ハ不通、商人舟ハ猶以之事、惣而御廻米下リ不切内ハ惣舟留之古例也、乍去此方様御手船三拾壹艘ハ舟留なし、乍併御公義舟ハ百間隔候而乗候様被仰出置候。

この場合の運賃は、城米・私料米については最も安く定められているのに対し、商人荷ははるかに高い運賃を徴収することができたので、船方にとっては、商人荷の方が格段に有利であつた。

当時、新庄藩には、藩有の川船（御手船）が三一艘あつて、年貢米の川下げを行つていた。もともとは海船二艘を有して領内物産の上方市場移出をはかつていたが、これをやめて川船に代えたものである。御手船は常には清水河岸（大蔵村清水）に繋いでおり、年貢の川下げにのみ用い、他の用に用いることは認められていなかった。これを差配したのは、清水・合海の町人であつた。

これらのことについて、前掲『松井秀房収集文集』は、次のように記している。

一 御上御手船三拾壹艘

内五人乗七艘

新庄侯三百五拾俵積也
但右船御召舟之御用意御座候

残三拾艘

但四人乗米納式百五拾表積也、尤右三拾艘之内天保年中五人乗式艘合替節仕立ル也

右御手船之義往古ハ海船式艘御所持之處

公義御届之上川船ニ仕直し、酒田表へ御米運送ス、

差配人 拾六艘 半田伝左衛門

拾五艘 海藤多七

一米沢御手船式拾艘

内拾式艘 舟さし大石田、村岡喜八

同八艘 同 清水、小屋十右衛門

一柏倉同拾艘

一最上船同八拾艘 文化5天保之頃迄九拾艘

一酒田船百式拾艘

ノ式百六拾壹艘

一堀内村舟薪改 加藤久内 但 小国川出材改
大山守共ニ相勤 七右衛門

但右兩人へ年々米壹俵被成下、古高壹俵半也、往古三俵之所追々御減相成、嘉永□年御改正以來被下無之
(欠字)

一大石田川舟方より出張所詰 合海町 皆川孫兵衛

但出荷物改相勤候ニ付 御上より米三俵被成下候

一所々蔵宿 本合海 早坂惣左衛門 加藤喜平治

金打坊 伊藤又三郎

津谷 矢口庄右衛門

蔵岡 八鍬五兵衛 青柳 勇治

岩 花 久右衛門 久左衛門

出 舟 三 四 郎 善 助

新庄藩と同様米沢藩も御手船を所有していたが、内八艘は清水河岸の小屋十右衛門が差配していた。十右衛門は、周辺の村々から船頭・水主を雇い、米沢藩の年貢米を酒田に下していた（前掲拙稿「清水河岸について」）。

幕末のころの最上川船は、私領御手船六一艘・最上船（大石田・寺津・船町などの船）八〇艘・酒田船一二〇艘、計二六一艘であった。

堀内に木材改役がおかれていたことが注目される。これは小国郷から下す木材を改めるとあるから、その場所には小国川河口附近におかれたものであろうか。同じように、鮭川上流部から下される木材は、金打坊の伊藤又三郎がこれを改めた。

最上川は天下に聞こえた急流だけに各所に隠れた岩や渦があつて、荷物を積んだ船を沈めた。上郷から大石田に至る碁点・早房・三ヶの瀬などの難所はその代表的なものであるが、堀内附近にも、多くの難所があつた。舟頭が少しでも油断すると、船は急流のままに岩に激突するし、流れと水面下の隠れた岩を熟知していないと、舟はたちまちこれに乗り上げ破船してしまう。舟運にはいつもこの危険がつきまといつていた。

次掲の史料は、年次は不明であるが、大石田から下った酒田舟が駒込で破舟したことに関するものである。これによれば駒込で破舟した酒田舟が大浦・毒沢と流れ下つてきて、富田村（恐らくは折渡あたり）で拾い上げられ、助けられたことが知られる。こうした場合は早速沿岸の村々から救助の人々が出るように定められていた。

積荷などのことで、後々問題になることがあるので、舟頭がこうした証文をその村の庄屋に差し出したものであらう。

乍恐以口書申上候

昨十四日最上駒米村下ニ而私舟破舟仕、同所ニ而直々水舟ニ罷成候処、大浦村方助舟差出色々相働呉候得共引寄兼、猶又毒沢村ニ而茂同様相働呉候得共、御村方前迄流舟仕候処、御大勢手伝被下、以御影御当地江引寄せ被下忝奉存候、尤此度破舟之儀者荷物者不及申、舟具并着類等流失仕事故、何方方如何様之御吟味御座候共、私初水主共何方迄茂罷出、急度申開仕、御村方初御役所江茂少も御迷惑相掛申間鋪候、以上

巳三月十五日

酒田舟頭 孫 治 (印)

乗子 半 助 (印)

千治郎 (印)

高 橋 庄 八 殿

長太郎 殿

第九節 山林の制度

1 領内の森林資源

最上地方は山深い地方だけに森林資源は豊かであり、これによって藩財政を潤すところも少なくなかった。また、凶作飢饉の折は、個人植立の木材を売却して、食料購入の助けとして例も少なくない。それだけに、山林に対する藩の保護は厚く、統制は厳しいものがあつた。

享保のころ著わされた「寿永軒見聞集」は森林を領内の宝の七番に挙げ、次のように記している。

扱又七番の宝には木立の山を持給ふ。其山々と申は一番に黒森山、曲川山に大沢山、指首鍋山に谷地の沢山、川舟沢山に三滝山、釜淵に八敷台、大滝山に及位山、中田山に春木山、杉沢山に有屋山、田茂沢山に榊沢、土内山に萩野山、休場山に鳥越山、小国山に長沢山、南山に角川山。此山々の其内に名のある山は三百沢、小沢々々不知数、此山々大木は杉に檜に姫小松、檉桂栲に栗榎朴の木に至迄皆用木の太木也。さて都路や江戸・大坂の大伽藍大寺などの建つ時は此山々は宝也。伐りても尽きさる山なれば千代万才の宝也。其外雑木沢山也。炭や薪に至る迄少も不自由はなかりけり(『最上郡史料叢書』所収)。

また、藩政後期になったと思われる「新莊往来」は、領内の所産・名所を列記して「差首鍋材木・大滝山之炭・萩野之流木・金山薪」と記している。

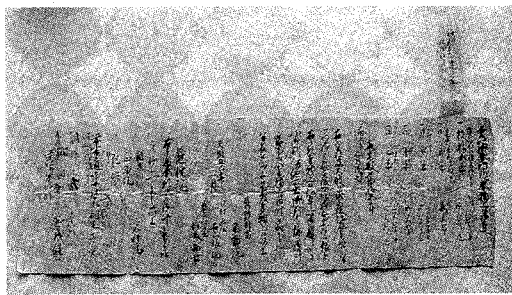
さらに、天保五年（一八三四）に作成された「新莊領内名産づくし」には、東前頭三枚目に大滝山玉杓、西前頭三枚目に山内杓杉、東一九枚目に鳥越流木、西一九枚目に金山郷炭をあげている。この番付は領内の名所名産を記した興味あるものであるが、舟形町関係のものとしては長沢鮎・紫山紫根・長沢柿・長沢くり・柏木山わらひ・長沢鋤鉤・くのき村ささ巻が挙げられている。

2 御判紙場と山守

新庄藩の林野制度は判然としない点が多いが、おおよそ次のようである（『増

訂最上郡史』四二八頁以下）。所有関係についてみると、藩有の山林としては御留山・御林・平山・御判場・秣場・萱場等があり、民有地としては寺院境内、士族の下屋敷、百姓居屋敷林又は屋敷続きの林野等があった。しかし、これらはつきりした区別ではなく、個人屋敷内の樹木であっても目通り七尺以上のものは留木とされ、民間で自由に伐ることはできなかった。この反面、原則的には藩有としながらも、御判紙場・秣場・萱場などは一定の運上・役銭を納めれば殆ど自由に伐採利用できることが慣習的に認められていた。

右の御判紙場は、農民が個人又は共同で藩の山奉行に願いをたて、一定面積の平山・草地を借りうけて杉などを植えたて、成木の後一〇分の一の運上を納めて伐採・売却することができる場所である。これがいわゆる御判



願判御伐

紙場であるが、場所そのものも売買の対象とされた。凶作の年に売買されるのは、この場所が多い。この成木の伐採願いが「伐御判願」である。富田村旧庄屋高橋家文書に「御判場願」の例がある。

乍恐奉願上御度

字志たいたらかけ
一杉五百本

竪百間 横七拾間
間地奉願上候

願主 弥五郎(印)

右之通去巳之春中より当午之春中迄苗木杉植立仕候、此末段々植継申度奉存候間、何卒

御判紙御叶被成下度、乍恐此段宜被 仰上御叶被成下候様、偏奉願上候、以上

猿羽根村山守

三五郎(印)

同村 組頭

庄 八(印)

文化七庚年

四月

同 与右エ門(印)

同 仁左衛門(印)

庄屋

星 川 久 作(印)

檜岡治郎左衛門様

逸 見 伝 次様

右之通奉願候間御叶被成下度奉存候、以上

檜岡治郎左衛門(印)

表書（うし）之通御助成苗木植立之者、右場所我等吟味之上相叶候条、此末ニ至伐取候節者御定法之通、拾分一之御運上斗ニ而外之掛り物無之候、右判紙差出申候、依而向五ヶ年之間植立可申者也。

同日

波多野忠右衛門（印）

松永 寛左衛門（印）

檀岡次郎左衛門（印）

鈴木 志兵衛（印）

（貼紙）願之通相叶

猿羽根村

庄屋山守中

宛名の檀岡・逸見はこのころの舟形郷の代官であり、裏書の波多野以下は当時の山奉行である。

秣場・萱場はいうまでもなく牛馬の飼料・田畑の肥草等の刈取る場所であるが、村民の入会地として多くの場合無税で利用していた。

この他の藩有林にしても、薪・柴・下草の類は無税又は少額の役銭を納めて自由に採集することができた。この他「水林」と称して、水源涵養地として官民ともに一切の草木の伐採を許さなかつた山地、あるいは「村備山」といい、村共同の堤防・道普請・架橋の用材にあてる山、また村民が国恩に報ずるために設けた「官林」などがあった。

天保四年（一八三三）の調べによれば、新庄領内の杉・槻・松・桂などの総立木数は次のようである。この他の木が挙げられていないのは、これらの樹種がとくに商品価値があつたためと思われる。

寛

一 桧三拾万本位	貳尺廻りより	及位山留所之分
一 槻五万本位	五尺廻り迄	
一 杉五拾万本位	五尺廻り迄	大沢郷并金山郷
	壹丈八尺廻り迄	
	四尺廻り迄	金山郷、大沢郷
	八尺廻り迄	
一 五葉松拾万本位	右同断	金山郷
一 二葉松拾万本位	同断	東山通り二而
一 桂三拾万本位	五尺廻り迄	金山郷
	壹丈五尺廻り迄	
本数ノ百三拾五万本位		

右之通村々山所木数凡書上仕候。

天保四巳年十月廿四日

〔堀内村旧記〕『町史資料集』第八集

これらの山林を掌る藩役人は山奉行であり、この下に表苗木方・手元苗木方の二役人があつて樹木の植栽育成に当たつた。また、山奉行の下役として山手代があり、伐採の折に立合う等の事務を担当した。さらに村々には大山守（領内で三七人）・山守（各村）があり、藩から役米を与えられたり、足米御免の特権を認められたりして、山林の監視に当たつた。他に苗木守の役職もあった。大山守はとくに苗字帯刀を許されていた。

堀内、洲崎、成沢強氏所蔵の絵図に宝永四年（一七〇七）の村絵図があるが、これには村内の山々が一つ一つ

克明に描かれている。これは藩役人の申付によつて庄屋同村庄屋加藤佐治兵衛が作成したものであるが、山守などによつて大いに利用されたものであろう。寛延元年（一七四八）ごろの堀内村山守は弥十郎なるものであつたが、庄屋と争い（堀内村騒動）、村払いとなり、この後は加藤久蔵が山守に任ぜられた。

3 留木の制度

新庄藩の山林制度が確立されるいつの頃か不明であるが、留木等に関する基本的法令は次の正徳三年（一七一三）のものが初見であるように思われる。この後は、各段階に応じて修正増補されている。

覚

一 槻・桂・檜・姫松・杉・黒檜・松・栗・桐・漆・柏等迄、従前之御留木之分、万一新木に伐取候もの有之候節は、見当り次第取押候事。

一 寺社境内之木は御当地払・手前遣・他所払共無運上、尤他所払之節は、出判計取立候定法（下略）。

一 境内木・苗木・屋鋪樹木共に七尺廻り以上は御留木也。乍去無廻訳柄有之伐判御叶之節は、売代金二十分一冥加金指上候定法也。尤御用材木に指上候ても代金戴候は冥加金右同断。

一 村々苗木杉は御当地払・手前遣共に当暮運上、木主より取立。尤他所払之節は、於金打坊に運上出判料共取立候定法也。

一 居屋敷樹木は御当地払・手前遣共に無運上。尤他所払之節は於金打坊に右同断也。

一 右樹木たりとも桐・漆に限り運上取立候定法也。

一 在々苗木杉は御用材木に入候ても代金戴候は、定法之運上指上候定法也。

一 諸木運上冥加金共に木主より取立候定法也。尤他所払出判料は、仲買人より取立候定法也。乍去直下し候節は木主より取立也。

一 在々出火に会候者、火元は松・栗・杉・苗木・雜木共運上取立可申也。尤類焼之者は無運上之定法也。

一 在々郷藏建候節は米積藏は無運上、尤勘定藏は運上取立候定法也。

一 在々堰根道具村方田水掛りは無運上、一人に限り候田水は運上取立候定法也。

一 脂搔松一本につき前々より三文つつ運上差上候處、天保十一子年七月一本に付三拾文つゝ被仰出（中略）。

尚又天保十五辰年四月、一本につき九拾文づつ（下略）

一 御家中屋舗諸木他所払之節は出判料取立候定法也。

一 石名坂村にて舟口極印入候節、他所払は二つ、地払は一つ、御用舟は三つ、在々預り舟は一つ、舟先へ極印入可申事。

一 為渡世鳥越山奥より伐出候薪、洪水にて押流之節、同村木場ヶ場所より川上に候は、縦ひ田畑に寄り留り候とも木主取集候様申付候条、其村々之者共一切構ひ申間敷候。（下略）

右は正徳三巳十月郡奉行中より申達也。

一 御家中門新規建替共、願之上槻栗檜共に定法之運上にて相叶。

一 御家中家作之節、用木松材木計普請、前年より当年迄無運上にて相叶候處、以来杉も同様無運上にて相叶候事。

天保六末年三月十四日被仰出候

右にみるように、留木の中でも槻についてはとくに厳しく、この盗伐が露見して村蟄居を命ぜられた例もある（『真室川町史』五七七頁）。寛政四年（一七九二）の条目によれば、御留木を盗伐した場合の過料は次のようであつた。

山奉行定法手扣書抜

過料定法

一 槻桂杉松 元木壹本ニ付過料金壹両

但大小ニ寄改ノ上過料可申付、長木以下ハ金壹歩ツ、

一 松栗柏 壹本ニ付金壹歩ツ、

一 朴木 元木壹本ニ付銀壹匁ツ、

御家中願木

一 杉鹿料 長六尺五寸、六八角

又柏ハ長壹丈壹尺、五六角定法也

一 松鹿料 六尺長同断

一同はり木 長三間半

留木については、また次のような禁令が出された。

寛

一御留木之分不伐取候様ニ前々方数度被仰出候得共、近年猥ニ相成、梅ヶ崎御林ニ而松材木等盗取候者有之様ニ相聞、甚不届之至候、依之足輕目付山手代之者日々罷出、見当次第面跡名前急度承届、目付方へ早速相届候様厳敷申付候、向後御留木之分縦枝木たり共伐取候者有之候ハ、古来御定法之過料左之通申付候

一槻桂杉桧元木壹本ニ付金壹両、但長木以下ハ金壹歩ツ、

一山漆壹本ニ付壹匁ツ、

一松栗柏元木壹本ニ付金壹歩、但笹へ刈込候ハ、拾把ニ付銀壹匁

右之通此度御改被仰出候間、在々へ可被相触候

常葉 馬之亟

大光寺惣太夫殿

〔堀内村旧記〕『町史資料集』第八集

しかし、禁令のみで取り締られる筈もなく、同じような条目が度重ねて布達された。安政七年（一八六〇）、庭月村の村民が藩有雑木林を盗伐したことが発覚し、その罰として杉三千本の植立を命ぜられた例もある（『真室川町史』五七八頁）。

正徳三年条目第三条は、境内・屋敷林といえども七尺廻り以上は留木であること、第四条以下では、苗木杉を

領外に売払う場合は金打坊で改めをうけ、定法の運上・出判料を差し出すべきこと、松脂を掻く場合（松脂蠟燭の原料）は一本につき三文ずつの運上を差し出すべきこと等を規定している。なお、苗木杉とは杉の苗木ではなく、植栽した杉の成木をいう。

4 樹木植立奨励と運上

一方、藩は様々の形で樹木の植立を奨励した。例えば、正徳二年（一七一二）の記録に「杉田畑障りに無之所又は百姓屋敷内植候様、何本植候とも半分は其者に可被下候御定」とあつて（堀内村旧記）、藩と植主はその収益を折半することとしている。この分収の方法はこの後も行われた如くで、享保五年（一七二〇）の通知に、

諸木植立願之通申付候事

一 栗杉松其外之諸木植立木数半分ハ御用指上、半分ハ植主可被下之事。

一 御用木永之植主預ニ仕、入精猥ニ不成様助養致へし。尤植所之儀ハ野山之内見立、得御指図植立可申事。

一 植主ニ被下候分ハ木主自由仕、勿論他所江弘候節ハ出判形出可申事。

享保五庚子年十二月

茂右衛門（印）

（以下八名略）

とある。宝暦九年（一七五九）、これを改めて、今後は山奉行の定める率によって上納するようになったことになった。

が、この内容は明らかでない（泉田村奥山家文書『永代覚帳』）。

藩に「伐御判願」を提出し、この許を得て私用する場合の運上金は、天保末年の規定によれば次の如くである。

才割運上覚

一 杉十才	銀一分三厘	一 槻桂は杉より	五割増
一 桐は杉より	二割増	一 松栗は杉より	一割下げ
一 沢栗黄輿棚は松栗	同断	一 姫松黒檜は杉	同断
一 柏は杉より	五割下げ	一 雑木は杉より	半下げ
一 杉松長木三間渡り	銀二分二厘	一 摺白一柄	錢 五十文
一 雑木馬舟一つ	同 五文	一 根舟一つ	同 二十文
一 雪車一挺	同 十文	一 杭一本に付	錢 一文半
一 荷鞍一つ	同四分つゝ	一 欽台一挺	同一文半つゝ
一 械鋤二十丁に付一挺つゝ出判料一丁に付三文つゝ		一 棚木一棚に付	銀一匁（四尺に五尺）
一 柴一束	錢 一文つゝ		
一 炭釜一洞一ヶ月	御林は銀五匁、平山は同三匁、他所払節は銀六匁つゝ暮取立也		
一 紺灰一洞	金一分つゝ（染灰）		
一 雑木立木運上	三尺廻りより四尺廻り迄古来之通り錢二百文つゝ		
一 同五尺廻り以上は才判にて取立		一 同七尺以上は冥加金附にて	

一黄蘗 下駄取合運上 銀七文つゝ、

右之通天保十二丑年九月伺之上相極候。

(『増訂最上郡史』四三六・四三七頁)

木材・漆・炭等の他領へ移出する折の出判料は、天保ごろの規定では次のようである。

漆七貫五百目入一樽に付金二分づゝ、

炭五貫目一俵には錢四文づゝ、

杉皮一間に付錢三文づゝ、

敷居一間に付銀二分づゝ、

槻木地椀十人前に付錢四十文づゝ、

雜木椀十人前に付錢十六文づゝ、

桐下駄一足に付錢十六文づゝ、

雜木下駄一足に付錢一文づゝ、

山実(楮並に漆の実のこと)百俵に付金二分づゝ、

(前掲書二八四頁)

5 木材の領外移出

領外の移出先としては、酒田・清川などが多かったが、中には遠く大坂にまで移出した例もある。この場合は最上川を筏に組んで下すのであるが、鮭川筋は金打坊で、鳥越川筋は本合海で、小国川筋は元堀の内で改めをうけ、所定の出判料を納めた(『真室川町史』五八四頁)。大坂へ移出された例としては、延享三年(一七四六)の大沢村(真室川町)のものがある(真室川町山田家文書)。

寛

一羽州新庄諸材木四千四百五拾本

此才数四拾六万式千五百才余

此石目六千四百式拾石目余

此引当ニ金六百両也

但別紙御定証文之通

但右の金子来卯春壹番立、爰元より酒田表へ借船差下シ候ニ付、右の金子船々に差下シ可申候。尤酒田表にて右諸材木と引替に船々より右金子御請取可成候。尤運賃金百石に付金拾九両宛定。

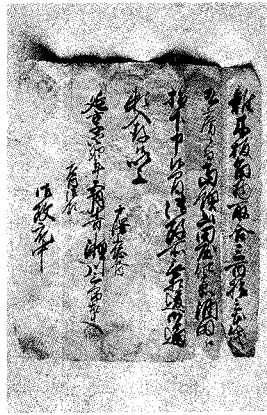
右之通、此度当地ニ而御相談之上取極申候ニ付、右之金子来卯春、船々ニ差下シ申候間、諸材木と引替ニ船々より金子御請取可被成候。尤銀歩壹ヶ月壹歩三宛定也。尤右引当金六百兩元利並運賃取替金元利其外口錢諸掛り物共、右之諸材木大坂表へ上着之節、売払代金内ニ而請取可申定也。引残金ハ御差図次第早速相渡シ可申候。

前書之通、此度御互ニ相定申所相違無御座候。万一御荷物間違候儀御座候ハハ、船々空船ニ而罷登り候ハハ、於酒田表ニ運賃金早速船々江御渡シ可被成約束ニ而御座候。勿論海上掛り物又は風波難有之候得共、御荷主御損毛ニ御座候。船之義ハ廻船可為御法候。為後日定証文仍而如件。

延享三年寅十一月廿三日

大坂長堀富田屋町

平野屋儀兵衛（印）



筏下し過書
(真室川町大沢・山田家文書)

羽州新庄御材木支配人

井上小右衛門殿

同所御加判

児玉彦左衛門殿

羽州酒田御加判

資 善三郎様

戸沢村金打坊の伊藤家(藩政時代酒田下しの材木の改めを行った家)に、筏を組んで庄内に下す料金を定めた文書がある。他村のものであるが、その全文を掲げてみよう。

定

一 錢貳百文

右 藤七把、壺把ニ付三拾文ツツ

一同貳百八拾文

右 筏拵人足貳人、壺人ニ付百四拾文

一同拾文

右 棧木貳本、壺本ニ付五文ツツ

一同四拾文

右 竿貳本、壺本ニ付貳拾文ツツ

一同百文

右 櫓貳本、壺本ニ付五拾文ツツ

一同百文

右 かむ枕貳本、壺本ニ付同断

一同百文

右さんきやう立貳本、壹本ニ付同斷

一同百文

右繩貳本、壹本ニ付同斷

小以九百四拾文

右金打防(坊)ニ而角筏諸掛如是、但寸角丸太筏少々懸増有之

一錢百文

右古口町ニ而汁料、但シ先年者朝賄被下候処、米高価ニ付汁料斗貳人分、壹人ニ付五拾文充

一同貳貫文

右筏壹房酒田迄乗料之分、壹人ニ付壹貫文ツツ

一同百文

右何方江筏着材之節も津代被下候分

小以貳貫貳百文

右酒田江筏壹房乗料之分

一口ノ三貫百四拾文

右之外金打防(坊)も筏出者俄ニ不天氣罷成、日通着材相成かね途中ニ而泊候ハハ、木主より賄料差出、乗子之者手間
賃幾日成共是迄之定法

覚

- 一 筏老房ニ付清川迄錢壹貫文、忝人ニ付五百文充
 - 一 同老房ニ付大川堂迄錢壹貫三百文、忝人ニ付六百五拾文ツツ
 - 一 同老房ニ付沢新田迄錢壹貫五百文、忝人ニ付七百五拾文充
 - 一 同老房ニ付曲ノ嶋竹田迄錢壹貫七百文、忝人ニ付八百五拾文ツツ
 - 一 同老房ニ付飛鳥榎村迄錢壹貫八百文、忝人ニ付九百文ツツ
 - 一 同老房ニ付新堀迄錢貳貫文、忝人ニ付壹貫文充
 - 一 同老房ニ付新渡り迄錢貳貫貳百文、忝人ニ付壹百文ツツ
 - 一 同老房ニ付酒田迄苗木錢貳百四十文、忝人ニ付壹貫貳百文ツツ
 - 一 同老房ニ付同所迄御用材木錢貳貫文、忝人ニ付壹百文ツツ
- 右者乗附忝人ニ付錢五拾文宛酒代被成下、尤其夜泊はだこ代時節相場ニ而被成下候事
- 一新莊飛脚人足錢百七拾文
 - 一 岩花蔵岡江同三拾文充
 - 一 津谷出舟江同四拾文ツツ
 - 一 本合海迄同七拾文宛
 - 一 土場人足百四拾文ツツ
 - 一 御出判取貳百文

右之通改而此度被仰出候条、堅可相守者也

金打防土場
(防丸)

嘉永二酉年八月 役所

6 漆の植立奨励

藩が植立を奨励し、その本数の増加をはかったものに漆がある。漆の樹脂は塗物の原料となり、実は蠟燭の原料となるので、藩では早くから極力植立をすすめ、後には各村に強制的に割当てて植栽させた。漆汁は藩政初期から領外移出品の一つに挙げられており、これによる収益も少なくなかったものとみて、このために半ば専売制的な制度によつて漆汁の確保をはかっているようである。

漆樹植立に関する文書の初見は寛文二年（一六六二）の泉田村奥山家文書である。

御代官所在々より納来候漆之外、唯今よりかな当申候漆之分ハ百姓ニ可被下候。弥々種とも此方より可被出候間、満かせ漆林ニなり能所に畑方成共見立為植可有候。御年貢之儀者指引可申候。尤海道筋之所者両方道はたニも為植可有候。何程漆かき取候共、其外ハ其郷百姓共ニ被下候。実之儀ハ御公儀へ被召上候。左様ニ候へハ郷中高役金銀之たりニも成可申候条意を入申様ニ可被仰付候。漆守一郷ニ壱人宛可被申付候。勿論若木之内ハ雪折無之様こわいたて、夏ハ草かりのけ、かな当申時ハかきからし不申様ニ不知可致候由御申付可有候。漆守之儀者かき当人足役御赦免可被仰付候。以上。

寛文二寅正月十二日

岩間佐次兵殿

下田勘右衛門（印）

これによれば、種を藩費で下附し、畑方にも植立るべきこと、各村に漆守をおくこと、そのかぎ当錢・人足役を免ずること。実は納めなければならぬが、その他は農民に下すこと等と定めて植立をすすめている。ついで、享保年間に至ると、保護策はさらに強化された。

倉知十郎右衛門（印）

馬場五郎右衛門（印）

里漆并諸木植立願之通申付候定書

一 植立候木数半分ハ御用差上之、半分ハ植主ヘ可被下候事。

一 御用木永々植主預ニいたし精入猥不成様ニ可致助精候、尤植所之儀ハ野山之内見立得差図植立可申事。

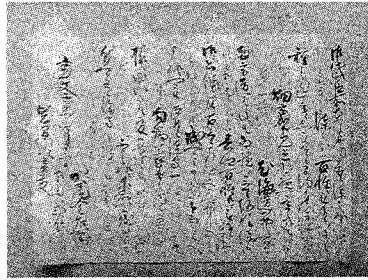
一 植主ニ被下候分ハ木主致自由、勿論他所ヘ払候節ハ出判出可申事。

一 里漆永々植主預ニいたし、為搔候節ハ目先を請搔漆実共植主共取候而可差上之、木之大小ニより鈍数之義枯木不出様可致事。

一 搔漆実共他所出候節可請出判事。

付枯悪木有之候ハ、相伺伐取替木植継可申事

右之通可相守之者也。



漆植立奨励文書
(新庄市泉田・奥山家文書)。

享保十乙巳年

三郎右衛門

六左衛門

孫右衛門

金左衛門

一二左衛門

為右衛門

右之御書付写候也、如斯相心得諸木植立可被相守候、以上

西九月

庄ヤ

中嶋甚右衛門

九郎兵衛殿

八郎右衛門殿

(「堀内村旧記」「町史資料集」第八集)

この頃、村々に漆苗木を下付して植立をすすめている様子が、庭月村五十嵐家文書「庭月村潰百姓式人分新畑永荒之地ニ漆苗木植可申候間(中略)苗木申請可申候」(享保六年)などからうかがうことができる。また、享保十六年飛森村「里漆木数御改地面附帳」によれば、その総数三六二本を数え、この数については「此末共ニ猥ニ不仕様ニ地主ハ不及申、急度相守候様ニ村中江可申付候。」としている。このかき漆が三軒合計で一七匁であるが、この半分の八匁五分を藩に上納し、他の半分为植主のものとしている。

宝暦五年(一七五五)、泉田村は一万本の漆植立計画を立て、このための資金一五両の借用を藩に出願しているが、その中に「実成候ハハ才実半分、かき漆半分植主共被成下度奉願上候。」とあり、実・汁とも半分は藩に納める定めであったことが知られる(『真室川町史』五九六頁)。

嘉永年間の藩政改革においては漆の植立は更に強力にすすめられた。漆かきは、藩政後期においては、越後の国から多く入った。かいた汁は樽詰にして送ったというが、この経路等は明らかでない。『豊里村誌』に季節毎に

やつてくる越後の漆かきを歌った唄として「越後漆かき つばめの性だが、いつも春来て秋帰る。」を記している。

7 野火禁止令

山林を保護するために、野火禁止令がしばしば出された。文政元年（一八一八）の御触書は野火を厳戒し、次のように記している。

- 一 野火付候者過料可仰付候事。
- 一 野火場所脇々より焼場之広狭ニ従ひ、重き御咎可被仰付候事。
- 一 野火付候者見当候ハハ早速庄屋役人江訴出可申候。御褒美可被成下候事。
- 一 野火付候者見当り、於不訴出ハ火ヲ付同様過料可仰付候事。
- 一 かや場等焼直し候て不叶場所ハ前方致日取、御代官山奉行江申立、御手代之立会を受、其所之村役人山守立会、村方一統相詰取漏さす様ニ可申付こと。
- 一 山野江罷越候節ハ勿論、何方江罷出候ヘ共、追而被仰付有之迄ハ火道具持参停止之事。
- 一 野山江罷出候節ハ勿論、何方江罷出候共、追而被仰付有之迄ハ、行所村役人江日々届候而罷出可申こと。
- 一 野火有之候ハハ其村之持分之山無之共、早速駈付消留可申。働之次第により御ほふ被成下ヘク候こと。
- 一 足輕目付指出置火道具相改候間、何村何之誰と申聞罷通可申こと。
- 一 御家中之族たりとも追而被仰出有之迄ハたはこ火無心候共、家之内迄、戸口より外江指出候儀堅無用之こと。

右之通被出候間、御支配所村々江御申触可被成候事。

卯四月（文政元年） 門 屋 永 蔵

（ともに川内村関沢沓沢家文書）

このような要心にかかわらず、山林の野火はしばしば起こった如くである。春の季節には、これがとくに著しかった。慶応元年三月、沖の原に野火のあったことが、小国家文書に記されている（『町史資料集』第九集）。

乍恐以書付御届奉上候御事

去ル十二日八ツ時頃、清水街道沖原方野火ニ罷成候趣、注進仕候者御座候ニ付、驚入私共始、村中早々駈附見候所、何者之仕業ニ御座候哉、右清水街道沖ノ原数ヶ所方一円燃上り東風烈敷、当村地内御林字堺沢ト申所へ間近罷成候ニ付、私共始、村中精々相働漸消留中、然処弥火もしめり候而一切安事候義、無之様相見へ候ニ付、一同取合之上罷帰り候処、右様之場所と又々燃上り候相見へ、鳥越村のものとも罷越、消留候様去ル十四日承候ニ付、驚入罷越見分仕候所、無相違当村地内右御林江凡百間程細長く峯下り迄焼込罷在申候。右場所之儀、当村方ハ影相成、殊ニ遠方ニ付能々不奉存罷在、日後御届申上候段、以重々奉恐入右之趣、以書付御届奉上候。以上

丑三月六日

山守 繁右衛門

小國政吉

森充右衛門様

加々尾 仲様

山林の問題として炭焼の問題がある。年次は不明であるが富田高橋家文書に次の文書がある。

乍恐奉願上候御事

南沢

願主

一 炭釜沓洞

但来牛二月并十一月

八兵衛

右二ヶ月焼出申度奉願上候

我坊沢

同

一同 沓洞

右同断奉願上候

新兵衛

不ふや沢

同

一同 式洞

右同断奉願上候

藤右エ門

高森

同

一同 沓洞

右同断奉願上候

与 吉

ノ

右之通当村困窮之者共右二ヶ月焼出、飯料之足ニ仕度段願出候間、何卒以 御憐愍地払之伐 御判御叶被成下度奉願上候。
乍恐此段宜被 仰上被成下候様偏奉願上候。 以上

富田村山守

三五郎 印

子

組頭

十二月

円 蔵 印

与右エ門 印

庄屋

高橋 庄八 印

郷下 周右エ門様

前書之通奉願候間御叶被下度奉存候。以上

同日

郷下 周右エ門 印

御役所

表書^{ひょうしよ}之通我等手代庄屋 山守立合猥無之様為我取、尤来幕定法之運上取立上納可有之者也。

子

加々尾 仲 印

十二月九日

森 充右エ門 印

富田村

庄屋 山守中

(富田高橋家文書『町史資料集』第一集)

農家にとって木炭は有力な収入源であり、どの村でも農閑期には競ってこの業に励んだが、この場合も、右に見る如く藩に願いをたて許可を得なければならなかった。なお、炭釜一基の運上は御林の場合銀五匁、平山の場合は三匁であった。

8 長者原・鳥越村山論

先にみたように、山林原野は原則的には藩有であつたが、農民の利用の実際においては、一部のとくに指定された場所、特定の樹種を除いては、殆ど自由に伐採することが慣習的に認められていた。その利用の特色は「村持」という共同の入会地であつた。自然、どこの山は何村の山とされていても、その間に明確な境は定め難く、このためしばしば隣村との間に地境の争いが起こつた。幕末、数年間にわたつて繰り返された長者原村と鳥越村の山論もこの一つであつた。

この山論は、長者原小国家文書によれば、慶応元年の頃、長者原の農民が鳥越村の地に入つて堰普請の用木を伐取つたことに端を発した事件であるが、数回にわたる藩役人のとり調べが行われた。この経過は小国家文書に詳しい（『町史資料集』第九集）。この結果、慶応二年十二月藩は次のような申渡書を長者原村に下した。

山境論所御引上ケ相成候段申渡

其方出入地所之儀難決ニ付、御役方罷越、且應場所見分之上吟味致候処、訴訟方之儀、嘉永度、山境山奉行江書上候扣帳之内ニ、境之沢認メ有之候得共、一村之品ニ而、他村江対出入之證拠難相立、相手方之儀柏木山村ニ有之候。寛政度之書付写ニ、長者原村境沢七折坂^沢上下新田敷可被申由認メ有之候得共、此度申立候沢境



山境論争申渡書（小国家文書）

見分之上、堤形等相見へ不申、七折坂ト申立候田方、一切相見へ不申候上者、案内之通沢境ト申分難立、安政度、柏木

山村不仕付之内ニ付、長者原村ト借地證文差出置候得共、長者原村に而も七折沢字之反別有之上者、堤袋之内、不残柏木山村之地内ト申儀治定無之、寛政度并嘉永度、山野境山奉行江書上扣等、何れも一村限品ニ而、他村対候出入之證拠難相立、其餘無證拠申争候迄者、双方難取用、依之境筋、ト相訳り候迄、右論所獅子沢ト境之沢迄間、御引上ケ相成候段申渡。

慶應二年

訴訟方

寅十二月九日

長者原村へ

山境論争仰渡写書

長者原村江

其村鳥越村ニ而先年争論之地所之内獅子沢より西南の方、此以後其村江御貸地被仰付候条、場所相見立川除普請道具立林ニ定置、若小柴ニ至迄猥ニ伐取不申無油断見廻り、精々取立候様可致候。就而者当分之内普請道具差支候ハ、鳥越村江熟談之上、同村差障無之、最奇之場所ニ而両印之伐判御叶之上、伐取可申候。此段小前之もの未々迄、心得違無之様急度相達置可申者也。

庚午十月

前条之通、今度改而被、仰出候ニ付而者、村役人共別而厚相心得、獅子沢ト西南方永代御貸地之場所、此未無油断見廻り、猶自然雜木難生立、空地の場所江者松杉栗之類土地相応之品、相見立植立精々相守者也。

庚午

十月

加々尾 清 米 ㊦

森 充 作 ㊦

長者原村

庄屋役人中

しかし、長者原村はこれを不服として、明治四年、次のような訴状を提出した。この後、両村の山論はどのように進展したのか不明であるが、恐らくは、やがて開始される各村の「山岳原野官民有区別願」調査の中にとりこまれ、長者原村の願いは達成されなかったものと思われる。

乍恐奉歎願候御事

先年、鳥越村与当村地論ニ付、御仕訳奉願上候所、此度山林方様、御仕訳書御渡ニ相成、獅子沢、西南方、此以後御貸地被仰付候ニ付而者、場所見立川除普請道具立林ニ定置、若立小柴ニ至迄、猥ニ伐取不申、無油断見廻り、猶又当分之内、普請道具差支候ハハ、鳥越村与融談之上、同村差障無之最寄之場所ニ而両印之伐、御判御叶之上伐取、小前未々迄心得違無之様、急度相違置候様ニ被仰渡候ニ付、村方一流江申渡候所、一同当惑而已仕、挨拶茂無御座候間、下拙共、種々理解申諭候得共、乍恐如何様ニも納得不仕、只管悲歎罷在候而已御座候、鳥越村ニ而者古来片岡李之助様、御判紙を以、当村境堤沢江新田可伐開段御書付写在之由ニ而、最初堤沢之由申立候得共、当村端之堤有之沢ニ而者格外無理ニ相当、御書付之堤沢者柏木山後ニ有之、左候得者論所者全当村分ニ聯相違無之ニ付、俄ニ引上ケ、獅子沢境杯与甚胡乱成申立仕、当惑至極奉存候、尤駭与証拠無之趣ニ而、去ル寅年郷下清蔵様舟形郷御勤役之節、御引上相成、両村ニ而太切相守候様被仰付置候處、当村江何之沙汰茂無之、鳥越村ニ而右論山夥敷伐乱候ニ付、其段奉申上、双方御手代衆初村役人立合之上相改候處、柏木山村下、獅子沢迄之処ニ而御材木拾三本并櫓杭取合式千八百八拾本位、棚木九拾三ヶ所位、夥敷伐積有之、御材木与唱、論山中多分伐乱、小村之当村与見掠、我儘成致方甚以歎敷次第、当惑至極以候、猶当村之儀元

境之沢境之段奉申上置候処、此度御達之獅子沢より西南之方者元より論外ニ而当村ニ而年中薪伐取候場所ニ付、右場所江堰根道具立林相成候而者外ニ村中新伐場所迎茂無之、乍恐如何様ニも村方難行立、何共当惑仕、且獅子沢境仕、当村ニ而堰根道具伐取候様、山御奉行様より被仰立候ニ付、右之趣ニ而御極被仰付而茂違乱有之間敷哉、去夏中御尋被仰付奉畏候、就而者右場所之儀者住古より三ヶ村入相堰根道具伐取来候ニ付、当村大堰根道具年々聯無差支、永久為伐取候様鳥越村江被仰付被下置候ハハ無詮地論等不仕候間、右大堰道具限永久伐取、以後鳥越村当村共常躰決而手入不仕候様、右両村江急度御達書被仰付被成下置候様、去六月中奉願上候、猶亦富田村并当村共一判願書ニ而是迄七折沢見通ニ而年々伐、御判御叶ニ相成候儀、元来右場所富田村地内ニ御座候所、元禄年中同村より別村ニ相成候処、往古より仕来通、右七折沢見通ニ而富田村并当村共一判願書差上御叶之上、年々伐取候儀ニ付、是迄仕来之通、以後当村一判ニ而伐御判御叶被成下候様、是亦去六月奉願上置候儀御座候、是亦富田村堀内村当村三ヶ村持之大堰根ニ而切御普請不仕候而者、如何様ニも三ヶ村難行立、実以当惑歎敷儀ニ奉存候、拟亦右三ヶ村共鳥越村与熟談仕候儀者乍恐如何様ニも当惑仕、殊ニ地所之儀者永久ニ相抱候趣而已御百姓共へ申出、未熟之下拙共乍恐何分理解行届兼、何共奉恐入当惑仕候、右ニ付、奉願上候茂恐多奉存候得共、何卒格別厚以

御慈悲両境論地之内ニ而御林相立、永久無差支伐、御判御叶被成下置候様、御仕訳奉頂戴候得者、誠ニ以難有仕合奉存候、乍恐此段宜御執成被 仰上、極困窮之小村、何兎欽行立候様ニ幾重ニ茂奉願上候、以上

(明治四年)

長者原村組頭 山 三 郎

未正月

庄屋 小 国 政 吉

後見 高 橋 庄 八

大 塚 武七郎様

第十節 農民階層・百姓騒動

1 農民階層

藩政時代の農民は、表百姓（本百姓ともいう）・名子百姓・水呑百姓の三階層に分けられるが、新庄藩においては、この他に半百姓、また時代により「畑まき」・「かりや」など様々な階層があった。

表百姓（本百姓）は石高一〇石、面積にして一町歩程の田畑をもつ一丁前の百姓で、検地帳に登録され、年貢を納める百姓である。この階層だけが村の正式の構成員で、庄屋・組頭などの村役人はこの中から選ばれた。表百姓は耕作している田地の種別によって、本百姓と新田百姓に分けられ、また諸役負担の多少によって、表百姓（一丁前）と半百姓に分けられることがある。

水呑・名子は、自分の田畑をもたず、他の耕地を小作するか、散田を耕したり、日雇に出て生計をたてている階層である。現実には自分でかなりの田地を耕作していても、検地帳には登録されず、年貢納入の義務はなかった。但し、小作している場合は地主に小作米を納めねばならない。年貢以外の諸役負担——伝馬奉公・道普請・その他の負担は、表百姓の半分乃至三分の一、あるいは全く免除された。このため、表百姓の中には、自ら願って、表百姓をやめ、名子・水呑になるのが多く、これを禁ずる条目がしばしば発せられている。

一是迄之名子水吞百姓相改置、多ク不成様ニ可仕事。(正徳四年御触書)

一村方漬百姓と号し、相定る諸役を不勤、名子水吞の類多相聞候。然る時は表百姓少く夫伝馬等可及難儀(下略)。

(享保十九年御触書)

村方により表百姓を止め、名子水吞に成り、扣田又は御法度の質田等大作致候者も有之様相聞、甚以我儘なる致方不届に候(嘉永元年御触書。ともに『新庄藩御触書類纂』)。

この傾向は、とくに藩政後期に目立つてくるようである。こうして、次第に百姓間の秩序が乱れてくる。文政年間の条目に、

百姓共、古来石高次第着座候処、いつとなく右之形氣を失ひ候様ニ相聞候。向後古来之通、石高次第着座候様被仰出候。此段村方江不漏様ニ可被相達候。(「御触書之写」沓沢家文書)

とあつて、この間の事情を明らかにしている。

水吞と名子の区別は判然としないが、元禄二年(一六八九)の京塚村(現鯉川村)「海道掃除人夫之覚」によれば、水吞は表百姓の半役、名子は表百姓の三分の一役とあるから、水吞の方が名子よりも上位にあつたと考えられる(『豊里村誌』四七頁)。

領内農民の階層についての最も古い統計は、「堀内村某書留之内抜書」にある貞享三年(一六八六)の記録で、

領内百姓数 七二一九軒(一〇〇パーセント)

内表百姓	四五〇六軒（六二・四パーセント）
新田百姓	六六六軒（九・二パーセント）
名子	一〇七七軒（一四・九パーセント）
水吞	九七〇軒（一三・四パーセント）

この表においては表百姓は全体の六二・四％にすぎない。舟形町以下についての詳細はわからないが、『新庄領村鑑』によれば、舟形郷七ヶ村の寛政六年（一七九四）の戸数四一一軒のうち表百姓二九九人、半百姓六九人、文化九年（一八一二）四五九軒半のうち表百姓二三九人、半百姓八三人半とある。両年次とも全戸数から表・半百姓の数を差し引いた残りが名子乃至水吞百姓と考えられる。文化九年、半百姓八三人半の「半」はどのように理解すべきか不明である。

農民の階層は、個々の村により、また時代により、ずい分と大きな差がある。このことは次掲の表（第一四表）からも読みとれることである。また、同一の村についての階層分化の傾向を示すものとして清水村（現大蔵村）を挙げることができる。尤も清水村は最上川の河岸集落として発展した町であるから、借屋・無家が多くなっていると考えなければならない。

表百姓・半百姓・名子・水呑等は家格であり、それ自体それぞれの保有耕地面積と直結するものではないが、元禄十六年（一七〇三）段階における猿羽根村の農家一軒毎の居屋敷・田畑保有反別を示すと、次掲の表の如くである。これによれば、同村の屋敷持の戸数は八五軒、保有反別の最も大きいものは藤右衛門の三町四反三畝余り、最小は小平次の一畝一〇歩（居屋敷のみ）であるが、一町一畝五反の層が最も多いようである。この中で家敷地のみの百姓はどのようにして生計をたてたものであろうか、恐らくは他家の田地を小作するか、他に日雇などに出たものであろう。同一村について、持高を基準に

第5-14表 領内各村階層分化

村名 区分	金山町 (元禄7年)	上谷地郷 (延享元年)	泉田村 (寛延4年)	飛森村 (宝暦9年)	鳥越村 (文政7年)	川の内村 (文政10年)
表百姓	247人	570人	49人	11人	28人	48人
半百姓					12	31
新田百姓	81	228		12	10	
水呑	130	260	11	5	5	3
名子	127		15	6	27	13
無宿					1	
借屋	96			4	3	
畑まき	16					
合計	697	1,058	75	38	86	95

(注) 『増訂最上郡史』「泉田村五人組並家数改帳」「飛森村人別家内渡世改面附帳」「川ノ内村宗門改帳」より作製。

第5-15表 清水村階層分化

	寛政4年	文化14年
表百姓	78軒	51軒
半百姓	40	67
水呑	50	20
名子	24	32
借屋無家		13
修験	2	
寺名子	3	3
合計	197	186

(注) 「五人組面附帳」「清水村家数仕訳帳」より作製。ともに小屋家文書。

第5-16表 文政10年川内村保有高別階層

石高	軒数	実数	%
20石以上		11人	12.8
20 — 15		14	16.3
15 — 10		18	20.9
10 — 5		19	22.1
5 — 1		20	22.7
1石以下		4	4.7
合計		86	100

(注) 「川ノ内村宗門改帳」より作製。他に9軒は持高不明。

元禄拾六年個人別反別表

No	百 姓 名	本屋敷・新屋敷	本	田	新	田	開 発 畑	新	畑	古畑開発畑	備 考
1	舎 人	町反畝歩 2 0 10	町反畝歩 1 1 9 13	町反畝歩 2 0 10	町反畝歩 7 8 3	町反畝歩 7 8 3	町反畝歩				
2	喜 三 衛 門	5 25	5 0 9	9 7		孫兵衛分 1 0 0 9					
3	五 平 次	2 1 9	6 7 11		7 8 14						
4	与 助	助右衛門分 9 9	5 5 29	4 23		助右衛門分 1 8 13			(開発畑)3 24		
5	才 藏	1 3 28 5 4	8 6 18	6 2 2		6 7 5					
6	彦 十 郎	吉兵衛分 6 6	1 0 2 10	1 1	1 1 0						
7	孫 八 郎	7 10	4 6 29	9 2		七右衛門分 4 1 13					
8	庄 作	1 0 24	1 2 3 21	2 4 9		与兵衛分 5 4 10					
9	八 兵 衛	9 27	8 3 10								
10	三 次 郎	甚九郎分 8 24	5 1 21	7 5							
11	七 藏	次右衛門分 1 0 16	7 8 16	1 1 0		新兵衛分 2 3 18			次右衛門分 9 26		
12	与 兵 衛	7 12 文左衛門分 1 10 2 与藏分 9 17 伝左衛門分 1 2 20 角助分 1 2 27 庄次郎分 1 3 5	1 0 0 23 文左 2 0 8 与藏分 3 1 7 伝左衛門 6 5 0	6 7 12 伝左衛門 4 1 3	2 3 18	1 3 0 24			3 21 (開発畑) 1 18 角助分 (開発畑) 2 3	本屋敷に享 保年中吉右 エ門方へ相 渡すの付札 あり	
13	久 作	8 25	8 2 0	1 9 12		7 3 5					
14	庄 次 郎	4 8	9 5 12	1 3 21	藤右衛門分 1 4 24	3 4 5			1 2 20		
15	小 右 衛 門	小一部分 1 3 24	惣次郎分 5 5 22 6 0 23	2 3 23		惣次郎分 4 9 11 6 8 18			3 1 28	惣次郎分小 右衛門の本 田付札に「惣 次郎分伝右 衛門」とあり	
16	小 三 郎	清十郎分 1 2 29	清十郎分 5 5 22 4 8 8	清十郎分 6 24	清十郎分 2 2 27	清十郎分 3 0 23			清十郎分 1 5 17		
17	又 藏	金藏分 8 24	2 6 4								
18	十 郎 兵 衛	与之助分左之助 1 7 18 1 1 22	8 7 17	1 5 11	4 4 17	4 7 18			(開発畑) 1 5 24 2 2 2		
19	弥 五 助	8 6 16									
20	庄 兵 衛	九兵衛分 7 15 9 27	長左エ門分 3 26 8 6 16		1 0 23	与兵衛分 9 9			1 2 20		
21	作 助	三吉分 9 10	左兵衛分 6 (5 3 9) 2 9 25	8 27		弥平次分 3 9 17					
22	与 平 次	太郎兵衛分 20 次兵衛分 2 1 9	6 6 4			与助分 1 5 27					
23	彦 六	6 18	6 3 26	5 1	3 1						
24	甚 之 丞	1 0 12	1 0 55								

No.	百 姓 名	本屋敷・新屋敷	本	田	新	田	開 発 畑	新	畑	古畑開発畑	備 考
25	左五右衛門	町反畝歩 作助分 2 5 24	町反畝歩 1 4 3 16	町反畝大	町反畝歩 1 5 5	町反畝歩	町反畝歩				
26	仁右衛門	4 20	6 3 4								
27	喜三郎	勘九郎分 9 27	1 0 9		3 1				(開発畑) 6 17		
28	左吉	1 1 9	1 2 3 23	6 8		2 8 14		3 28			
29	左次右衛門	6 16	6 0 4	2 2 18	(内1畝22歩 喜右衛門分) 1 4 27	9 7 12		(開発畑) 1 26			
30	加左衛門	9 25	3 2 26	25							
31	作藏	6 28	4 6 6	2 2				助右エ門分 1 21			
32	助作	弥吉分 1 4 26 8 0	1 2 0 10			左次部分 1 3 8 弥吉分4 5 14					
33	甚九郎	三四郎分 9 5	5 4 5	1 19				5 12			
34	又作	金藏分 2 6 4 9 10	1 3 6 21	8		与左エ門分 3 7 28		(開発畑) 4 8 9 3			
35	与市郎	1 2 22	7 3 17	9 8		8 6 24					
36	市右衛門	6 29	6 8 8								
37	小右衛門	惣次郎分 8 14 彦六分 6 18 8 12	1 8 2 25	3 0 4		1 4 1 2		3 20			
38	五郎兵衛		8 2 17	5 10		8 7 11		4 12			
39	与左衛門	1 10	万吉分 9 9 1 0 7 6		2 15	7 8 29		(開発畑) 1 26			
40	九郎右衛門	3 1 12	1 3 3 3	5 0		5 6 4		1 10			
41	長作	7 0	1 2 7 26	4 27	5 6	小三部分 3 3 10		3 7			
42	甚右衛門	9 20 大工久右エ門分 6 11	4 1 16 与次郎分 3 7 8		7 28	不動院分 9 2					
43	小之助	6 20	6 0 13								
44	新助	8 24	1 0 9 29	2 5 24	2 4	6 5 5		(開発畑) 1 14 9 3			
45	新左衛門	1 5 28	1 0 4 23		1 1 2			久六分 (開発畑) 5 24			
46	六助	2 3 9	3 3 25	4 2 11		市左衛門分 4 9 23		市左衛門分 1 1 14			
47	五兵衛	1 0 6	8 3 10	22							
48	勘五郎	1 1 6	(付札) 勘五郎分底 9 5 18			9 7 22					
49	折渡り 弥助	5 12	4 6 24		7 7 12						
50	又四郎	折渡り 助右エ門分 5 6	6 2 8					(開発畑) 4 20			
51	折渡り 吉藏	1 20	5 3 18		7 11			(開発畑) 2 4 25			
52	孫惣	折渡り 彦治郎分 1 25	4 0 15		2 0			彦一部分 (開発畑) 9 5 彦一部分 7 6			
53	不動院	1 8 12	9 3 4	8 3	6 1 2	6 9 11		(開発畑) 1 1 0			

373 第十節 農民階層・百姓騒動

No	百 姓 名	本屋敷・新屋敷	本 田	新 田	開 発 畑	新 畑	古畑開発畑	備 考
54	沼沢五郎兵衛	町反敵歩 3 19	町反敵歩 喜作分 1 9 9	町反敵歩	町反敵歩	町反敵歩	町反敵歩	
55	仁 左 衛 門	左兵衛分 1 0 10 1 2 0	2 1 3 5	3 1 5	4 0 24	1 0 43	勝右衛門分 5 15	屋敷土書に 延享3寅年 より永代左 次兵衛の付 札あり
56	新 兵 衛	1 6 10 5 26 6 28	1 3 7 3	6 7 29	6 9 28		(開発畑) 1 5 0	
57	藤 右 衛 門	9 16 2 1 2	2 1 7 26	3 7 21	2 1 21	1 9 9	1 5 27	
58	林 昌 院	3 5 5	9 1		1 4 16		(開発畑) 5 18	
59	藤 次 郎		1 2 3 5					
60	弥 吉	甚兵分小右衛門 3 20 1 1 3						
61	きんぬい 吉 兵 衛	3 14	1 3 0 24		1 0 12		四郎右衛門分 4 7	
62	ほりのうち 七 右 衛 門		3 8 19	新兵衛分 1 7 11				
63	孫 九 郎	左太部分孫四郎 3 22 4 15	左太部分 2 7 21					
64	勘 十 郎		源六分 4 1					
65	たてこ 七蔵	6 18	2 0			2 3 18	9 26	
66	甚 太 郎	9 20				9 7 19		
67	市 右 衛 門	2 3 9						
68	平 右 衛 門	1 2 7						
69	折渡り 万 吉	1 17			5 4 3		(開発畑) 1 1 4	
70	左 次 兵 衛	1 0 10						
71	長 左 衛 門	6 24						
72	六 兵 衛	3 12						
73	たてこ七兵衛						2 3 15	
74	たてこ 藤蔵						(開発畑) 4 23 1 6 2	
75	彦 兵 衛						1 0 4	
76	弥 兵 衛						5 25	
77	七 郎 兵 衛						2 2 2	
78	伝 左 衛 門					4 2 18	1 4 19	
79	三 五 郎						(開発畑) 2 2 15	
80	門 之 丞						(開発畑) 3 15	
81	加 平						(開発畑) 2 21	
82	助 右 衛 門						(開発畑) 9 18	
83	仁 蔵					小之助分 8 0 24		
84	喜 平					市右衛門分 5 7 16		

No	百 姓 名	本屋敷・新屋敷	本 田	新 田	開 発 畑	新 畑	古畑開発畑	備 考
85	彦 作	町反畝歩 彦右衛門分 1 2 0	町反畝歩 6 9 5	町反畝歩	町反畝歩 彦右衛門分 8 6	町反畝歩 彦右衛門分 7 1 11	町反畝歩 彦右衛門分 (開発畑) 20	
86	小 兵 衛	助惣分 1 3 18	助惣分 5 2 24				(開発畑) 3 1	
87	喜 右 衛 門	2 3 14	才三部分 8 4 21	才三部分 1 6 16				
88	勘 三 郎	1 18 1 2 4	嘉右衛門分 7 4 28					
89	清 右 衛 門	8 21	喜兵衛分 1 1 3 23				6 28	
90	甚 次 郎		藤二部分 5 1 2					
91	權 右 衛 門	8 19		伝左衛門分 1 9 8				
92	三郎右衛門			寺分 1 5 13				
93	弥 左 衛 門		折渡弥助分 1 7					
94	源 八 郎			3 4				
95	明神田(6人分)			1 0 4 0		6 2 5		
96	權 八				藤右衛門分 2 3 25			
97	權 七				1 9 19			
98	折渡り 作蔵				1 8 28			
99	六 照 院				勘三部分 3 4 26			
100	大 勝 院				1 4 1			
101	才 三 郎				2 4 29			
102	甚 兵 衛				8 23			
103	久 左 衛 門				3 27			
104	小 作				2 2 19			
105	三 郎 兵 衛	7 0 16						
106	小 平 次	1 10						
107	清 八	4 0 16						
108	源 助	たてこ藤二部分 3 0 26						
109	平 四 郎	7 0 4						
110	太 蔵	16						
111	与 吉	12						
112	清 八	5 0 2						
113	弥 右 衛 門	1 0 10						
114	折渡り半三郎	1 0 6						
	総 〳	新屋敷 11軒 1反8畝23歩 本屋敷 90軒 8町9反10歩 88石6斗6升 7合3勺	58町4反 23歩	8町8反7畝16歩	7町8反3畝3歩	50町5畝25歩	4町5反1畝25歩	

した階層分化の時代的変遷を示す例として泉田村を挙げることができる（第一八表）（『真室川町史』七五四頁）。

この表によれば、泉田村の場合、宝永・正徳期においては、本田百姓の持高は比較的大で、しかもほぼ均等であるが、新百姓の持高はわずかに屋敷地のみを保有するのが大部分である。宝暦期に至ると一五石以上層が減少し、五石以上層が増加する。この傾向は安政期（明治三年の庭帳による）に至るとさらに顕著になる。つまり、この村の場合は、上下層への分化ではなく、時代とともに五石乃至一五石層への集中と五石以下層の増加という傾向がみられる。こうした傾向は、城下に近い新田村である泉田村の特殊性に由来するものか、あるいは領内一般の傾向であるかは、今後の検討にまたなければならぬ。

藩政後期における農家の家族数をみると、

第5—17表 宝永1年・正徳2年・宝暦12年・明治3年保有高階層（泉田村）

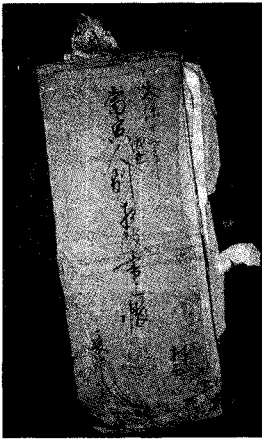
	宝 永 1	正 徳 2	宝 暦 12	明 治 3
20 石 以 上	10人	7人	2人	1人
20 ～ 15 石	22	14	21	4
15 ～ 10	18	24	23	31
10 ～ 5	71	9	11	19
5 ～ 1	7	13	15	14
1 石 以 下	17	6	20	25
計	91	73	92	94

（注） 宝永1：田畑新検御盛付写之帳
 正徳2：本田畑新田畑地方帳
 宝暦12：本田畑新田畑寄帳
 明治3：土書庭張老人切持高反別明細帳

第5—18表 正徳2年・明治3年本田百姓新百姓階層（泉田村）

	20石以上	20～15	15～10	10～5	5～1	1石以下	計
正徳2	7人	14人	24人	8人	一人	一人	53人
本田百姓 新 百 姓	—	—	—	1	13	6	20
明治3	1	4	31	19	11	8	74
本田百姓 新 百 姓	—	—	—	—	3	17	20

（注） 正徳2年：本田畑新田畑地方帳。
 明治3年：土書庭張老人切持高反別明細帳。



長者原人別帳

かなりの大家族であったことがうかがわれる（第一九表）。これは当時の営農形態と密接な関係があったものと思われる。文政十年（一八二七）、川の内村の場合は、庄屋の持高は七四石（内一二石は弟の持分）、家族数は二〇人、表百姓一軒、当たりの平均家族数は七・三人、半百姓は五人、水呑は三人である。また、宝暦九年（一七五九）谷口銀山村・飛森村の場合は、表百姓一軒当たり平均家族数は一〇人、水呑六・二人、新田百姓および借屋はともに四人である。なお、庄屋近岡六郎兵衛には六人の奉公人があった（「谷口銀山村・飛森村人別家内渡世改面附帳」）。

第5-19表 幕末期各村家族構成

年	宝暦 9 年	文政10年	天保 6 年	安政 5 年	明治 4 年	明治 2 年	安政 5 年
家族人数 村	飛 森 村	川ノ内村	中 田 村	泉 田 村	泉 田 村	清 水 村	大 滝 村
1	2軒	3軒	軒	軒	軒	5軒	1軒
2		1	4	2		3	1
3	1	66	5	2	3	14	1
4	2	13	7	8	5	13	1
5	6	15	8	9	9	15	5
6	4	20	7	16	10	20	4
7	10	20	7	22	22	21	1
8	3	8	5	10	18	18	6
9		3	2	4	10	17	1
10	2	3	1	9	4	18	2
11	3	1	2		2	6	
12		1			2	10	
13	1					4	
14	1			1		2	
15	2					1	
16	1						
20		1					
合 計 戸 数	38	95	48	83	85	167	23
平均家族数	7.7人	6.0人	6.2人	6.6人	5.2人	7.3人	6.1人

（注）「谷口銀山村飛森村人別家内渡世改面附帳」

その他各村宗門改帳より作成。

第5—20表 天保13年 長者原村人別

	百 姓 名	格	家 族	備 考
1	小 国 久 衛 門	表	8人	庄屋
2	山 三 郎	〃	10	組頭
3	長 四 郎	〃	6	〃
4	勘 右 衛 門	〃	4	山守
5	武 七	〃	8	
6	称 右 衛 門	〃	5	
7	六 助	〃	4	
8	利 助	〃	7	
9	七 助	〃	3	
10	六 郎 兵 衛	〃	7	
11	四 兵 衛	〃	7	
12	新 八	〃	6	
13	吉 右 衛 門	〃	4	
14	勝 之 助	〃	6	
15	八 郎 兵 衛	〃	6	
16	長 次 郎	〃	5	
17	久 兵 衛	〃	6	
18	長 太 郎	〃	4	已より半百姓
19	太 郎 兵 衛	半	4	
20	五 郎 七	〃	5	
21	十 右 衛 門	〃	4	名子
22	伊 之 助	〃	4	表御百姓
23	養 蔵	名子	9	已年御百姓
24	藤 四 郎	〃	5	
25	長 三 郎	〃	3	
26	称 左 衛 門	〃	3	
27	藤 七	〃	3	
計			146	

幕末天保十三年の長者原村の農家家族数は第二〇表のようである（「当寅人別渡世相改帳」による）。

これによれば、この年の戸数は二七軒（同帳には、「惣家数貳拾八軒」とあるが、二七軒しか記されていない）、うち表百姓が一八軒、半百姓四軒、名子五軒である。それぞれの一軒当たり家族数をみると表百姓五・九人、半百姓四・三人、名子四・六人である。表百姓の中から庄屋一人、組頭二人、山守一人の村役人がえらばれており、庄屋、組頭は「足前御免」とある。

この総人数は一四六人（同帳には一四三人、うち七九人男、六四人女とある）である。同帳の末尾に「已御改以後出生人」・「同請人」・「同弘人」・「同病死入」として、巳年（天保四年）以降同十三年までの人口移動を記しているが、それぞれ八人（五人男・三人女）、二人（男一・女一）、一人（男）、三人（男一・女一）とあるので、差し引き六人の増である。

同村においては、表百姓から半百姓、名子から表百姓になることが比較的頻繁に行われている如くで、前者が一軒、後者が二軒記されている。

長者原村と福寿野村を合わせた総戸数は（午年、天保五年か）四六軒、うち表百姓三五軒、半百姓三軒、名子八軒、総人数三一五人、うち男一三九人、女一五九人とあるから、同年の福寿野村の戸数は一九（八）軒、人高一六九人あったことが知られる。これが前年の巳年（天保四年か）においては四五軒、うち表三五軒、半三軒、名子八軒、総人高二九九人（男一三七・女一五二）とあり、寅年（天保十三年か）には、総戸数四四軒（うち表百姓三三軒（長者原村二〇軒、福寿野一三軒）、半百姓三人、名子九人、総人高二八〇人（男一四五・女一三五人）と変わっている。

2 百姓騒動

藩政時代を通じて、新庄藩には百姓一揆もなく、概して平穏な時代を送ったといわれる。その理由は藩主戸沢氏の恩沢が深く、主従の情誼が厚かったためであり、また、一揆徒党は極刑をもって厳禁され、百姓が骨ぬきにされたためといわれるが（『増訂最上郡史』三九七頁）、農民の反抗は全くなかったわけではない。



白岩状 (長沢・野・伊藤家文書)

古い例としては、寛永元年（一六二四）、庭月村（現鮭川村）大膳が村民二〇人を語らって仙北（秋田県）に逃散した事件がある。逃散の理由は「右京殿御入部以後御取立大分」になったことを挙げているが、これは戸沢氏入部によって農民の負担が過大になったことを物語っている。大膳は後国許に呼びもどされお仕置となり、その田地は「惣体に割田に罷成候」といわれる（前掲書六六〇頁）。

寛永十一年（一六三四）には蔵岡村（現戸沢村）百姓渋谷助右エ門の目安事件が起こった。助右エ門は大川与五兵衛・夏井市助などとともに津谷野の開墾を行った在来の有力農民の一人で、戸沢氏入部の頃は質物下人二六人を抱えて大規模経営を行っていた。訴えによれば、彼は最上氏時代以来開墾地の知行を認められていたが、戸沢氏入部によりこの土地に年貢が課せられるようになったこと、また、先祖伝来の刀類を戸沢氏家来から詐取されたこと、さらに従来に質物下人がいわれなく解放されたことなどである。助右エ門はこれらの非法を記して、幕府に目安状を差し出したが、結果は助右エ門の敗訴となり、「片頭をすり彩色し町を引廻し、其上御仕置」となった。一方、戸沢氏については何のともがめもなかった。

助右エ門の目安事件の中には、藩政確立期の領主側の意図——在地勢力の排除、兵農分離、小農の自立促進等一連の政策をうかがうことができる。



白岩義民の遺髪と鏡 (長沢・野・伊藤家所蔵)

当地方のことではないが、寛永十年（二六三三）、村山郡白岩郷におこった一揆も同じような性格の一揆であった。すなわち、最上氏に代わって当地方の新しい領主として入部した酒井忠重（庄内支藩）は、在来の土着勢力に対してはとくに厳しい支配を行い、ために人々は塗炭の苦しみ陥った。農民達はこの苛政に堪えかね、寛永十年、忠重の非法の数々を二三カ条にわたって書き上げ、江戸町奉行に越訴し、ついに忠重を庄内に追い放った一揆であるが、農民側の犠牲も大きく、惣代三八名が斬首された事件である。

この折の直訴状を「白岩状」というが、この二通がいまも当町長沢野の伊藤家に伝えられている。「白岩状」は桐の箱に収められているが、文書とともに黒い一房の髪（髻に結んである）と懐中鏡が入っている。この箱は代々開いてはならないと伝えてきたものであるが、伊藤家では一揆に加わった農民のものではないかと言っている。越訴に加わって処刑された夫の髪を、若妻がひそかに持ち去り、この地に落ちのびてきたのではないかというのである。恐らくは若者のものであったであろう黒い髪は、いまは見る人の胸をしめつける。なお、「白岩状」は長者原小国家にも伝えられている。

万治三年（二六六〇）、中渡村（現鮭川村）百姓一九名が父母妻子一六一名を引き連れて庄内領に逃散した（『名高村末世覚書』）。いわゆる「中渡村騒動」とよばれる事件であるが、これは新庄藩における最大の御家騒動である片岡騒動と深く関連する事件である。事件の概要は次のようである。

慶安元年（一六四八）、初代藩主政盛が亡くなり、正誠がその跡をつぐが、幼少のため幕府の公認が得られず、新庄藩は存亡の危機に陥った。当時国許にあつて執政の任に当たっていたのは戸沢勘兵衛以下の四家老であつたが、この背後にあつて実際の採配を振つたのは、正誠の義母に当たる天慶院であつた。四家老は相次いで世を去り、代わつて片岡理兵衛・戸沢伝右衛門・井関内蔵助の三名が家老となった。このうち、片岡・戸沢の間に激烈

な主導権争いが起こり、二人は事毎に対立した。

片岡は新田開発や治水の面で力量を示し、天慶院と結んで勢力を伸ばした。一方、戸沢は藩士の大部分を味方につけ、正誠にとり入って、理兵衛・天慶院に対抗した。万治二年（二六五九）、正誠の帰国によって形勢を一変した。正誠は天慶院を抑え、名実ともに一国の主たる威厳を示さんとし、伝右衛門と結び反対勢力を除こうとした。かくして、正誠・伝右衛門と天慶院・理兵衛との対立はますます尖鋭化した。この争いは中渡村の百姓騒動を契機に爆発した。

中渡村は、元和以前、荒木伊左衛門の先祖が下総国から下って開いた村といわれ、当時は正誠の姉の知行地になっていた（『新庄古老覚書』）。明暦二年（一六五六）、同村庄屋八郎左衛門と百姓治兵衛との間に対立が起こり、これが次第に昂じつつあった。この村方の争いについて、理兵衛は百姓方に味方し、庄屋を罷免した。他方、伝右衛門は庄屋に味方して五七名を捕えて牢に入れた。理兵衛は天慶院を動かして、藩主正誠に百姓の放免を強要し、また百姓を煽動して鷹狩に出た正誠に直訴させた。これによって百姓は放免されたが、正誠の面目は丸つぶれとなり、万治三年（二六六〇）、悶々のうちに江戸に上った。やがて業腹のおもむくところ、片岡一族の成敗を決意し、伝右衛門に密命を下して、片岡兄弟とその家族をうたせた。これが片岡騒動のあらましであるが、この騒動は藩政確立期において藩主権力の絶対化をはかる上において避けられない事件であった。初期段階における典型的なお家騒動といえることができる。

中渡村百姓の逃散について「名高村末世覚書」は、

同三年子九月三日、八郎左衛門新庄江参、召運候善太郎与申者にひそかに申聞候者、内々之出入に付而大切成事有之

明日新庄より御代官内検見之分にて村方江御出被成、治兵衛・喜蔵其外三人を野方へ御よびならべおかれ鉄砲にてうたれ候筈に極候。以之外なる義にて候故帰り候ても、必必沙汰仕間敷由申含返し候間、其者帰候否右之趣咄候付而十九人之者驚き一夜之中に申合、万治三年子九月四日父母妻子百六拾一人引連、山越に庄内領江逃げ山中大のはと申処にかくれ居（下略。名高村荒川家文書）。

としている。やがて、治兵衛等は庄内藩の許を得て新田開発に従ったが、故郷忘れ難く、寛文二年（一六六二）、新庄に帰り、藩庁に願いをたて松本村（現新庄市）の開発に従った。しかし、この地は水利の便が悪く、開発には不向のため、別に名高村を開き、ここを永住の地とした。

この後、治兵衛は荒木の姓をはばかり、荒川を名乗るようになったという。名高の西中寺境内には、当時の草分け一九人の名を刻んだ墓がある。また、名高と中渡とは山一つ隔てているのみであるが、今も極力縁組を避けているということである。

寛文十年（一六七〇）には、庭月村庄屋高山吉左衛門と村方の間に紛争がおこり、庄屋は「十二色之悪事」を訴えられ、籠舎になったというが、詳細はわからない（庭月村庄屋基内覚書『増訂最上郡史』六六一頁）。

元禄十四年（一七〇一）、下ノ明村（現金山町）庄屋と百姓の間に紛争がおこり、百姓八五人が連判して庄屋の非法を訴えたが、取調べの結果庄屋は無罪、百姓数人が追放になった事件があった。庄屋が「郷中百姓方へ心入悪敷、其上御賄方御蔵米減等多く、役人共小遣まで大分に御座候間、庄屋御立替被下度」というのが訴えの内容であった（前掲書三九七頁）。

このように小百姓が連判して村役人層の不正を弾劾する形の村方騒動は、このころから次第に目立ちはじめ

享保六年（一七二一）、本合海村（現新庄市）の百姓達は、庄屋に不正ありとして郷倉に集合し、庄屋の判形をとって役所に訴え出たが、取調べの結果、庄屋は無実となり、百姓等は死罪・入墨・追放等の刑に処せられた（前掲書）。

本合海では文化十二年（一八一五）にも同様の村方騒動があったといわれ、この折の主謀者の墓と伝えられるものが同村の積雲寺境内にある。いまでも、村の人々はこの兩人を「義民」としてあがめ、二人の名に因む「祐佐神社」なる小祠をつくり奉祀している。

享保十八年（一七三三）の御触書に

一 於在々所々庄屋組頭惣百姓不依何事致一味神水を呑み申合輩有之は急度可被行死罪（下略）。

とあって、藩は一揆徒党に対しては極刑をもつてのぞんだ。

享保二年（一七一七）「神田村一揆、庄屋庄左衛門孫市追放」とあるが（『最上年代記』）、内容は明らかでない。寛延元年（一七四八）、堀内村に大きな騒動がおこった。同村百姓弥助・山守孫十郎等が庄屋加藤佐治兵衛を排斥し、高山与左エ門をこれに代えようとして藩に願い出たが容れられなかった。弥助等はその後一味のものを語らって寄合を開いた。このことが藩庁に聞こえ、翌年孫十郎は村払いとなり、弥助は牢舎の上、宝暦六年（一七五六）斬罪に処せられた。その他、数人の農民が追放・牢舎となり、庄屋も罷免された（『最上年代記』）。

弥助が斬られたのは、同村の一枚田というところ（元堀内の下手）であった。



新庄市本合海積雲寺境内
祐之助佐之吉の墓

寛政年間（一七八九～一八〇〇）、大滝村（現真室川町）に騒動があり、庄屋庄司長右衛門が追放になったというが（『最郡上年代記』）、これも詳しくはわからない。

文化八年（一八一二）、川内村庄屋と百姓の間に対立が起こり、百姓等六〇名が城下に出て庄屋の不正を訴えんとしたが、全員新庄町で捕えられ、厳しい詮議の後、主謀者三人が籠舎となり、このうちの一人はついに文化十一年春に獄死してしまった。一方、庄屋は村蠶居を仰付けられ、庄屋役はとりあげられた。この事件については、後に同村筆取をつとめた沓沢幸助の詳しい記録がある（『川内村騒動之由来』『真室川町史』所収）。この騒動の原因も不明の点が多いが、年貢米・村入用などを不正に高く賦課したことに原因がある如くである。

文政十一年（一八二八）には、庭月村百姓等が年貢の減免を求めて騒動に及ばんとした事件があった。『最上年代記』によれば、同年八月十四日、同村百姓等が観音堂に集まって鐘を撞き、狼火を挙げて騒動に移らんとした。訴えの趣旨は、前月霖雨のため河水が氾濫し、溺死者が出る程の被害を蒙ったので、農民は一二〇〇俵の引石を願ひ、これが容れられない場合は刈取りを行わないとの申し合せを行った。庄屋沓沢常吉は、この内九四〇俵の引石を願ひ、不足分は自分の木材を売って補う旨を約束して農民を説得した。農民はこれを認め不発に終わった事件である。

嘉永六年（一八五三）、石名坂村（現鮭川村）に庄屋を中心に逃散の企てがあることが発覚した。この前年、村に年貢未納のものがあったので、庄屋黒坂久五郎は郡奉行佐久間浅右衛門に窮状を訴えて免除を願ったが認められなかった。庄屋はこれを遺憾として村民一〇余名を誘って仙台領に逃散しようとして、太田村瑞雲院満詰和尚に暇乞いに行つたところ、和尚から説得されて実行を見合わせた。このことが翌年正月発覚して、同月三十日の川原町徒罪入を命ぜられた（『沓沢家日記抄』）。

弘化五年（一八四八）、曲川村（現鯉川村）の百姓が庄屋と争い、名木沢村（現尾花沢市）まで逃げたが捕えられ、籠舎となった。曲川村には、この他にも村方騒動があったことが中渡村荒木家文書「風聞控」や川内村沓沢家文書によって知られる（『真室川町史』七四〇頁）。

同じような事件が大沢村（現真室川町）にもあった。年代は明らかでないが（文化文政の頃か）、大沢村の農民が寄合を開いて庄屋に願いを立てたことが「郷訴徒党之企」としてとがめられ、主謀者四人が「肘折金山永松銅山追放」に処せられた事件である（沓沢家文書「万覚書留帳」）。

このように、処罰の理由はいずれの場合も「百姓共寄集」まり、「強訴徒党」の企てをなしたことを挙げている。このことは藩が最も恐れているのは農民の地域的な団結であったことを物語っている。先にみた享保十八年（一七三三）の条目「庄屋組頭惣百姓、不依何事、致一味神水を呑み申合輩有之者急度可被行死罪、訴訟之儀於有之は庄屋組頭一兩人奉行所へ可罷出、自然庄屋組頭ひかこと訟申刻は、小百姓の内一兩人可罷出候、縦道理たりといふとも大勢罷出に候へては取上へからさること。」は、まさに藩の恐れていることをそのままに示している。自然、庄屋としても百姓の寄合に対しては神経質ならざるを得ない。安政元年（一八五四）、川内村で農民達が伝蔵方に集まったことを庄屋にとがめられ、次のような詫証文を差し出している（『沓沢家日記抄』）。

差出申書付書

十月廿日寄合之義ニ付、御咎被仰付恐入奉存候。依之以後右躰之致方一切仕申間敷候。若相背於申者、如何様之義被仰付候而も不苦候。為後日書付差上申候。仍如件。

安政二卯十一月

組頭長百姓へ

惣人数 印

前書之通願出候間、此以後右鉢之義為仕申間敷候。依之書付差上申処、仍如件。

月 日

組頭 印

長百姓 印

新田兵右エ門殿

右書付太藏・万吉廿日伝藏方ニ而泊り候処、御咎被仰付候。依之以来左様成る義仕不申候。万一何事も御座候節ハ私共引受、村方へ少も迷惑相懸申間敷こと書付村方へ出候。

この寄合は、必ずしも一揆徒党に関するものではなかったと思われる。月日から見ても契約講の寄合ではなかったかとも思われるのであるが、その理由の如何を問わず、強訴・徒党に発展するおそれがあるものとして取り締られたものであらう。

元治二年（一八六五）、釜淵村（現真室川町）に徒党めいた企てがあったらしく、農民四人が徒罪刑に処せられた。「此節（元治二年二月）釜淵五兵衛・五右エ門・三左エ門・惣兵衛四人徒罪入被仰付候、大平野衆不殘御聖天参詣与名付、新庄へ罷出候、某猶又風聞不宜ニ付」（『沓沢家日記抄』）の記事は短文ではあるが、村を挙げて新庄城下に入り、強訴を企てたことを物語っている如くである。

この頃、下の明村にも、庄屋の任免をめぐる対立があったことが、次の文書から知られる。大勢の百姓が動いたが、内々に済ましたらしく処罰をうけたものはなかったようである。

乍恐以書付奉申上候

兼而徒党ケ間敷儀、御停止被仰付置候処、先達而御役屋近く御長屋迄大勢罷出、先庄屋丑藏江庄屋役被仰付被成下度段御願申上候、何儀ニ不寄、願之趣ハ御役筋江相願可申候所、御役方を差置直々御役屋江大勢罷出候儀、不調法之段奉恐入候、猶亦此度村内所々江高札立候もの御座候ニ付、御糺被仰付、重々奉恐入候、何もの之仕業ニ御座候哉、村方におゐて、少茂別心無御座候。依之当村親方大場長吉殿後役之儀、同人養子留吉殿江被仰付被成下候而茂、村方差障之儀、一切無御座候。御上被仰付趣ニおゐてハ、少し茂違背仕間敷候。若相背候もの御座候ハハ、如何糺ニ茂可被仰付候、右御糺ニ付、有躰ニ申上候処、相違無御座候。此段宜被仰上被成下度奉願上候、以上

西四月一九日

惣百姓

長百姓

組頭

長山久右エ門殿

(金山町下明村大場家文書)

この文書で注目されるのは、「村内所々江高札立候もの」があつたことである。いうまでもなく、捨文・張札は衆人を惑わすものとして厳しく禁止されていた。文政元年（一八一八）の条目では、子供たりとも容赦なく罰する旨を定めているが、事実は右にみるようにこの禁令を破るものが多くあつたことであらう。

第十一節 飢饉と人口

1 宝五の飢饉

江戸時代三〇〇年の間、最上地方は絶えず冷害や干害による凶作に悩まされたが、とくに藩政後期の宝暦・天明・天保の凶作は深刻であつたとみえ、いまに三大飢饉として語り継がれている。このような大飢饉が藩政後期に集中していることは、飢饉の原因が単に天候等の自然条件にのみあるのではなくして、より多く各段階における藩政——藩財政の窮乏化に由来することを物語っている。藩政後期における財政窮乏が、冷害による凶作の事態を悪化させ、深刻な飢饉にまで追い込んでいる。この意味では、飢饉は天災というよりもむしろ人災的な面が強い。先にも見たように、新庄藩の全盛時代は寛文のころから元禄・宝永にかけてであるとみられ、この時代、年貢収納高や領内人口はピークに達し、藩財政の最も充実した時代であつた。『最上郡年代記』に元禄十三年、米納十三万俵余、古来最高の物成也」とある。

しかし、この繁栄も束の間、二代藩主正誠の放漫な政策もあつて藩財政はたちまち困難を来たした。宝永三年（一七〇六）には、早くも領内銀山師から多額の借金をし、同七年以降は、半ば常習的に藩士からの「借上げ」を行うようになった『増訂最上郡史』三六一頁。「堀内村某書留之内抜書」に「一同（宝永）八卯二月殿様御艱難ニ付、家中知行之分在々扶持人迄減少」とあることは先にみた。三代正庸（宝永七年家督、但し実権は依然として

正誠が握っていた）は、退勢を挽回すべく、領内の土地改めを行い、土地台帳を整備して年貢の増徴をはかった。同時に度々儉約令を発して、士気の昂揚をはかったが、崩れかけた大勢を留めることは出来ず、藩政は衰退の一途をたどった。藩役人の腐敗もひどかったらしく、要路の役人を非難する張札・落書が頻りに行われた。

上よりも下るめぐみの中にとめ

下木はやがてかれかれにせん

（家老天野権太夫を非難）

来春は何を岩間のこけむしろ

勘定きはのいきのくささよ

（勘定頭岩間笹右衛門を非難）

大坂屋金の手使もきれにけり

瀬川か加増なにものを為そ

（瀬川は大坂屋より多額の借入に成功したので、その功により禄高が加増された。）

当時、捨文・張札等は厳しく禁止されていたが、なお跡をたたなかつたとみえ、文化年間には、次のような御触書が発せられた。

捨文張札等之悪事者、其罪不軽を以、一統相弁居申答候、然処近頃謂無き事を書之、所々火札を張置く様ニ相聞候 衆人を疑惑為致候義、甚以不屈至候、古稀之悪こと致候者、心当茂有之候ハハ、其最寄目付江早速可申出候段、子供等之所業たりとも御吟味之上、急度御沙汰可有之候間、家内之者下々迄惣而可申付置候。

右之趣、在方江可相触候事。

右之通被仰出候間、御支配村々江御申触可被成候事。

十一月廿九日

余語最左エ門

〔香沢家文書「御触書之写」〕

百姓の田畑の質入れや売買が目立つてくるのも、また庄屋・山守などの村役人に対する一般農民の反抗が増してくるのも、この時代からである。このような藩財政の窮乏、農村の疲弊の中で宝暦五年（一七五五）の飢饉を迎えた。

宝暦五年の凶作は、後世まで「亥年の凶作」と伝えられているほどの深刻なもので、積弊の藩財政に決定的な打撃を与えた。『最上年代記』によれば、この飢饉によって餓死したものが、堀内村のみで一二四人に達し、集落の廃絶したものも少なくなかったという。前掲「拔書」に「一宝暦五亥年大悪作、同六子年大飢饉、米壹升八拾五文迄致候、人大分死ス。当村ニて八百廿四人死ス」とある。堀内村の人口は寛政六年（一七九四）で、三九四人であるから（『新庄領村鑑』）、八二四人というのは誤りであろうが、事態はまさに深刻であった。

この年度の藩の年貢米収納高は四一、一五〇俵に過ぎず（平年は約一〇万俵）、このため藩士の俸禄は「飯米渡し」の制に改められた。その割合は、禄高一、三〇〇石より五〇〇石までは三分五厘引、四〇〇石から三〇〇石までは三分引、二〇〇石より一六七石までは二分五厘引、一五〇石より一二〇石までは二分引、以下八〇石までは一分五厘引、八〇石より一分引で、禄高一〇〇石につき三六俵の渡しであった（『真室川町史』六七九頁）。



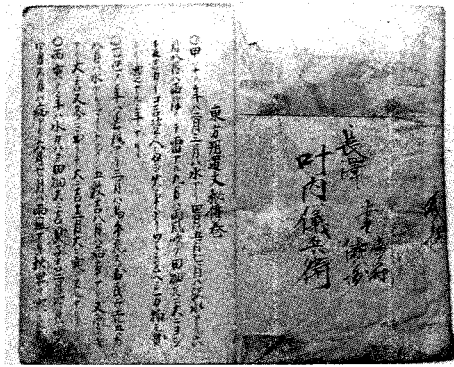
豊年瑞相記

亥年の凶作については、新庄町の一町人が記した『豊年瑞相談』という詳細な記録がある。著者福井富教は清水川町の造り酒屋山城屋太郎右衛門の次男といわれるが、宝暦三・四年の作柄・世相から筆を起こし、同六年まで四か年にわたって飢饉の惨状を記している。

これによれば、宝暦五年は天候が不順で「六月十一日より土用、雨繁く、冷氣にして帷子を着ること稀なり。土用中晴天と申すは三・四日のみ。常に袷をきて田畑を耕せとも、さのみ暑氣を知らず。」という有様であった。七月に入ると、十五日から三日間大雨となった。人々はいよいよ作物の稔りを案じたが、稲のみならず、他の草木の成育も著しく遅れ、八月に入つてようやく出穂がみえた。ところが八月十七日の夜、早くも霜が降り、稲に加えて山畑の蕎麦、粟などをも害してしまった。

九月下旬、ようやくわずかの新米がとれるようになったが、未熟なため蒸米し又は燻米にして、二升三升と取集めて御物成を上納した。十月に入つても、一向に新米は出廻らないので領内の酒屋は他領米を買い入れて仕込みをするよう命ぜられた。十月二十七日、かなりの降雪をみた。田の稲は雪の下になり、取り入れの難儀は言うに言われないものがあつた。山沢の田には猿や鹿が現われて荒し廻つた。刈取つた稲は屋内の桁や梁にかけて乾かしたが、小さい家ではこれも叶わず、積重ねて置いたところ、中からむれて納豆のようになった。取り入れた稲はまだしも、刈り残した稲は何とも手の施しようがなかった。

一体の不作の中でも、早稲と中手は多少とも実を結んだが、晩稲は皆無の状態であつた。刈取るときは平年の三・四分作とみえた稲も、いざ脱穀してみると一分にも及ばないものが多かった。「蒸米はかたまるざる実むしてかため候故に取実あり、日ぼし米是



東方朔置文（長沢・叶内家文書）

に違ふ。五合位と見る稲、取仕廻て一合にもあたらざる所多し。摺臼にかければ灰の如くなり。……今年一駄青立、平均一分五厘と申、右稲作検分の意趣は其道鍛練の老翁より求めて記せり。」

この年の冬は例年がない寒さで、雪消えも遅く、苗代の種まきも四月八日ごろからようやく始まったが、池に浸してある種粃を盗むものが諸所に現われた。

米価は日ましに高騰し、前年（宝暦四年）に一升一三・四文であつたものが、五年六月には二五文乃至三〇文となり、同月二十四日には三六文に騰貴した。このため、山里の小百姓等は四〇日も五〇日も米を食うことが出来ず、顔色青白くなり病人の如くであつた。「初秋より食物とほしければ、青大豆を挽きて根餅の相手にまめすりになし、小豆も青き内に引てかてにて食し……依つて極月になりて大豆三十文、小豆四十二三文に相成る。」

大石田・尾花沢辺では、すでに一升五〇文の高価であつたので、小商人が領

内に入りこみ、米価をつり上げた。領内では小国郷・泉田村・角沢村・大沢村等が最もひどく、柴薪などを売つて米を求めたが、薪一荷で米五合を得ることも容易でなかつた。「所持の家財衣類を代に替へ米大豆を求む。追日代銭にせん方なく、桶たらい櫃手箱或は神棚持仏堂安置申所の本尊迄……重代のさび刀も焼餅ひねりめしに取替、日々命をつなぐ計りなり。」

十二月、藩は穀物の暴騰を防ぐため「売留相場」を触れた。これによれば町米一升四六・七文迄、大豆三三文迄、蕎麦二六文迄、小豆四五文迄とあるが、町在の相場ははるかに高く、翌宝暦六年正月には米は五〇文に達した。さらに二月には六〇文、四月には六五文、五月には六九、七〇文になった。

田植の季節になったが、昨年の不熟の種籾のために意外の苗不足になり、百姓は依類を質に入れ、苗一把四・五文ずつで買い求めた。

六月初め、米はいよいよ底をつき、ついに一升八二文になった。

宝暦六年は幸い作柄がよかったので、新米の出廻りとともに、米価はようやく下降し始め、六月末には七二文、八月十日には四九文となり、人々はようやく蘇生の思いをした。これらの米穀価格の変動をまとめたのが次の表である。

このような凶作の中

で、人々は如何にして

自らの命を守ったであ

ろうか。また、不幸に

して渴命に及んだ

人々はどのように葬ら

れたであろうか。『豊年

瑞相談』は次の如く記

している。

領内の米不足は六月ごろより深刻した。藩士も年貢米が納入されないため扶持米を貰うことが出来ず、毎日西ノ丸御蔵前に詰め日を過ごした。

村々では蕨の根を掘り根花餅をこしらえて食とした。同様に町方、家中のものも皆々山野に入つて、なれない

第5—21表 宝暦5・6年物価変動

年 月 日	米	大豆	小豆	小麦
宝暦5・6上旬	文	文	文	文
6.24	26			
8.	36			
12.	43			
12.		30	42	
宝暦6.1	46	32	45	46
1.29	57			
2.25	48			
4.	60	38		
5.	65	53	58	
5.20	70	44		
6.上	60			
7.25	82			
8.10	72	48		47
8.20	49			
8.25	37			
	44	32		

(注) 各1升の値段

「豊年瑞相記」より作製。

値段は新庄町における相場。

手に鋤をもつて蕨の根を掘った。かてものとしては、蕨根のほか野菜の類、野ひる・ふき・うるえ・きりこ・ていん・がざ木の葉・あざみ・山牛蒡・たんぼぼ等、たべられるものはすべて口に入れた。

十月三十日、藩士一同惣登城を命ぜられた。その席で藩主の密書が披露されたが、内容は「当年御收納米一向不足に付、御家中並御扶持米方に御配当にて被成下……只飯料計に候間、何卒作柄宜敷節迄相勤候族は何よりの忠勤たるべし。若又不忠勤の族は勝手次第御いとま可被下」というものであった。

十一月二十三日からは酒売買が禁止された。この禁を犯せば料料五匁文、酒道具取り上げ、買ったものは三匁文の料料と定めた。十二月に入ると、わずかに残っていた碎米も食尽したので、大豆からを煎り、これをしいな米に挽き混ぜて香煎とし、湯を注ぎ、かきまぜて食べた。また、蕨の粉の「たれから」を煎粉にして、これに粉糠をねりまぜた「蕨根餅」も主要な食物であった。粟の粉を香煎にすることも行われた。「青引豆のゆてかわ、漆の実のきな粉を付て喰ふ、其外不宜物計食になす故に悉く大腸不通にして難儀致し煩う者多く」なり、「餓死の族夥敷有之様に風聞」がたつた。

この頃、町方に粥雑炊の売物が出た。一碗四文であったが、忽ち売れ切れた。村々の難民は乞食となつて町に出てきた。門口に立つて物を乞う姿は、顔青白く、まことにあわれであった。

宝暦六年正月、新庄町の酒屋一七軒は粥をたいて難波の人々を救うことを決め、茶屋町の久兵衛から始めたところ、初日六五人、二日目八五人と群れ集まった。粥は二合入柄杓で一人前二つずつ、白米一升に水六升の割合で炊いたものを、朝四ツより昼八ツまで施行した。

このころ禁制の留山・留木を頻りに伐取るものが現われた。二月、物乞いの難民は日々に多くなり、粥施行所に集まるものも、八日目には九二五人、一〇日目は一、〇七三人に達した。この粥施行は二月末で終わりと



新庄市金沢接引寺まかの地蔵

り、四月上旬からは藩の御救い粥が施行された。

やがて盆を迎える頃になったが、人々は盆踊りどころではなく、火の消えたような淋しさであった。七月十三日より二夜三日にわたって太田村瑞雲院で餓死者供養の法要が営まれた。その間にも、「数人の乞食、所々の物陰に臥居て、今も一人又二人といふ様に暑氣に当り、疫病を煩いて、足弱に強病ゆへ難遁死しける。最初は接引寺境内に埋けれ共、犬狼の食と成て死骸を引出し乱れ果たるに大なる穴を掘り、此内に埋めしなり。」この穴の大きさは幅五尺、深さ一丈五尺であった（「末世の立鏡」）。

今に残る新庄市金沢接引寺の石地蔵は、この折の餓死人回向のために建てられたものと伝えられ、春秋の彼岸に寺参りする人々は、この地蔵の口もとにぼた餅を食べさせる風習がある。

また、角沢街道の路傍の丸仏は、宝暦の飢饉の六一年目にあたる文化十三年（一八一六）に建てられたもので、この度の餓死人と、後に記す天明飢饉の餓死者を供養して建立したものである。丸仏の傍の碑には、「餓死聖霊位」と刻まれている。

九月二十二日、恒例の天満宮の大祭が復活した。凶作にひしがれた領民の心を振いたたせるために盛大に行われることになり、城下は久し振りに賑いをとりもどした。

また、『泉田村年代記』は次のように記している。泉田村の当



新庄市角沢丸仏

年の収穫は皆無であつたので、年貢高二三七俵のところを六九俵まで減ぜられたが、なお四〇俵はどうしても納めることができなかった。各農家から一升・二升と取り立てた年貢米を、枴取りのものが量っている傍から窮民が群がってきてつまみ食いをし、叱つても、おどしてもきかなかった。

諸国から流れ込んだ乞食の数は夥しく、太田・荒小屋の往還は、これら難民の伏している様に足の踏み場のない程であつた。藩では荒小屋西裏に非人小屋をたてて收容した。この死人が多かつたので、松原村（柳原村か）の端れに大きな穴を掘つて、毎日ここに投げ捨てた、と記している。

2 天明の飢饉

この後、約三〇年にして天明三年（一七八三）の飢饉にあつた。この飢饉についての詳しい記録は見当たらないが、事態は深刻であつたらしく、天明八年（一七八八）の「御巡見様御回国御案内之帳」には、

宝暦五亥凶作以来人高多分相減し、其上去ル卯年より巳年兩年凶作ニ而高夥數相減（泉田・奥山家文書）。

とあり、また、寛政七年（一七九五）の達しにも、

宝暦亥年凶作以来御領内人別相減、荒蕪、御收納高古来ニ復し兼候上、先卯年不熟後猶又民力も衰候。

とあり、天明度の凶作は宝暦亥年の凶作と並んで領民に打撃を与えたことが知られる。

藩士からの「借上げ」もいよいよ徹底し、「飯料計被成下」という状態であった。

当年春中より氣候不順ニ付、先亥の年同様の不熟にて七万石余の御損毛御届御座候、僅五万俵の御收納有之候、右の内より江戸表御勤向御入用、爰許無廻御入箇引候へば、何如程御儉約被仰出候ても御家中へ御割合の高致減少（中略）、当夏中諸夏中諸金主御断の上に御座候間、一向御才覚の御手筋無之（中略）別紙御割合の通飯米計被成下候、不足には可有之候へ共、何卒来秋迄如何様にも差繰取続致奉公候は、此節の忠節と思召候。（『増訂最上郡史』三六四頁）

と達している。

この頃より藩財政はいよいよ窮乏のどん底に陥った。大坂・江戸の町人から借入は益々増大した。藩はその返済に苦しみ、宝暦十年（一七六〇）には、早くも「御借金三ヶ年の間元利御断被成候」と、元利の支払停止を強行した。安永ごろからは、江戸・大坂・酒田などの金主に知行格式を与え、返済の猶予を願った。町人に知行を与えた例として、延享五年（一七四八）、西村山郡両所村の豪農和田兵右エ門に三〇〇石（後に五〇〇石）、酒田の本間家に一〇〇石、安永六年（一七七七）には、大坂原久左エ門に二〇〇石を与えたこと等を挙げることができる。

宝暦十年（一七六〇）、前記和田兵右エ門・京都伊勢屋理右衛門・江戸関口庄右衛門の三金主は、新庄藩の「借金支払停止」の不法を怒って、藩を相手に江戸町奉行に訴え出たが、結局は元利合計八三三八両余と米一八七四一俵を金五〇〇〇両の返済で踏み倒され、それも永年の年賦で済ますことで訴訟を取り下げた（前掲書三四九頁）。天明三年（一七八三）には、米三四〇〇〇両の滞金を理由に、大坂町人松浦長右エ門から訴え

られたが、これも町奉行の勧告で、当年二五〇両、翌年二五〇両計五〇〇両を支払うことで内済にした。さらに、天保二年（一八三一）江戸の酒屋兼両替屋伊勢屋忠兵衛から訴えられたが、この理由も借金の返済不能で、計一九七七一兩の滞金であった。これも内談の結果、利息は全部破棄、他はうやむやに終わってしまった（同書三五二頁以下）。

藩の外債は文化・文政の頃、そのピークに達したといわれる。天保年間、藩の吟味役大納戸として江戸藩邸にあった佐藤茂平の「天保二年御借金取調帳」によれば、江戸藩邸出入の町人および上野の芝の寺僧からの借入のみで九八〇、九三〇〇余両に達した（同書三四七頁）。これを米にすれば三〇万俵、当時の藩収入のおよそ三年分に当たるといわれる。この段階になると、寛政頃から数十年にわたって全く返金しないために、利息が元金を越すものが多く、藩重役の主たる任務は、ひたすら町人に頭を垂れて借金を乞うことにあるという苦境に追い込まれていた。

3 天保巳年の飢饉

天保四年（一八三三）、「天下の口を干す。」といわれた巳年の凶作が襲来した。この年の天候、米穀の変動、餓死等については、幕末の頃川の内村（現真室川町）筆取沓沢幸助の手になる「天保四巳年不作記」に詳しく記されている。これによれば、

一 六月三日土用入、土用中出穂相見得不申。

一同廿六日不晴冷雨也。朝四ツ頃より大洪水（中略）、最上川殊之外洪水、津谷岩清水辺迄三日位いかり、古口町土蔵共ニ拾三軒流、蔵岡三軒、皿島壱軒流れ、岩花迄水上り、其外川端通家潰れおびただしく、新庄町へ出来壱升ニ付七十

五文、小豆五十文、大豆六拾五文、塩四十八文、庄内領三四百軒も流候由、清川四十三軒、大石田十四軒流。

一 七月十五日雨降、川端一ぱい水出ル（中略）、同十九日二百十日、此節早稲通所ニ寄出揃候得共大分走り穂。山沢通出
不申候。新庄町老升付百文、六七月両月之内三四十日も雨ふり、其余大方雲り雨風也、廿五日新庄町米老升ニ付百拾八文。
一 八月廿五日頃新庄米老升百四十文より百五十五文相対次第。

一 殿様九月晦日江戸表御出立、十月十一日御帰城也、此節より八十文より貳百文まで、新米百廿文より百六十文迄、新米
一切出不申、大豆老升百文、小豆老升百文、根花廿文、塩五十貳文、町方 小屋米八十五文。

一 極月上旬、新米百七十貳文、根花百六十文、糀八十文、粉糠三十文、年末ニ少シ下り米老升百五十文、大豆百廿文、町
方ニ統牛房餅吸物八文、菓子類一切不相成様被仰付候、米取ハ上稲ニ而七合八合、大駄之处四合取、下は老合皆無也、
御本石不納大沢七百五拾七俵（中略）、御家中米被仰付候節ハ貳升三升ツツ何人ニ而寄合漸半俵宛上納仕候、私宅稻千
五拾刈、惣米拾老俵半有り。

一 寒中殊之外雪薄ニ而心安（中略）、不始未成
者不刈、雪の下過半雪下畔立也。

一 御上ニ而米越後より御買入、老升ニ付貳百二
三十文位也（中略）、雪薄ニ付、寒中根掘取
続申候、根花ニ色々かでを入膳候へ共、喰続
可申様無之、折々不膳、少々成ル者ハ入食
迎、米うるがし鍋ニ入、うむし鍋に入、うむ
し食也、ふきの葉取尽し根迄掘膳、其外としこ

第5—22表

天保4～5年物価変動表(各1升につき)

年 月 日	米	大豆	小豆	根花	塩
天保4.5.14	55	文	文	文	文
6.26	45	65	50		48
7.25	110				
8.29	145				
10.10	150	100	100	120	52
12.10	170			160	
12.25	150	120			
天文5.1.5	230				
1.25	165				
4.5	180		140	145	
6.25	220			180	
8.	70	50	47	70	
10.	45				65

(注) 「天保4巳年不作覚書」により作製。
値段は新庄町における相場。



已荒子孫伝（新庄市図書館所蔵）

ろ□□草、かさの葉、でつち葉、是も喰尽し、松の皮はき取、餅にして
 膳、色々食し、新庄町へ粥座立候ニ付、其所江参候者も大駄死、太田街
 道今朝存命ニ而居晩方ハ皆々死衰成ル次第也、午年上作与申田畑共二年
 前御座候忤迎、秋中餅 生食膳もの腫れ多死申候。

この中に見える米穀の価格を一覧にしたのが前頁の第二二表である。

江戸勤番中の藩主は、幕府に願いを立て、急拠帰国し、村々を見廻つたり、越後・大坂辺から米を買い入れて急場をしのぐとしたが、焼石に水の状態であった。

城下の数ヶ所に粥座を設けて救済に尽力したが（一人一日一合あて）、餓死人は日々に増加した。死骸は初め城下端れの接引寺や瑞雲院に埋められたが、後には泉田四ツ屋附近と角沢街道辺の二ヶ所に捨てられた。

この凶作・飢饉については、南山村（現大蔵村）の庄屋柿崎弥左衛門が詳細な記録を残している。「已荒子孫伝」五巻がこれであるが、この中には、「他国の乞食鳥越街道にて小児を三人連たる女の行倒れたるあり、菰を着たるながら元よりの乞食とも見えず、菰の下より死たる母の乳を吞居る側に式人の子供も痩せおとろへ、歩行も不叶体にて石に腰を掛けて弱り果てたるものしのびかたしと承る。又太田街道にて倒れ死候女の両眼を烏のぬきたるあり、最期には町内にて夫々に相仕舞候得共、後々他所死人大勢に成り……」と、さながら生き地獄の様を伝えている。この凶作によって、藩の禄制は全面的に改められ、大身小身の別なく、一人一日五合ずつを給する「面扶持」の制が定められた。それでも約二万俵を要したので、前記の買入米をこれに当てた。

この頃より、藩政時代を通じて最も根本的な藩政改革である吉高勘解由の改革が行われた（嘉永の改革）。そ

の内容は、度重ねて倭約令・勤農令を布達するとともに、積極的に国産方・蚕桑方・苗木方などを設け、他国から農業・織物・焼物などの技術者を招いて、国産を奨励し、新田を開発して危機をのりきろうとするものであった。後に国産品となる新庄東山の瀬戸焼は、天保十二年（一八四一）、越後出身の瀬戸師涌井弥兵衛を招いて開いたものであり、また新庄名産といわれた亀綾織は、文政の頃、上州館林や桐生から招かれた織師が創めたものであった。嘉永三年（一八五〇）には、米沢領勸進代村の百姓遠藤仁右衛門を「国産仕方人」として招き、養蚕・植林・新田開発の指導に当たらせた。

仁右衛門が最も力を傾けたのは、本町紫山の開墾であったが、このことは後に触れたい。

弘化三年（一八四六）には、「非常備糶」の制を設け、米穀の領外移出を禁じ、村々の疲弊を救おうとした。

第5—23表 安政初年新庄藩収支表（米金）

摘 要	才 入		才 出		備 考
	米(俵)	金(両)	米(俵)	金(両)	
年 貢 収 納	74,900				此代金14,685両
払 中 配 当			38,100		内2,500俵酒田下
諸 納 運 上		800	32,051		米
払 米 代 金		14,685			
江戸月割金				4,000	江戸藩邸公費
御上方盆暮被進金				780	藩主家族の盆暮
勤番士盆暮勤金				294	被進金
常府の物成金及手当				373	
御 道 中 金				550	安政2卯夏上府
勤番士の道中支度金				650	
江戸表雑				900	奥女中小人給
馬喰丁上納				700	
桜田御役金				1,500	
江戸表借財年賦利子				2,088	
酒田町人へ同じく				631	
新庄一年中入用				1,480	
御家中武器料御下金				300	
新 庄 雑				149	奥向及家中へ下し金
不時入用含み				1,000	
常盤町様上納				250	
合 計	74,900	15,485	70,151	15,645	

(注)『増訂最上郡史』より作製。数字はいずれも概数。

米は安政元年の収支、金は安政元年12月より同2年11月までの収支。米1俵は3斗9升入。

表百姓を罷め名子・水呑になるもの、百姓を罷めて日雇いや行商に出るもの、他領に出稼ぎに出るもの、伊勢参り、善光寺参りと称して離村するもの等、農民の移動は甚だしかったらしく、これに関する禁令も度々出されている。吉高勘解由の嘉永の改革によって、藩財政はかなりの好転をみた。しかし、なお安政元年（二八五四）から二年にかけての一年間の収支は前頁の第三表の如く、差し引き不足一六〇両という窮状で、しかも歳出の内訳は江戸藩邸の経費が全体の七七パーセントを占め、江戸表借財の年賦利子だけで二〇八八両の不健全さであった。

4 領内人口

このような財政難、農村疲弊は、当然戸数・人口の減退を来たした。新庄藩全体としての人口の初見は、「堀内村某書留之内抜書」にある次の一節である。

一貞享三寅五月新庄御家中并在々共人高

一惣給人百八拾七人 但五十石以上、寺社除く、内百四拾人ハ百四拾石以上

右知行高四万八百石余、寺社方共

一無足人貳百七人 但中小姓御歩行等迄

一御持筒四十六人三組小頭共、御先手足輕三百六人十三組小頭共

一御長柄百廿四人三組小頭共

一御旗之者廿人 一組

一 飛脚足輕廿人 一組

右御扶持切米貳万四千石余、但此外諸職人共入テ

右給人無足合六万四千八百石余、此表数七万四千表余、四ツ物成之積

一 百姓数七千三百拾九人、此家数七千六百八軒

内四千五百六人表百姓、六百六拾六人新田百姓

千百七十五人名子、五百七十人

一 馬数五千貳百拾五疋

内千疋ハ老駄荷付馬分

三百七拾疋牛、八百四拾五疋用三不

外百四十九疋新庄南町ノ内百疋鞍を置

一 在々惣人高五万貳千五百六拾人

内三万千八百五十一人男、貳万六千七十九人女

同貳百十五人出家、百八十五人山伏、九十三人座等

同五十人ござ

右一日二五人扶持ニ而飯米貳百六十二石八斗一升也

但老年中之飯米貳万四千六百六拾石余、貳十一万二千貳百石余

一 六万八千貳百石村高九拾三ヶ村、御札数七拾三枚

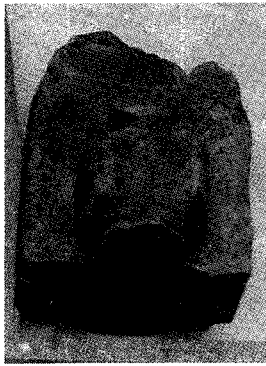
これによれば、家中（武士）を除く領内総人口は五二五六〇人、うち男三一八五一一人、女二六〇七九人であった。この外に武士階級（給人、無足あわせて）六〇五人いたから五三二六五人となる。尤も、家中の中には、これらの家族数は含まれていないようである。前掲「収納米並人高之覺」（『吉村本新庄領村鑑』所収）によってその後の領内人口の推移をみると、元禄十六年（一七〇三）の五八九二一人をピークとして、正徳以後はむしろ減退を示している。これを各年代毎にみると、

元禄年間	（一六八八～一七〇三）	約五万五千～八千人
宝永年間	（一七〇四～一七〇九）	約五万七千～八千人
正徳年間	（一七一〇～一七一五）	約五万六千～八千人
享保年間	（一七二〇～一七二五）	約五万五千～七千人
元文年間	（一七三六～一七四〇）	約五万五千～四千人
寛保・延享	（一七四一～一七四七）	約五万四千～三千人
寛延・宝暦	（一七四八～一七五三）	約五万四千～六千人
明和年間	（一七六四～一七七一）	約四万七千～九千人
安永年間	（一七七二～一七八〇）	約四万九千～五万人
天明年間	（一七八一～一七八八）	約四万九千～六千人
寛政・享和	（一七八九～一八〇三）	約四万六千～八千人
文化年間	（一八〇四～一八一七）	約四万七千～八千人

文政年間 (一八一八～一九 約四万八千)

この他、参考にし得る数としては、『新庄領村鑑』の天明三年(一七八三)の四四七六六人、明和五年(一七六八)の四二一四八人、寛政七年(一七九五)の四一八五六人、『新庄領総高控』にある文政十年(一八二七)の四三六七五人、嘉永元年(一八四八)「村々草高及び持高調」の二八七四五人、明治四年の書上にある五二〇七人、うち士族二七〇一人、卒族一四四一人、庶民四七九六五人、明治八年新庄支庁から山形県に引継いだ四四九七五人(最上郡のみ)などがある。右のうち、人口の順調な増加がみられるのは藩政前期のみで、その後はむしろ減少しているのが注目される。

中期以降の人口減退は全国的な傾向であるが、この背後には、過重な年貢負担、殆ど周期的に襲来した凶作飢饉、これらによる農村の荒廃、農民の生活難から強制された墮胎・間引・捨子・身売り・農民の離村などがあつた。前掲人口統計のうち、宝暦四年(一七五四)と同九年の間、および文政年間と他にみえる天保十四年の計数の差が甚だしくかけ離れているのが注目されるが、これはそれぞれ宝暦五亥年の凶作と天保四巳年の凶作の傷跡を示すものと思われる。先にみたように、農民は田畑の売買を禁止され、また勝手に二・三男を分家することは出来なかった。このこと



けがつ地蔵(長沢)

を反映してか、人口と同様に領内の戸数も増加せず中期以降はむしろ減少している。戸数に関する統計は、貞享三年(一六八六)七六〇八軒(「堀内村某書留之内抜書」、天明三年(一七八三)八一六二軒、明和五年(一七六八)七五一六軒、寛政七年(一七九五)七七四一軒(以上「吉村本新庄領村鑑」、文政十年(一八二七)八四七一軒(うち三四三人、借屋)などがあげられる。なお、「沓沢家日記抄」に、文化十四年(一八一七)の

調査として、七九七六軒、これを元禄十一年（一六九八）に比較して、増七二三軒、減一三一六軒、差引五九三軒の減とある。

この他、村々の戸数・人口の統計としては、「宗門改帳」・「御巡見様御廻国御案内帳」などがあるが、これらによつて新庄町や巡見使の通る道筋の村々の状況をみると、下表の如くである。

これらの説明としては「先年亥凶作時流行病ニ而人不足」とか（天明八年「御案内帳」）、「一清水両町去ル巳年六月中大洪水ニ而常水より三丈余相増、流失或者潰或は大痛多分有之、且同人疫病流行ニ而人別も多分相減、其後打続凶作ニ而未タ家作相成候由可申上候」（天保九年「御案内時之帳」）等とあつて、凶作・飢饉が戸口に与えた影響の深刻さを物語っている。

事実、天保四巳年の凶作における清水村周

第5—24表 宝暦11年・天明8年・天保9年家数・人高数

村 名	宝 暦 11 年			天 明 8 年			天 保 9 年		
	家数	人高	馬数	家数	人高	馬数	家数	人高	馬数
松 枝	9			5	5		7	24	0
松 本	20	97		20	88	7	24	95	12
仁 間	25	150		26	156	16	23	109	13
福 田	20	130		22	131	13	28	168	28
飛 田	40	249		34	168	26	44	232	40
升 形	87	416		49	305	16	40	327	12
大 坪	12	59		5	26	0	6	37	5
春 日 町	64	365		64	396	10	51	265	9
合 海 町	111	402		67	418	20	40	239	12
合 計	388	1,868		292	1,633	108	263	1,496	161

（注）各年の「御巡見様御廻国御案内覚帳」より作製。

春日町は現在の大蔵村清水。

第5—25表 新庄町21ヶ町の軒数

年次	宝 永 6 (1706)	宝 暦 11 (1761)	天 明 8 (1788)	天 保 9 (1838)
軒 数	軒 588	軒 446	軒 425	軒 404

（注）『増訂最上郡史』『御巡見様御廻国御案内帳』より作製。落合町より茶屋町まで21ヶ町。

舟形町の
場合も凶作
のとしての死
亡者は他の
年度と比較
して極端に
多いことが、
舟形定泉寺
や富田林昌
院の過去帳
からうかが
われる（第
二六表参照）。

第5—26表 凶作年死亡者数(富田林昌院・舟形定泉寺過去帳より)

年次	性別	月別												計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
富田林昌院過去帳より	宝暦5 (1755)	男	1			5	1		2		1		2	12
		女		1	2				1					4
	宝暦6 (1756)	男	2		4	4	6	7	9	2	1	3	4	42
		女		2	3	1		1	2	1	2	1	3	16
	天明4 (1784)	男	1			1		1		1	1	1	2	7
		女	4		3	2	2		1		2	1		15
	天明5 (1785)	男		1		1		1		3	1	1		8
		女	1			1				2				4
	天保4 (1833)	男				1		1					1	3
		女		1			3							4
	天保5 (1834)	男	1	1	2	5	5	6	2	1		1	1	26
		女		1	2	1	2	4	1	1		1		14
舟形定泉寺過去帳より	宝暦6	男			1	1		2		1		2		7
		女					1		1					3
	天明4	男	2	3	1	1			3					10
		女	1					1						2
	天明5	男	1				1					1	1	4
		女					2							2
	天保5	男	1			2	3	5	1		1			13
		女		1			1	3						5
		子供				1	1							2

(江戸時代の壇家数は林昌院の方が多かった)

辺の惨状はひどかったらしい。天保五年、清水村庄屋が代官に指出した書上げ「潰家明家者共家内人数仕訳書上面附牒」(小屋家文書)によれば、同年清水村戸数は一六九戸、人高一四一人であったが、このうち凶作のため潰れた戸数は三七戸、その家族数一三六人に達している。一三六人の内訳をみると、死者三五人、一家離散して他国に流浪したもの四五人、親類に預けられたもの五八人と記している。

第5-27表 中田村人口動態（天保5・6年）

		総 数	出生	受人	死亡	払人	前 年 比
天保五年	男女計	189人	3人	3人	13人	1人	人 16
		129	4	1	7	6	
		318	7	4	20	7	
天保六年	男女計	167	4	5	23	8	△ 40
		111	0	4	19	3	
		278	4	9	42	11	

天保5年及び同6年中田村「切支丹宗門御改帳」より作製
(近岡家文書)。

金山町中田村の「切支丹宗門御改帳」(近岡家文書)によれば、同村の天保五年四月の人数は三二八人である。これを前年に比較すると一六人の減少に当たる。この一年後、翌六年四月の人数は二七八人と、さらに前年度比四〇人の減少を示している(第二七表)。とくに死亡者数が二倍以上になっていることが注目される。(死亡率は一五パーセントの高率である。)天保六年の「改帳」の中に、村を出奔した例が二家族記されている。一は「兄弟式人去ル己之暮出奔仕候」とあり、他は「右三人去ル巳年出奔仕候ニ付、此度願上人別相除申候」とある。前者は六一歳と五一歳の老兄弟。後者は六一歳の夫と三四歳の妻、一五歳の長男である。住みなれた故郷を離れた人々は、この後どのような人生を送ったものであろうか。

第二八表は、真室川町新町正源寺の過去帳によって、文化六年(一八〇九)以降天保七年(一八三六)までの死亡者の数を表わしたものであるが、これで見ても、天保五年(一八三四)の死亡者が、他の年の約四倍に達していることがうかがわれる。さらにこれを月毎にみると、端境期に当たる六・七月が他を圧倒して死亡者が多い(第二九表)。米穀の最も欠乏するこの時期は、また疫病の最も猖獗する季節である。食糧難によって体力の弱まっているところに広まる流行病である。死亡者の多くは、直接には、この疫病によってやられたものであった。

舟形町における戸数・人口の推移を示す史料は少ないが、前掲「御巡見様御回国御案内帳」などによってみると、宝暦十一年(一七六一)六一軒・三三七人、天明八年(一七八八)四九軒・二七六八人、天保九年(一八三八)五

九軒・三四一人であつた。一の関村は天明八年、一三軒、九七人、天保九年、一六軒、九一人、柏木山村、宝暦十一年、六軒、天明八年、四軒、二五人、天保九年、四軒、樺坂村、宝暦十一年、四軒、天明八年、四軒、一五人、天保九年、三軒とある。また、大坪村については「大坪村与申小村御座候、爰許にも家四軒御座候、宝暦五亥凶作本郷へ引越申候」とあり、鼠沢村には二・三軒の家があつたが、その後一軒に減り、これも天保四巳年「疫病ニ而潰ニ相成」とある。

第5—28表 文化6年～天保7年間死亡者数

年次	死亡者	年次	死亡者
文化 6	60人	文政 6	52人
7	31	7	58
8	35	8	50
9	40	9	37
10	36	10	36
11	50	11	85
12	41	12	39
13	45	13	51
14	52	天保 2	32
15	48	3	62
文政 2	58	4	65
3	61	5	174
4	75	6	49
5	37	7	50

(注) 真室川町正源寺過去帳より作製。

第5—29表 天保5年月別死亡者

月	死亡者	月	死亡者
1	11人	7	25人
2	15	8	17
3	8	9	11
4	13	10	14
5	18	11	14
6	17	12	11

(注) 正源寺過去帳より作製。

5 間引きと離村

凶作・飢饉は、このように人々の生活を苦しめ、ひいては人口の減退をもたらししたが、人口増加を他の面から抑制したのは、生活の困難から強制された意識的な制限——墮胎・間引き・捨子などであった。これについての直接的な史料は見つけ難いが、当時これらのことが半ば習慣的に行われていたであろうことは、元禄以降幾度となく布達された墮胎・捨子禁止の御触書等からも類推されることである。

この時代の人口の計数において注目されるのは、大ていの場合、女の数が男の数よりかけ離れて少ないことである。出生その他に人為的な手を加えない限り、男女数はほぼ同数になるのが正常であるが、江戸時代においては、出生数においても、一村の人高にしても、殆どの場合、女の数が少ない。この理由は、恐らくは間引き・捨子にしても、農業に比較的役立たない女子に対して、とくにひどく行われたことを物語っているように思われる。さらに、身近な例では我々が日常使用している言葉にも、これを見出すことができる。『豊里村誌』によれば、この地方では、長男以外の男女（いわゆるダメオジ・ダメオバ）を「苞外れ」と呼んだものだという（同書五六頁）。この地方では、当時子どもを養い得ない場合は、嬰兒を藁や藁に包んで（藁苞にして）、川に投げ捨てる風があつたと伝え、これが明治二十年ころまで残っていたといわれる。「苞外れ」というのは、このような運命のもとに生まれたダメオジ・ダメオバが、たまたまその年の豊作によつて、幸運にも藁苞にされないで（苞から外されて）育てられたことに由来している、というのである。

生まれて一年とたたない嬰兒は一人前の人格とは認められない民俗があり、亡くなった場合も、正式の葬式は

行わず、寺に頼んで葬って貰うのが常であった。これらの嬰兒を「間引く」ことを「戻す・子戻し」とか、「返す・子返し」というのは、このような觀念からであつた。

真室川町正源寺境内に、宝暦六年（一七五六）に建てた「水子供養塔」がある。あるいは、前年の宝暦五亥年の凶作に関連するものであろうか。また、このようにして「もどした」嬰兒を、自分の家の土間の入口のところに埋める風習があつたとも言われる。我が子をもどした親が、毎日敷居をまたぐたびに、この箇所を踏み、常に不幸な子供の悲しみを忘れないためであるとか、戻された子が、親の身近にいて、再び生まれ代わる日を待つためである等と伝えているが、恐らくは別の意味をもつ民俗ではなかつたかと思われる。

現在の子ども達が無心で歌う「わらべ唄」にも、墮胎の方法を教えている唄がある。

お伊勢参りのためぎの下で

嫁と姑が一度え孕んだ

（中略）

何が良いかとお医者に問えば

山にボウ藤 河原に蓬

煎ずで飲まへば

あの子もくだる この子もくだる



水子供養塔（真室川町正源寺）

同様の歌詞は、この地方のみならず、米沢地方にも残っている（武田正『置賜のわらべうた』）。

このような事態に対し、藩当局はしばしば条目を発して墮胎・捨子を禁止し、違反者を厳しく取り締まっている。その数例を挙げると、

元禄七年（一六九四）御触書

一 最前も度々相触候通、出生之子不可産捨。弥堅可為停止。懐胎之内より庄屋心掛、出産候節入念可遂吟味候。背候者後日相聞候共当人主人不及申に、勿論庄屋五人組迄可為越度事。

（『増訂最上郡史』）

享保三年（一七一八）御触書

一 町在々ニて懐妊之者ハ、其所之名主庄屋組頭五人組へ相達可申事。

一 出産の節五人組之内三三人立合見届、随分養育可致候、尤流産消産之節も見届之義、右同前相心得、庄屋組頭へ早々可申届事。

一 懐胎之者有之候段名主庄屋組頭へ申達候者書留置、尤出産流産等之義も遂吟味、一ヶ月切ニ代官所へ可申達事。

右之趣被仰出候間堅相守、弥以生れ子捨不申可致養育候、若相背候者後日ニ相知候者、其ものハ勿論庄屋組頭五人組之者迄急度曲事可被仰付者也。

享保三戌年四月

松原 惣右衛門

折下一二左衛門

堀内村

覚

生レ子養育成兼候ハ、其段役所并役人共所へ成共可申出、宜様可申付、難申出訳滞も候者其趣御下屋敷へ可申出候、以上

享保三戌年四月廿九日

(ともに『舟形町史資料集』第八集)

享保一八年(一七三三) 御触書

一在々百姓の妻等召仕の下女等孕み、子出生否赤子をころし堀川へ捨事甚無道之至也。自今以後堅禁之。若養育ならざる仔細あらは下女は主人に、百姓は可相達庄屋事。

(『増訂最上郡史』所収文書)

以上は藩政前期の条目であるが、後期は一層直接的な禁令を頻りに発している。例えば天保十三年(一八四二)の触書には、

一同年毎村の懐胎女を取調べて残りなく書出さしめ、出産後百日間は諸伝馬奉公を免除す。若し堕胎間引等の者あれば額入墨又眉毛を剃落し村役人に罰金を課す。

(川の内查沢家文書)

とあり、刑罰の内容を明らかにしている。

このように、度重ねて懷妊・出生を庄屋に届出ることを規定し、これを庄屋・五人組の連帯責任とする条目を頻発していることは、反面それほどまでに堕胎・間引きが盛んに行われたことを物語るものであろう。しかし、これをもってしても、中期以降の人口減退を阻止することはできなかった。

旧萩野村庄屋広野家文書の中に「辺土民間子孫繁昌手引草」なる絵入・総かなふりの木版本がある。内容は「子返し・子戻し」の罰悪なることを諭し、墮胎を戒めているものである。この絵は片面が二人の美人が化粧している図柄であるが、これを裏側からみると、その美人が実は角を生じた夜叉であり、嬰兒を膝に挟んでもどしている図である。藩ではこのような文書を配って間引き・墮胎を防ごうとしたものと思われる。

農民の離村も、また人口減退の一要因であった。前にもみたように離村禁止の御触書はしばしば発せられたが、『舟形町史資料集』第八集所収の法令には、他領を出るのを見逃したものは死罪と規定している。とくに藩政時代後期には伊勢参り(抜け参り)、善光寺参り等の理由で村を離れるものが多かつたらしく、川内村(現真室川町)の「沓沢家日記抄」には、しばしば関連記事が散見される。

前々被仰出候通御領分方他領へ縁付候義ハ勿論、奉公ニも出し申間敷候、譬参宮又ハ渡世ニ罷出候共、其所之庄屋ニ相断渡世ニ出候者ハ、御代官へ達し我等方へも断之上罷出候様ニ可被申付候、庄屋ハ時々氣を付人別等相改致吟味、無断して有之候ハ、可申出候、無断延行他所へ縁付、欠落杯致候を見遁ニいたし脇方相知候ハ、死罪可被仰付候条、此旨堅相守候様ニ急度可被申付候、以上。

十月廿八日

笹 傳 兵 衛

平賀 孫右衛門

早坂 喜左衛門殿

6 人口政策

新庄藩といえども、このような危機的状況を傍観していたわけではない。農民の減少はそのまま藩体制を覆えすほどの危機に連なるわけであるから藩は必死になって、この傾向を食い止めようとした。

しかし、人口増加のための積極的政策がとられたのは意外に遅く、文化二年（一八〇五）に至ってからである。これ以前の赤子救済の事業は専ら僧侶や民間の篤志家の手に委ねられていた。この中でも、とくに赤子救済事業に献身的な努力を傾け、後の藩の人口政策の基礎をおいた新庄瑞雲院栄天和尚や真木村（現鮭川村）庄屋小屋一無等の業績が注目される。

栄天和尚（享保年間～寛保二年）は、瑞雲院第一八世の住職と伝えられるが、世の捨子の風を憂い、自らの扶持米を節約して困窮の人々の赤子養育の資とし、広く赤子養育の急務を世人に訴えたといわれる（『増訂最上郡史』四五頁）。この教えに感化されて、真木村庄屋小屋一無は自家の余剰米を農民に貸付け、その利米でもって困窮者の赤子養育に充てる方法を実行した。その内容は、米二五俵を村の郷倉に寄託し、これを一般農家に貸付けて二割の利米を得、これをもって「貧賤にて生れ子養育成兼候者」へ給付しようとするものであった。一無はこの趣旨を近郷の庄屋にも広め協力を仰いだ。その書状に、

一先年より出産の赤子殺し候儀甚不道に付、養育仕候様に被仰付候処、今度又太田村栄天和尚様尊意奉承知候に（中略）適人間に生を請、父母を頼致出生候赤子を殺し捨事悪事の上第一也。親が我子を殺害すること鳥類畜類にも劣たる悪心

也（中略）。

一米一七俵 佐渡村御蔵にて借し利米を以貧賤にて生子養育成兼候者に為取申度候。

一米八俵 榎村御蔵にて借し右同断。

〆廿五俵我等末後の心掛、今後米少々御座候。二割の利合にて御種借し同前に一人に一俵宛宛御借年々利足御取立可被申候。（下略）

享保十四巳酉年十月十八日

榎村 小屋一無

佐渡村 小屋与左衛門殿

総組頭衆中

右の段得心不仕、赤子捨候者は大悪事者と申ものにて御座候。然ば平産の節、子かき姥不参様仕度候。此亦御同心に被思召候はゞ村々に居候子かき姥に赤子養育可致義聞届あるき候様に被仰付可被申候。捨子仕候者取上候ては子かき姥の罪業にも罷成可候。以上。

（前掲書四五二頁）

一無はこの外に五五俵の米を近郷の庄屋に依頼し、同様の方法によつて赤子を救助し、「一人も捨不申養育仕可」との計画をも明らかにしている。

この試みは栄天和尚の遷化によつて一時中断したが、やがて寛延四年（一七五二）ときの藩主正誼の内意によつて、半ば藩の政策として整備された。すなわち、御手元金によつて三六〇俵の米を調達し、これを困窮者に給するという方法である。

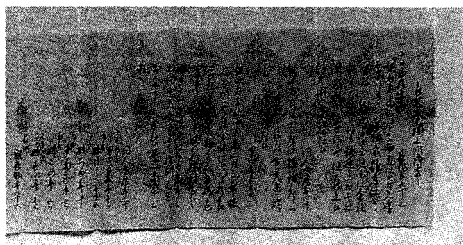
覚

一 赤子養育之儀従

御先代数度被仰出候得共、人別相増農業拘り候為ニ被遊御世話候儀と相心得候哉、出生之赤子今以捨候者も多有之様に相聞、全以心得違候。畢竟困窮ニ而養育難相成儀も可有之哉ニ候得共、誠以人情ニ相欠赤子不便ニ思召、此度別而御改於

御前、白岩与惣右衛門・瀬川小兵衛右御用掛り被仰付候程之儀ニ候間、何卒庄屋役人篤致勤弁取扱、向後赤子堅不捨様被仰出候。尤赤子不捨村方及御聞之上、追々夫々江御ほうひ可被下候。

右之趣心得違無之得心候様々村々江申聞せ、急度為相守候様、御代官江可被相達候。



赤子養育米願い (小国家文書)

赤子養育の儀前々被仰出候得共、次第に出生相減候に付、為御救当年より俵数三百六十俵つゝ年々御出し被遊候間、御代官共へ割合を以被預置、至極貧窮にて養育成兼候者庄屋役人吟味之上、御代官聞届可相渡候。尤赤子二才迄は右俵数之外に少々つゝ可被下との御事候。

(前掲書四五四頁)

しかし、これはまだ藩主の御手元金にその財源を仰いでいたため、その年の豊凶によつて断続する実情であつた。年代は判然としないが、その後、藩主の命によつて養育米の俵数をましたことが、次の文書から知られる。

七月

右之通此度以御書付被仰出候通、在々ニて赤子不捨様ニとの御事ニて、至而御難波之御時節柄ニ候得共、格別以御慈悲養育米俵数相増可被成下旨被仰出候。併困窮之百姓共、内々勝手成扱に庄屋共幸と存、猥に願出候而者甚以御趣意不相叶候。誠ニ赤子出生候共、以ケ様にも養育相成兼候至而困窮之者江斗、篤と吟味之上右養育米為取之、全赤子育候様ニとの御事候。誠ニ難請人界を請、遑々人と生るゝもの害候条、赤子不便ニ被為思召候。亦其親ハ人情ニ遠く、甚不屈之至候。愚昧之百姓等冥罰越存、右躰之儀無之様悟し置候様ニとの御事候。庄屋組頭共、以来左之通り相心得可申候。

一庄屋共銘々村中常々無油断氣越附、懷胎之女相改帳面ニ記置、毎月晦日晦日に御代官迄書出可申候。右之内実ニ貧窮ニて不叶者江斗、追而赤子出生之節、養育米願出可申候。

一働人相応ニ有之者も一通り之困窮ニ迫り、赤子を申立にいたし、内輪之勝手而已願出候儀、決而不相成候。万一心得違之儀於有之ハ、吟味之上、願人者勿論庄屋組頭迄急度不調法ニ被仰付候間、願出候節、篤与吟味之上、願出可申候。一内々不叶者共、願之上養育米頂戴いたし候赤子万一病死いたし候欣、亦母江引添、他村江遣候類有之候ハハ、其節早速以書付御代官江相届可申候。且亦右養育米願之上、相叶候俵数内々、縦如何様之訳有之候共、庄屋方ニて差引等ニいたし候儀、決而不相成候。若心得違之儀於有之者相知連次第、吟味之上、急度不調（法脱力）ニ被仰付候間、心得違無之様ニ可致候。

右之趣、庄屋並組頭遂一心得罷在、赤子不捨様常々遂吟味、猶亦小百姓至迄、聊心得違無之様、急度御申付可被成候。以上。

寅七月

常葉馬之丞

吉高 沢右衛門

(金山谷口近岡家文書)

皆川 与左衛門殿

文化二年(一八〇五)に至って、ようやく藩は「赤子無尽」の制を設けて、本格的に人口増加の政策をおしすすめた。その方法は、町方村方の比較的裕福なものから計一五〇〇俵の米を募り(後には強制的に村々に割当てた)、その年々の利米四〇〇俵を赤子養育米として給付するものであった。

天保元年(一八三〇)、泉田村では、この「赤子無尽」を次のようにして、各農家に貸付け利息を徴収している。

赤子□御無尽□当取入被仰付、半分米ニ而惣村中江割渡、同半分者御買米御願、右代銭割合ヲ以村中貸付、右利足十月晦日取立、赤子出生江割合ニ而銘々進上仕候。

一俵壹軒前 元銭壹〆文但シ壹割半ニ而貸付申候。此利百九拾八文

一半前名子水吞 元金五百文 右同断

此利百四拾四文

一七分前 元銭七百拾文 右同断

此利百三拾九文

(新庄市泉田村奥山家文書)

支給の内訳は、その家の困窮の度によつて、七俵・五俵・三俵の三段階に分け（後には一〇俵を給付する場合もあった）、これを三ヶ年にわたつて分割支給するものである。いずれの場合も庄屋の願出によつてではあるが、七俵の場合は初年三俵、二・三年目は各年一俵ずつの配分である。一〇俵の場合は初年五俵、二年目三俵、三年目二俵である。この制度は明治三年まで続けられた（泉田村奥山家文書）

このような人口増加政策は、嘉永の藩政改革と相まつて、かなりの程度成功した如くで、明治四年の最上郡人口五二一〇七人はその成果ではなかつたかと思われる。

長者原村小国家文書にも、赤子養育米の給付を願ひ出た願書が三通ある。その一は名子十助が願ひ出たもので、川魚などを獲つて生活の足しにしていたが、鮭漁の不漁のため何とも家族を養育していくことが困難であるので、赤子養育米として一〇俵を下付してほしいというのである。一〇俵の米は、初年四俵、二年目三俵、三年目三俵と分けて給してほしいとある。

乍恐奉願上候御事

一名子

名子十助 年何程

同女房

家内ノ五人内式人男

三人女

右之通当村十助義、元來困窮仕、是迄厚以御憐愍相続仕猶亦村方始、親類中之助力を以、漸々取続罷有候。尤同人義、御

田地一切所持不仕者ニ而、川殺生斗渡世仕候義ニ御座候所、去秋中至而鮭不足仕候所、去八月中女子出生ニ御座候得共、養育之手当可仕様無御座、鉅入奉存候。然所去暮翌不稼仕、家内露命続手段も無御座、当惑至極奉存候、依之御時節柄奉願上候御儀、甚以恐多奉存候得共、無廻先般以願書奉願上候処、今度御附郷御手代沼田恒右衛門殿身元御見分被成候通之仕合御座候間、何卒格別之以、御慈悲、御助御米拾俵御叶被成下度奉願上候、尤高内当年四俵、来申年三俵、酉年三俵、右三ヶ年御叶被成下度奉願上候。乍恐此段宜被 仰上御叶被成下様奉願上候。以上。

未三月

長者原村願人

十 助

長 百 姓

組 頭

庄 ヤ

後 見

第十二節 キリスト教禁止と宗門改め

1 宣教師の活躍

わが国に初めてキリスト教が伝えられたのは、天文十八年（一五四九）スペインの宣教師フランシスコ・ザビエルが鹿児島に渡来して以後である。この後、キリスト教は南蛮貿易と関連して、とくに九州の諸大名の保護をうけて急速に広まった。しかし、秀吉の時代になると、キリスト教は国風に合わないこと、また宣教師に領土的野心ありとの理由で、天正十五年（一五八七）最初の禁教令が発せられた。

家康・秀忠時代には、禁教令は一段と強化された。慶長十八年（一六一三）の禁教令はその一つであるが、この写しとみられるものが真室川町正源寺に所蔵されている。これは「東照宮御垂範」として一五ヶ条にわたるもので、常に本堂に掲げておき、事ある毎に人々に読み聞かせたものであるという。その主なものは、

東照宮御垂範

一切支丹之法者死不顧、身より血を出して死する越成仏と立る故に、天下之法度厳密也。実に邪宗邪法な里。依之死を輕ふするもの可遂吟味事。

一切支丹に元附ものハ、韃単国より毎日金七両を与へ、天下を切支丹に成して神国を妨る邪法也。此宗旨に元附者ハ、

釈迦之法を不用故に、且那寺之旦那役越妨却而仏法之建立を嫌ふ。依之可遂吟味事。

一切支丹・不受不施、先祖之年忌に僧之弔越不請、当日宗門寺江一通之志を述べ、内證にて俗人人類打寄弔候て、僧来る事阿る時者、不興にして不用、可遂吟味事。

一 不受不施の法者、何にても宗門寺より可受事を不請、其宗門之祖師本尊の寺用に不施有、又他門他宗のものを不受、是邪宗也。人間ハ天の恩越請て地に施し、親の恩を受けて子に施し、仏の恩を請て僧に施し、是正法な里。因茲可遂吟味事。一 非田宗・切支丹・不受不施三宗と母に一派也。彼等の尊む所之本尊者牛頭八帝鳥頭と名乗也。此仏を奉願（頼カ）鏡を見連ハ仏面と成り、宗旨を転せハ犬と見ゆる。是邪法也。一度此鏡越見る者、牛頭切支丹仏を信仰し、日本を魔国と成す。然りといへと母宗旨吟味の神国故に、一通に宗門寺へ元付、今日人に交り、内心者不受不施にて宗門寺へ出入をす。依之可遂吟味事。

一 死後死骸に剃刀を与へ、戒名を授る弔ひ可申事、是宗門寺之僧死相を見届、邪宗にて無之段髓ニ合点之上可致引導也。能々可遂吟味事。

一天下一統正法に無紛者に者、頭に剃刀を加へ宗門請合可申。武士者其寺之請状受印をくわへ指上、其外血判難成者ハ受人請合を以證文可差出事。相果候時者、一切宗門寺之指図を請執行可申事。

一天下之敵、万民之怨者切支丹・不受不施・非田宗也。馬軔連之類族相果候節者、寺社役所江相断受檢使、宗門寺之住持弔可申事。役所へ不断弔ひ申時者、其僧之越度、能々可遂吟味事。

右十五ヶ条之趣一ツ茂於相背者、上者梵天帝釈四天王五道冥官、日本伊勢大神宮八幡大菩薩春日御大明神其外氏神、日本六十余州神明之奉蒙神罰者也。仍而如件。

慶長十八年癸丑五月

奉行

天下の諸寺院宗門請合之面々此一ヶ条茂於相背者可為越度、急度可相守者也。

条目はいずれもキリスト教が極悪な邪教である故、厳しく吟味を遂ぐべきことを令している。キリスト教と同時に悲田宗・不受不施派も邪宗として禁止されていることも注目される。

こうした弾圧にもかかわらず、宣教師の活動は目ざましく、信者の信仰は固かった。寛永十四年（一六三七）の島原の乱を契機として、幕府の弾圧は徹底的に強化された。この間、幕府はキリシタンの根絶をはかり、日本人の海外渡航と在外邦人の帰国を禁止し（一六三五）、スペイン・ポルトガル両国人の来航を禁じ、国内では宗門改めを制度化し、切支丹奉行を設け（一六四〇）、すべての人々をいずれかの寺院に登録せしめた。

各藩においても、初めのうちは貿易の利や鉾山開発の技術の導入のためにキリスト教を保護し、布教の自由を認めた藩もあったが（例えば伊達政宗は布教の自由を布告し、家臣支倉常長をスペインに遣わした）、島原の乱後は厳しい弾圧を加えるようになった。

東北地方のキリシタンは、すでに天正年間福島に信者がおり、その後慶長・元和を通して益々広まり、寛永二年（一六二五）には、洗礼をうけたものだけでも九四〇人に達したという。慶長十九年（一六一四）、上方のキリシタン七一名が捕えられ、津軽外ヶ浜に流刑となったが、彼等を慰撫するために長崎から宣教師が密かに来訪した。もちろん、この途中において、宣教師達は布教に励んだことであろう。当地方にキリスト教が伝えられたのは、このような道筋によってではないかと思われる。米沢藩では、寛永五年（一六二八）、甘糟右衛門等信者一〇名が処刑された。寛永三年（一六二六）、長崎から酒田・鶴岡に下り、ここから最上川をさかのぼって清水・舟形・山形に至ったフランシスコ会宣教師ディエゴ・デ・サンフランシスコの報告書に次のようなことが記している。

ここ(鶴岡)から馬に乗って、六里ばかりも隔てた清沢^(川カ)という村へ行き、清沢^(川カ)から舟で清水という村(一里)へ行った。

ここは可なり大きな村だけれども、信者はただ一人しかない。この信者は名をジュアンと言ひ、ある金満家の未亡人の家夫を勤めている。その家の召使は皆未信者であつたにも拘らず、ジュアンは私と三人の同行キリシタンとを自宅に宿泊させた。その家は随分大きく、恐らくこの国の一番立派な家の一つであつたが、未信者たちは何も分らなかつた。この国の家は皆粗末である。関所を通過しなければならぬので、ジュアンは関守あてに証明書を書いてくれた。ジュアンに伴われて五里ばかりも馬を馳らせ、船形まで行つた。船形で通行券を返さなければならなかつた。ここに関所を設けたのは、亡命者を入れないためと、禁制品を防止するためである。

この地方は土地が肥沃で、米と麦を多く産し、高い、雪を戴いた嶺から流れ下る大小幾多の河岸には、梨・林檎・胡桃・桃・梅・榛樹・薔薇などが茂っている。最上以北は非常に寒い。国人は尚武的で、農民まで武器を携えている。信者はまた熱心である。

船形まで白昼馬で行つた。土地の人と話をして、私が外人たることには少しも気づかないらしい。ディエゴ・デ・ラ・クルス師は何時でも日中に旅行をするとか。ここでは少し日本風をし、日本語をしゃべれば、日本人と思われるので都合がよい。住民は色が白い。彼らは自国と他国との差別については、さまで注意を払わない。外国人を見たことがないからである。次に中野村へ行つた。山形からちょうど二里手前である。山形は南の首都で、ディエゴ・デ・ラ・クルス師と信者たちとが私を待っていてくれた。信者は皆言うに言われぬほど喜んだ。我々の旅行を無事、幸福ならしめ給うたデウスに感謝し、それからディエゴ師及び信者たちと相談して、同行のパアレたちの駐在すべき所を定めた。(『東北キリシタン史』四六四・五頁)

また、戸沢氏入部以後のことであるが、最上町地方における迫害の事情を次のように報告している。

本城という所（戸沢政盛の城下を距ること九里）で、ジュアンとその母アリア・ジョゼフとその妻マダレナが同じ日に十字架にかけられ、その子は斬首せられた。国内の信者はすべて迫害を受け、棄教しないものは追放され、口先だけで棄教したのも逃げて他領に隠れた（同書四七三・四頁）。

2 信徒の弾圧

藩祖戸沢政盛は、初期のころはキリシタンに対して、それほど厳しい態度を持っていなかったように思われる。寛永年間と思われるが、そのころ宣教師の一人が城下長町（後の万場町）の町家に来て説教を行ったことがあったが、政盛は家臣綱木左源太を遣わして、その様子をさぐらせたという。左源太は、正保二年（一六四五）、キリシタンとしてとらえられ、江戸の牢獄につながれたが、明暦三年（一六五七）に許されて郷里に帰った。

「尾村孫市物語」は、この事情を伝えて、

庭山様御代、万場町古へは長町と申、御家中より出口の向突当りに東側、常葉町へ入口の水下の方、角の町屋へ切支丹の者来り、様々の稀有なる事を致し見せ候由、庭山様御聞為及、綱木左源太を被仰付、様子を為見に被遣候由、右切支丹の者様々奇絶不思議面白き事を致し見せ候由、右切支丹の者追て江戸へ被召取候時、国々あるき候節誰々類族なりと申候。

左源太も其内に入候に付江戸へ被召呼、大公儀の牢へ入候由、門屋与左衛門と申者も左源太跡より被遣候言々（『増訂最上郡史』所収）。

また、「新庄家中系図・尾村家」の項に、

綱木左源太盛之、後佐左衛門。政盛公御代知行百五十石被成下、御近習相勤候処ニ正保二乙酉年、左源太切支丹の由ニテ江戸へ召入ニ成り牢舎被仰付、然ル処ニ明暦三丁酉年江戸大火ノ節、公儀ノ牢舎へ火掛リ候故、左源太公儀ノ牢守へ申候ハ我等共未御穿鑿モ相済不申候ニ焼死候ヘテハ如何ニ候故、一旦先ツ可立除ト申候ヘハ、牢守其意ニ応シ候故、牢者の者共ヲ引連立除候ヘテ、火鎮マリテ後、牢舎ノ者共ヲ引纏牢へ立帰リ候ニ付、左源太牢舎御免ニテ出牢被仰付、此方様へ御預ケニ被仰付、其段井上筑後様ヨリ申来ル。依之左源太新庄へ罷下リ蟄居ス。右ノ通御免ニテ出牢ノ時公儀ノ牢守出帯刀方ヨリ此方ノ児玉惣右衛門方へ左源太切支丹ニテ無之段委細ニ申越候。其書状今以尾村家ニ有リ（同書八卷）。

尾村の姓は、綱木をはばかつて改めたものといわれる。系図書では左源太がクリシタンであつたことを否定しているが、次のような文書が残っていることからみて、真実の信徒であつたように思われる。

転切支丹之類族出生之覺

一私家来転切支丹綱木左源太嫡男尾村孫市伴、当巳正月妾に出生、段之亟と申候。居所宗旨檀那寺父同前に而候。
一同家来転切支丹綱木左源太孫守井平四郎娘、当巳四月妾に出生、せきと申候。居所宗旨檀那寺父同然に而候。

右之通類族二人出生致候間、御断の為かくの如くに候。以上。

元禄十四辛巳年七月二十四日

戸沢上総介

小幡備中守殿

庄田下総守殿

(『新庄桂岳寺文書』)

キリシタンの子孫については、直系・傍系を問わず、広い範囲にわたって「類族帳」に記し、幕府に届け出なければならなかった。信者本人の死骸は塩詰めにして土中に葬り、死後に至っても厳しく監視された。新庄藩でも、綱木家の末である長山家に毎年塩一俵を与えて、左源太の死骸を塩詰めにしたという(『新庄市史』八七頁)。

新庄領においては、寛永末年ごろより禁庄が厳しくなったとみえ、『最上郡年代記』に、

一同(寛永一四年)小国郷の耶蘇宗徒仙台に退転す。戸沢四郎兵衛を遣して之を誅戮せしむ。

と記してある。仙台領への退転を企てたのは、この段階においても、仙台藩の禁庄がより緩かなためであったろうか。最上町本城には、いまも「キリシタン屋敷」とよぶ区画がある。先の宣教師の報告にもあるように、最上町地方はキリシタンの一拠点をなしていたように思われる。

弾圧が厳しくなると、キリシタン達は、無宿ものの多くいる金山や銀山に潜伏して、信仰のあかしを燃やしつ

づけた。とくに、延沢銀山（尾花沢市）や院内銀山（秋田県）に多く隠れたらしく、宣教師の報告にも、関係記事が、散見される。院内銀山においては、寛永元年、「きりしたん衆三十式人火あぶり、内式十壹人男、十壹人女」（『梅津政景日記』）が犠牲になった。

天和二年（一六八二）、新庄藩は幕府の禁令をうけて、宣教師や信者の密告をすすめ、その優美として、幕府が定めている額に、さらに上積みして銀貨を与える旨の高札を村々に掲げた。高札は横一米ートル、縦四〇センチ、厚さ四センチほどの大きさの一枚板で、次のように墨書きされている。

定

き里志たん宗門者累年御制禁たり、自然不審成者有之は申出へし、御ほうひとして

伴天連の訴人

銀五百枚

いるまんの訴人

銀三百枚

立婦者の訴人

同断

同宿并宗門の訴人

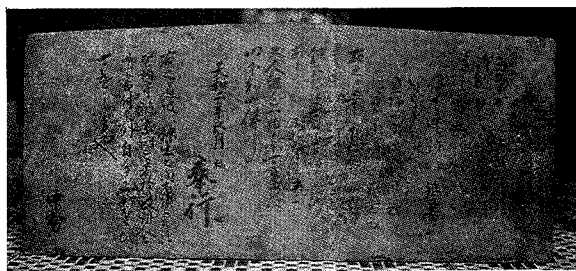
銀百枚

右之通可被下之段、同宿宗門之内堂りといふ共、訴人に出る品により銀五百枚可被下之。隱置他所よりあらは類におゐて者、其所之名主并五人組まで一類共に可被処厳科者也。仍下知如件。

天和二年五月 日

奉行

右之通被仰出之間、当領之輩可堅相守、彼宗門之者於致訴人者御書付之外、自分よ



キリシタン禁止札（庭月・五十嵐家所蔵）

りもほうひ可遣之者也。

中務

(鮭川村庭月五十嵐弥兵工家所蔵)

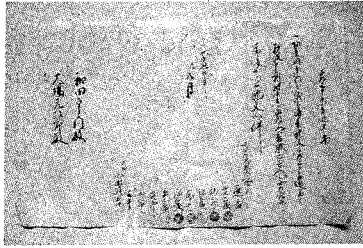
3 切支丹宗門改め

一方、宗門改めの制度も次第に整備されてきた。これが確立された年代は明らかでないが、制度としては四人の宗門奉行がおかれ、隔年二人ずつの年番で切支丹宗門改めの事を掌った(『増訂最上郡史』二三五頁)。

人別改めに関する御触書の初見は、正徳三年(一七一三)の「覚」にある「一人別之改、念を人大切に致へし、若相背儀有之者早速御代官に可相達事。」である。また、元文元年(一七三六)には、次のような触れが出された。

一今度人別改被仰付候間、在々人別帳ニ記候通、向後代官支配所一村切ニ家内致吟味、田畑之働人・奉公人・其外渡世之筋を相改、拾五才以上之者可遂吟味事。

(以下略『北村山郡史』所収、湯野沢村文書)



宗門改許文(長者原・小国家文書)

いずれも「人別改」とのみあって、切支丹宗門にかかわるものであるかどうか不明であるが、恐らくは村民一人一人をいずれかの寺院に登録せしめた宗門人別改めであったものと思われる。右の元文元年の御触書では一五歳以上に限っていたが、これが同三年には

当歳から書き出すように改められた。宗門改帳の様式が整えられるのは、あるいはこのころからであろうか。

兼而村方人別帳面当あらため年ニ御座候間、御支配所不残五月十日切ニ差出候様被仰付可被下候、先年ハ拾四才以上書出候得共、当年ハ男女共ニ当才より書出し、尤先格之通銘々渡世訳並諸商人之類帳面書加差出候様ニ、被申付可被成候。岩間作右エ門殿被仰渡候間、如此御座候。以上。

四月十八日（元文三年）

高橋助右エ門

伊藤磯右エ門

田口浅右エ門殿

（「新庄藩御触書類纂」）

宗門改め役人の廻村は、とかく賄等が奢侈となり、村方を苦しめたらしく、安永六年（一七七七）には、次のような御触れを出して戒めた。

宗門改め御役方町江廻候節、賄等も結構ニ致候様兼而被及御聞候間、以来享保三年被仰出候之通、随分輕いたし候様ニ村々江申付候故、巡候節右之心得ニ而、賄かるく致させ可申候。尤枝郷より参候百姓、其改候日遅参候とて、翌日迄も相延儀、是又百姓之痛ニ成候。此段も古来被仰出候通可相心得候。

右の趣、御改方御代官共堅相心得候様被仰出之候事。

安永六年五月

御役所江

覚

宗門改之節、人別郷帳江載候者、老入ニ付出錢式文ニ限るへし。其年之入用ニ余り候ハ、翌年式錢出候内、減し候へ而取立可申候。式錢より多く割付候儀、自分以後可為無用之旨、享保三年被仰付置候之处、近年猥ニ相成候様ニ被及御聞、以来右の通相心得、賄等随分輕く可申付旨、此度古來之通被仰出候間、急度可申付候。以上。

五月

右通被仰付候間、宗門奉行中被相廻候節、御書付ニ相違無之様ニ可被相心得候。

五月廿日

村々庄屋中

井上曾野右エ門

宗門奉行中賄迄も相奢ル事なし。惣而左之類ニ候。

汁

ひらニ而

山 い も

と う ふ

茄 子

手塩皿江大こんノ類

めし 茶わんニ而

是ハ覚ニ遺申候。はり置ニ及不申候。

但し平への三品、右ニ計限り不申、有合見合可然と存候。式文出錢ニ而、間似合候様取計可申候。以上。

(ともに『新庄藩御触書類纂』)

つづいて、文化五年(一八〇八)には、宗門改帳の作成心得として、

一村々宗門改下帳念を入、御百姓一家内切ニ宗旨寺人数等承届ケ間違無之様帳面相認可申候。

一出生請払死人、是又数年之渡候通逐吟味、高ノ内訳過不足候儀、去年中宗門改候節写取候書付之通、此口々出入候訳別

紙ニ書付、帳合無相異候様ニ可致候。請人私人帳等儀之節、両宅江可被相納候。

一縁組之儀、家主誰娘離方江嫁候と、訳共ニ家主之名を相認可申候。帳面見合出来次第、三月廿日より四月廿日迄庄

屋筆取之内、去年中之控帳相添、両宅江持参可有之候。尤訳知兼候処ハ、附紙江書記持参節承合可申候。以上。

三月五日

川田安兵衛

杉山豪助殿

(前掲書五六頁)

幕末ごろの宗門改めの仕方は、川の内村筆取沓沢幸助の手記によると、

一宗門御改ハ先年御奉行相廻申候処、余り諸造用相掛候故、御代官切ニ相成、依之手代足輕衆縁側向ふ角ニ下ケ羽織立付ニ而扣候者、近年袴羽織ニ而座敷ニ罷在候古法相逃れ候。

一宗門帳上納之節も、先年ハ袴着シ罷出引合候者候。其節酒杯被成下、唯今ハ股引半天着シ儘ニ而罷山御奉行様迄も、殊之外鹿服ニ而酒も一切無之。子午公儀江書上年也。公儀役時代ニ而古法相はつれ候。

(沓沢家文書「覚書記」)

宗門改めは、宗門奉行(後には代官)がそれぞれの村の庄屋役宅に出向き、この面前に村民一人一人が罷出て、どの寺の壇中であるかをたしかめるのであるが、これは毎年行われた。この折、村人は羽織・袴に身を正し、土下座して改めをうけねばならなかった。座敷に座ることが出来るのは庄屋・組頭などの村役人層以上のもののみであった。各村の庄屋は、毎年期日までに「切支丹宗門御改帳」を作成して宗門奉行に提出せねばならなかった。宗門改帳の記載様式は、

一 禅宗正源寺	長左衛門	年六十
	同女房	年五拾六
	簀定吉	年四拾
	同女房	年三拾三
	男子岩五郎	年拾六
	二男吉次郎	年拾四
	三女まつ	年九ツ
定吉弟	房五郎	年二拾九

家内合八人 五人男
三人女

(中略)

惣人高合百四拾人

内七拾式人 男

同六拾三人 女

同四人 三人 男出生人

同式人 女 請人

右之通、大滝村男女共ニ拙僧宗門ニ而、旦那ニ紛無御座候。則御改帳江判形仕候。若御法度之切支丹与申訴人於有之者何方迄茂罷出、急度可申訳候。為後日証文仍如件。

安政五年四月

禪宗正源寺

小山田平左衛門殿

遠藤 治兵衛殿

出生人(名前略)

六人内 四人男

式人女

請人(名前・訳柄略)

式人 女

払人（名前・訳柄略）

〆三人 女

死人（名前略）

三人男

〆四人
老女

右之通、当村男女出生人請払死人等迄相改、書記差上申候所、仍而如件。

安政五年四月

大滝村庄屋 新田兵右エ門

小山田平左衛門殿

遠藤治兵衛殿

（正源寺所藏文書）

右は安政五年（一八五八）の大滝村「切支丹宗門御改帳」であるが、領内いずれの村においても、各家族一人残らず書き上げ、最後に村の総人数及び昨年の改め以後の出生人・請人・死去人・払人の数を記して、宗門寺の連印を得て寺社奉行に提出した。

このような改めは、明治二年まで行われたようである（この場合は各家の氏神も記されている）。宗門改めは初期のうちはキリシタン探索のために行われたが、後には、むしろ村々の人口を正確に把握して、農民支配を強化することが目的とされたようである。村民が他村に縁付く場合は、宗門手形を寺から貰って行かねばならなかった。これが「村払証文」である。また、反対にわが村で他村から受入れた場合は、「村請証文」をもとの村に差出し



長者原村村請証文
(小国家文書)

て、わが村の人別に記載した。これによって、はじめてこの人間は村の構成員となる。いわば戸籍の移動である。「村請証文」の例は、

其御村山三郎子供、山次郎年貳拾五才当町善蔵方江智養子ニ縁付参候ニ付、
当宗門御改め当町人別江書入被申候間、向後其御村□人高御除可被成候。為
後日請證仍如件。

南本町

郷年寄 中山倉衛門 ㊟

文久三亥三月

長者原村

庄屋小国政吉殿

(『舟形町史編集資料』九集)

文面のように、これは長者原村山次郎が新庄南本町善蔵方に智養子となつて縁付いたが、南本町郷年寄がこれをたしかめ、同町内の町人として人別帳に書き入れたので、長者原村人別からは除いてほしい旨の文書である。非行などによって、改帳から除かれたものは「無宿者」とよばれた。戸籍を失った「無宿者」は、鉾山等に入つて世を送るより他にない。

領外に出る場所も同様に寺から通行手形に切支丹でない旨の証明を書いて貰わねばならなかった。また、宗門改帳とは別に、各村の庄屋は次のような「宗旨御改証文」を宗門奉行に提出しなければならなかった。

差上申宗旨證文之事

一切支丹宗門之儀者、当春證文差上申候通、亦々相改申所村中家内不審成者^{（イ）}人も無御座候、為後日仍而證文如件。

長者原村五人組頭

熊吉 (印)

(以下九名略)

慶応四年辰八月

庄屋小屋政吉 (印)

和田字門殿

大場元治郎殿

(『舟形町史編集資料』第九集)

指上申宗旨御改証文之事

一切支丹宗門之儀、常々被遊御穿鑿候ニ付、村中無油断相改之申候處、少茂不審成^{（イ）}人茂無御座候事。

一当村中之者共、無殘寺請狀取之、年々御改牒ニ書記差上申候通、不審成者^{（イ）}人茂無御座候。乍此上随分入念相改之可申事。

一当村中、若切支丹宗門之者有之由、從他所於申出者、庄屋五人組迄何様之曲事ニも可被仰付候。

為後日証文仍如件。

文政十一年六月

及位村五人組頭

徳兵衛

(中略)

庄屋

高橋八右エ門

舟生平馬殿

皆川又兵衛殿

キリシタン禁令は明治の新時代に入っても尚行われた。慶応四年三月(同年九月明治と改元)、新政府太政官は次のような禁令を発し、これを高札として、各村々に掲げさせた。(五榜の掲示)。これを徹去され、キリスト教が認められるようになるのは明治六年に至つてである。

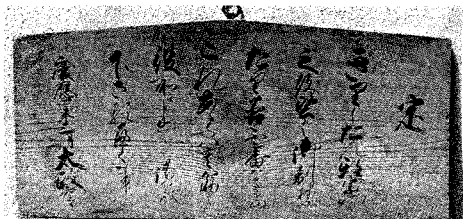
定

一切支丹宗門之儀ハ是迄御制禁之通固く可相守事。

一邪宗門之儀ハ固く禁止候事。

慶応四年三月

太政官



キリシタン禁制札(五榜の掲示)
(長沢・大場家所蔵)

(及位菅原官兵衛家文書)

第十三節 福寿野の開発

1 村のはじめ

福寿野村は村山郡岩木村・藤助新田・台村等から無高の百姓二〇余人を移して開いた新田村である。安政元年（一八五四）、長者原村の枝郷として立てられたといわれる（『最上郡史料叢書』）。しかし、村に伝わる史料によれば当初の入植戸数は一二乃至一三人でないかと思われる。

長者原小国家文書の一冊に「当村地先福寿野立百姓願類写帳」（安政四年）がある。内容は同村立始めの農民の諸願の控で、開創当時の村の様子や、その後の開発の進展ぶりがうかがわれる。この文書は他の長者原村関係文書とともに、『舟形町史資料集』第九集に収録されているが、その一つ、「乍恐願上候御事」に、

長者原村福寿野掛堰之儀、追々以 御威光全成就仕、御見分茂相済、且兼而奉願上候新百姓之儀茂御叶被成下、冥加至極難有仕合奉存候、右ニ付而ハ段々新田開発ニも取掛可申之所、元来金主迎も無之、聊之心掛而已ニ而相企候儀ニ御座候得者、此末迎も自ら難及、当惑至極ニ仕候、依之御時節柄奉恐入候得共、左之趣奉願上候。

一新御百姓共儀、差当居宅無御座候而ハ、家内夫々之営も難相成候ニ付、早速小屋掛ニ而も為仕度奉存候。依之何卒家作金拝借被 仰付、被成下度奉存候。尤右金子之儀ハ、年賦ヲ以追々上納可仕候。



道しるべ (福寿野)

とあつて、年月は明記ないが(他の願書より安政二年九月と考えられる)、すでにこの段階で、福寿野開田のための用水堰が完成し、また新百姓の入村も認められ、いよいよ本格的に開発にとりかかろうとする意気込みがうかがわれる。右の新百姓は一二軒、老軒について五両ずつの家

一 右御百姓共儀、元来困窮之者而已ニ御座候ニ付、新開為取掛候得者食糧無之、当惑至極仕候。依之格別之以 御憐愍、当分

夫食御手当被下置候様、仕度奉願上候。右両様之趣、別紙以積書御願奉申上候。追々御苦勞筋而已奉願上候段、甚以奉恐人候得共、微力之下拙共此上者、乍恐 御上之奉戴思召候外無御座候ニ付、恐も不奉願奉歎願候、何卒別段之以 御慈悲開発成就候様、被 仰付被成下度、此段偏ニ奉願上候。何分可然様御取成、被 仰上可被成下候様奉願上候、以上。

与右衛門 (印)

喜三郎 (印)

馬喰町

会津屋佐兵衛 (印)

小国久右衛門殿

前書之通奉願上候間、御叶被成下度奉存候、以上。

長者原村庄屋

小国久右衛門 (印)

常落嘉兵衛様

作金を借用したい。また、夫食米は九四人分、今年十月から来年七月までの分をいただきたいというのである。

右の一二軒は、この年に新たに入村した百姓と考えられる。先にみた如く、同村はこの前年、即ち安政元年に立てられたというが、史料でみる限りは、この一二軒が最も早い入植である。その他は同年内ではあるが、これより少しおくれて入り、同年十一月までには二三軒に達した（後掲史料）。

福寿野堰は『最上郡史料叢書』にある長沢村土袋から揚水したもの（あるいは瀬見村下三ツ石から引いたものか）と思われるが、これについても、安政二年九月の日付で、「長場之新堰之儀ニ付、堀迄桁落等多御座候而、追々過分雜費相嵩」の理由で、一三〇両を三〇年賦で拝借したい旨を藩に願ひ出ている。

福寿野開発は藩としてもずい分と力を入れたらしく、新たに立てた百姓の暮し向きや堰普請について何かと意を配っている如くで、長者原村庄屋との間に次のような問答を交わしている。

一立百姓願之外別段願筋も無之哉事。

右御答

先達而奉願上候立百姓之儀ハ、農具等ハ可也ニ所持罷在候得共、困窮者ニ付当分夫食御手当且家作金拝借之儀奉願上候外ニ、願筋等ハ無之儀ト奉存候。○且立百姓之儀ハ、段々新田開発ニも相成候得者、人勢無之候而ハ難相成儀ニ付、追々奉願上度所存ニ御座候。極々困窮之者候得者、夫食并家作料之外農具料等御願申上候儀も可有御座ト奉存候。

○印以下ノ文相除

一新堰水乗ハ見届候得共、山々強弱桁之治定 トハ難決候。永々山押又ハ桁崩之相成、田水差支成就難成場所無之候之

（裁脱）

事。^か

右御答

御見分被成下候通、永々山押桁崩等ニ相成、田水差支成就難成、不安心ニ被存候場所迎ハ無御座候。

一堰普請其外立百姓之手ニ余り、郷方之迷惑又ハ永々御上之御苦勞ヘ相成候場所無之候哉事。

右御答

堰普請其外大脉之義者、立百姓限ニ而手人仕候、永々郷方之迷惑、且御上之御苦勞ニ可相成場所、当時之模様ニ而ハ無御座候。

長間之新堰ニ付、暫之内山押桁崩等も可有之、其節ハ立百姓限ニ而ハ手配相成候哉之事。

右御答

長間之新堰ニ付、桁崩等御座候共、其節ハ及候丈ケ者、立百姓限ニ而手配可仕候、若万一地変有之、損所出来一手ニ而普請仕候而ハ、農業支障相成候様之儀ニ茂至候ハ、御人足等、奉願上候儀も難斗奉存候。

一立百姓限ニ而、此後堰之手人行届田地仕付ニ相成候哉之事。但シ仕付ハ明年致候哉之事。

右御答

堰手入之儀ハ前条申上候通、相成丈ハ立百姓限ニ而、手入等仕候所数々御座候、勿論田地之儀ハ、一年限ニ而仕付申候。且明年も仕付候心得ニ罷有候。

右之趣御尋ニ付、乍恐御答奉申上候、尤追々新田開発之儀ニ付而ハ、願筋有無之儀差定難申上奉存候、万事御上之御苦勞ニ相成様ニと心掛罷有候儀ニハ御座候得共、兼而奉申上候通、元來過分之貯茂無之、大望相企候儀ニ付、此上者以御憐愍成就仕様、被仰付被成下度奉存候。何分可然様御取成被仰上、可被成下候奉願上候。^様以上

卯九月

常葉嘉兵衛様

与右衛門 (印)

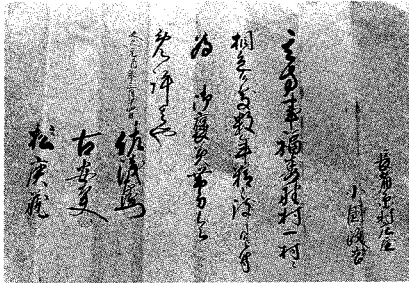
喜三郎 (印)

佐兵衛 (印)

小国久右衛門 (印)

同年十一月、福寿野村が先に願ひ出ていた家作金が下付されたが、その内訳は、

福寿野家作金頂戴仕訳帳



帶刀免許状 長者原村庄屋

覚

一金壹両

萱なわ代

一〃式步三百文

山御手代御立合之節諸人用分

一〃五〃式百文

米四俵調候分

一〃壹步

味噌調候分

一〃三〃文

小掛掛人用分

一〃六〃八百廿五文

大工挽引諸掛之分

一〃六面三步五百六十文

大工挽引日料ノ分

但式百五拾三人半分

一〇三拾〆文

富田村弥五助木代分

此金四兩貳歩五百七十文

一金六兩

富田村万吉木代分

一〇貳兩

長者原村門兵衛木代分

惣金直し

金貳拾三兩百五文

内六兩三〆文

先日奉頂戴候分

内七兩三步

十一月廿六日奉頂戴候分

右之通吟味之上、銘細調書奉差上候。以上

卯十一月廿七日

小国久右衛門

常葉嘉兵衛様

であり、願い高六〇兩の半分にも達していない。

新たに福寿野村百姓として立てられた農民は、藩の御触や村役人の指図を守り、五人組の一人としての分を守ることを誓う次のような書付を提出せねばならなかった。

差上申一札之事

一今度立百姓御叶御人別入被仰付被成下候上ハ、御村役人之御差図従御上之儀ヲ大切ニ勤可申事。

一五人組相極、諸事御法度之儀、堅相守候様ニ可申合、五人組ニはつれ候者無之様可仕候事。

右之通相守候儀相違無御座候。若相消候者御座候ハ、如何様之不調法ニも可被仰付候。為其一礼申候。以上

長者原村福寿野立百姓

誰 印

〃 〃

何人共出シ

舟形町

御役場御手代

何之誰殿

これには、農民の名が記されていないが、後年の文書に、

乍恐

卯年引越参ル

喜三郎 庄右衛門 与右衛門 惣助 忠助 熊吉 甚六 豊二 与七 佐左衛門 千歳 嘉七 庄助 〆十三人
外ニ但し別紙願書ヲ以テ奉願上候分 清太郎

庄吉

右之通当村枝郷福寿野村御百姓共、新屋敷御改奉願上候、乍恐此段宜被 仰上被成下度奉願上候、以上

未五月（安政六年）

惣助

喜三郎

小国

四人御名前二而

高橋

とある。これによれば、卯年（安政二年）に入植した農家は二三軒であるが、これが本節冒頭に掲げた立百姓一二軒と同一のものかと思われる。

右にある「外ニ別紙願書ヲ以奉願上候分」として清太郎・庄吉の二人が記されているが、清太郎は下谷地郷田沢村、庄吉は上谷地郷岩木村から引越してきたものであった。即ち、両人の願書は、

乍恐奉願上候御事

下谷地郷田沢村

清太郎 年五十五

卯年引越参ル 同女房 年三十五

男子清二郎 年十八

二女かの 年十五

家内合四人内 式人男

式人女

右之通田沢村清太郎義、福寿野大堰発端之節、堰堀雇取ニ参居候其節、福寿野へ小屋掛仕実跡之者ニ而、精々相働家内相続仕来候所、此秋当福寿野村江立百姓相立申度段、奉願上候間、何卒格別以御憐愍、願之通御叶被成下度奉願上候。乍恐此段宜御執成被仰上被成下度奉願上候。

未五月

惣助

津田様

喜三郎

乍恐

上谷地郷岩木村

引越参ル

庄吉 年三十一

去年年右同断

同女房 年廿四

男子庄治年五ツ

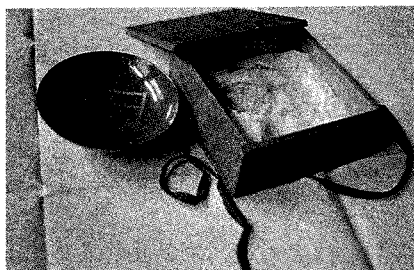
家内合三人式人男

右之通奉願上候御義、当村枝郷福寿野村喜三郎弟庄吉ト申者、夫婦共岩木村、去年中、引越参居候。然処福寿野村江立御百姓相成度旨願出候。尤同人極実誠者ニ御座候間、何卒以御憐愍、御叶被成下度奉願上候。乍恐此段宜被仰上被成下様奉願上候。以上

未五月

惣助

喜三郎



長者原村庄屋小国政吉拝領の戸の字盃

福寿野村百姓二三人の家屋は翌安政三年に建てられたとみられる。安政二年十一月、恐らく代官から長者原村庄屋に達せられたと考えられる文書に、

一 福寿野家作之儀存寄有之候間、来春ハ先拾貳軒限り相建候様、御手配可被成候。
 一 残拾壹軒ハ、明年秋中此方ハ沙汰次第、相立候様可被成候。右之段村方へ御達被置候様ニ致度候。乍去萱等之指支も無之候ハ、其訳柄申立候様ニ可被成候。
 一 乍繰言願人三人共、余リ不埒之様ニ被存候間、篤ト御手配有之様致度候。
 一 福寿野百姓之儀、未タ居馴不申、殊ニハ最上辺之気合油断も不相成候間、御如才も無之儀ニ候得共、温和ニして強く置不致候ヘハ、相成申間敷候。何茂威走両様ニ而取扱不申してハ相成間敷ト被存候。

御掛四人御名前二而

右之通願出候間、何卒以 御憐愍、御叶被成下度奉願上候。乍恐此段宜被 仰上被成下候様、御執成偏ニ奉願上候。以上。

同日

小国

八鍬

高橋

伊藤

津田宗助様

一前条ニも申懸候通、今度ハ願人又ハ庄右衛門等江抱り候様不被申、何ぞ間違出候ヘハ、御同様不意ニも相成候間、御同様篤卜心を用、取斗ヘ可申候。中々一村立候事ニハ候ハハ、容易ニハ無之候間、何茂無御遠慮、御申越被成候様いたし度候。以上。

とある。

第一項によれば、安政三年春までに一二軒の家屋をたて、同年秋に残り一一軒を建てるといのであるが、この段階で果たして二三軒に達したかどうかについてはなお検討の要がある。この頃までに、なお、同村の百姓は「最上辺之気合」のものの故油断せずに、軟硬両用にて扱えと指図していることが注目される。

2 開発の進展

福寿野村の開発は、このようにして次第に軌道にのつてきたが、それにしても在来の村並になるのは程遠く、新田村としての苦しみはなお数年の間は続いた。安政三年正月の願書は、農馬を買入れる資金と、新開の田畑の肥料にする粉糖を頂戴したい旨を記している。馬の購入資金は九両三分とあるが、当時の相場は一頭二両前後であるからこの金額で購入し得る頭数は四頭位ではなかったと思われる。

乍恐奉願上候御事

福寿野開発ニ付、立百姓之儀願之通、御叶被下置家作金等迄拝借被 仰付、冥加至極難有仕合奉存候。右ニ付而ニハ、

種々奉歎願候儀、奉恐入候得共、追々奉申上候通之次第ニ而、今以金主方熟談不仕、当惑至極仕候。当春者雪消次第、專新開取掛候儀ニ御座候処、立百姓迎も困窮者而已ニ御座候得者、自力ニ馬相調候様無御座、一統困り入罷有候。依之御時節柄奉願上候も、甚以奉恐入候得共、何卒格別之以 御憐愍、馬代金九両三步拜借被 仰付被成下度此段奉願上候。尤上納之儀者、来巳年〆年賦上納仕度奉存候。

一右新田畑開発ニ相成候得者肥も無御座、当惑至極仕候。依之是又何卒以 御憐愍、粉糠頂戴被 仰付、被下置候様仕度奉存候。右両様之趣奉願上候。何分宜御取成被仰上可被成下度奉願上候。以上

辰正月

願主 喜三郎

与右衛門

佐兵衛

小国久右衛門殿

右之通願出候間、何卒以 御慈悲御叶被成下度奉願上候。以上

同日

庄屋

小国久右衛門 印

常葉嘉兵衛様

前書之通奉願上候間、御叶被下度奉存候。以上

同日

常葉嘉兵衛 印

御役所

肥料は粉糠の他在粕も用いられた。当地域においては、このような高価な金肥の使用は珍しいことである。新開の田畑は、高価な肥料を施さなければ収穫を得ることが出来なかったのかも知れない。この作徳をもつて拝借している飯料の返済に当てたいというのである。

乍恐奉願上候御事

一 荏粕 三百五拾ノ匁

但し、当村福寿野御田地肥ニ奉頂戴度奉願上候。右之通奉願上候御儀、当村福寿野村立百姓共之儀、是迄莫大之御憐愍奉頂戴露命相統出、猶新開畑其外扣田畑等手作仕、右作徳を以当春中内借之飯料等返済仕候様罷成、冥加至極難有仕合奉存候。然ル処兼而 御見聞被成下置候通、極々困窮之立御百姓共ニ御座候得者、漸々露命取繋罷候而已ニ而、是迄御田畑江肥相用不申、年々同品斗手作仕候得者、自然ト地勢相衰、明年仕付候而茂定而不出来可仕候ニ付、付ト歟肥相用申度奉存候得共、元来極困窮之者共ニ御座候得者、如何様ニも相調可申手段も無御座候。何共^{共々}巨入奉存候。当惑至極歎敷奉存候。依之恐をも不願奉願上候も、恐多御儀奉存候得共、前書荏粕肥奉頂戴度奉願上候。何卒格別厚以御慈悲、願之通御叶被成下、御百姓相統仕様幾重ニも奉願上候。乍恐此段宜被仰上、御叶被成下候様偏ニ奉願上候。以上

十二月十九日出久

福寿野村組頭

惣助

同 専右衛門

喜三郎

伊藤善之丞殿

高橋勇吉殿

八鍬市助殿

小国政吉殿

与右衛門

前書之通奉願上候間、何卒格別以御憐愍、願之通御叶被成下度奉願上候、以上

同日

小国政吉

八鍬市助

高橋勇吉

伊藤善之丞

松永寛左衛門様

この三五〇貫目の荏粕を次の一四名の百姓で、各々二五貫目ずつ分けようとするものであった。

庄助 嘉七 千歳 佐左衛門 専右衛門 与七 甚六 忠助 熊吉 豊次 惣助 半兵衛 庄右衛門 円次

福寿野村の人々の生活は依然として苦しく、藩から二年前に借りた一三〇両の年賦返済期限が来ても返済することが出来ず、さらに五ヶ年の延納願いをさし出した。

乍恐奉願上候御事

一金百三拾両

但し当已方向三拾年賦奉拝借候分

右之通去ル寅年より福寿野新堰普請相企、段々厚以 御憐愍、当春中迄精々取懸罷在候得共、石砂之場所且者新堰之義ニ御座候得ハ、所々築落等多有之、未以成就不仕御田地開発処ニ至兼、誠以恐多次第奉存候。然処一昨年卯年御金百三拾両当已方向三拾年賦ニ而拝借願之通御叶被成下置候、猶又立百姓等迄御叶被成下、重疊難有仕合奉存候。依之当暮より上納可仕之処、大堰発端ニ付而ハ、少々貯之金子者不及申、其上身分不応多分之借財等仕、普請入用ニ相入此節ニ至、最頓必至下進退ニ差迫り、如何様ニも取配可仕手段無御座、只日々家内之露命斗漸々取懸罷有仕合ニ而、誠ニ以当惑至極仕罷有候。只今迄段々不容易御苦勞之筋奉差上候。此上恐を茂不願奉歎願候。重々以奉恐人候得共、前文之仕合故、上納之所如何様ニも調達可仕様無御座候間、何卒格別之厚以 御慈悲、当已方酉迄五ヶ年延納御叶被成下候様奉願上候。此段宜御執成被仰上、被成下様偏ニ奉願上候。以上

巳十二月

喜三郎

与右衛門

馬喰町佐兵衛

伊藤善之丞 殿

高橋勇吉 殿

八鍬市助 殿

小国政吉 殿

前書之通願出候間、格別之以 御慈悲 御叶被成下様偏ニ奉願上候。以上

同日

庄屋

松永寛左衛門様

四人印

また、同様に夫食米六〇俵を、文政四年から一五ヶ年賦で返済する約束で拝借したが、これも何とも返済することが出来ないで延納したいとの願書をさし出している。「馬喰町佐兵衛」は新庄の馬喰町のもものと思われるが、ここに名を連ねている事情は明らかでない。

乍恐

一米納四俵

但し御叶高六拾俵之内向捨五年賦拝借済口分

右之通私共之儀、段々厚 御憐愍被成下、難有仕合奉存候。且又去辰年飯料差支候所、如何様ニも才覚行当、大勢御百姓共及渴命 仕合ニ付、当已方未迄向拾五ヶ年賦御米御下ヶ被成下、難有仕合奉存候、依之当暮年賦済口之分、取立上納可仕之処御座候得共、極々困窮之御百姓ニ付、如何様ニも致方無御座候、相歎候間、何卒格別以 御慈悲、右済口分延納御叶被成下候様奉願上候、乍憚右之段、幾重ニも被仰上、御叶被成下様奉願上候、乍恐此段宜被 仰上、御叶被成下候様偏ニ奉願上候。以上

巳十二月（安政四年）

喜三郎

四人御名前二而

与右衛門
佐兵衛

前書之通四人印二而

御代官様へ

各家の生活の苦しさもあつてであらうか、村としての団結はまことに固かつた。福寿野村に限らず、どの村においても当時は「契約」などの村寄合には必ず出席せねばならなかつた。福寿野村の場合は、寄合に出席しないものに対しては、藩から拝借した夫食米を給付しないととりきめをしていたようである。すなわち、次の文書によれば、

奉差上一礼之事

当冬中、私儀最上古郷へ被越留主中、悴善治豊治兩人共去暮御寄合ニ不参いたし候故、御呵被 仰付、就而者夫食御米御下ケ不被下ニ付、誠ニ以困入重々奉誤候処、何れ之訳柄ニ而右寄合ニ不参候哉ト、御尋ねニ御座候得共、別ニ子細も無御座候。併夏中精当いたし作取候にんちん囲置候處、不□ニくすり候而正月ニも相成候ハ、一円くすり賣代ニも相成間敷心得、乍無調法新庄市参候義ニ而、外ニ何之子細無御座候。仍之以来者右様之失礼成義、決而仕間敷候。若又以来右様不調法成義仕候ハ、何如様之御咎メ被 仰付候共、少茂御恨之無御座候間、何卒此度之義者真平御高免被成下、一同村置之夫食御米飯御下ケ被下置度、偏ニ奉願上候。以上

安政五年午正月廿八日

長者原村枝郷福寿野村 専右衛門

伊藤善之丞殿

豊治

惣助

文中に、寄合に出なかったのは、新庄の市に人參を売りに行ったからで、他意のあるわけではないと言っているが、福寿野ではこの他にも人參を作り、これを藩に献上したりしている例もあるので、人參は福寿野の特産物であつたようである。

3 開発の苦勞

肥料などのことで福寿野村に入り、農民をだまして金儲けをたくらむ悪徳商人もあつた。次の事件は、村山郡藤助新田から引越してきた専右衛門の訴えであるが、彼のもとに糶作りの技術を習いたいとの理由で入りこんだ新庄万場町の商人長倉屋与八郎が肥料の荏粕・粉糠を買入れてやるからとて金一〇両を詐取したとの内容である。當時の肥料の流通過程がうかがわれる興味ある文書である。尤も専右衛門はかなり裕福な農民であつたらしく、村の組頭に任ぜられている。

乍恐御歎奉願上候御事

当御領分長者原村枝郷福寿野村組頭専右衛門奉願上候、全躰私義ハ、村山郡藤助新田ト申所者ニ御座候所、右福寿野新

堰頭与右衛門之申口之儘之金子用立、其上堰堀方へも種々助合致候ニ付、立御百姓ニ相成住居仕候所、御田地發方も早速行届兼候間、重々御上様之厚御憐愍ヲ戴、漸相続仕候得共、右与右衛門ニ用立金子元利共ニ被差滞候処、私之金主江も濟方相成兼、何分困入候次第ニ御座候。然ル処去秋中、萬場町長倉屋与八郎福寿野江參候節、私糶之仕方存居候由被及聞、早私宅へ立寄糶之指南致具候様、達而頼入候得共、早速參兼候処、尚又其後再三頼ニ付、罷越候而面談仕候処、長倉屋夫婦詞ヲ揃申候ハ、内々不如意ニ而商賣も相成兼候処、新室ヲ扱糶屋渡世仕度、仍而指南何分頼入候ト達而所望ニ御座候間、任其意指南仕申候、尤私習候砌ハ、傳授金三兩差出候得共、極々困窮之由申ニ付、礼物迎者一錢も不申請傳授仕候義ニ御座候、且又私義も右之大借金ニ困居候処、何か商ニ而も致度由相咄し、其節ハ助力致儲させ具候様申演候処、長倉屋申口ニハ其思ひ付ニ候ハ、先第一当地之荳粕粉糠ハ、直段恰好ニ仕揚申候、尤去年茂最上商人江右両品之世話致候由弁舌ヲ振ヒ手ニ申候間誠ト存、去暮私方与□頃ヲ以、荳粕粉糠等買入度趣取組候処、早速請込則売端書式通差出候ニ付、金三兩相渡、取引之儀ハ正月十五日頃限り跡金引替荷物可請取之約速ニ御座候。則端書奉入御高覧候。尚又私共金子他借いたし、正月十三日長倉屋へ罷越、右約足之荷物請取度越申候得者、余程差配り置候ニ付、先方へ金子相立候ハ、早速受取相渡可申由ニ御座候間、金子も度々相渡候得共、一向不取斗へ故、色々懸合夫与三四人為頼、右品買入させ候得者、金子丈ケ之荷物出来不申候間、何共困入本合海江差送候荷物相改候処、長倉屋買口之粉糠都合二而、五拾四匁外無御座候故、同人江逸々相尋候処、最少之金子有之候ハ、荳粕多分買取可申由申之候間、猶亦十九日金子相渡候処、其夕方家ヲ出候様買入候哉ト相待候得共、其後一向罷帰り不申、仍而内方尋ネニ差出候得共、行方相知不申、仍て前日金子ヲ渡相頼候人々江聞合候得者、長倉屋方ニ而買先ヲ差止、殘金之分取立候義ニ御座候。尤十四日与十九日迄相渡候分取調見候処、手金三兩共都合金拾兩ニ御座候、其内荷物請取口三兩式歩余ニ御座候、左候得者、六兩壹分余全ク謀斗ヲ巧ミ被掠取候次第、何共殘念千万奉存候、尤右品物等之調書奉差上候、ケ様ニ成行候而ハ、期日手間費諸入用も相懸

候得者、儲ハ扱置大違之損毛ニ御座候故、誠ニ以困り入申候、尤右与右衛門へ用立候砌者、御田地質地仕候所、元利共ニ一円に差滞候ニ付、利足等相嵩、己ニ流地ニ罷成候所ニ御座候、尚又今度者、家屋敷共賃入仕、才覚致候金子被請取候而ハ、請戻可様無之、居所困候ハ曆然之義ニ付、無廻願出候処、早速御取立則北本町御庄屋吉村金吾殿方へ、文通被成下候処、御同人之返書ニハ、長倉屋与八ト被申候ハ、吉の屋五兵衛弟半助と申者ニ候、相糺候処在宿不仕候故、罷帰り次第呼寄聞糺候而、挨拶可致之越ニ御座候。尤同人当テ所有之处へ用事等ニ而、罷而候義ニ御座候由、格別左も無之、我々ヲ語金子掠取家出致候所、帰り次第之挨拶ト之待遠い事ト乍存、奉御訴訟候而ハ、御上様へ奉掛御厄介候義も奉恐人候間、再三御願申候得共、右同様之挨拶而己ニ而何共困入申候、尤私共正月十三日方数日長倉屋へ詰居様子見候処、全ク無商売ニ而人ヲ語、金錢之差繰致候業ニ仕候者共ト見受候、右等之儀茂家内馴合ニ而、取斗候義ニ而半助老人ニ相抱候事ニハ無之、長倉屋相統たち仕候義ニ奉存候間、乍恐格別以御憐愍、右長倉屋御呼出御糺之上、右六両余之金子早速返済相成候様、被仰付被成下置候ハ、難有仕合奉存候。仍之右之段幾重ニも奉願上候、乍憚此段宜敷御執成被仰上被成下候様、偏ニ奉願上候。以上

安政五年午三月

長者原村枝郷福寿野村

願人 専右衛門

同断 豊治

高橋勇吉殿

小国政吉殿

新田の開発は当初の計画通りには進まなかつたらしく、安政五年四月に次のような口上書を出している。予定

としては、恐らく前年のうちに完成し、今年から仕付けるものであったであろう。このために藩では早く完成するよう督促したものである。文面では、遅れた理由は畑の仕付けにとりまぎれたとある。

御糺ニ付口上書を以申上候

私共一同御田地新開之儀、精々仕候様去年と数度被 仰達、一同承知奉畏候、然ル処今以皆出来相成兼候者も有之、如何之訳候哉、有驅申上候様、猶亦残之分何日迄皆出来相成候哉之趣被 仰付奉畏候、内実者早速皆出来仕候仕組ニ候得共、是迄畑仕付其外取紛恐入候。就而者皆出来日限左申上候。



福寿野開発の旧水路

一 当月廿日迄	喜三郎	一同	十八日迄	惣助
一同 十五日迄	庄助	一同	十八日迄	庄右衛門
一同 十八日迄	与七	一同	十八日迄	熊吉
一同 十五日迄	豊治	一同	十八日迄	清太郎
一同 十八日迄	嘉七	一同	十八日迄	専右衛門
一同 十七日迄	甚六	一同	十八日迄	忠助

右之通、日限無相違発皆出来可仕候。若其節開発仕兼候節者ル本

人者不及申、組合一同如何様被 仰付候共少茂不苦候。為其御證一札差上申所仍如件。

午四月（安政五年）

福寿野村

惣助

専右衛門

喜三郎

伊藤善之丞様
高橋勇吉様
八畝市助様
小国政吉様

安政五年に至っても、福寿野村はなお飯米を自給するほどの収穫すら得ることができない百姓もあり、彼等は次のような割合で飯米の拝借を願ひ出ている。これを願ひ出た百姓は一五人で飯米の量は四六俵を数える。

覚

一來三俵	庄助	一來四俵	熊吉
一〃四俵	嘉七	一〃三俵	惣助
一〃三俵	仙藏	一〃四俵	豊治
一〃四俵	佐左衛門	一〃四俵	清太郎
一〃三俵	与七		庄右衛門
一〃四俵	専右衛門	一〃六俵	喜三郎
一〃貳俵	甚六		庄吉
一〃貳俵	忠助		

ノ四拾六俵

右之通福寿野飯料御拂米奉願上候間、御叶被成下度奉願上候。以上

午五月一日（安政五年）

平賀様

小国政吉

肥料購入資金や夫食米の拝借願いは、安政六年に至っても、なお繰り返して指出された。それぞれの願書は次のようである。この場合の荏粕は畑作の肥料としているが、後にもみるように紅花の耕作に施されたものと考えられる。また、夫食米の拝借願いには、困窮の村方にて、飯米にも窮し、草履・わらじ等を作って売ったり、日庸とりに出たりしてようやく暮しを立てている、とある。

乍恐奉願上候御事

一金五両 但、当末年畑肥ニ相用候荏粕調代料奉拝借度奉願上候。

右之通当福寿野之儀、厚以 御憐愍露命相統仕候得共、未タ御田畑も少々ならて無之候ニ付、多分扣畑作候得共、年々同品斗植付、猶亦野畑之儀ハ、極々悪地ニ而肥多分ニ不相用候得者、実取茂不相成候ニ付、去春中荏粕調代料奉拝借度奉願上候処、早速御叶被成下置、荏粕相調畑作肥ニ相用、右作植を以夏中内借之飯料等返済仕候段、冥加至極難有仕合奉存候、依之又々奉願上候茂奉恐入候得共、前文之仕合ニ付、無拠奉願上候間、何卒格別以 御慈悲、右御金奉拝借当年畑肥相調申度奉願上候。尤右拝借之分、当暮上納可仕候。乍恐此段宜御執成被 仰上、願之通御叶被成下様偏ニ奉願上候。以上

未三月

福寿野村組頭

惣助

専右衛門

喜三郎

高橋勇吉様

小国政吉様

前書之通奉願上候、何卒以 御憐愍御叶被成下候様奉願上候。以上

同日

小国政吉

高橋勇吉

津田宗助様

乍恐奉願上候御事

一米貳拾俵 但し、当末年新田開発夫食奉拝借度奉願上候、右之通奉願上候御儀、当福寿野之儀極々困窮ニ御座候処、段々厚以、御憐愍、露命相続罷有、誠以難有仕合奉存候、且去秋中御田地新開所割渡被成下候場所、当春中雪消次第精々出来可仕様、御掛親方衆方訳而度々御利解被 仰付、難有奉承知候、然所兼而 御見分被成下候通、極々困窮之村方ニ而当時飯料差支、此節草履わらんし相拂、亦者雇取等仕候而、漸々取続罷有候仕合御座候処、此度雇取ニ罷出 新開成就仕様被 仰付、御尤千万奉承知候得共、前文之仕合ニ付、何分新開方思通不行届、何共^ひ入^り当惑至極仕候。依之奉願上候も甚以奉恐入候得共、何卒格別之以 御慈悲、前書御米無御利足ニ而拝借御叶被成下置、新開成就御百姓

相続仕候様、幾重ニも奉願上候。尤当暮可奉代上納候間、乍恐此段宜御執成被仰上、願之通御叶被成下様偏ニ奉願上候。
以上

未三月

惣助

専右衛門

喜三郎

高橋様

小国様

前書之通

また、田地不足のために、農閑期には屋根葺として嫁ぎに出るもの、桶結い（たがや）免許を得て、生計のたしにするものなどもあった。次掲の二文書は、この関係文書である（但し、屋根葺弥左エ門は長者原村）。

乍恐奉願上候御事

願主 弥左衛門 長者原村

一屋根葺 但し当村御百姓弥左衛門ト申者、常々病身之者ニ而御座候処、殊ニ御田地不足ニ而手透之節、屋根葺渡世仕度願出候間、半御運上御免札奉頂戴度奉願上候。

右之通旧冬被 仰出候諸職人御免札并御引替願書共、来ル廿日迄奉願上候被様被仰付奉畏候。依之前文之通、半御運

上 御免札奉頂戴度奉願上候間、願之通御叶被成下度奉願上候。乍恐此段宜被仰上被成下候様偏ニ奉願上候。以上

組頭

郷下周右衛門様

庄屋

乍恐奉願上候御事

願主 庄右衛門

一たか 但し当村枝郷福寿野村御百姓庄右衛門御田地不足三而、たか渡世仕度願出候間、御免札奉頂戴度奉願上候。
右之通旧冬被 仰出候諸職人、御免札并御引替願書共奉願上候様被 仰付奉畏候。依之前文之通 御免札奉頂戴度奉願
上候間、願之通御叶被成下度奉願上候。乍恐此段宜被 仰上被成下候様偏ニ奉願上候。以上

丑正月廿八日認メ

長者原村枝郷

慶応元

福寿野村組頭 与市

大組頭原田喜三郎

庄屋 小国政吉

郷下周右衛門様

村民のなかには、家族の病氣や子どもが多いために、如何とも生計がなりたないとの理由で、赤子養育米の
給付を願ひであるものもあつた。次掲の文書はこの一つであるが、文中に、当主の病氣により家計が窮迫し、蓄え

の飯米もなく、加えて女房が子どもを生んだが、野菜のみ食べているので乳の出が悪い、と記している。

乍恐奉願上候御事

甚六 年四十五

女房 年四十

女子由年十五

二女さわ年四

三女やす年壱

当二月出生仕候

家内ノ五人内壱人男

四人女

内女子由年十五

但し右同人儀角沢村儀右衛門方へ縁付参候

右之通当福寿野村甚六儀、困窮之者御座候得共、精々相働候者御座候処、一昨年方時々病氣差起病身ニ罷成、極々困窮仕、飯料茂一円所持不仕、漸露命取続罷有候、然処右同人女房当二月中、出産仕候得共、前文之通極々困窮行迫、殊ニ野菜多食候故歎、乳不足之方ニ而乍恐何分ニも赤子養育可仕手段も無御座候、何共恐入当惑至極仕候、依之奉願上候御儀も誠ニ以奉恐入候得共、何卒格別之以 御憐愍、赤子養育御助御米奉頂戴度奉願上候、乍恐此段宜御執成被 仰上、御叶被遊被成下様偏ニ奉願上候。以上

未三月（安政六月）

福寿野村願人 甚六

組合 忠助

組合組頭惣助

専右衛門

喜三郎

高橋勇吉殿

小国政吉殿

前書之通奉願上候間、何卒以 御憐愍御叶被成下度奉願上候。以上

同日

小国政吉

高橋勇吉

津田宗助様 三通末三月上ル

生活苦のために、折角入村した百姓の中には村を離れ、故郷に帰るものもあった。安政六年三月、村山郡藤助新田村庄屋榎藤助から福寿野村堰頭喜三郎に宛てた書状に、藤助新田からは、安政三年、□拾余人の百姓が福寿野村に引越したが、このうち善治と申のものは、土地の百姓から所持金をだましとられ、生活に困っているので、早々に藤助新田に帰してほしい旨が記してある。

この他にも離村するものは少なくなかった。翌万延元年の文書であるが、福寿野村から差出した願書にも、次の二例がある。離村の原因としては、単に生活苦ばかりでなく、他の村民とのいざこざもあったようである。

乍恐奉願上候御事

新助 年 四十九

長四郎 年 五十五

長吉 年 三十一

家内合三人男

右之通去ル辰年福寿野へ立御百姓相成度段願出候ニ付、其段奉願上候所、御叶被成下難有仕合奉存候。然処如何相心得候哉、其後無間茂故郷へ立帰候ニ付、度々迎人差遣候得共一向罷帰不申、只今に至右家内之者共、所々ニ罷仕候様子相聞、万一彼是混雜之儀出来候而ハ、重々奉恐入候間何卒以 御憐愍、御人別張外御叶被成下候様奉願上候。乍恐此段宜被仰上御叶被成下候様、偏ニ奉願上候。以上

申六月（万延元年）

与市

喜三郎

伊藤善之亟 殿

高橋 勇吉 殿

八鍬三郎右衛門殿

小国 政吉 殿

前書之通奉願上候間、御叶被成下度奉願上候。以上

同日

四人名前

榎岡准蔵様

津田宗助様

乍恐奉願上候御事

一 円治 年六十二

同女房 年四十二

男子米藏年十一

二女とめ年六ツ

ノ家内合四人 式人男

式人女

一 源五郎年五十二

春吉 年十七

源治 年十一

あき 年五ツ

ノ四人内三人男

式人女

一新藏年廿四

式人男

一 国藏年二十三

宗藏年十七

やす年十一

ノ家内合三人内式人男

式人女

右之者共、去ル辰年福寿野江立御百姓ニ相成度段、達而相願候ニ付、具節奉願上候処、早速御叶被成下候ニ付、精々為

相励罷有候処、四人共追々不人柄相顕、尤中ニハ悪巧ミ仕候者共在之、村方一同帰服不仕、時々物言其外騒敷自然、村方之気合式ツニ相成当惑仕候。然ニ去巳年双方嚴敷物言仕、右四人故郷へ参候ニ付、驚入何れニも呼寄度、是迄双方へ御利解御申聞被下候得共、福寿野御百姓共承服不仕、私共未々見詰も無御座候間、早々寄御暇奉願上候方外無之旨、申聞無余儀次第二罷成候処、万一先方ニ罷有候者共、彼是混雜之儀等出来候而ハ、重々奉恐入候間、何卒以御憐愍、御別入帳外御叶被成下様此段奉願上候。以上

申六月

与市

四人御名前

前之通奉願上候間、御叶被成下度奉願上候。以上

同日

四人名前

兩人様

4 肥料と畑作

安政六年四月、肥料として福寿野村に下付された荏粕・粉糠・あめ粕は次の如くであった。

未四月御叶之分

福寿野荏粕入用分

喜三郎

一 荏粕貳拾〆百め	熊吉	一 荏 拾三〆目	忠助
一〃 貳拾八〆七百め	惣助	一〃 拾貳〆目	豊治
一〃 拾壹〆百七拾め	清太郎	一〃 拾貳〆百め	庄右衛門
一〃 貳拾四〆四百七拾め	喜三郎	一〃 五〆百七拾め	庄助
一〃 六〆貳百め	嘉七	一〃 拾六〆六百め	仙蔵
一〃 六〆貳百め	佐右衛門 ^{ぐん}		
外二百五拾〆め	焼酎粕		
此代金壹歩			
一 荏 六〆七百五拾め	与七		
〆百六拾〆四百六拾め			
一 粉糠四俵	忠助		
一 粉糠貳俵	惣助		
外二百五拾め	焼酎粕		
此代金壹歩貳百文			
一 粉糠貳俵	清太郎		
一〃 六俵	喜三郎		
外二あめ粕四俵代金壹歩貳百文			
一 粉糠貳俵	庄助		

一〃 三俵 嘉七
 一〃 貳俵 千蔵
 一〃 四俵 佐左衛門
 外ニあめ粕貳俵

代金貳朱白文

なお安政四年の荏粕の配分は次のようである。

荏粕

一貳拾〆匁	庄助	一三拾〆匁	勘六
一三拾五〆匁	嘉七	一七拾〆匁	忠助
一三拾五〆匁	仙蔵	一百〆匁	熊吉
一貳拾〆匁	佐左衛門	一	半兵衛
一拾〆匁	与四郎	一百五拾〆匁	惣助
一	与七	一七拾〆匁	田井
一百貳拾〆匁	専右衛門	一拾〆匁	円治
一拾〆匁	清太郎		庄右衛門

一百匁 喜三郎

〆七百八拾貫匁

代金拾三兩位

右之通御座候。以上

このように辛苦を重ねて開発した田畑は、安政六年七月の調べでは、次のような反別に達している。これは一
 四人の農民だけのものであるが、後掲の史料も同数であるので、この段階の福寿野村の農家数は一四戸ではなかつ
 たかと思われる。開発面積の大部分が畑であるのは、水の便を得ることが困難だったためであろうか。あるいは、
 この統計とは別個に田地の統計（例えばこの前年までは田んぼの開発は終わっており、それが別に記録されてい
 る）があるのであろうか。それにしても、個人別の持分に大きな開きがあるのが注目される。

寛

一 清水扣畑貳反五セ歩

庄右衛門

一 屋敷畑 三反五セ歩

同人

〆

一 清水畑 三反歩

佐左衛門

一 屋敷畑 三反歩

同人

外ニ

長者原村に扣田

同人

三百匁

一 清水扣畑 八反歩	与一	一 富田扣畑 貳反歩	同人
一 屋敷新田 五セ歩	同人		
一 清水扣畑 四反歩	清太郎	一 屋敷畑 四反歩	同人
一 烏川扣畑 貳反歩	庄助	一 清水畑 壹反歩	同人
一 屋敷畑 貳反歩	同人		
一 清水扣畑 三反歩	豊治	一 長者原扣畑 壹反歩	同人
一 屋敷畑 貳反五セ歩	同人		
一 清水扣畑 三反歩	仙蔵	一 長者原扣畑 壹反歩	同人
一 老本木新田 老畝廿歩	同人		
一 清水長者原扣畑 貳反五セ歩	庄吉	一 清水扣新田 壹反歩	同人
一 屋敷畑 三反歩	同人		

	一清水扣畑三反歩	熊吉	一屋敷畑 式反歩	同人
	一烏川畑 老反歩	同人	一長者原畑三反歩	同人
✂	一清水扣畑 式反七セ歩	忠助	一烏川扣畑 式反歩	同人
	一長者原扣畑三畝歩	同人	一屋敷 六畝歩	同人
✂	一清水扣畑式反歩	嘉七	一長者原畑五畝歩	同人
	一屋敷畑 式反歩	同人	一赤坂新田八十苅	同人
✂	一白塚扣畑老反歩	喜三郎	一烏川畑 式反歩	同人
	一屋敷畑 三反五セ歩	同人		
✂	一清水扣畑三反歩	与七	一屋敷畑 式反歩	同人
✂	一長者原畑老反式セ歩	甚六	一烏川畑 式畝歩	同人
	一屋敷畑 老反三畝歩	同人	一赤坂新田八畝歩	同人
✂				

右者未手作仕入七月改之分

安政八年の「覚」によれば、当時の稲の蒔高は五二五八束余、米にして一五八俵余の収穫が見込まれている。これも一四人の農民のみであるので、この段階では福寿野村の農民は一四戸のみである。各戸の蒔高においても、かなり大きな差があることが目をひく。

覚

一内蒔貳百四拾束	庄助	一内蒔百四拾五束	嘉七
一〃 四百八拾八束	仙蔵	一〃 四百貳束	佐左衛門
一〃 貳百六拾七束	庄吉	一〃 百拾四束	与七
一〃 四百拾束	熊吉	一〃 貳百七拾五束	忠助
一〃 四百五拾束	豊治	一〃 七百五拾六束	与市
一〃 六百四拾束	清太郎	一〃 三百八拾五束	庄右衛門
一〃 六百束	喜三郎		
ノ五千貳百七拾三束			

此俵百五拾八俵七升六合

但百蒔ニ付三俵宛

(校説)

右之通当村郷福寿野村御百姓共、酉年内蒔相改取調奉差上候。以上

酉十月

小国政吉

郷下周右衛門様

福寿野村の農地は畑地が多く、この耕作には多くの工夫がこらされた。紅花は移住者の故郷である谷地郷が全国的に有名な耕作地帯であつたので、この関連で福寿野でも耕作されたのかも知れない。しかし、折角苦勞して育てた紅花も、一度洪水にあうと一挙に流失することあつた。万延元年（一八六〇）の洪水がそうであつた。即ち、次の文書によれば、この年六月、大洪水のために川筋通の紅花が一円流失し、先に拝借した肥料代が上納できなくなつてしまつたとある。

乍恐奉願上候御事

一米納七俵半 但し、当春拝借御米高三拾六俵内、当六月上納可仕之處、大洪水ニ而川筋通紅花一円被押流、乍

恐上納可仕様無御座候。依之当申暮迄延納御叶被成下度奉願上候。

一金五両也

但し、去年末春畑肥ニ荏粕粉糠奉願上候処、早速御叶被成下、難有仕合奉存候。然処当六月迄、延納奉願上置候処、猶亦大洪水ニ而取立上納可仕様無御座、依之当申暮迄延納御叶被成下度奉願上候。

右之通当村之儀、是迄莫大之御憐愍奉頂戴相続仕、難有仕合奉存候。然処右之分紅花佛代金ヲ以奉上納之處、先達而以書付奉御届申上候通、当十日雨天ニ而川筋通紅花不残押流、上納可仕手段も無御座奉恐入候。依之奉願上候御儀、重々奉恐入候得共、何卒格別以御憐愍、当申暮迄延納御叶被成下度奉願上候。乍恐此段宜被 仰上被成下候様、御執成偏ニ奉願上候。以上

申六月

与市

喜三郎

掛四人御名前

畑地の作物としては、紅花や人参の他、茶も作られたことが、次の文書からうかがわれる。願書の年次は元治元年であるが、その茶種を堀内村から買入れるとある。当時はこの地方においても、茶の栽培が広く行われたものであろうか。

乍恐奉願上候御事

一金壹両也 但当村枝郷福寿野村之者共儀、茶種買入代金拝借仕度奉願上候、尤上納之儀者、当子に寅迄三ヶ年賦上納仕度奉願上候。

右之通当村枝郷福寿野村御百姓共、是迄厚キ御憐愍奉頂戴難有仕合奉存候、然処去秋中堀内村ニ而茶種入置候分無心置候得共、困窮之者共代金ニ行当、何共当惑仕候、依之奉願上候御義奉恐候得共、何卒格別以 御憐愍、前文金子拝借御叶被成下度奉願上候。尤上納之儀者当子に寅迄三ヶ年賦取立上納仕度願上候間、願之通御叶被成下度奉願上候、乍恐此段宜被仰上被成下度偏ニ奉願上候。以上

子二月（元治元年）

与市 原田喜三郎

郷下周右衛門様

小国政吉 高橋庄八

茶の栽培はこの後どのように発展したものか。以後の文書に見えないことから推すと、これほど大きくは発展しなかったように思われる。

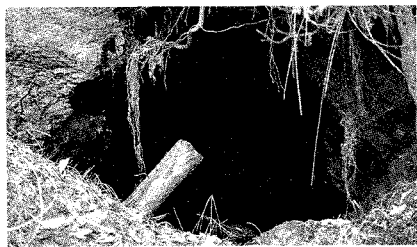
5 用水の確保

福寿野村の田地は新しく開かれたものであるだけに、その用水の確保には、ずい分と苦勞したようである。水源は始め小国川の上流、長沢地内土袋から新堰を通して得ようとしたが、測量が不完全であつたので失敗に終わり、次に瀬見村下の三ツ石から引こうとしたが資金に乏しく、これも成功せず、最後に七折沢に新溜井を築いたという（『最上郡史料叢書』）。

七折沢新堤は柏木山村の下手に造られたものであるが、ここにはすでに古堤が築かれており、長者原村の水源とされていた。新堤が築かれたのは安政四年のことであつた。新堤築堤に当たって、福寿野村が鳥越村庄屋に差出した証文は次のようなものである。

差出申證文之事

当村枝郷福寿野村立百姓開発田水堤之儀、此度御役方様御見分之上、七折沢奥柏木山村下御見立、新規堤築立申候。右場所ハ、其節枝郷柏木山村地先ニ御座候処、双方熟談之上、永久借請申候所、相違無御座候。為後日之借地證差出申候処、仍而如件。



嘉永年間につくられた福寿野用水路
(七折沢隧道)

福寿野村組頭

惣助

専右衛門

長者原村山守

勘右衛門

長四郎

山三郎

小国政吉

吉田辰五郎殿

新堤の規模及び工事人足の見積り数は、「七折沢新堤仕様書」によれば次のようである。

七折沢新堤仕様書

一馬踏八間 一樋敷拾貳間 一桁長三十間

一前附ほそ幅四尺 深サ五尺余堀 込谷地塊

小土埋拾段揚

一坂早口幅六尺深四尺五寸

此人足千七百三人 外ニ組頭七十貳人

内八百人 外ニ組頭壹人 他御支配所詰之分

同七百拾四人 外三三十一人 舟形郷

同百八十九人 内八拾九人 長者原村

同百人 福寿野

前文ニ而宜御座候 手代立合 武田味左衛門印

これによれば、人足数は一七〇〇人余りが見込まれているが、別の願書では、完成までには三〇〇〇人程を要するであろうとし、さし当たり当年は一〇〇〇人とし、このうち舟形郷より二五〇人、その他の郷から七五〇人を指出すようにしてほしい旨を述べている。しかし、実際に築造された堤は、これよりかなり縮小されたもののよう、翌安政五年三月に指出した仕様書には、

覚

一前附五段

長三拾壹間

一後附拾壹段

長拾壹間

一馬踏六間

此人足三百四十人

居村勤分

内四拾人

他村勤分

同三百人外二組頭拾四人

小以

右之通、七折沢新堤御普請被成下難有仕合奉存候、依之仕様書奉差上候。以上

午三月

長者原村庄屋

後見親方

御代官様

手代 安食門衛

御役方大嶋勘兵衛様

とある。しかし、同年の書上げに、次の仕様書もあり、どちらが真であるか即断しかねるが、翌九月に、この堤をさらに拡張し、五六尺位築足したいとの願いを出している。

七折沢新堤御築立御普請仕様書

一前附六尺 長サ三十間 一馬踏四間半

一後附八段 長サ廿三間 一仮早口溝式本

内壱本 但し長三間幅五尺高サ壱間

同壱本 但し長壱丈幅四尺五寸深三尺

此人足六百廿六人

内四百人 他村詰御人足分

外ニ組頭廿人

同式百廿六人 居村詰御人足

内七十四人 長者原村

同百五十式人 福寿野村

小以

右之通七折沢新堤築立御普請被成下、難有仕合奉存候。依之仕様書奉差上候。以上

午八月（安政五年）

長者原村庄屋

また、安政六年「七折沢奥新堤御普請仕様書」として、次のような願いが出されている。これが、これまで見てきた「七折沢新堤」と同じものであるか、あるいは全く別個のものであるか不明であるが、「新堤」は年々少しずつ拡張されてきた経過もあるので、恐らくは同一のものであろう。

七折沢奥新堤御普請仕様書

一新堤桁長三拾八間外ニ袖式間

一前付築足七段

一後付築足七段

一馬踏東方式間五尺

一右同断中式間

一右同断四方五間

一右桁長之内東脇五間半此前附拾四段

一右同断之内西脇拾同

此前附式拾五段

此後附拾八段

一仮早口溝長式間幅壹間半宛式ヶ所

一早口長四拾三間五尺用意早口長三十五間

△此人足九百十人

内式百五拾人

居村詰之分

外ニ組頭式拾人

同六百六十人 他村詰分

外ニ組頭貳拾七人

小以

右之通七折沢奥新堤、御普請被成下度、難有仕合奉存候。依之仕様書奉上候間、乍恐此段宜被 仰上被成下度奉願上候。
以上

未四月廿一日（安政六年）

津田宗助様 大場勘兵衛様

田中良大夫様

立合 手代大場定吉

新堤に設ける樋木・尺八をつくる木材や、これに要する釘・檜皮等の費用は、次のように見積られている。

寛

一杉七本 但し太凡五尺廻り

内六本 樋木三継ニ而長サ拾參間

半幅沓尺背八寸、尤四角末口ニ而沓尺沓寸八寸角

内沓本 尺八沓尺角長サ沓丈八尺

此木拾貫文

一錢七メ五百六拾文 杣取方沓本ニ付四人掛り、都合貳拾八人、但杣料賄料共ニ

一同五ノ百三拾文 樋并尺八合方作料之分

小以貳拾貳ノ六百九拾文

外ニ

一錢 四寸釘貳百九拾本、樋合方入用之分荷ニ釘四寸四拾本、但シ尺八入用之分

一同 檜皮貳百五拾わ

ノ

右之通七折沢新堤樋木代并作料等之分、大凡取調書奉差上候。何分宜被仰上被成下度奉願上候。以上

巳六月

長者原村

小國政吉

松永寛左衛門様

なお、七折沢は以前から長者原村の水源としても利用されているようで、次のような規模の古堤もあった。これは旧来の長者原村の田水として使用されたようである。

七折沢古堤仕様書

一 敷拾五間

一 馬踏五間

一 桁九間

一 高式間半

一 前附廿貳段

一 後附廿七段

一早口三拾間

幅八尺 深五尺

此人足七百人 外ニ組頭三拾人

内百五十人 居村勤分

外ニ組頭十人

同五百五十人 他村詰分

しかし、いずれにしても、七折沢新堤のみでは、福寿野の用水としては充分でなかったらしく、同村の耕地はなお畑地が多かったようである。安政六年の文書に、新田開発が思うように進まないのので、紅花を余計に作付けたとある。

乍恐奉願上候御事

一米納四拾五俵 但し当村極々困窮之御百姓共新田開発ニ付、御米拝借奉願上候。右之通奉願上候儀、当福寿野村之儀、段々莫太之御憐愍奉頂戴、冥加至極難有仕合奉存候、然ル処当村之様兼而御見聞被成下置候通、極々困窮之村方ニ御座候得者、未タ新田畑開発も思様出来行届兼、年々夏中飯料差間、至而難渡仕候ニ付、当年紅花別而余慶ニ手作仕候処、何ヶ年ニも無之大違作、其上先達而大洪水ニ而、紅花井川芎共川筋通多分押流、内々必至ト痛れ果、露命相続可仕手段も無御座、誠に距入当惑至極歎ケ敷御儀御座候、就而ハ内々夫々相談仕候処、此上之儀者御田地取持不仕候得者、逆茂御百姓相続可仕見詰茂無御座候ニ付、御田地開発必至ト精々仕、老軒ニ付新田三百町宛、当月九月中迄之内ニ新開成就仕、明年も格別之難渡相凌申度一同志願ニ御座候得共、前文之通極々困窮行迫、此節飯料才覚可仕様無御座、重々

当惑至極^{とつて}入奉存候、依之奉願上候御儀茂、甚以奉恐入候得共、何卒格別之以 御慈悲、前書御米拝借御叶被成下置、御百姓永久相統仕候様、幾重ニも奉願上候。尤右拝借御米之儀、当未^ら酉迄向三ヶ年賦上納可仕候間、乍恐此段宜御執成被 仰上、願之通、御叶被成下候様偏ニ奉願上候。以上

七月

長者原村枝郷福寿野村組頭

与市

喜三郎

御掛四人様

右之通願出候ニ付、新開場所間敷之儀相糺候処、別紙之通申出候間、乍恐此段宜被仰上、何卒格別之以御憐愍、願之通御叶被成下置、御百姓永久相統仕候様、偏ニ奉願上候。以上

同日

掛四人名前

津田宗助様

また、同年十一月には、開発はすすんだが、一本杉谷地辺の田んぼは水不足で、早損にあい勝ちであるので、赤坂沢に新規の堤を設けたい旨の願書をさし出している。

未十一月 乍恐以書付奉申上候御事

兼而被仰付候村々御普請之儀、当月廿八日迄奉申上候様被仰奉畏候、乍恐左之通、一人足 但し当村枝郷福寿野村御百姓共、以御憐愍当年新田開発仕候、壹本杉谷地、年ニ寄水不足ニも相成候得者、早損仕候哉茂難斗奉存候。依之雪消

次第、御見分之上赤坂沢ト申所へ、新堤築立被成下度奉願上候。

一人足百人

七折沢新堤不出来ニ付、御手入被成下度奉願上候。

一ノ百七拾人

但し当村裏通新堰切廣之儀、来申春中、雪消次第御取懸被成下度奉願上候。

右之通、御普請被成下度奉願上候、乍恐此段、以書付奉願上候間、宜被 仰上被成下度奉願上候。以上

長者原村枝郷福寿野村組頭兩人本郷組頭兩人

庄屋後見印

七折沢堤から福寿野開墾地までの水路も次第に整えられてきた。安政五年の書上げによれば、新堰の長さは一〇一三間、ここに幅二尺、深さ一尺三寸から三尺までの水路を通す計画であつた。

乍恐奉願上候御事

一人足八拾五人 但し福寿野新開堰、長者原村浦通り堀替入用之分奉願上候。

内式拾人[△] 居村勤之分

同五拾人 他村詰御人足

△二口ノ九百十人

右之通当村浦通り新開ニ付、堤御築立被成下、難有仕合奉存候、然ル処堰筋是迄之儘ニ而者、何分右新開場所江水行届

キ兼候而、何共困入当惑仕候、依之新規堰堀替不仕候而ハ、如何様ニも仕付方六ヶ敷奉存候。依之奉願上候御儀、奉恐入候得共、何卒以 御憐愍、願之通り御叶被成下度奉願上候処、早速御普請被成下、難有仕奉存候、乍恐此段宜敷被上被成下候様御執成偏奉願上候。以上

未五月（安政六年）

福寿野村組頭

寛

一新堰千拾三間 幅貳尺 深壹尺三寸五三尺迄

但し壺本木下五きつ坂下迄

一七折沢揚口五壺本木下新堰迄

但し所々堀替、桁葉、山落惣取片付之分

ノ

此人足百九拾人

内百拾人

他村詰御人足

外二八人組頭

同八拾人

居村勤之分

内三拾人

長者原村

〃五拾人

福寿野村

小以

右之通、当村枝郷福寿野村新堰御普請被成下、難有仕合奉存候、依之仕様書奉差上候間、乍恐此段宜被 仰上被成下度
奉願上候。以上

未五月（安政六年）

長者原村庄屋

小国 印

高橋 印

沼田 印

津田宗助様

福寿野開発は、このようにして、様々な障害に阻まれながらも、次第に進展した。開発は条件のよい個所から進められたようで、安政六年の計画に次のように記してある。なお、別の文書によると、この開田は三〇坪を開くに、藩から米四升を拝借する条件ですめられたことが知られる。

覚

長者原村表通

一大凡六千坪位

同所新田開所口割廿残

一田千六百坪位

きつ坂下二ヶ所

一〇三千五百坪位

下福寿野通

一貳千五百坪位

ノ壹万三千六百坪位

右之通当月より九月迄中迄、新田開発場所、間数奉願上候様被仰付、承知仕候、則取調申上候間、此段宜被 仰上被成下候様奉願上候。以上

末七月（安政六年）

与市

喜三郎

この開田は同年十一月までに完成したようで、同月の文書に、「本郷裏通並壹本杉より下福寿野迄凡反別四町五反余開発仕」とある。この開田計画当初の計画においては、新開分の収穫を「此稻茹高四千五百茹余、当村御百姓共ニ拾五軒、壹軒ニ付三百茹宛」と見込んでいたが、意外に少ない予想額である。

第十四節 幕末・農民のくらし——両徳院亮智書留——

1 両徳院「万留帳」

幕末のころ、堀内村の修験両徳院の当主であった亮智は、身辺のできごとを克明に記録して「万留帳」五冊を残している。うち四冊は縦一八センチ、横九センチの横帳で、各頁とも細字でびっしりと記してある。他の一冊は縦二四センチ、横一六センチの大きさで、やや大きい字で、明治初年新政府が発した神社・神道関係の布令、村内神社の境内・社木等を記している。記した人は「清馬」とあるが、これは亮智の修験廃止後の改名である。

「万留帳」四冊の書き出しは嘉永三年（一八五〇）十一月廿六日、その最後は明治四年十一月廿一日である。内容は自分の家のこと——家族の縁組、病気のこと、病気見舞、馬の売買、稲の収穫高、鮭漁のこと、馬無尽、伊勢講、金比羅参りなど、村の出来ごと——村普請、鎮守の祭礼、稲盗人、寄合、藩の布令、さては酒を飲んだ挙句の喧嘩、博奕、親類のごたごた、隣近所の夫婦喧嘩まで、実にこまごまとしたことを細大もらず記している。

この意味では、本「万留帳」は、修験という特殊な立場からではあるが、まさに庶民の目に映った時代の相を庶民の目でとらえて書き留めたもので、幕末から明治初期にかけての堀内村の状況が村民の日常生活のレベルで

把握できる貴重な資料のように思われる。右の「万留帳」は『舟形町史資料集』第七集に全文収録されているので、以下これによって、当時の農民の日常生活を追ってみたい。

亮智の家系については明らかでないが、後の書上げによれば、藩政時代前期から代々修験であったといい、藩政時代後期に成った『新庄領村鑑』にも「羽黒派修験両徳院」の名がみえる。当時の堀内村には両徳院の他に葉山派宝性院、同三蔵院、羽黒派林蔵院などの修験があつた。「万留帳」に、これら諸院のことがしばしばみられるのは、同じ修験としての関連からであろう。

明治二年の書上げによれば両徳院は、羽黒山仁王院を本院とし、石井山石森寺両徳院と号し、当住四三歳真永、二代祐行院真観二八歳、孫義膳一一歳、隠居七一歳、母菊地雪篤娘おゆら五八歳、女房白須賀村勘八娘りま四二歳、嫁富田村藤右衛門娘よし二五歳、娘すわへ八歳、菊治三歳の家族構成であつた。また、居屋敷地は一畝二歩、本尊は不動明王、社地境内は「元文二巳年之御改之通書記」とあるから古くからの修験であつたことが知られる。さらに明治三年の書上げによれば、同家の世代書は宝暦七年の火事によって失われたとあるが、真吉法印（正徳五年～安永四年）を初めとし、以下真栄法印（元文元年～寛政十年）、真慶法印（宝暦十二年～文政八年）、真光法印（天明二年～天保五年）真瀬法印（寛政十二年～明法十四年）と継承されている。

同じ書上げによれば、亮智は文政十年の生まれ、弘化四年に法印号を授けられ真永法印と称したが、明治初年の修験道廃止により神道に改め、石井清馬治郷と改名したとある。亮智が神職に転じたことにより、従来同院で祀っていた不動尊と釈迦尊像は世脇村十王堂に移し、仏壇の位牌は「皆々相払、改而神拝仕候」とある。

清馬が神主として仕えた神社は、村内の伊豆大神、瀬脇村地神、同村稻荷、同村山神、実栗屋村稻荷、同村山神、山家村稻荷、真木野村稻荷二社、荒中沢村山神などであつた。



書留院徳兩

同家の保有反別については明らかでないが、稲刈高は安政三年三五〇束、同四年六六五束、米高二五俵、同五年七〇八束、米高二三俵、以下漸増し、元治元年九三四束、三二俵、慶応二年一二八六束、三八俵とあり、かなりの規模の農家であったことがうかがわれる。

尤も、このすべてが自分保有の田ではなく小作地もあったようである。明治八年、同家が地租改正によつて交付された地券によれば、宅地一反一七歩、田五反余、畑九反七畝余、山林五町五反五畝余を有していた。同九年の調査によれば、宅地表幅一八間二尺、裏行一九間一尺の場所に、文政五年、竪四間半、幅九間五尺の家をたて、竪三間半、横二間半の稲小屋を設けたとある。

安政三年「万留帳」に、嘉永六年の同家の収支決算が記されている。即ち同年一年間の入用は一四〇貫四〇七文、これに対する収入総額は九七貫一五〇文で、大きな赤字となっている。収入の内訳は六〇貫四三〇文は木わらび等の品々の販売収入、二四貫七六三文は親父の働きによる収入、一〇貫九一五文は初尾、賽銭、礼銭などである。差引のうち三五貫八一四文は翌年への借金、この利率二割とあって、家計は決して楽ではなかった。尤も、これは現金についてのみであり、米雑穀は除いている。

因みに安政二年の田畑耕作状況を見ると、稲刈高五三二束、米にして一九俵、他に小豆四斗五升、そば四斗一升、大豆二俵二斗の収入があった。このうち小作料については金納で済している如くであるが、殆ど得分がなかったらしく、「もけなし」と記している。嘉永四年の御物成および小役米の計は二俵二斗五升とあるが、これは自己

の保有田地に課せられた年貢高と小役米の計であろう。この年の諸役銭の計は五七一文であった。

以下、年代に従って、「万留帳」の主な内容を拾うと、

2 嘉永のころ

一、十一月廿六日、親父伊勢、金比羅参詣出立、此節伊勢講無尽相会、都合七両貳歩之内米治貳三両貳歩、貳番取二而頼申候、翌年三月三日会日迄借用致、金三郎貳貳両、次右衛門貳貳両貳歩、外ニ少々持参致目出度出立仕候。

当時、伊勢参り、金毘羅参りに行く人々はかなり多かつたらしく、村々に道中日記が残されている。長沢の叶内今朝雄氏所蔵「伊勢参宮道中覚附帳」（天保十四年、『舟形町史資料集』第一集所収）もその一つであるが、この場合は長沢の人々一四人が打揃って出立している。伊勢参宮をすませ、高野山、大坂、京都を見物し、約七〇日の日数と一人当たり約七両の経費を要している。期間は農閉期を選んでいるようで、十一月二十七日に出立、翌年二月二日帰郷とある。

両徳院の場合も同様の時期を選び、七両二歩の予算である。金額は無尽でとる分と他からの借入で調達した。

一嘉永五年子二月十五日晚、本郷世脇洲崎横沢山川真木野原ノ六村博奕不調法ニ而親方吟味いたされ、此節印形ニ而書

（証力）文ヲ出し相済。

当時博奕は厳しく禁じられていたにかかわらず、その跡をたたなかったことは、第七節でも述べた如くであるが、右の場合は六ヶ村にもまたがる大規模なものであった。しかし、これは庄屋に託証文を入れて内済にしたようである。

一嘉永五子年六月上順^(四)、てんぐり山峯^(五)ニ而村揃、うるしうえ立致し^(六)ニ而村一同不残かり一日、ほる一日。

当時、漆は村毎に強制的に植立てさせられた。堀内村では、てんぐり山の雑木類を伐り払い、ここに村中で割当本数を植えたようである。

一嘉永二年酉九月^(七)郷中ニ而御物成小役人足通ひいたし、右之通ひ^(八)々々ニ通ひ請取也。

一嘉永五子年六月十八日、天氣祭ニ而伊豆権現江村中一同あつまり、其上親方様是^(九)屋根普請いたせ就、私まかなへ^(一〇)ニ



堀内・伊豆神社

而もとらず、其後七月十三日風祭ニ而もわからず、又八月朔日^(一一)寄合ニ而、此節筆取久兵衛組頭忠吉長百姓勘五儀兵衛右衛門金三郎^(一二)六人相頼、まかなへ^(一三)の儀ハ村中家なミ白米^(一四)壺升つ^(一五)ニ而私しまがなへいたし。

文意は必ずしも明らかでないが、六月十八日の天氣祭りは、田植後長雨が続き、凶作の恐れがでてきたためであろうか。ともかく風祭りにせよ、天氣祭りにせよ、村中伊豆権現に集まり執り行われていることが注目される。

一嘉永五子年九月六日（中略）此度唐人渡りて、米就いたし、かわりた事ニハ壹俵ニ付五升ふせるニ而人々つかせ、次ニハ此米ニ而人々いたし、牛牛^{（馬カ）}まていたし、此度出向せんさぐニおよび也、右就御上江一院登めまじぐ之書文致印形差上申候。

唐人が来て、米を搗いて歩いたということであるが、ほんとうに中国人であつたものであろうか。その米を食べて人や牛馬が病氣になつたという意味にとれるが、どうであらうか。

一同年九月十六日より十九日迄屋根ふきかけ、ぐしまるき、両^{（雨）}をき聞さらし、此節白須賀与左衛門熊高おきく智三人。

白須賀（現大蔵村）の屋根葺はこの地方に聞こえており、天保五年「新庄領名産番付」にも記されている。

一鮭取之儀、九月廿日晚おほり番、此節くりぬきニ而四度組致、組子ハ忠吉勘吾与吉三五郎、鮭数七十二本也、私四度ハ誠御かくぢ成、次ニ親父組入、同月廿九日三度組ニ而忠吉与吉喜助くみニ而いたし、此年ハほりニ而三十判巻、川ニ而三十六本合六十六本、十五日勘定之節惣高三〇九百文、内入用六〇百九十三文引過テ五〇七百七十五文あたり、尤内取ハ壹〇三百文、外ニ四本つけ。

鮭漁に関する記事はこの「万留帳」の一特色である。

一同年十月十三日、藏元江寄合致、此節高水ニ而大舟流れきたリニ而人々見付さわぎ致、役方ニわがり、大舟ハ見のがしならずゆえ、取候節ハ役方ニ事^(断)ハリ、当人ハたつしあるまで番致し上法御座候、いらへハ見のがしならず、証文及相印形致差上候。(中略) 尤米ハ式^(定)ノ八十、大豆ハ式^(定)ノ百文、小豆ハ式^(定)ノ四百御座候、作半作也。

一同年十月十五日、藏元ニ而寄合、日待ハ入日待。法治ハ入時きやぐ壱人相成ず。きやぐ致候、せわ人日当として壱^(事)文、きやぐは式百文、誠以相成間敷候。

一嘉永四亥年九月中順、御上^(旬)方十八両当郷中江被成下。此節藏元ニ而郷中寄合致、かごへ頼いたし、尤俵ニ而金壱歩御座候節、右之十八両以七十式俵、外ニそなへ頼高九十五俵、此節ハ六升米ニ而そなへ置。

一嘉永五子年十二月行屋ニ而、不作ニ而七人ひたじ参り斗り、此節林藏院ニ而ハ十五人、宝性院行人七人、林藏院行人八人二口^(比良)ノ十五人、尤此年ハ藏元取形つかづニ而何連も七日斗り。

一同年霜月十二日、清水向平村下ニ而横山吉五郎舟たばこ百だん、小豆五俵積ませ致、此たばこ下値ニ而半んねれハ壱ツ式朱、相ぬれハ式百文値段相立、此節半ねれ壱ツかへ^(買)。(下略)。

一嘉永六年丑二月四日(中略) 此節ハ米七俵無相違売申候(中略)、此時相場式^(掛)ノ式百四十文。

一同年二月十四日、昼八ツ時親方組頭忠吉儀兵衛茂吉四人ニ而米改め、村中不残家さかし、此節三俵餅壱俵大豆式俵あわ三斗ト書付扣かへり申候。

一同三月廿四日、村方金三郎、新庄北本町下駄屋正兵衛兩人ニ而屋敷廻桐七本売渡。^(掛)

一嘉永六年丑三月、小宮山伯父様水難御役被仰付、新國産御助成なへ木かかり、此節祝義参、くわ十本もらへ上立致し、屋敷ニ而四本、又竹駒社ニ而六本上立致。^(植)

一同年(中略)、此年之作柄ハ当国ニ而ハ殊外上作也、^(断)私し他頼新田一束ニ而壱升八合也。外ニ本田八百ニ付て五俵程の作

柄也。

一同年六月廿五日、石森の老本うるし百五十文ニ而払。

一同年七月朔日より道者売只付、女房わき、村方義兵衛女房お志ん兩人ニ而売申候処、後七日朝四ツ時庄屋方よびよせられ、何連の脇ニ而此方へ殊わりなしニ売申候、酒通ひニも付申さッ正へ加への物共と立腹致し、其より組頭忠吉長百姓茂吉、私し三人ハ酒屋共ニ合五人ニ而わひ申候。

これは最上川を下ってくる三山行者に酒を売ったことについて、親方から叱られた記録である。酒を小売するには、その免許札が必要であつたが、この場合はこうした許可をうけずに売ったからではなかつたかと思われる。この他にも、道者相手に酒肴を商つたことが散見される。

一同年七月十七日、庄屋方ニ而よびよせられ、夜道者私し道者十一人、林蔵分四人、宝性院分六人ノ二十老人一同ニ申渡しおき、何れのわけで其方肘折より下向をそしといわれ、大きニ親方太郎左衛門組頭与吉忠吉又作三人たのミわひ致し。

一同年七月朔日と道者売致、同月廿八日迄売、此節酒七斗六升也、尤相場ハ壹升ニ付百七十六文也。此内三十壹文引、百四十五文ニ而売。外ニ餅茄子やき、つけあげ又菓子少々売。相高^(惣)ノ式十七貫七百四十壹文代売、此内拾式ノ三百十九文代酒代。四ノ七百八十七文ハあぶら茄子青豆餅米分引、入用高ノ十七ノ百十文、過テ拾貫六百三十六文也、此内六百三十文ハ私し宿故吞代うげ、又過テ十^(應)文、壹人前五^(應)文ツツもけ也。

一同年八月二日、殿様米壹俵ニ付、金貳歩ツツ天童様江御払ノ俵数三千俵。此節ハ清水舟ニ而つませ、水かれニ而庄内ニ

而下りかね、烏川ニ而三艘□、右三艘を七百俵小舟ニ而当村江上せ、壹俵ニ而式文ツツニ而上せ、此節小舟数ハ本郷世脇栗栗屋共式十七艘、外ニ馬舟壹艘ニ而上せ、尤正一人共ニ四十七人、壹人前馬た錢ハ三百四十式文ツツ也、初又此米馬太鼓ニ而次年子村迄壹俵ニ付八十文かゝりニ而上せ、とゞけ此節内を兩人参り、右の米も内次年子村へ置ける也、猶又其後舟形郷六ヶ村の村ハ上郷大石田尾花沢柴崎、其外ニ品々江御弘御被成、相場ハ十兩ニ而四十俵也。

尾花沢柴崎とは、同町の豪商柴崎弥左衛門かと思われる。新庄藩はこの弥左衛門から莫大な金額を借用し、その担保として領内村々の年貢米を当てていた。

一同年十月八日、向堀川ニ而私忠吉兩人ニ而揃ニ而あミ張、八日迄のた七本取。

一同年十月十七日、伊久里ニ而私組ハ親共ニ二人参り、次ハ茂七忠吉組と本屋敷下ニ而物言いたし（下略）。

一同年十一月六日晚、伊久里ニ而本屋敷六兵衛倅伊吉廿二歳ニ而松巻之小屋ニ上り、其夜泊り候処、運悪敷して雪なげニ而死去致（下略）。

一同年いくり始ハ八月廿九日のり始、鮭数ハ五十七本也。惣高ハ三十三ノ三百七十三文。入用引壹人前六ノ五百七十文当り、此年誠ニ秋長ニのり、十一月十五日迄、十四日などは十四本取、十三日ハ五本取、誠以テ珍（めづ）来年也。しかし水かれニ而九月ハ至て婦足也。且又本屋敷向ニ而堀内川、右堀ハ壹番くしあたり（中略）、私しニ又□川ニ而四十七本也（中略）十八日晚伊久里小屋ニ而鮭汁致、くい六本之代壹人前六百六十文ツツあたり申候。

嘉永七年寅正月

一村方ニ而不埒之者有之而一同寄合致候。横沢忠吉百姓代共あつまり、右村ハ酒吞不埒之故吟味致され、証文致、長百姓組頭江印形を以預らせ仕候。同年四月廿八日、一同村々沢中寄あつまり、此度江戸品川通り浦賀表江余国舟参り、日本国中大さわき、此節ハ国元ニ而軍用金不足ニ而郷方かふ立場ニ而御用金当り、扱又右之金ハいくさニ而ならず候ハ、御返之御意成、是又小さき物へハあたらす、其故沢内家なミ為銭致、日三五文三文ツツ成程も沓月二百五十文ツツ成(下略)。

同年同日、沢中山伏方四人ニ而郷蔵元ニ而天下泰平国家安全之祈禱いたしくれとの仰ニ而二月朔日いたし。

右の「余国舟」とは、いうまでもなくアメリカの黒船のこと。新庄藩では各藩士に武器を買求めさせるため、一人当たり相当額の資金を与えているが、その金はこのようにして各村々に割当てて徴収したものであった。尤もこの金は後に各村方に還しているようである。

同年三月十八日、立子原ニ而桐式十本^(櫓)うゑ立致。

同年三月廿八日晚、親方ニ而よハれ、正月^も博奕致候趣尋ねられ、私義小路内善助内米ニ内横沢善次郎内、右之四家江参無相達候ニ而(中略)此節宿共ハ小治善助米ニ今朝吉忠太ハ無罪也。(中略)私義忠治留五郎常治四人ハ二罪、あと四人正吉治助乗助原四郎三罪、親戚和吉ハ式人同罪、猶又横沢善次郎も同罪ニ而人々同罪ゆへ証文致、翌日四日朔日右之者共、へくり普請いたしくわ代也。^(科代)又洲崎横沢世脇山川洲崎せさふしん一同休ミなし、同其後四月五日晚ハ郷蔵元ニ^(不埒)而本郷一同寄合致、此未ふらち致上ハ宿ニ而ハとざへ、仲間ハ片びんするニ御免んの証文致申候。^(不埒)

同年六月廿三日晩、親方座敷いがわ(縁側)ニ而

一同惣村皆寄合いたし、此節之寄合ハ去る申ノ年(改正)ニ而七年、御がへせえ仰ゆるミてハ悪し、此度つゝしむべし、一同相村中印形ニ而請印致し。

「申年(毎)の御改正」は、家老吉高勘解由のいわゆる「嘉永の改革」をさしている。

一同年六月十六日伊豆権現ふきがへいたし、此節ハ去子六月日祭ニ而親方始村中相談致、来月(毎)ハ前月十文二十文三十文四十文五十文、人からを見立、来三月迄十月ニ而相(意)ハ八貫七百五十文割ニ而建立致旨相談いたし、翌年不作ニ而寅六月いたし(下略)。

一同年七月十九日晚、伊豆権現をつや(通夜)、十二年目の満貫なり、風祭ニ而本屋敷本郷一同皆寄合(下略)。

伊豆権現の祭には、湯花や角力が行われた。

同年四月廿三日、御領内不残山伏権復共天気快晴之為、処々判元ニ而祈禱いたし、此節舟形郷ハ普元院文珠院不動院宝性院両徳院林蔵院阿呼院三蔵院大賢院(意)ハ九人外ニ般若院いみニ而不参り、此節ハ札守御札ハ柴燈護摩供札、天気快晴五穀成就、此下ニ而山号、御守護院号、此節尾初金式朱被下候(中略)、右ニ而したため、水引ニ而ゆへ(結)、ふれ頭覺性院江納、御上被上仕、此節御初尾金壹朱、飯物代壹朱、合式朱ツツ被成下(中略)、且又舟形此度舟形普元院宅ニ而したぐいたし、地藏堂参り、千巻心経しやぐ上経也。法火ハ四方七尺ニ而木つミ、高さハ七尺也。そして四間五間江なハはり、右

はしめなわ也。本導師阿呼院ニて今導師ハ文珠院ニ也。向阿呼院、左座ハ文珠院普元院大賢院林藏院、右ハ不動院兩徳院宝性院三藏院、一人ニ而つぐへ(机)ツ也。此節ハ摩(モ)護(ゴ)道具ハ文珠院阿呼院也。迎え節ハ火界ニ而七度也。又そなへ物ハ菓子五穀神酒五升也。(中略)、先ハほら二人、ゆへ松明二人、釈水老人、はたハ二人、右之はたニ而書様ハ天氣快晴五穀成就、鳴物老人、法導師、右後日覺為也。

同月七日庚申ニ而村方不殘東光寺供養致(下略)。

同年閏七月四日、大雨ニ而七日之七ツ時大高水ニ而村方ニ而ハまつ内之粟之根迄あがり、喜惣右衛門ニ而ハ板敷上老尺斗りなり、与治右衛門前之橋迄也。

同年四月廿六日、御願主戸沢上総介様御開高被遊御城下ハ廿五日立、舟形泊リニ而御出、村方ニ而ハ御昼るニ而、是ハ南山庄屋泊りなり、又ハ肘折温泉ニ而二日泊り、段々角川村之方ニ而御開高被遊、是又村方ニ而ハ五日斗り之伝馬仕、私シハ二日成、皆何れも道普請、且又御殿様馬渡リニ而やかたこしらへ、烏川迄、船中にて。

一同年極月四日、御物成上納之節、村備貳拾五俵、此ト七升五合也。

一同年同月、大高水ニ而此時ハ寒九雨ニ而此度小舟流れ数しらす。

一安政二年正月廿二日、村方正吉(証)願之上、弥八郎林下安内測杉式本式ケ所、七貫五百文ニ而村方治右衛門方永代書文書、尤庄屋へも願書一札、右三通書、右ハ此年極月日付也(下略)。

一同年二月九日、郷藏立ガヘニ而入用貳百文(中略)、同廿三日ニハかや六拾わ、同廿八日ハ土付老日、三月十八日ハわじきゆへ老日、同廿三日ハかべたかき老日、四月朔日藁半束、古藁(わら)じ十足、同七日かべぬり半日(下略)。

一同年三月三日、伊勢講ニ付、右無尽ハ富田村万吉手取致(下略)。

一同年四月九日晚、藤右衛門三五郎私し市藏右四人内ハ色々相談致候共、此節儀兵衛酒田江筏乗りニ而守居(留守)ニ付、相談

成かねる処（下略・他にも「半三郎筏ニ而酒田江参り」の記事あり。）

一同年四月十一日、村備うるしゆいニ而天栗山江参り、ハツ半迄かゝり壹日也（中略）、久治郎市右衛門両人ハ同日うへ手伝也。右之者共トよへ致、四人ニ而四百本ハ天栗山、貳百本ハさしば也。

一同年六月十五日ハ又大虫おくりニ而、ひる迄、私しふさん（下略）。

一同年五月十六日、村備之うるし、さしば天栗山貳ヶ所、村方不残廿七人ね払いだし、此節本屋敷六兵衛ニ而昼飯致、此時新酒三升のみ也。

一同年六月廿壹日、金三郎筏のり、つへでニ而庄吉次助喜助善吉四人江本屋敷□三郎ハ私し江一節殊はりなしニ而ぬけまへり、右之□三郎耆人ハ山やぶり也。此節林蔵院悴も筏のりニ而、右五人の先達ニいづれニ而も□三郎山法やぶりニ而、後日覺之為也。右六人ハ肘折掛ごし也。してまた林蔵院ハ私しヘ大日坊耆人前ハ三十文ツツカへりもらて来（下略）。

一同六月廿九日、五庚申ニ而洲崎東光寺供養。

一同年七月廿日、伊豆権現祭礼ニ而湯花也。此時大浦波蔵太ゆニ而神楽しぐみ（中略）。十九日ニ而長者原白山祭礼ニ而（中略）右之神楽金三郎向川原ニ而うだせ。

一同年九月七日晚、いくりに而茂七ト物言致し、へくりちもどり（中略）、同九日晚中なおりニ而壹升吞、十日晚ちのり始、十二日晚三本初取。

一同年十月二日夜四ツ時、江戸表ニ而大地震ニ而御大名様十七頭御屋敷いだミ、土蔵数ハ壹万七千余くずれ、人数死人ハ貳万人之御咄也。名なき人数しれず、千住浅草吉原大いたミ、当国御領主御屋敷ハ御門、御長屋斗りのいたミ也。

嘉永六丑年改入用

一百四拾貫四百七文 正月元日と極月迄入用

一九拾七貫百五十文 年中取高也。

取高之内六拾壺ノ四百三十文 と木わらひ品々ニ而取

式十四ノ七百六十三文ハ親父屋根山ニ而手伝

一ノ九百十五文 初尾祭錢礼錢皆

一三十五ノ八百拾四文ハ翌年ノ借金也

右ハ皆式割利足也

寛

一安政二卯年自米田^(前)式百式十五束

一百壺束ハ喜四郎田家根の沢也

ノ三ヶ所五百三拾式束

右米ニ而直シ拾九表也

(中 略)

一四斗五升 あづき

一式俵式斗 まめ

(中 略)

一嘉永四年亥御物成并小役米

一同 壺斗式升四合五夕三才 半三郎内やしき

一式百四束ハ富田庄八分長者原田

一四斗壺升 そば

一壺石式斗七升 あぶら 外ニ菓子豆色々

一米払式斗式升三合三夕 御本石

一同 壺斗六升四合壺夕六才 定例小役米

一同	三升七合九夕六才	月忌米	一同	壹合五夕	不時小役
一同	四合七夕九才	月忌米	一同	六升	村備粃代米分
ノ	壹俵貳斗五升七合壹夕七才				
内納方					
一米	弘壹俵壹斗	十二月十七日	一同	壹斗五升七合壹夕九才	同日
役錢座					
一錢貳十三文	苧豆萱直而代判		一同貳十壹文	ぬかわら判	
一同四十八文	杣取金		一同六文	おへわり	
一同百五十八文	山御わ□分		一同五文	両出金判	
一同貳百八十九文	めう加金		一廿壹文	御苧代	
ノ	五百七十壹文				
人足八人也					
右寄付通ひ丑三月十七日、組頭忠吉得差上仕候。以上					

3 「万留帳」二

「万留帳」貳

一安政三年三月廿一日、沢中寄合上、冥^加賀錢として、当村方ニ而ハ四月八日初八月八日迄、家なミ一判合致、先ハ私し

五月のうち四拾八文都合貳百文。小水吞などの物ハ貳拾宛、小百姓ハ三十文宛、大百姓ハ百五十文、又中通五十文百文（以下略）。

一同年四月廿七日、舟形出火ニ而不残、家数ハ九軒（給脱力）もやげ、残り数ハ寺山伏判所（番）、外ニ小家三軒、合六軒のこり、其外ハ皆々やげ、其前も廿壹年先六七拾けんやげ、是又二度殊（事）なれハ、極々こまり、此ハ御代官ハ時葉（巻）加兵衛殿代也。

一同年五月五日、林蔵院無尽、右之無尽ハ壹番会之節ハ九両也。貳番五両ニ定り、貳番ハ富田村三左右衛門取入也。

此節林蔵院家譜金ハ右之無尽ト郷無尽三両、伊勢講七両三步、又沢内村の山神党の杉松共ニ五両、右之金高メ貳拾四両斗リニ而取かがり、大工ハ新庄鉄砲町与吉也。

一同年六月十五日、太高水ニ而天氣快晴之御祈禱、村中一同伊豆権現へ寄合、其節神酒五升のミ。

一天栗山うるし根払壹日、又半日ハかのかり。

一七月十九日、村方残らす伊豆権現へ風祭ニ而寄合。

一同年七月伊豆権現さしかや致、此筋ハ村方本屋敷迄三十軒之内、私林蔵坊大山ハあふらむし、外ニ親方酒屋金三郎三軒ハ尾根ふぎまがなへ、外ニ貳十四軒ハ貳百文ツツいたし、右之錢萱すぐる調。

一同八月廿七日、世脇六右衛門ト申者小舟結作致、其小舟出来のりい出、其儘ニ而うち川ニ而死、翌日八ツ時内川の内に死がへ出（下略）。

一同年十一月十五日、いくくり勘定ハ払高ハ四拾三メ四百文、魚数八十一本也。此内入用ハ八メ文かかり、壹人前ハ八メ八百文つつ也。（この頃、いくくりは三〇晩も行っている）。

一安政四年三月十二日枝郷沢内ニ而山神堂祭礼ニ付、初めて此度三吉坊はがらヘニ而湯の花致。

一五月十一日、西の又村長九良内（節）ニ而御法度のばぐいき致、右ハ二年子村ハ人々参り、此沢の者ハ孫七内の木引壹人也。

此外ニハ皆々他村の者也、人数は八七八人也、此時新庄方おさぎて参り、見とどけ、庄屋方へことわり、其方庄屋組頭

参り。当人長九郎本引共ニ郷藏入三日ほど（中略）、東光寺もらへ故御免也。此上一いん錢そる書文出し、外ニ当人

共かりあし式拾間ツツ也。又ハ村々松橋迄十三枚八わり棒五十本ツツくわだへ也。右ニ而取きまり。

一六月廿一日、天氣快晴の祈禱致、此節者猿羽根山地蔵ニ而新五拾わ、外ニあをしば共ニ七拾わニ而大護摩也。郷中庄屋

衆ハ三拾三わニ而取きまり候ト故、右之外十七わハ普賢院世脇ケいたき候ゆへ、色々中ハして相段いだし候（中略）、此

節之御礼守り覚。

天氣快晴五穀成就修

御守護 院号

柴燈護摩供礼 山号

右之通の札守を水引ニ而故、御上様江翌日廿二日普賢院方福田覺性院へ札驗上致候。覺性院方金式朱に錢百五十文ツツ

被下。誠ニ難有頂戴致奉候。

一同年八月廿五日、毒沢村之助ニ而廿八才の悴、当病平癒ため、千巻経也。（下略）。

一林蔵院殊鳥川山先達致し、金六兩斗りもけ候。尤道者八百人斗り付也。此内金壹兩明年之道普請きしんニ付、明年又

先達致度旨ニ而候（下略）。

一十一月廿三日、御物成之請印いたし、此時ハ組頭忠吉印形もじあつて、廿五日私へかへし。

一十二月廿二日、久右衛門米沢舟のりニ而村出し親方もらへ、清水ニ而出し、其節私し九郎兵衛請人ニ而金壹兩式歩請

取、外ニ又式分ハもとし金借、合式両也。尤も米沢舟ハ三舟ニ而きまるなり、又正月十日清水ニ而うづり、七月廿七日

乗り納、茂吉舟也。

一御手舟ハ白須賀権七舟ニ而乗り、此時ハ式メ文、米値段ニ而候得共、酒田ハ金式分ト三百文ニ而大もげなり。

一安政五年年二月十八日、松橋へ秋切出しニ参り、廿一日迄道造り、廿二日引（下略）。

一三月廿五日祐乗寺村払之節、親方ハ村払斗り貰、松厳寺江親父参り候処、村払者覺性院方ニ而寺払寺ハトゆわれ（下略）。

一同年六月廿七日、郷藏前之神明堂ニおへて隠居様御病氣ニ而当年平癒之御祈禱奉候。

一同年六月十五日晩、伊豆権現ニ而天氣快晴之祭ニ而三種肴例年之通り。

一同年四月廿日、郡奉行代官両方ハ天氣快晴五穀成就之ため、町方修験在々迄柴燈大護摩、村々庄屋方世話致、村々ニ而祈禱いだし、御領内丁度休日也。私し共ハ黒森三吉明神ニ而致、御札守ハ御代官村方庄屋ト外ニ村方安全、朝後三故、柴時初尾として式百文被下候。

一同年七月五日、猿羽根山地藏堂に於柴燃護摩御祈禱有、此節も先年通被仰付（中略）、此節烏川村竹之坊始て達合、且又法物ハ護摩木共干柴三十わ、青柴式十八わ、杉の柴式拾束、わり木壱棚メ七十八束ハ柴木、外ニわり木壱棚供物ハせんべい、御神酒式升也。外ニ五大尊籠梵天式本、五大尊ハ壱本、右ハ五大尊幣也。一二三三伝有、口伝也。

一七月十八日、風祭也（下略）。

一同年十二月十一日、郷藏元ニ而沢内寄合いだし、稲刈ハ何程、又米何程、又御物成何程、又払米何程、又酒米何程、又明年へ残米何程、又大豆小豆そば、又種迄内改いたし。

（中略）

安政六年末正月十日、親方組頭内々ニ而穀物改参り、其節白米八十俵、粟式俵、粳壹俵ニ而候。（中略）、其後廿二日ハッ時、親方始手代組頭内々ニ而又改候。此時ハ家の内皆改あるぐ也。

一 去年午十二月廿九日、舛形村ニ而宗善院ころされ、正月二日町道しん、目あかし、おながへおもづ、八方へ廻り、(修)
(御長柄)

吟味いたし候処、段々罪人あらわれ、神宮寺法印ハころし候処にがして、四月七日道志ん始あまだ取手向、しばらく
(同じ)
 門前すまへ(半人)（中略）、四月廿六日ハ神宮寺ろいれ也（中略）、慶応三卯四月、神宮寺ハ御免相成、九ヶ年牢入。

一 七月廿五日、大あれニ而翌廿六日ハ大高水ニ而田畑川辺り皆々すたり、不思議之殊ニ而一夜ニ而大水なり、此時迄ハ上
(事)
 作ノ咄成れとも一日一夜ニ而悪風大高水の上、米作も無なり、秋米値段ハ壹俵ニ付式ハ四百文、大豆ハ壹ハ八百文、
 小豆ハ貳ハ文、そばハ壹ハ六百文。

一同廿五日晚、風祭ニ而是迄ハ茶代貳百文ツツ之定りなれども壹文無之。

一同年八月朔日、村方親方ニ而寄合いだし、御けんやぐの一札ニ而印形、其節舟形郷一同金貳朱上上の無尽ハ米秋迄休
(後約)

ミいだし候トいうわだし候也。其時私しの無尽ハ伊勢講無尽、惣平無尽、藤右衛門無尽、林蔵院無尽、世脇米ニ無尽
(言渡)
 ハ五ツ休也。

一同年八月二日、御上ハ天気快晴之御祈禱被仰付、先年通りニ而大護摩也。難有金貳朱御初尾也。

一 十二月廿九日、当村ニ而ふらぢ之者ハ大土運次郎内忠治ト申者ばぐじ宿致（中略）親方ト一同しかられ、ばぐじハ留
(科)
 候得共、代へせやミといわれ、くわ代ニ而なわ三十わつつ也。

一 安政七年二月六日、郷藏ニ而田改、田数何枚、稻刈何束改ニ而私しハ田数三拾枚、稻数百八拾束申上、印形いたし。

一 当村吉助申者之失物ニ付而村中一同御祈禱御頼仕候処、村方□兵衛悪口申上、何共御申開も無御座候処へ早速以仲立
 御聞濟被成下難有奉存候。後來ハ一切何様成悪口不被申間敷候。仍而如件。

右証文長百姓甚兵衛方へ預せ候。

一同年十一月十五日、私し祝巻届ニ而鮭数二十四本、此代十九ハ三百十文、五ハ七百九十六文入用、三ハ三百八拾文、

耆人前也。

一同年十二月廿九日、雪氷まざりニ而大高水、此節村方ニ而小舟流シハ儀兵衛久右衛門茂右衛門三艘也（下略）。

一安政三丙辰年、伊せこ掛金^(講)壹両壹歩、式^ノ五百文、親方三^ノ文、白須賀五百文、作物覓。

一安政三辰年、自田貳百八束、長者原田八百八拾束也。^ノ三百五拾束也。

一安政四巳年、自田新田百七拾七束

一百六拾五束、長者原田^ノ三百四十貳束

一喜相右衛門分八百十七束、あぐど百十五束ハ道ばた九十壹束、豆子田^ノ三百貳十三束、皆々^ノ六百六拾五束、米有処貳十五俵、此内喜相右衛門分御物成五俵壹斗六升壹合七夕壹才納、作合ハ八分、米壹俵ニ付貳^ノ貳百十文。

一安政五午年、自由新田貳百七束（中略）長者原田ニ而貳百三拾束三々、為右衛門田九拾壹束三々、惣^ノ稻高七百八束、米有処ハ貳拾三俵壹斗（中略）、作合ハ七分、米壹俵ニ付貳^ノ文。

一安政六年、自田貳百五束、羽ぬき沢仁左右衛門貳百七拾九束、深せき本田百四拾九束（中略）、婦右衛門田七拾五束、惣^ノ七百八束、米有処貳拾三俵七升、此年ハ深せきばだニ而高水ニ付、三度水上リ作物ハ半作也。米壹俵ニ付貳^ノ四百文。

一万延元申、自田貳百壹束、仁左右衛門貳百四十六束、運右衛門田百七十束、婦右衛門田八十三束、惣^ノ七百束、米ニ直シ貳十壹俵、作合半作也。米壹俵ニ付貳^ノ六百文、大豆ハ五^ノ文、小豆ハ四^ノ文也。あふらハ壹升ニ而百文、塩壹升ニ而五拾文、万高価。

一文久元年酉改、自田貳百七束、仁右衛門田ニ而貳百四十八束、庄吉ひかえ田五十三束、^ノ五百八束、米ニ直シ貳十壹俵余也。此年ハ上作也。米値段ハ貳^ノ百文也。

一文久二戌年、自田貳百束、仁右衛門田貳百三拾束、庄吉之田五十束、ノ四百八拾束、米ニ直し十九俵也。此年ハ上作也。米値段ハ貳ノ百文同。

一文久三亥年、自田貳百八文(中略)、仁左衛門田貳百八拾壹束三わ、正吉之田六拾九束四わ、藤七田貳百九束五わ、吉助田百三拾八束、喜四郎田七十九束貳わ、右七ノ稻数千十束三わ、右米ニ直し三十三俵貳斗五升、上作ニ而米値段壹ノ七百文成共上ケ高貳ノ文ツツ穀屋ニ而売付。

一元治元子年、自田百八十三束、仁左衛門田貳百貳十三束、藤七田百七十八束、吉助田は百貳束、喜四郎田は五十三束、七助田は百九十五束、右稻高ノ九百三十四束也。米ニ直し三十貳俵、中作也。貳ノ百文値段也。時上ニ而貳ノ七百五十文。一元治二年丑正月十日、仁左衛門田うげ申候。

一慶応元丑年、自田貳百貳十七束、藤七田ハ貳百貳十九束、七助田ハ八十七束、西ノ又ハ四百三十貳束、吉助田ハ百四十七束、喜四郎田ハ六十四束、ノ千貳百八十六束、米直して三十八俵七升、外ニ下米三俵、右ハ酒米也。御値段ハ三ノ六百文、時上ニ而四ノ八百文相ば也。作ハ中作也。

一慶応二寅年、自田貳百貳拾貳束、吉助田百四十六束、藤七田貳百貳拾四束、西ノ又ハ四百三十貳束、喜四郎田ハ六拾束、ノ千五十九束、米直し貳拾俵三斗四升、外ニ下米三俵貳斗、右ハ酒米也。(酒米也。扱又当年ハ誠ニ下作ニ而米値段ハ十三ノ六百文也。御物成ハ俵壹斗、翌卯夏ハ俵三而十三ノ八百四十文也。

一慶応三卯年、自田百七十八束、沢の喜四郎田五十貳束、西ノ又四百六拾三束、松山藤七田百九十七束、苗代吉助田百貳十二束、一ノ代七右衛門田貳百八十四束、惣ノ千貳百九十八束也。米直し三拾三俵五升、外ニ下米貳俵壹斗五升、作合ハ七分位、虫付ニ而こまり、米直段ハ金壹兩貳步也。猶又兩替壹歩付壹ノ八百四十五文、錢直し十壹ノ七十文也。

御物成十三俵壹斗九升。

一明治元辰年自田貳百七拾五束、西ノ又四百七十七束、吉助田百五拾九束、一ノ代三百三束、右四口ノ千貳百拾四束、米直し貳拾五俵、外ニ四俵壹斗六升、下米ニ口ノ貳拾九俵貳斗壹升、御物成七俵貳斗五升三合六夕九才、外ニ壹斗九升五合新田開発の年不米納。二口ノ八俵四升八合六夕九才也。

一明治二巳年、自田貳百五拾束、西ノ又四百貳拾六束、一ノ代貳百七十九束、吉助分百四拾束、右ノ千九拾五束、外ニ初新田上ゆ六拾六束、下ゆな百三拾四束、右ノ千貳百九拾五束、右米直し十九俵壹升外ニ三俵三斗五升ハ下米、貳口ノ貳拾貳俵三斗六升。

4 「万留帳」三

万留帳 三

一文久元年辛酉五月二日晚、親方^(第)当村枝郷瀬脇洲崎三村寄合ニ而代一ぬすびと之かため也。先舟^(閉カ)物を盗ハ□戸沙汰之定也。又稻盗ハいぎむ免之定、畑物之盗ハ三日之間一本柱ニ而さらし物定也。此明伊豆権現下ニ而酒田舟四艘泊り、其内壹艘之舟ともにくら錢貳ノ匁斗り盗まれ、右ハ舟頭四人ハ判者、茂吉方ニ而内々咄し、麦むぎハなし。

一同年同月五日、七右衛門内ニ而木勘定、此節留木七百文ニ而調、尤人数八十八人ニ而、私し此時始て大南だへニ而大流木切候(中略)、扱又此節之きり子ハ私し常治酒屋内米蔵三人ニ而二月四日山上り、三月九日迄也。且又木勘定之節三十九棚付るなり。

一同年六月七日、私し小舟合かへニ而貳ノ六十文木引料、金壹歩三朱ハ大工払、壹ノ四百七十文ハ鍛冶払、百五十文ハ火かわ代、三百文ハ山守方へ、手代つかへ酒壹升、山守へ五合礼、親方へ、又壹升ハかん上之節又壹斗ハ代おろし之^(勘定)

節、^ノ金壹分三朱ト三^ノ八百八十文、外ニ上酒生酒共ニ三斗五合、代おろし之節ト大工ト鍛冶三人および、日出度十五日代おろし也。

一同年七月中、津田宗助御代官之時田地改ニ而皆々水原わり、其時庄屋善之丞さきだちニ而組頭田主三人ニ而改めあり、後日覺也。其後郷下周右衛門代官。

一同年七月廿六日、同村林藏院ト申者之孫ト岩太年十七才ニ而羽黒山峰中致也。右之時無官の父も七十四歳ニ而院号式分ニ而もらへ、又清兵衛縁付三吉も松徳院トもらひ、岩太ハ法徳院トもらひ、右三人院号もらひ、其時鳥川阿呼院へおぐられ先達致、其故桜林坊へ付、下向ハ八月五日鳥川阿呼院へ晝晩泊り、翌六日ニハ治吉与吉^迎向ニ而小舟ニ清兵衛登せまへり、又阿呼院おぐりまへ、其時林藏院ノ知法ハ村方不残つかへだし（下略）。

一同年十一月十三日、大石田川役所^方川通一同来ル、廿日ニ而魚取共不残罷出る故御用也（中略）、十五日川勘定休（下略）尤今年ハ鮭不足ニ而私し組ハ鮭数九本切也。

一同年十二月六日、羽黒山本寺仁王院勸化参り、行人十八人^{上り}あかり（中略）、仁王院留置三晩留勸化致し候処、其後不動院方へ参り、長者原、舟形、毒沢あるき、又私し方へ十五日晩参り、此時勸化銭ハ巻上、金直し三両斗り也。

文久二戌年

一正月元日、親方へ仁王経ニ而参り候（下略）。

一同月十五日、八聖山参りニ而十三日七ツ時松橋迄参り、三蔵院へ泊り、十四日ニハ大ふぶきニ而三蔵院たのミ二年子荒屋敷トいう処迄おぐられ、其^方山之内平作内ニ而昼いだし、大原長四郎内へ泊り、はたごハ二百二十文也。又十五日も

大ふきなり、白岩ニ而昼いだし、八聖山大聖院へ参り、御宅宣ハ上作ニ而も稻之中出ヨリをぐ迄□連又大豆より小豆よし、粟楚者^(まげ)むぎあへいずれもよし、あを楚斗りハわるしの御宅宣也。七月八月ハ大日でり也。尤当年ハ八月二ツある故右之宅宣ニ而大きニよし。

一羽黒山御別当御かわりニ而御礼銭貳百文。

一二月廿二日、黒森太平山ニ而天氣快晴之大柴燈つだし、貳百文つつ初尾也。

一同年七月七日、洲崎荒神堂ニ而初之湯の花。

一七月廿日、伊豆権現祭礼之節、十九日晚風祭ニ而村方一同寄、当年ハ瘡疹はやる故、湯の花上(下略)。

一当春^(伊達)だてで生之物ト^(香)いふ而林蔵院内へ参り候而色々之知事先耄つハ茶しといふており、四月中旬越後江林蔵院同々ニ而

参り茶仕入、外ニ茶種も少し持参致、植立候(中略)、九月九日長沢村庄屋ト同々ニ而越後へ茶種かへ参り(下略)。

一十月十七日、郷蔵元ニ而沢中寄合、此時大公儀^(通)之御だつし、色々けんやぐ之事、第一振まひハ一向一才ニ而きまり、

武士ハ格別けんつづはき之致様ふニ被仰、二男三男六拾迄之人は皆け^(けいこ)ごいたしよふニ被仰付、又在々迄もぶげ^(武芸)之方す

ぎ^(けいこ)之者ハけうご致様ニ被仰付。

一同年十二月十二日、親方ニ而御代官郷下周右衛門様御出御法^(ほうび)被成下、此節私し義共ハあまりふつそゆへ御武運長久之御祈禱、毎月朔日親方ニ而いたし候故、御上様、扇子耄すへつ、頂戴。

文久三亥年正月十一日

一殿様江御礼仕、且又先年^(は)ハ正月九日ハ太田祿山始□者禪宗御礼也。

一同年同月廿五日、親方へ沢中一同寄合ニ而此度江戸表白銀御屋敷御隠居様御下りニ而御法び御土産ニ而町家在々までも不残米壹斗宛被成下趣ふれる也。

一同年三月廿五日、親方ニ而一同寄合、此度江戸表ニ而重人共十一人出来ニ而弥々いくさえ仕立、右之就ハ軍用金之割合ニ而私し金壹朱納、村方不残皆納る也。右之割合ハ一高ハ四兩三分壹朱次右衛門也。又下ハ八拾五文迄之割合也。

一同年四月二日、江戸表白銀御屋敷御奥様御下り被成、前代より無く之御下り也。御供廻り女中斗りも上下共二十四人斗り也。猶又二才之若殿様龍太郎様ト御名申也。扱又おみな様トいふ御嫁様御三方右之御かごハ皆々金ごしらへ、御奥様の御かごハおさと薩摩様ト御拝領ニ而丸金の④右御上もん也。外ニ重竹さいしきどといふ、みなく丸金の御かご也。

一同年四月七日、町修験共此度重々舟出来ニ付而ハ殿様御武運長久御尊躰堅固之御祈禱仕様之殊ニ而在々山伏迄右之御祈禱仕、御守札けん上。^(意)

一同年六月十一日晚、当村運次郎、卷子忠治殊ハ歟^(事)丁大戸口を盗まれ、右ハ役方始一流村不残本屋敷とり家数三十二軒皆々せんき也。此時私し盗人出る処の祈禱致、鎮守ニ而一七日、同廿日を始廿七日迄、此内村方一流ハ廿日晚四つ半時迄呼儀致かへり、又廿一日晩ハ村方不残箱だら持、堂の廻り三度つゝまはり、廿二日人形付いだし、廿三日休、又廿四日昼すぎより休ミニ而人形付致、廿五日休ニ而又廿六日村方人々不残伊豆權現ニ而待いだし、色々呼儀ニ而桶ニ水はり、人々銘々水かましいだし、廿七日晩ハ十五と六十一迄之間男女共ニ水かましいだし、何れ出る事かなわず也。

一同年七月七日、郷藏ニ而風祭いたし、当年ハ正月と七月晦日、毎月二日つつ殿様御武運長久のため御日待致をる故、郷藏風祭もいだし。

一同年七月五日と親方ニ而沢内一流あつめ松脂かけ、又ハ松切ぎんミいだし。

一同年八月三日、四才之白馬かへ申候。右之馬四才ニ而金貳両、外ニ御役ハ三百貳十文、三百文ハ常治へ手間代、百文ハ^(寛)

馬借錢、生酒壹升ニ而百七十二文、惣銀金貳兩ト八百九拾文ニ而真木野原彦作ヲ調申候。翌年子四月廿五日赤松作助
 方黒馬貳兩三步ニ而調申候。外ニ貳百文常治方ヘ馬ノ錢出、先馬ハ手取金三兩也。此度之黒馬ハ三歳ニ而祭り。

一同年亥極月、竹谷修兵衛伯父様方借金之事、一金九兩ハ白須賀与左衛門ヘ、同十貳兩ハ本屋敷久内ヘ、同四兩貳歩ハ
 忠次ヘ、同三兩ハ正吉ヘ、右金高三十壹兩貳分、右利足之儀は壹兩貳分ニ付、上米壹俵ツ、明子十月限り急度利足
 上納仕定、右利足銀貳年壹俵ツ、差上候。

慶応元丑年十月廿〇日

一金十兩ハ藤右衛門ヘ貸し、内五兩ハ末三月吉助無尽、外ニ三兩蚕かヘ迄、外ニ利足ハ二割定、猶又貳兩ハ上米ニ而年々
 壹俵ツ也。

一当年ハ米高値ニ而貳分壹朱之御値段、時上ニ而三分貳百文也。

文久四年子正月

一正月九日、横沢村善次郎内ヘ仁王経ニ而参り、此時米ニ(中略)私し右六人外家内中ニ而馬鹿酒吞、不調法之儀ニ而一
 札差上。

一同年四月十六日晚、火祭ニ而酒出三百六十文右ハ□吉也。

一同年四月十六日、善次郎殊ニ而正月九日晚仁王経之時権右衛門三助米ニ善助富田松蔵私しとばく致、右くわ代として
 かり足五間長木五本ツ、出し、外ニ丑吉藤七兩人八日くわ代也。

一同年四月廿四日、天氣快晴之大護摩黒森三吉権現ニ而仕候。

元治元子年七月

一 正月、中村七之助今朝吉宿ニ而賭奕ニ而證文上（このとき仲間に加わったものは二名）。

一 同年四月十五日、若衆無尽取入、錢高ハ貳拾貫九百文ニ而候。

一 元治二年四月十九日、治吉世話ニ而馬無尽之儀出し（下略）。

一 同年四月四日、火原沢ニ而酒吞致、右ハ村方二十九人の名付ニ而わびいたし、証文私かき。

一 同年六月十六日、天氣祭ニ而肴五つ、長し一つ貸、茶代なし。

一 同年六月廿六日、舟形普賢院ニ而御上^{（起）}方天氣快晴之御祈禱仰付、猿羽根山地藏堂ニ而いたし、御初尾金貳朱ト百六十文ツ、被成下候。

一 同年七月十七日、祐行院奉行いだし、同峯ハ威徳院大乘院富ナミ清水両鍛冶屋^{（起）}メ五人。

一 同年八月廿日、馬無尽、此節先ト金三步^{（起）}老朱百三十文請取^{（起）}処、此節貳百文掛増し出、六十六文入用出し金貳朱掛金。

一 同年九月廿四日、吉助無尽ニ而（下略）。

一 同年十月十七日、藤右衛門三五郎^{（起）}発記之無尽、久内取入之（中略）、尚秋作物悪穀米老俵ニ付十三^{（起）}メ文也。右ニ付舟形郷無尽翌年迄休ミ也。

一 末筆也。道者売り、およしおきへおとよ三人ニ而六月十三日^{（起）}始七月廿日迄也。日数三十八日ニ而百四十八^{（起）}メ九百三十文代売、此内入用八拾貳^{（起）}メ四百九十六文かゝり、引残テ六十六^{（起）}メ四文^{（起）}壱人前あたり貳拾貳^{（起）}メ百三十三文つつ也。

慶応二寅年

正月元日^日三日迄^事倅祐行院殊^事ハ親方六拾老才之やく払^事ニ而^事(中略)祈禱たのまれ。

一同年二月小宮山伯父江戸ニ而^事不調法、二月二日江戸出立後、もはや半道中、須賀川ニ而^事さへり^{幸願}ようのもの五人之内二人切、三人ハてを^{手負}へいだし、ぢぶんハぬけ、白川様の役人ニしめられ佳ろ^元いだし、其^元同廿七日ニ国本へかへり趣

き、すぐニ証文入也。残る家内七人也。且又十二月廿三日御仕置被仰付、猶又去廿日ハ兩親の名日ニ而^事牢死いたし、

死人は福田原ニ而^事くびきられ、跡ハ竹谷伯谷という人ヲたのミ死かへもらへ、長泉寺へほふむり、六兩斗り掛け、猶

又同日座頭^仕我人も同日御知置^仕ニ而^事首三つ有所へ三日さらされ、皆々盗取ニ而^事人を殺。

一同年七月廿三日、先年之通り舟形ニ而^事天氣快晴五穀成就之柴燈護摩御祈禱被仰付。

一同年九月日待、六日は洲崎始め先年^處を^位忝升ニ而^事式拾四文くらへ之^位處、当年格別米高値ニ而^事、何れも百文つゝ、錢ニ而^事始

尤^裏浦聞候^處、米^裏忝升ニ而^事百文迄、右之百文ニ而^事定候趣ニ而^事誠ニこまりいり、尤本郷八元ふとりニ而^事米あけ候。枝郷ハ

皆々百文つゝ、為後日也。扱又八月迄ハ六^八八^八百文也。にわがに米上り十三^八文也。前代見聞不申大高値也。大豆ハ

八^八文、小豆ハ六^八四十文、あぶら^八忝升二百七十文、作合ハ半作也。

一同年同月廿五日、立子原ニ而^事植立之桐、村方治吉方へ金四兩ニ而^事売。

一舟形郷ニ而^事ハ無尽之儀一流休ミ。

一同年四月廿六日、村方一流郷藏ニ而^事寄合ニ而^事色々之御法度、あるへハけんやく、又ハふ作ニ而^事とくにやがましき事かならずいたし間敷^証ため書文差上印形差上申候。

一同年十一月八日、木流し舟調、右之舟ハ庄吉世話ニ而^事大石田^元金六兩ニ而^事右舟調。

一此度文明開化ニ而^事地間調なり、右ニ付先十三年先、文久三辛酉頼候宝田開発仕度段相叶。

一明治六年十一月分見調、翌年酉七月廿六日始メ八月廿五日迄人数九拾四人掛り。

5 「万留帳」四

万留帳 四

一慶応二年寅十二月六日、□四郎、儀八甚々不埒ニ付、御年具不足ニ而親方ハ親類組合一流郷蔵元ニ而しかられ、就而ハ一流のわびニ而田畑ハ明年卯年卯年作仕候様いたし。

一同月十一日、御上様^(褒美)御法びとして鮭取共ニ御酒壺斗被成下、右之御酒ハ五百八十文づつ、暮五^貳百文被成下、右を十二組ニ割、尤親方ハ白木綿壺反いだゞき。

一同月十日、千巻心経ニ付御法^(褒美)び扇子壺通頂戴仕候。

一同年十二月廿七日、相改作物ハ悪作ニ而、米値段八十三^貳文、大豆ハ八^貳文、小豆ハ同値也。そばハ六^貳文、あふらハ壺升ニ而百六十文、誠ニ前代^(僅)と無之高値也。

一慶応三卯年正月廿二日、本屋敷三五郎發記の無尽久内方と貰ひ候処、右無尽休ミニ而去年十二月廿四日伝十郎へ頼ミ才足あつまり(下略)。

一同年三月廿五日過^ハ蔵根掘致、十五日掘申候。

一去年寅年九月廿九日、拾七日掘申候。

一同年三月廿日、父馬寿被成下、私し馬当年六才ニ而初父付、尤栄治内ノ父馬ニ而四月二日ニ付候、猶又此度寿被成下候ニ而、入用ハ馬持ノ方ハ不殘三百五十文つゝ出し、私し儀ハ忠治内ノ馬も止入用百七十文出し、且又馬の儀ハ先帳三番ノ中頃三元ひかへ有。

一同年四月廿八日、舟形出火ニ而村中皆々焼、八幡様類焼、残る物ハ染屋御番所寺門前の小屋家ニ軒残也。此時ハ御代官郷下周右エ門様。

一同年四月晦日、村持之そば式斗親方より貸し、無相違借申候。

一同年六月廿三日、人別改也。御代官様病氣ニ付舟形ニ而御改。

慶応三年七月十日、天氣快晴之御祈禱被仰付、当村ニ而ハ黒森ニ而いたし。

一同年七月十二日、立行人之殊、^(事)当年は諸宮物高値ニ付、^(附)臂折口ニテ是迄金式朱納候得ハ式拾式文位かへり候処。三そう^(傳)売ニ而金壹歩式朱、錢貳百文つづ之御役也。^(中略)且又私道者十人也。何連も米式升味増外ニこふの物迄持参ニ而出立仕候処。右ハ金三朱トいわれ^(下略)。

一同年同月廿日、伊豆権現湯之花献上。

一同年八月八日、三吉権現参詣之節、親方孫兵吉蛇ニくわれ。

一同年同月晦日、喜四郎殊次年子村ニ而与吉庄八兩人^(子守)とこもり子供頼ミニ参り、一夜泊リニテ候処、親方^(事)と他出之節届候議定致、不届ハ如何と咎メられ、証文ニ而わび致。

一同年十一月十二日と祐乗千太郎兩人大流木切始、十二月四日迄切、尤寒ハ十二月十二日成共雪ハ一切ふり不申候。

一同年同月十五日、私し久次郎又忠治久右衛門いくり之処、当年ハ前代^(事)と無是故鮭大不足ニ而、私し組ハ壹本取候得共、十五日勘定ハ壹人分七百七十文つづこげ也。尤大取之組ハ四本高、猶又壹本も不取方も四組有。

一同年四月廿三日、不動院始の式分頼母子、藤右衛門方^(重)と頼ニ而せりニはいり、藤右衛門家作之節ニもらうつもりなり。

一同年同月廿五日、喜四郎壹両掛の無尽始壹両ハ□ニ而原^(重)省長吉にあだり^(下略)。

一同年十二月十三日、御代官様より御上の御武運長久之御祈禱毎月朔日ニをいて致すニ付、御褒美三百文宛被成下候事。

一慶応四辰年七月廿三日、御代官郷下周右エ門様は後古口へ御出、後役大塚半之助様。^(繁)

一去年十二月廿七日、大いぐさ也、当正月三日又ハ七日京都江戸共ニ外ニ大坂ハ大火事ニ而幾万人之いたミかすしれず申候。

一正月廿八日ニ殿様御西御門番ニ付、御武運長久之御祈禱、二月朔日差上申候。

一同年三月七日、庄内様不殘御下り申候。

一同年三月十二日、願主

御殿様御下り被遊候、次ハ同廿七日ニ而ハ御奥様御始御隠居様惣女中様御下り。

一同年四月十八日、公家様沢三御様^(位)といふ御方御下りニ而庄屋方いろいろ御せいじを以テ家形付すだればづし待候処、

同廿三日御城下へ御出、すぐニ。

同年四月廿四日日朝アづく迄清川口やぶり、同日之内清川村へ御陣取也。右故当村ニ而ハ三人ハ御道具持、七助才兵衛

喜兵衛三人也。右ハ同廿五日午後宿取出立、外ニ三十人ハ舟人足也。猶又私へハわらじ菅束あたり、値ニ納。

一同廿七日、殿様御武運長久御危難消除之御祈禱被仰付、廿七日ハ廿九日迄の二夜三日也。

一同年閏四月三日ハ村方夜廻り六人つつ也。

一五日、上郷の幸文治先達^(小)ニ而庄内調額百人斗リニ而色々のわざ致し、其上続々庄内ハ人々参り、又ハ上郷の者手ニ付都

合九百人斗リ也。

一同六日晚、下谷地御代官門谷様手代召人召つれ余々にげ参るを見て、西ノ又の者先ふれ致、上郷そふどうの者共ト郷へ^(屋)

村方一度ニさわき、夜六つ半時ハ家の諸道具いだし、私し内ニ而ハ本尊様始め皆々うらの小杉畑ニいだし、猶又幸作内ニ^(屋敷)
而も私しのうらニいだし大さわき也。次ニ五つ半時頃右御代官様ニ而大安法、次ニ其夜之内押掛共大石田ハ大舟ニ而下
るといふて村方野宿也。

一翌日七日、金毘羅様のうら^ニ而小屋掛、家ざらへ引越、家中之内傭人つゝ泊り、外^ニ人足傭人出。

一八日、人足^ニ而つめ、色々の人の通り改る。

一十一日、名木沢村^ヲ鉄砲出舟乗共庄内へにげる処をあてられ死。

一十三日、庚申待也。

一十四日、夜廻りハ四人つつ也。

一十五日ハ親方前の番小屋^ニ而人足つとめ。

一十五日、御殿様より御武運長久御領内鎮静之御祈禱二夜三日之間被仰付。

一同廿九日、三位様始廻軍様皆々秋田へ下り。

一五月五日、右之舟方庄内へ下り、船頭水主共^ニ大よろこび下る也。

一五月十日、酒田舟八艘右ハ塩舟、上乘式人付、酒井様のはだたで上郷江登り、右之^(旗立)□^(乗河江)ハ佐海柴橋岡陳屋へ登り。

一同廿八日、四艘登り、右も塩舟上乘式人付登るなり。

一同年七月十三日、かしわざ代^(相木)^ニ而大軍也。

(戊辰戦争、舟形口の合戦が行われた日である)

一翌日十四日、鳥越^ニ而大打合、其節徳川軍志津又ハ清水合海八方^ヲ出、新庄方へ向大軍^ニ而、其時殿様始御家中方秋田江御下り、其時角沢村始仁間福田下飛田城下金沢真先^ニ而やけ、御家中不残、猶又十五六年先^ヲ糺土蔵廿七皆々やけ、前代^方も無之火事。

一同日私し共へ去ル十二日触頭^ヲ廻状^ニ付、殿様始諸役人御武運長久御危難消除之御祈禱被仰付、当日福寿野迄御礼獻上^ニ付参候処、右前文之通志津^ヲ始角沢村大打合^ニ而通り不叶、其^ヲ舟形廻り致度富田廻り^ニ而高くら山牛のぐい^ニ而

参り候処、又々鳥越村ニ而大軍ニ而大打合、誠ニ馬頭直ニ内ニかへり候処、私共本屋敷向さしばへ小舟乗り候ニ、其ばニ而参り候処、御城下ハ大火事也。

七月十六日晚、鎮守伊豆権現へ村方一流寄合、先年御奥様^〆の御褒美金拾八両頂戴仕候分、粃ニ直し百俵之持米之内皆々庄屋方へ願候相談なり、^〆粃町まへの百姓^〆俵つゝ翌日十七日請取（中略）米ニ直し粃斗八升づゝ也。

一次に廿一日、御城下の焼粃もらへ参り、粃俵^〆俵もらへ翌廿三日馬ニ而仁間方内迄とゞけ、又廿四日^〆俵もらひ二口^〆粃式俵也。右米ニ直し粃俵三斗五升有。

一次廿五日、下座所がこへ塩御弘ニ而、右ハ庄内人数町人共の弘塩^〆俵ニ付而金^〆俵歩づゝ也。私し粹祐行院参り^〆俵かへ、外ニ吠に^〆粃斗斗りもち参り候、猶又八月朔日、私しおよし二人ニ而塩かひ参り候処、大ぜいのかひ人ニ而調ひかね、たゞからもどり致候処、松田様のや敷へまへり、焼釘五わ斗ひろへ、其日^〆焼粃式斗斗りニ而内へかへり申候。

一八月十二日、庄内^〆舟形御役屋ニ而役所立色々い^〆わだし。

（言い渡し）

一同十七日、親方ニ而沢内一流寄合ニ而庄屋^〆ゆへわだし。此度庄内方は常葉丁御屋敷へ仮居致候ニ付て、御触之殊是^〆と庄内領ニ相成候迄は、諸万事何儀皆々庄内様ニ随ひ御物成も半取立、猶又色々^〆殊ハ御触之通守るべしと定いたし。

一廿一日、親父ハ村方せけんニ而ハ今だ焼粃もらいあるくに時分も馬引参り、四斗入俵式俵持まへり、内ニ而右焼粃あらひて致候処、式俵ハ只粃三斗ニ而なり、皆々悪^〆のよふニ而ながれ申候。

一七月朔日、黒森三吉権現ニ而天気快晴之御祈禱被仰付。

一同十月朔日、殿様御帰国被遊候ニ付、私し林蔵院宝性院三蔵院不動院右五人御出向参候処、出向ニハ不及之御触ニ而鳥越東宝院江^〆夜泊り、只恐悦斗り申上。

一同極月十三日、御上ノ御祈禱毎月仕候ニ而御代官大塚繁之助様御出。

一同月大晦日、伊藤定作舟形御本陳被仰付、舟形江うづり。

一私しも当年いくさのために人足あるいハ親方の前ニ而番七十日斗いたし。

明治二己年正月廿日御目見常盤丁御屋敷ニ而仕候。

一殿様正月廿六日、江戸表へ御登り被遊候、七月廿四日御着被遊候。

一同年二月十二日十三日両日ばぐじせんさぐニ而（中略）皆々親方へ差上候而村方一流のわび也。

一三月三日、茶木式本親方よりへ立子原へ植申候。

一同月十二日、家人人別差上、私し内ハ九人の内四人禪宗、五人天台右上下也。

一三月十七日、私し宅ニ而護摩焼致。

一御上より去年軍ニ而なんぎいたしおるはつ之御意ニ而米杓斗つ、沢中家別ニ被成下候、四月十五日頂戴致。

一同十六日ニハ去年御かための時常葉馬之丞様の御組十人宿たじ故、米六升頂戴いたし。

一同年六月八日金札之御ふれ、是より正金御用也。右之御んふれ天ちやう御ふれ成。

お も て	
金 沓 分	大 政 官
会 所	
う ら	元 治 元 戊
十 三 年 限	

一殿様沓万五千石御知行頂戴被遊候、都合八万三千貳百石。

一七月朔日、天気快晴之御祈禱御上様被仰付、翌日二日触頭の方へ御守差上。

一同月十七日、親方ニ而一流寄合之上、此度金札出るニ而ふげんそふの割金札御引替之御用被仰付、私しハ金沓歩也。

一当年こよみなし、誠ニふぢう。

一同月廿日、伊豆権現祭礼之儀、是迄凡三十年も角力無之処にわがに願御叶、当沢中斗り之角力ニ而候得共、富田も五六人参り誠にきやか也。猶又湯の花も是迄ハ宝性院二人の処、村方の殊成^(事)ハ林蔵院ニもつかへいだし。

一同月廿五日、天氣快晴五穀成就之御祈禱被仰付。

一十月廿六日、金吉歩御引替十一月十六日金札被成下。

一明治三年正月廿日、御順見御出、大原四位様三千名之御方御供廻り上下三十人斗リニ而大石田^(逕)御舟ニ而御下り清水泊り。

一同廿日、天朝^(事)日本国中之人々官名ハ無用ニ而此度右エ門左右エ門丞助兵衛右之名皆々相除、当村ニ而ハ親方善之丞始御百姓名替いたし、親方ハ小三郎卜改、外ニ三十五軒名替致し、本郷善助茂助久右ニ門茂右エ門治右エ門久兵衛市兵衛(以下略)、右人々別名改。

一同廿四日、御国金札御休ニ相成、但シ町会所ニ而御引替ニ被下成候。

一同年六月廿八日大雨ニ而廿九日大洪水、此節富田村五左門下迄水上リ、うら通新田共ニ壺万苅田地いだミ。

一七月十八日、天氣快晴五穀成就之御祈禱被仰付。

一同廿日、村方若衆酒吞ニ而親方^(事)かられ私し林蔵院兩人ニ而わび四五度いだし、余々八月十七日相済。

一同年八月廿六日、喜四郎殊^(事)は御家中奉公之上しぐぢり之事、去年巳年卷藤玄様へ奉公致、当年上野様へ奉公ニ致、金貳拾ニ兩ニ而参り候処、十日斗り勤、直々時□ニ而廿五兩ニやどへ(下略)。

一明治四年未十一月廿一日、清兵衛一条にわとりとられ、右ハ十月廿二日失ひ、右之訳若衆と咄し出し候処、都合悪く殊^(事)ニ成り、清兵衛内ニ而惣親類内よりわびいだし、金通ニ相成候処、薪木米味噌其外とふ掃酒松屋ねるふそぐ等の掛^(豆麩)り、其上定之赤づきんまでかむるよふにきまるところニ而(中略)若衆へわび致候得共、一向聞請なぐ赤づきん斗りゆるし、余之儀ハ皆々決済なく(下略)。

万留帳 五（明治三年極月祥日）

一十月十六日 復飾御叶ニ付

一明治五年三月廿四日、不動釈迦兩仏ハ世脇村十王堂江相ウツシ。

一実子儀續事竹谷御伯父様ニ御頼申上候而月二五日新庄へ手習けいこニ参り、尤飯米之儀ハ白米ニ而四俵つゝ年々差上候節之御頼也。

一同年六月朔日、種痘中之儀

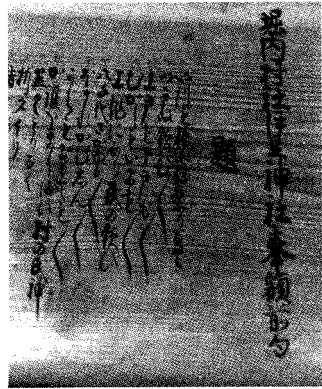
朝廷より厚き御布告も有之、且元知事様御仁恵有之ての事□免許種痘所古河謙堂普瀬三安御両人之鑑定也。時に二女すわへ十一才、三男菊治六才ニ而目出度相勤申候。

一明治五壬申十二月三日於明治六癸酉一月一日改ニ而門松を立餅をつき、則目出度一日相勤。

以上が堀内村兩徳院亮智の記した「万留帳」に記された郷土の姿である。この「万留帳」は幕末から明治維新にかけて、郷土の村々はどのようにして時代の激変に対応していったかを物語っていて興味深い。

6 御百姓子孫繁昌手引草

長沢村に「御百姓子孫繁昌手引草」と題した歌集がある。明治四年、長沢村の伊藤要次郎が書き残したもので、子孫に対する処世訓を四八首の和歌で表わしたものである。勤勉・儉約・孝行・家内和合・稲づくり等々、いずれ



伊豆神社前句奉納額

も平凡な道徳であるが、それだけに基本的であり、農民の心がそのまま表わされているように思われる。当時、こうした家訓的なものを和歌や俳句の形で子孫に伝えている例は他にもみることができが（拙稿「大事を和歌で伝える風について」、『山形県歴史民俗論集』第二集所収）、この「手引草」も当時の庶民の生活倫理をさぐる上では貴重な資料である。

御百姓子孫繁昌手引草

明治四年末正月吉日 長沢村 伊藤要次郎著

いたずらに只一日もくらすなよ

老の身となる人を見るなれば

又合う事のならぬその日に

若き内からしんぼうをせよ

はるくれば秋くるものと心えよ

にあわざる羽でな事をばこのむなよ

みのらぬさきの手入なりけり

ないてくやんでそのかいはなし

ほうぼうによい米をみておくに

へいぜいの志まつは人乃大事なり

肥と水とはくんだり大事に

まさかの時のひれくさなり

とちに合うよき稲しねをつくるべし

ちゝ母のあふせ乃ほどをそむくなよ

手入のほどもたねにあうじて

うちは仲よくはたらきをせよ

りをとるとおもわば田畑こやすべし

みのりのもとはあらたなりけり

るゑもなく稼ぐと人に云われても

ゆだんのすればおくれにぞなる

わがまゝにたゞ何事もたたるなよ

おうせのみにちにみをぞまかせて

よごれてもみわえやずしてあらきよく

諸納をおさむみならばぞあれ

れいねんのことと心をゆるすなよ

えいもあうせも新にぞきけ

つまりては何をきてもわりぬなり

まえの稼ぎの大事なりけり

なに事も油断は人のおちどなり

たえてきなりと人は云うなり

むしつかば急きとりあぶらかすを入れ

かつぎはつけばすすすをふりたけ

ゐてにきをまかせて心をみだすなよ

あしきみちにはまようものなり

ぬすみしてもうけの徳はあるとても

ふうきになりし人はまれなり

をてんきも山も草木も我身まで

なかみのものとみをはまかせて

かんなんはつねに衣食をやつすべし

年貢諸納は人にまさりて

たのしみはおいてのことと心がけ

若きうちにぞしんぼうをせよ

そぎつすな田にも畑にもしんを入れ

よきもあしきも手入なりけり

ねるとてもあすの嫁ぎを心がけ

おきてはたらく心にぞなれ

らちあかぬ人と世けんに云われても

ゆだんのなきはおくれざりける

ういてから又ういならん田の中に

おおいこないなきよにせよ

のにでるにいつも肥しをしゃくいこいたごへ

あしき田ことのなきよにせよ

おく山の田にはわせ稲作るべし

おくれぬように心がけべし

やかましき親とかならず思うなよ

親は子供の末をおもうて

けたえなく山にでるにも田にでても

たゞいつ時もむだにくらすな

こうこうは親の心にしたがえよ

なにを云うともみぢんそむくな

ての内に萬の宝もつながら

そんなる人も手のまよいから

さなえをばふとくなるようすくまき

ほそきなえにはみのりあしきに

ゆうゆうとしてくらするをこのむなよ

らくは苦のたね苦はらくのたね

みのためもおもわば稼ぎせい出せよ

おえにたのみのふうきにぞなる

えようえて富貴の人をうらむなよ

ふちも瀬となりせはふちとなる

くだりしてこは生肥こはこみ

かしこは草と心がけべし

まにあわぬ事と百姓を思うなよ

壱つのたねは百となるなり

ふたたびと若くなられんよの中に

あえてかせきのならん思うて

えの内と心ゆるしてけたえすな

くるまのめぐることくなりける

あきの田のよきや悪えきと云えぬ田の

おのが手入次第なりける

きげんよく家内の中をむつましく

かみをうやまいかせげしんしょう

めざめからただむつまじくあらそわず

人をもすすめはたらきをせよ

しんぼうしてかみをうやまいはたらけよ

そもおえには行末ぞよし

ひんにても心よわらずはたらけよ

ひんもふけんもはたらけばなる

もなかには命限り働けよ

おえての後はらくをするきで

すこませてかせがするのは大事なり

家中の中むつましくして

せえとしてかせぎためた米残り

わが身に付てはなる事なし

きょうの日は一事なりきょうの日に

またあう事のならぬ思うて

右四十八ヶ條覚相勤候へば貧苦脱染処事眼前たり

伊藤 肇氏所蔵文書

